

広島弁護士会沿革誌

(4) 昭和戦前編・上

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増田修

目次

- 一 はじめに
- 二 広島弁護士会の沿革
- 三 広島弁護士会の活動（以上、「修道法学」第三四卷第二号、二〇二二年二月）
- 四 広島控訴院管内弁護士大会（「修道法学」第三五卷第二号、二〇二三年二月予定）
- 五 司法官全国弁護士会長会同（以下、「修道法学」第三六卷第二号、二〇一四年二月予定）
- 六 おわりに

一 はじめに

本稿は、「広島代言人組合沿革誌 附・広島始審裁判所の官許代書

人」（『修道法学』第二八卷第二号、二〇〇六年二月）に続く「広島弁護士会沿革誌 明治・大正・昭和戦前編」の内「広島弁護士会沿革誌

(1) 明治編・(2) 明治編続 附・「代書人取締規則」（明治三六年広島県令第一

〇二号）に基づく代書人組合」（『修道法学』第三二卷第一号・第三三卷第

一号、二〇〇八年九月・二〇〇九年九月）、「広島弁護士会沿革誌 (3) 大正編」（『修道法学』第三三卷第一号、二〇一〇年九月）に続く、昭和

戦前期について編集したものである。

本稿の資料は、『芸備日日新聞』（以下、「芸日」と省略）、「中国新聞』（以下、「中国」と省略）、「法律新聞』（以下、「新聞」と省略）、「法律新報』（以下、「新報」と省略）、「法曹公論』（日本弁護士協会発行。

「日本弁護士協会録事」を改題。以下、「公論」と省略、「正義」（帝国弁護士会発行。以下、「正義」と表記）、および「官報」（以下、「官報」と表記）の記事が主要なものである。

(注1) 『雲備日日新聞』は、明治二十七年九月一五日以前・大正七年六月一日以降の分は、呉市中央図書館において閲覧・謄写し(澤原梧郎氏寄託原紙・呉市総務部市史文書課提供のコピー版)、明治二十七年九月一六日以降・大正七年五月三一日以前までの分は、広島県立文書館において閲覧・謄写した(国立国会図書館所蔵原紙のマイクロフィルムからのコピー版)。「中国新聞」は、広島県立文書館所蔵のコピー版を、同館において閲覧・謄写した。

(注2) 『法律新聞』、『法曹公論』、『正義』、『官報』の記事は、横山妙子氏の協力により収集した。

(注3) 弁護士名簿は、『日本弁護士名簿』(日本弁護士協会発行。国立国会図書館、早稲田大学図書館および東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵)、『日本全国弁護士名簿』(帝国弁護士会発行。早稲田大学図書館所蔵)および『大日本弁護士名簿』(大日本弁護士聯合会発行、東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館および法務図書館所蔵)を使用した。これらは、横山妙子氏および遠藤昭弁護士(第二東京弁護士会所属)の協力により収集した。

なお、弁護士名簿の登録・登録換・取消は、『官報』の「彙報」欄によった。

(注4) 裁判官・検察官の名簿は、『明治・大正・昭和 官員録・職員録集成』(マイクロフィルム版、日本図書センター・一九九〇年)を、コピー用紙に謄写したものを使用した。判検事の異動については、

『官報』の「叙任及辞令」欄の外、『法曹会雑誌』(法曹会発行。以下「雑誌」と省略)の「叙任辞令」欄も利用した。

(注5) 判事検事登用第一回試験及第者、高等試験司法科合格者、弁護士試験及第者、大正十二年法律第五十二号に依る試験(注)、弁護士試験)合格者、および帝国大学卒業者については、『官報』の「公告」欄、「学事」欄を参照した。

(注6) 裁判官、検察官、弁護士に関する資料収集には、左記の名簿類も参考にした。

- ①『日本法曹界人物事典』第1巻、第5巻(ゆまに書房・一九九五年八月。第1巻に『帝国法曹大観』(帝国法曹大観編纂会・一九五一年一月)、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補(帝国法曹大観編纂会・一九二二年一月)、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版(帝国法曹大観編纂会・一九二九年三月)、第4巻に『大日本法曹大観』(大日本法曹大観編纂会・一九三六年一月)、第5巻に『大日本司法大観』(大日本司法大観編纂所・一九四〇年七月)が、収録されている。以下「人物事典」と省略。
- ②『司法沿革誌』(一九三九年一〇月)、『続司法沿革誌』(一九六三年三月)
- ③関根小郷編『司法大観』昭和三年版(法曹会・一九五七年七月)、寺田治郎編『司法大観』昭和四二年版(法曹会・一九六七年七月)
- ④法曹公論社編『日本弁護士大観』昭和三七年版(国際聯合通信

社・一九六二年二月）、佐原泉編『全国弁護士大観』昭和五二年版、法曹公論社・一九七七年五月）

⑤『昭和十三年三月改 會員名簿』第四号（広島弁護士会所蔵）

昭和十三年三月に作成され、昭和二十一年末までの会員の入退会、および役員当選が記録されている。

（注7）陪審公判の詳細については、「広島における陪審裁判」（『修道法学』第二九卷第二号・第三〇卷第一号・第三四卷第一号、二〇〇八年二月・九月、二〇一一年九月）を参照されたい。

二 広島弁護士会の沿革

「広島弁護士会の沿革」は、明治期・大正期については、主として『芸備日日新聞』と『中国新聞』の記事や広告文を編年体にして構成した。しかし、昭和期に入ると、弁護士会や弁護士の活動に関する新聞記事は極めて僅かなものとなり、毎年の役員選挙の記事や中国弁護士大会の記事すら、満足に報道されることはない状況となる。

しかし、『法律新聞』、『法律新報』、『法曹公論』、および『正義』には、次第に広島のような地方の弁護士会についても、毎年の役員選挙や広島控訴院管内弁護士大会（中国弁護士大会）などについての記事が掲載されるようになる。

それでも、沿革を埋める記事の量は少ない。そこで、この沿革の項には、広島弁護士会会員の異動、社会・政治活動、ならびに

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

広島における裁判所の動向、例えば区裁判所の設置・改廃、広島控訴院長・検事長、広島地方裁判所長・検事正などの異動についても収録した。

（注）昭和元（一九二〇）年は、大正天皇が崩じた日である大正一五（一九二〇）年一月二十五日から始まるが、一九二六年は「大正編」に記載したので、「昭和戦前編」は、原則として昭和二（一九二七）年から記載する。

昭和二（一九二七）年

1月9日 ○立憲政友会呉支部発会式（芸日）昭和二・一・一〇）立憲政友会呉支部発会式は、一月九日午前十時半呉市帝国館において開催された。今田利一郎が開会の辞を述べ、座長を推薦し役員の選挙を行った。次いで、渡邊伍代議士が座長席につき、宣言決議を朗読し、盛会裡に一時半閉会した。引続いて一二時より同所において演説会を開催した。同支部役員は、左の四名である。会長渡邊伍（広島弁護士会）、副会長江藤辰之助、幹事長大村信一、顧問佐々木成一

1月15日

○弁護士名簿登録換（官報）昭和二・二・五）高尾英（大正二年三月弁護士試験及第、東京地方裁判所所屬）は、一月二五日広島地方裁判所検事局において、

七一五（一一一）

弁護士名簿の登録換をした。

1月16日 ○憲政会総務就任〔芸日〕昭和二・一・一七

横山金太郎(広島弁護士会)は、従弟の横山勝太郎(東京弁護士会・元広島弁護士会)と共に、憲政会の総務(七名)に選ばれた。

1月31日 ○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和二・二・一六

葛上龜太郎(鳥根県 明治一八年一月西郷代言免許)は、一月三十一日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した。

(注) 葛上龜太郎(松江地方裁判所所屬)は、大正五年四月一三日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録換をした〔官報〕大正五・四・二〇。

2月18日 ○陪審裁判制度の宣伝〔芸日〕昭和二・二・一五

広島地方裁判所および検事局主催で、二月一八日午後五時から寿座において、陪審制度の宣伝を行った。先ず、大審院刑事部長板倉松太郎判事が陪審制度について講演し、次いで、列国の制度を視察して帰広したばかりの大原利文広島控訴院判事が実地視察談をし、最後に、司法省で製作した欧米各国の陪審制度の実地公判から製作した活動写真を上映した。

3月7日 ○陪審制度調査委員会〔芸日〕昭和二・三・一五

広島弁護士会陪審制度調査委員会は、三月七日広島市慈仙寺鼻壽司徳楼において開催された。富島暢夫、香川秀作、松井繁太郎、米田權之助、池田寛作、土井與一、田中豊、貞廣角治委員会同の上、司法省の諮問案について慎重審議の結果、左記の決議を得たので、同月一四日法相江木翼あてに申告した。

第一 陪審制度に要する法廷其他の設備は、裁判の威厳を保つに足るべきを要し、実施を急ぐために姑息な方法に出すべきものに非ざるを考慮すべし。

第二 検事と弁護士は、対等の位地に置くことを要す。

第三 従来の皮相なる宣伝方法を改めて、真摯適切ならしむるを要す(注、この項には、傍聴人陪審員等につき最も適切な研究資料を具述するといふが、新聞には掲載されてない)。

右は、必要欠くべからざるものにして、之を完成せんとせば、勢ひ相当の期間内、陪審法実施を延期するを可と信す。

3月23日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和二・四・一三

松岡照登(大正一五年二月弁護士試験合格)は、三月二三日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

3月30日

○広島弁護士会役員改選（中国）昭和二・四・一）

広島弁護士会では、三月三〇日午後定例総会を開き、本年度の役員選挙を行った。新会長に香川秀作、副会長に高木茂を選挙した。更に新常議員一五名は、（広島）角倉晋造、柳川兵一、篤晴興、佐藤五三、松井繁太郎、米田權之助、土井與一、岡田陸藏、林飛隆善、野間傳吉、高橋光次、（呉）秦野楠雄、加友順平、（福山）佐藤芳松、（尾道）山科慎次郎が会長から指名され、常議員会議長には、岡田陸藏が当選した。

4月7日

○横田大審院長来広（芸日）昭和二・四・八）

中国四国各地における司法事務ならびに明大校友会状況視察のため、去る四日東京を出発した、大審院長横田秀雄博士は、山崎大審院書記長、大西明大主事を従え、七日午前一時五分愛媛県高浜から広島宇品港に到着した。末松県知事、須賀広島控訴院長、皆川検事長、伊藤地方裁判所長、阿部検事正、香川、高木広島弁護士会正副会長、井上博（弁護士）広島明大校友会幹事、新聞記者外多数の出迎えを受け、一々叮嚀に会釈しながら自動車上の人となり、直に広島控訴院に入って昼食を喫した。尚、同院長は、七日午後四時広島ホテルにおける明大広島校友会総会に臨み、明大の現状について説明し、午後八時より羽田料亭の広島法

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

曹会の歓迎宴に臨み、八日午前二〇時山口県に向かい、一日松江、一三日鳥取、一五日京都に、そして一六、七日頃帰京の予定である。

横田大審院長は、往訪の記者に対し「長々御厄介になりましたが、愈々本年八月中旬を以て停年に達するので、三十数年間の司法官生活から隠退する事になりました。後任については、各方面で多少の下馬評も行はれて居るやうであるが、結局目下の状態よりすれば白紙である。隠退後は、明治大学学長としての教育事業に尽瘁する心算である。」と語って、話を転じ「今回の議員暴行事件は、起訴と決した模様であるが、兎に角かうした不祥事が惹き起こされた事は遺憾である。」と結んだ。

5月7日

○弁護士名簿登録換（官報）昭和二・六・二）

松岡照登は、五月七日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

5月9日

○弁護士名簿登録換（官報）昭和二・六・二）

三浦強一（東京弁護士会）は、五月九日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

（注）三浦強一（大正五年一月弁護士試験及第）は、大正六年二月一四日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した（官報）大正六・二・一六）。

5月24日 ○弁護士名簿登録換(「官報」昭和二・六・一七)

平野春一(東京弁護士会)は、五月二十四日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

(注) 平野春一(大正一二年二月弁護士試験及第)は、大正

一二年五月二日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した(「官報」大正二・五・一七)。平野は、関東大震災により広島に避難してきたが、弁護士名簿の登録は東京に残したままであった。その後、文書偽造脅迫恐喝偽造有価証券行使事件に連座して、弁護士名簿の登録を取消したが、予審免訴・検事抗告却下となったので(「芸日」大正一四・七・二八)、大正一四年六月一七日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した(「官報」大正一四・六・三三)。

6月6日

○日本弁護士協会創立満三〇年記念大会(「新聞」昭和二・六・一〇、昭和二・六・一五、「新報」昭和二・六・一五、「公論」第三二卷第七号、昭和二・七)

日本弁護士協会は、創立満三〇年に相当するので、司法官全国弁護士会長会同を機として、六月六日明治神宮外苑日本青年会館において、盛大な記念大会を開催した。正午より記念講演会を公開したが、一般聴衆

約千名に達し、先ず高島晴雄の開会の辞があり、猪股淇清は「株式会社の整理」、乾政彦は「死後の人格」、末弘巖太郎は「民衆と法律」と題する講演を行った。次に、新渡戸稻造出演の予定であったが、急病のため中止となり、記念式に移った。田中首相、原法相、横田大審院長、小山検事総長、窪田行政裁判所長官、森田衆議院議長、濱田、小原両司法次官、黒住参与官、林大審院検事、その他朝野知名の士百数十名が列席、作間耕逸は日本弁護士協合理事を代表して開会の辞を述べ、關直彦は同会を代表して式辞を述べ、田中首相、原法相が祝辞を朗読した。次いで、横田大審院長、小山検事総長、窪田行政裁判所長官、全国弁護士会代表木内傳之助、帝国弁護士会長堀江專一郎等の祝辞朗読または演説があり、新井要太郎の閉会の辞で記念式を閉じ、余興に移り、末廣玉士の浪花節、義士伝南部坂雪の別れ、藤間藤吉の浪花月浅妻の舞踊、關屋敏子のソプラノ独唱数曲、丸一鏡味小仙一座の曲芸等があつて宴に移り、主客約四百五十名にして、デザートコースに入り、關直彦の挨拶に対し、窪田行政裁判所長官の謝辞があり、その発声で日本弁護士協会及来賓の万歳を三唱し、未曾有の盛会裡一〇時頃散会した。広島弁護士会からは、香川秀作会長が列席した。

6月7日 ○司法官全国弁護士会会長会同〔新聞〕昭和二・六・一八、

「新報」昭和二・六・一五、「公論」第三二卷第七号、昭和二・七、「正義」昭和二年七月号）

六月七日午前九時司法省會議室において、司法官全国弁護士会会長合同協議会が開催された。広島弁護士会からは、香川秀作会会長が参加した。司法大臣の挨拶および小原司法次官の演説があった後、司法省の提出に係る左の協議事項に付き、協議した。

一、証人に関する左の諸項に付改善の方策如何

(一) 証人義務の理解、(二) 証人の待遇、(三) 証人に対する訊問の方法

二、司法事務の改善進歩を図るため、各地方に判検事及弁護士協議会を設くるの可否

そして、全国弁護士会会長側からは、左の希望事項を提出した。

一、検事局を裁判所より分離し且司法警察を検事局に隸属せしむる事

二、弁護士法の改正を促進し弁護士会を公法人とし司法大臣の直接監督に移す事

6月8日 ○全国弁護士会会長招待会〔新報〕昭和二・六・一五、「正義」昭和二年七月号）

東京弁護士会では、六月八日正午より、司法官會議

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

で上京中の各地弁護士会会長を東京会館に招待し、午餐会を催した。先ず、木内東京弁護士会会長の挨拶があり、

次いで大阪弁護士会会長吉田音松が各地弁護士会会長を代表して謝辞を述べ、一同の健康を祝した後、盛岡弁護士会会長綿野玉次、東京弁護士会員駒澤辰明、吉田三市郎の陪審法廷並びに弁護士法改正に対する各地弁護士会会長に対する希望演説があり、三時頃散会した。

帝国弁護士会では、今次政変により新たに任官した原法相その他会員の任官祝賀および司法官会同参加の各司法官ならびに全国弁護士会会長の招待会を、六月八日午後五時から明治神宮外苑日本青年館において開いた。来会者主客合して四百余名、岸会長の挨拶に対して、原法相の謝辞および司法官側代表谷田大阪控訴院長、弁護士側代表吉田大阪弁護士会会長の謝辞があり、太田資時の指名で池田司法省民事局長、陣内長崎弁護士会会長の所感演説があり、主客方歳を三唱して、八時過ぎ頃散会した。

7月21日

○広島法曹協議会〔新報〕昭和二・八・一五)

六月七日の司法官全国弁護士会会長会同における司法省の諮問に基づき、広島地方裁判所管内司法官弁護士協議会は、七月二日広島控訴院においてその準備会を開き、司法官は殆ど全部、弁護士は二〇余名が出席、

七一九(二一五)

左記の会則を議定し、司法事務取扱に関し懇談的に意見の交換を行い、第一回会同を九月中に開催すること、議案は裁判所および弁護士会双方より提出すること、幹事、委員等の役員はそれ〴〵選考することを申合わせ散会した。

広島法曹協議会会則

第一条 本会ハ広島県下在勤ノ判事検事同在任ノ弁護士ニヨリ組織ス

第二条 本会ハ本部ヲ広島市ニ置キ支部ヲ弁護士在任ノ各區裁判所所在地ニ置ク

第三条 本部ニ幹事五人ヲ置キ内二人ハ広島控訴院ヨリ二人ハ広島地方裁判所同區裁判所ヨリ之ヲ任シ一人ハ弁護士副会長之ニ任ス

第四条 本部ニ理事十一人ヲ置キ広島控訴院上席部長、同次席検事、広島地方裁判所所長、同検事正、同部長、同次席検事、広島区裁判所監督判事、同上席検事、広島弁護士会長、同副会長、同常議員議長之ニ任ス

第五条 本部ニ於ケル例会ハ当分ノ間毎月一回広島控訴院ニ於テ開会ス。開会ノ日時ハ幹事之ヲ定メ各會員ニ通知ス

第六条 各支部ニ於ケル例会ハ各支部所在地ニ於ケル會員適宜之ヲ定ム

第七条 一年一回大会ヲ開ク。大会ノ期日場所ハ本部ノ理事

8月12日

○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和二・九・七

麓巖（鹿児島県、大正四年二月判事検事登用試験及第）は、八月二日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した。

〔注〕麓巖は、大正五年六月二九日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正五・七・五。麓巖は、昭和二年八月二日釧路区裁判所兼釧路地方裁判所検事に補任された〔官報〕昭和二・八・一三、昭和二・八・一六。

8月19日 ○広島控訴院長更迭（「芸日」昭和二・八・一九）二〇、

「中国」昭和二・八・二〇、「官報」昭和二・八・二〇）

広島控訴院長須賀喜三郎は、八月一九日大審院部長に補され、後任に東京地方裁判所長今村恭太郎が、同日広島控訴院長に補された。

○弁護士名簿登録（「官報」昭和二・九・七）

石堂順助（大正二一年四月京都帝国大学法学部卒業）は、八月一九日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

（注）福山区裁判所判事石堂順助は、昭和二年七月二日退職を命ぜられた（「官報」昭和二・七・二五）。

8月20日 ○弁護士名簿登録換（「官報」昭和二・九・七）

田坂戒三（東京弁護士会）は、八月二〇日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

（注）田坂戒三（大正一一年九月弁護士試験及第）は、大正一一年一月二七日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した（「官報」大正二・一・一〇）。

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

8月22日 ○立憲民政党広島県支部発会式（「芸日」昭和二・八・二

一）三三、「中国」昭和二・八・二二）

六月一日立憲民政党が結成され、立憲民政党広島県支部発会式は、若槻顧問、松田、齋藤両総務を迎えて、六月二二日午前一〇時から、広島市豊屋町寿座で挙行された。これより先、県下各地の党員は早朝から押しかけ定刻一〇時には、さしにも広い大会場も立錫の余地がない大盛況を呈し、その数実に五千と註せられた。かくて、若槻前首相、家の子郎党に擁せられて会場に現れると、万雷のような拍手が起こる。定刻、藤田若水が開会の挨拶を述べ、藤田の指名で松本貴族院議員を座長に推薦し、直に支部規約の審議に入り原案通り可決した。次に、支部長は、座長の指名で横山金太郎代議士を推薦し、横山が座長席につき、宣言、決議を満場拍手の中に可決した。更に、支部役員を選定し、若槻顧問が演説をなし、天皇皇后陛下、民政党の万歳を三唱して正午閉会し、引続き演説会に移った。演説会は、午後一時より五時過ぎまで豊屋町寿座、および午後一時半より五時半まで松川町法正寺の東西両会場で開催された。

（注）立憲民政党広島県支部役員は、支部長、顧問（一三名）、

七二二（二一七）

相談役(六名)、総務(六名)、幹事長、幹事(一八名)、
政務調査会長、政務調査会員(二四名)、評議員会長であ
るが、広島弁護士会弁護士から、支部長に横山金太郎、
顧問に藤田若水、河野暁、総務に森保祐昌が就任した。

9月27日 ○広島県会議員選挙(芸日)昭和二・九・二七(二九、

「中国」昭和二・九・二七(二八)

九月二七日執行された広島県会議員選挙は、定員五
一名中、民政党二一名、政友会一九名、中立その他が
一一名当選した。広島弁護士会弁護士は三名立候補し
たが、広島市選挙区から立候補した福田五郎(政友会)
および双三郡選挙区から立候補した木島次朗(民政党)
が当選し、広島市選挙区から立候補した岡田陸藏(政
友会)は落選した。

10月2日 ○広島控訴院検事長更迭(官報)昭和二・一〇・四、「中

国」昭和二・一〇・四)

広島控訴院検事長皆川治廣は、一〇月二日名古屋控
訴院検事長に補され、後任に長崎控訴院検事長南谷知
悌が、右同日広島控訴院検事長に補された。

10月29日 ○弁護士名簿登録取消(芸日)「中国」昭和二・二〇・一、

「官報」昭和二・二一・一二、「新聞」昭和二・二一・二〇)

吉田眞策(明治四二年七月京都帝国大学法科大学卒業)

は、一〇月二九日広島地方裁判所検事局において、弁
護士名簿の登録を、死亡(九月二九日)により取消した。

(注) 吉田眞策(京都地方裁判所所屬)は、明治四四年九月
八日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録
換をした(「官報」明治四四・九・一五)。

○弁護士名簿登録取消(芸日)昭和二・一〇・二三、昭和
二・一〇・二九、「官報」昭和二・一一・一二、「新聞」昭和
二・一一・二〇)

河野暁(明治四二年七月京都帝国大学法科大学卒業)は、
一〇月二九日広島地方裁判所検事局において、弁護士
名簿の登録を、死亡(一〇月二日)により取消した。

(注) 河野暁は、明治四四年九月四日広島地方裁判所検事局
において、弁護士名簿に登録した(「官報」明治四四・九・
一一)。

11月15日 ○弁護士名簿登録換(官報)昭和二・一一・二二)

藤田若水(大阪地方裁判所所屬)は、十一月二五日広
島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換を
した。

(注) 藤田若水(愛媛県、明治三三年二月弁護士試験及第)

は、明治三四年三月八日大阪地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録し〔官報〕明治三四・三・一三三、明治三六年二月一日五日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治三六・一二・二二二。そして、大正九年五月二日大阪地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録換をした〔官報〕大正九・五・二八。

11月26日

○衆議院議員補欠選挙〔芸日〕「中国」昭和二・一一・三〇

吉田眞策(政友会)死亡により、一月二六日行われた、広島県第七区(安佐・山県・高田郡)衆議院議員補欠選挙の開票は、同月二七日安佐郡農会で執行され、名川侃市(政友会、第一東京弁護士会)が当選した。森保祐昌(民政党、広島弁護士会)は、八五二九票対五一二六票の大差で敗れた。

12月5日

○衆議院議員補欠選挙〔芸日〕「中国」昭和二・一二・八

河野曉(民政党)死亡により、一月五日に行われた、広島県第六区(佐伯郡)衆議院議員補欠選挙の開票は、同月七日午前九時から二十市町元郡役場で執行され、藤田若水(民政党、広島弁護士会)が当選した。

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

12月20日

○広島地方裁判所検事正更迭〔芸日〕昭和二・一二・二〇、「中国」昭和二・一二・二〇〜二二、「官報」昭和二・一二・二二二

広島地方裁判所検事正阿部義彰は、二月二〇日大審院検事に補され、裁判所構成法第八〇条ノ二(注、六三歳停年)により退職し、後任に右同月二〇日横浜地方裁判所検事正古森幹枝が、広島地方裁判所検事正に補された。

12月23日

○弁護士名簿登録〔官報〕昭和三・一一・九

三井康生(大正二二年京都帝国大学卒業)は、二月二三日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

(注) 三井康生は、広島弁護士会に入会していなかったため、新弁護士法附則第五項により、昭和一年六月末日限り、弁護士名簿登録の效力を失った〔官報〕昭和一一・九・七。

昭和三(一九二八)年

2月20日

○第一回普通選挙〔芸日〕「中国」昭和三・一二・二四

二月二〇日、最初の普通選挙である第一六回衆議院議員選挙が行われ、当選者は定数四四六名中、政友会

七三三(一一九)

二二七名、民政党二一六名の接戦であった。広島県においては(政友会七名、民政党六名当選)、第一区(広島市など)では、政友会二名(内一名は、第一東京弁護士会弁護士名川侃市)、民政党二名(内二名は、広島弁護士会弁護士藤田若水、森保祐昌)、第二区(呉市など)では、政友会二名(広島弁護士会弁護士渡邊伍は落選)、民政党二名、第三区(尾道市、福山市など)では、政友三名(大阪弁護士会弁護士米田規矩馬は落選)、民政党二名(内二名は、広島弁護士会弁護士横山金太郎、東京弁護士会弁護士作田高太郎)が当選した。

3月6日 ○広島法曹協議会(「新報」昭和三・三・二五、昭和三・四・五)

広島法曹協議会は、三月六日広島控訴院において、今村控訴院長、南谷検事長、伊藤地方裁判所長、阿部検事正、各部長、判事、弁護士等が出席して、第三回の協議会を開いた。可決事項は、何れも四月一日から実施することになった。

3月11日 ○広島控訴院管内陪審法宣伝(「新報」昭和三・三・二五)

三月一日午後六時から、広島市の寿座で講演会が開かれた。広島は人口二〇万、中国一の大都会であり、主催者側からは全管内陪審員候補者には津々浦々まで案内状を出してあったので、遠来の聴衆も相当多く、

殊に日曜日であったために、会場に参集するもの数知れず、漸くにして三千人を容れる他は、入場を謝絶するの余儀なきに至った。伊藤久次郎所長の開会の辞に次ぎ、一木 輅太郎書記官(検事)、大原利文広島控訴院判事の講演ならびに活動写真の映写があつて、聴衆を頗る感動せしめて閉会した。

(注) 司法省の陪審制度宣伝は、広島控訴院管内は三月初めから開始された。司法省から派遣された、一木司法書記官一行は、四日岡山、五日津山、六日愛媛西条、九日松山、一日広島において、講演会を開き、陪審裁判映画「屍は語らず」を映写して廻った(「新報」昭和三・三・二五)。次いで、黒川渉書記官の一行は、三月一二日尾道において、一木書記官の一行と映写機その他の引継ぎをし、一三日下関に到着し、一四日下関、一六日山口、一七日浜田、一九日松江、二〇日米子、二二日鳥取で講演会、映写会を開いた(「新報」昭和三・四・五)。

3月12日

○広島控訴院管内陪審法宣伝(「新報」昭和三・三・二五) 尾道の陪審法宣伝講演会は、三月一二日午後六時から偕楽座において開かれた。これも忽ちにして、千五百名を収容して満員となり、他は入場を謝絶した。こ

こは、一木書記官一行の最終の講演場である。各地の例により、陪審員候補者が多数出席し、一般の聴衆も頗る熱心に聴講した。中場彌太郎監督判事の開会の辞、一木書記官、大原判事は熱弁を揮い多大な感動を与え、午後一〇時過ぎ閉会した。

3月25日

○広島控訴院管内弁護士大会（「新報」昭和三・三・二五）

広島控訴院管内弁護士大会は、昨年松山市において開催の予定であったが、諒闇中のため延期となつていたので、本年四月一四日同市で開催されることに決定した。松山弁護士会では目下その準備中であるが、同地は瀬戸内海中最も風光明媚の地であり、道後温泉を控えているので、非常の盛会を予想されている。

3月31日

○広島弁護士会役員改選（「芸日」中国「昭和三・四・二〇）

広島弁護士会では、会長香川秀作、副会長高木茂の任期満了により役員選挙の総会を、三月三一日午後二時から裁判所弁護士室において開いた。出席者四二名、今回は長老派と新進派と対抗し、議論百出して、稀に見る波瀾の、ち、開票の結果二六票の大多数で松井繁太郎が会長に当選、次点は一三票の高野一步、副会長には林飛隆善が一八票で当選、次点は角倉晋造が一六票であった。

ちなみに、松井は、中央大学出身で、明治三五年に

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

4月12日

○弁護士名簿登録換（「官報」昭和三・四・二三）

上田八九三（大正四年二月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第、岡山地方裁判所所屬）は、四月一二日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

4月13日

○弁護士森田卓爾死亡（「芸日」昭和三・四・一五）

広島市小町弁護士森田卓爾は、予て病床にあり、令息文明が東京にいたので、この程上京し療養中であつたが、四月一三日夜死亡した、享年六三歳。

（注一）森田卓爾は、高田郡根野村出身、東京専門学校（早稲田大学の前身）を明治一八年卒業し、明治二〇年一

一月東京代言免許を取得し、在野法曹の權威として知られ、広島弁護士会会長を数回、衆議院議員に三回当選し、政治家としても知られている。趣味は、陶村と号し詩を好くした。

（注二）森田卓爾は、昭和七年五月一八日広島地方裁判所検

七二五（一一一）

事局において、弁護士名簿の登録を、死亡により取消した〔官報〕昭和七・六・一四。なお、昭和二年七月一日現在の「日本全国弁護士名簿」には、森田卓爾の名は見えない。

4月14日

○広島控訴院管内弁護士大会（「海南新聞」「伊予新報」「愛媛新報」「大阪朝日新聞香川愛媛版」昭和三・四・一五、「新聞」昭和三・四・三〇、「新報」昭和三・五・五、「公論」第三二巻第五号、昭和三・五、「正義」昭和三年五月号）

広島控訴院管内弁護士大会は、四月一四日午後二時より愛媛県庁内議事堂において開催された。恒例により、主催地弁護士会長野本半三郎議長席に着き、大会決議をなし、議事終了後会員一同来賓と共に紀年撮影をなし、午後六時より梅之家において大懇親会を催した。翌二五日は、午前九時より城山天守閣ならびに石手川拓提を見物の上、午前一時より道後公会堂における松山市長道後町長の招待会に臨み、一同歓を尽くし午後三時散会した。広島弁護士会からは、井上博、秦野楠雄、林飛隆善、秦良一、富島暢夫、小野才次郎、渡邊和四郎、香川秀作、米田權之助、田中康道、田上諸藏、高橋光次、野間傳吉、松井繁太郎、江藤直作、水田謙一、三浦強一、望月第三郎が出席した。

7月3日

○弁護士名簿登録換（「官報」昭和三・七・一四）
米田規矩馬（大阪地方裁判所所屬）は、七月三日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

（注）米田規矩馬（大正七年七月京都帝国大学法科大学卒業）は、大正七年八月三日大阪地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した（「官報」大正七・八・一〇）。

7月11日

○水野判事松江地方裁判所長に栄転（「芸日」昭和三・七・一一）

七月一日、広島控訴院部長判事水野忠行は、松江地方裁判所長に栄転した。

水野は、「明治卅九年四月判事となって広島地方裁判所に着任し、今日迄廿三年を広島で過したので、第二の故郷と言ふよりも唯故郷と言ふ方が当って居るよ、こんなに永く住むと何処へも行きたくない。併し今度行く松江は、未知の土地ではあるが、新聞や雑誌が常に風光絶佳であることを告げるので、一

生一度は住んでみたいとあこがれてゐた。松江地方裁判所附草光、淺田両弁護士は、両氏が広島地方裁判所に在勤中自分の同僚であつたので、非常になつかしきがある。その他の弁護士も、常に当控訴院へ出入りするので、心安くなつてゐる。まあ暑い時だから、涼しい日本海沿岸行きはうれしく思ふ。赴任したら友人達と大社詣でもやろうと思ふ。何時広島を立つかきめてゐない」と語つた。なお水野は、在広三三年間温厚篤実、そして飾り気なく、主として民事を掌り名判事として内外に知られ、今回の転任はいたく惜しまれている。水野には、高等学校在学中の忠敏君と修道中学一年生在学中の胖君の二人の息子さんがある。

(注) 水野の閥歴は、次の通りである。明治一〇年一月一日生、香川県高松市出身、明治三七年七月京都帝国大学法科大学卒業、司法官試補・神戸地方裁判所詰、明治三九年四月広島地方裁判所判事、大正二年五月広島控訴院判事、大正一三年四月広島控訴院部長、昭和三年七月松江地方裁判所長、昭和八年一月山口地方裁判所長、昭和一〇年九月水戸地方裁判所長、昭和一四年九月七日大審院検事・退職(「人物事典」第四卷、「官報」昭和一四・九・七、八、昭和一四・九・一一)。

7月26日

○司法官全国弁護士会長会同(「新聞」昭和三・八・三、昭和三・八・五、「新報」昭和三・八・五、「公論」第三二卷第八号、昭和三・九、「正義」昭和三年九月号)

例年四月に開かれる全国司法官定例会同は、本年は特別議会のため遷延されていたが、七月二六日より三日まで五日間、司法省内において開かれた。第一日は、先ず原司法大臣の訓示があり、小原司法次官の注意、泉二刑事局長の指示があり、正午赤坂離宮において御陪食仰付けられ、午後は協議事項を附議した。第二日は、牧野大審院長の演述、小山検事総長の訓示、豊島、嘉山大審院両部長の演述があり、正午総理大臣官邸における午餐会に臨み、田中総理大臣より一場の訓示があり、午後協議会、午後六時より福井楼における補成会の饗宴に臨んだ。第三日は、一ツ橋学士会館において司法官全国弁護士会長合同協議会を開き、原法相の挨拶後、協議事項を附議し、正午同所において原法相の午餐会に臨み、午後引続き協議をなし、午後六時より原法相の帝国ホテルにおける饗宴あり、弁護士会長との協議はこれで終了した。広島からは松井繁太郎会長が参加した。第四日、第五日は午前午後とも司法官の協議があつた。今回は、主として陪審法実施に関する事項に付き研究された。

7月27日 ○全国弁護士会長招待会〔公論〕第三二卷第八号、昭和
三・九

日本弁護士協会では、今回の司法官会議に会同した各地弁護士会長を、七月二十七日正午日比谷松本楼に招待し、午餐会を催した。この暑中にも拘わらず、会同に列席した殆ど全部の者が出席し、会員も多数出席した。定刻、一同は食卓についたが、松本楼の食堂を取り巻く公園の鬱蒼たる木立の間から吹いてくる涼風に、主客共に炎熱の暑さを忘れてデザートコースに入った。この時、協会理事高島晴雄は、主人側を代表して挨拶を述べ、理事大橋誠一が出席者一同のため乾杯し、それより有志の感想、意見に移り、終わって日比谷公園旧音楽堂の前で記念撮影を行い、招待宴は盛會裡に終わった。

7月28日 ○弁護士名簿登録換〔官報〕昭和三・八・一一

平田遼一（大阪地方裁判所所屬）は、七月二十八日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

〔注〕平田遼一（鳥取、昭和二年二月高等試験司法科合格）は、昭和三年五月二六日大阪地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕昭和三・六・一六。

7月29日 ○全国弁護士会長招待会〔正義〕昭和三年九月号

帝国弁護士会では、今次の司法官会同に参加のため上京した、全国弁護士会長の招待晚餐会を、七月二十九日午後五時半より、同弁護士会館において開催した。各会長を始め名譽会員の出席があり、定刻主客食卓に就き、席上高野理事は会を代表して挨拶を述べ、次いで会長側を代表して大阪弁護士会長吉崎龜之助の謝辞があり、宴終わって後、名譽会員清浦子爵、馬越恭平の回顧談があり、盛會裡に午後九時過ぎ散会した。広島弁護士会長は、参加しなかつた。

8月5日 ○呉一般労働組合組織準備会〔芸日〕昭和三・八・五

呉市は労働都市として全国に誇っているが、未だ官業労働団体を除く所謂自由労働組合の組織は設置されずであり、他都市に比して労働団体の活躍が乏しかった。然し、この程呉市古川町弁護士高橋武夫が、發起人となって呉一般労働組合を組織することになり、その準備会を同弁護士宅に設けて、同志の参加を希望している。同組合の綱領は、次の通りである。一、八時間労働即時実施 一、工場法の徹底的改正 一、健康保険を資本家全額負担 一、失業手当の制定、等で大いに階級戦線の先頭に立つて氣勢を挙げる筈である。

(注) 呉海工会が、広島電気会社に対して、呉市内電車の乗車賃値下げ要求の交渉をしたところ、同社は呉工廠従業員に対してだけ、回数券百回分一円二〇銭のところを、一円に値下げすると回答した。これに対して、一般労働組合準備会は、労働者の階級差別をするものであると、同社呉支店に抗議し、電車の割引時間を請願する模様である。(芸日) 昭和三・八・三一)。

8月6日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和三・九・一四)

野田保規は、八月六日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

(注) 広島控訴院部長野田保規(明治三五年九月関西法律学校卒業、明治三六年一二月判事検事登用試験及第)は、昭和三年七月二〇日退職を命ぜられた〔官報〕昭和三・七・二二)。

8月14日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和三・九・一四)

中場彌太郎は、八月一四日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

(注) 中場彌太郎(明治三三年七月明治法律学校卒業、明治

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

9月19日

○公証人高田似龍死亡(芸日)「中国」昭和三・九・二二) 広島市国泰寺町広島地方裁判所所属公証人高田似龍は、予て中風症に罹り病臥中であつたが薬石効なく、九月一九日午後六時半突如脳溢血で逝去した、享年六九歳。

高田は、安佐郡福木村出身、最初広島医学校に入り医道に志したが、中途政界に入り、故早速整爾等と共に政治雑誌を發行して地方政界のため貢献し、一方代言人となり引続き弁護士として数回広島弁護士会長に選ばれ、在野法曹界の権威であつた。晩年は、公証人として余生を送つていた。資性磊落、酒を好み酒呑童子に因んで守天と号し、漢詩を好くして詩壇における功勞また少なしとせず。今回の逝去は、各方面からいたく惜しまれている。因みに、葬儀は二二日午後五時、広島向西館で執行される。

9月30日

○陪審模擬裁判(芸日)「中国」昭和三・一〇・一(二二) 九月三〇日、広島地方裁判所陪審法廷で、本物の判事(裁判長宮脇幸治判事はか二名) 検事(樫田忠美検事)、

七二九(二二五)

陪審員、弁護士(松井繁太郎、広島弁護士会長、池田寛作常議員会議長)が参加して、被告人、証人には裁判所書記が扮し、陪審法に基づく模擬裁判が行われた。模擬事件は、昭和二(一九二七)年八月一日、加茂郡原村のアメリカ戻りの中年男梅本三次(仮名)が、芸妓和歌と馴染んだすえ、同郡八本松の料亭で和歌を絞殺し、自宅に逃げ帰って二人のわが子を絞殺した、殺人事件(求刑懲役一五年、判決懲役一五年)から、わが子を殺した点を除いて、モデルにしたものである。模擬裁判では、陪審員の答申により、殺人の公訴事実が自殺幫助として懲役三年の求刑があり、懲役二年・執行猶予三年の寛大な判決となった。

10月1日 ○司法記念日(「芸日」「中国」昭和三・一〇・二)

一〇月一日、陪審法施行の「司法記念日」、広島地方裁判所において午前九時から、市内の有力者、市内陪審員候補者、弁護士、各官衙の代表者、市内各専門学校・中等学校長、各新聞社長、銀行頭取・支店長、在広両院議員、郡・市会議員その他、約五五〇名を招待して、新築の陪審法廷、陪審員宿舍などを公開した。記念に菓子と陪審法廷の絵葉書が贈られた。同日四時から、広島控訴院において、判検事、書記、公証人、弁護士ら約一〇〇名が祝賀会を催した。

(注) 一〇月一日午前十時一〇分から同一時四〇分まで、天皇陛下は、大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸し、勅語「司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ権義ヲ保全シ国家ノ休戚之ニ繫ル今ヤ陪審法施行ノ期ニ会ス一層恪勤奮勵セヨ」を賜わった(「新聞」昭和三・一〇・八)。政府はこれを記念して、この日「司法記念日」と定めた。

10月6日 ○陪審模擬裁判(「中国」昭和三・一〇・八)

福山市においては、一〇月六日・七日、陪審制度普及会主催で、福山区裁判所、福山弁護士団、警察署、市役所の後援の下、福山市大黒座で、陪審制度模擬裁判を行った。その裁判資料は、「芸妓君香の二人殺し」で、模擬裁判には、福山の弁護士藤井定市(裁判長役)、同石藤好輝(検事役)、同河村善吉(弁護士役)、同佐藤芳松(陪審員指導役)ら、および陪審員有資格者一二名が出演した。そして、昼の部では福山区裁判所井上勘太郎判事、夜の部は吉武三六監督判事の陪審法に関する講演があった。第一日の六日には、聯隊四〇〇名、中学校一五〇名、師範一五〇名、高女三〇〇名、門田女一五〇名、増川女五〇名が午後から観劇した。

10月15日 ○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和三・一〇・二九

渡邊和四郎は、一〇月一五日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した。

(注) 判事渡邊和四郎(愛媛県、大正九年二月判事検事登

用試験及第)は、大正一四年六月三日広島地方裁判所判

事兼広島区裁判所判事の時、退職を命ぜられ〔官報〕大

正一四・六・五)、大正一四年六月二三日広島地方裁判所

検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一

四・七・三)。退職判事渡邊和四郎は、昭和三年一〇月一

〇日本次区裁判所判事に補された〔官報〕昭和三・一

〇・一五)。

11月2日 ○模擬陪審裁判劇〔芸日〕昭和三・一一・三三

(社)広島県聯合保護会および(財)広島保護院主催で、三日から四日間広島寿座において陪審制度実施普及の模擬裁判劇を公開するが、広島在住の弁護士会有志および各新聞記者団、社会事業家らが後援し、公開中の公判廷ではこれらの人々が、裁判長、判検事、弁護士または陪審員となつて、実際に陪審裁判法廷を見るような、有意義な国民裁判の模擬を公開する。なお、これは普通興業と多少意味を異にしている関係上、会

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

11月21日

○模擬陪審裁判劇〔芸日〕昭和三・一一・一八、昭和三・一一・二二)

員券(会員入場券五〇銭)を発行し、その収入金は釈放者の保護費に充当する。資料劇としては、芸者の二人殺五幕、妹故の殺人罪五幕の二題を前提にして上演する。

模擬裁判劇に出席する者は、次の通りである。松井繁太郎、池田寛作、小野才次郎、森田恪藏、井上博、林飛隆善、福田五郎、田中豊、柳田勘四郎、貞廣角治、望月第三郎、田中康道、秦良一、永井貢、三浦強二、平野春一、田坂戒三(以上弁護士)、広島市社会課長谷川助一、呉保護会長満田恵作、大阪毎日新聞広島支局松村秋義、中国新聞記者傳寶勝、芸備日日新聞記者海部恵一、広島県聯合保護会小谷顯、広島修道院主事河内須造、広島保護院木林勝之助

呉市においては、十一月二日から三日間、広島県聯合保護会ならびに呉保護感化樹徳会主催の陪審制度裁判劇が、呉日日新聞社・中国新聞社呉支局・芸備日日新聞社呉支局後援の下に、劇場呉座で開演された。在呉弁護士総出演で、東京新自由劇団木村吉之助一党が、資料劇「薄命な女の犯罪」五幕、「妹の為に予備水兵の殺人」五幕を演じた。会費は、五〇銭であった。

七三二 (二二七)

11月23日 ○広島における第一回陪審公判〔芸日〕「中国」昭和三・一・二四(二五)

広島における最初の陪審公判(S.T.武夫に係る従兄殺人未遂被告事件)が、一月二三日広島地方裁判所で開廷された。担当裁判官は、宮脇幸治(裁判長)、河邊義一、本田等、検察官は樫田忠美、弁護人は石川正義で審理(公判一日で判決)された。陪審員の答申は、主問の殺人未遂ではなく補問の傷害であり、検察官の求刑懲役一年八月に対し、判決は懲役一年であった。

11月27日

○広島における第二回陪審公判〔芸日〕「中国」昭和三・一・二八(三〇)、「芸日」〔中国〕昭和三・二・二(一)

広島における第二回の陪審公判(N.I.義一に係る美人仲居殺し被告事件)が、一月二七日広島地方裁判所で開廷された。担当裁判官は、宮脇幸治(裁判長)、河邊義一、本田等、検察官は樫田忠美、弁護人は森保祐昌、秦良一、田坂戒三で審理(公判三日間、判決は一月三〇日)された。陪審員の答申は、公訴事実の通り窃盗殺人(窃盗は請求陪審)で、検察官の求刑懲役八年の通り判決された。

12月1日

○模擬陪審裁判劇〔芸日〕「中国」昭和三・二・二(一)、「芸日」昭和三・二・二(七)

一月一日から、広島市新天座において、陪審裁判

12月4日

○弁護士名簿登録〔官報〕昭和三・二・一(八)

高辻朋房(昭和三年一〇月弁護士試験合格)は、一月四日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

12月13日

○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和三・二・二(二)

丸下紫朗は、一月一三日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した。

(注) 丸下紫朗(大正二年二月弁護士試験及第)は、大正

二年一月一日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正二・一・二九。

12月15日

○裁判所調書の口語体化〔芸日〕昭和三・二・二(一五)

今大岡といわれた元東京地方裁判所長今村恭太郎を控訴院長としていただいている、そのお膝元の広島地方裁判所では、今後記録を作成する際なるべく言葉

通りに、口語体を用いるようにと、二月一四日、宮脇裁判長から刑事部の書記一同に達しがあった。その理由というのは、「眼に一丁字なき無学の者の調書にでも『如斯事實は断じてなし』とか『記憶毛頭なし』など、到底同人等の口から発し得られない言葉までが、さもまことしやかに、した、められてあるのである。すべて法廷に於ける一言一句は、生きた証拠となり罪を決する上には最も重大な関係を有する調書に、かくの如き意味本意の記録では、随つてうなづき兼ねるところが多々あることになるので」、要するに、これからの調書は新聞記事にあるように、ありのまゝを正直に書くというのである。

昭和四（一九二九）年

2月5日 ○中国無産党結成（中国）昭和四・二・五

二月二日、合法左翼を標榜して、中国無産党が結成された。委員長に高橋武夫（呉市在住、広島弁護士会弁護士）、書記長に佐竹新市（昭和二年四月第二三回総選挙から衆議院議員当選四回、社会党、執行委員に村井一夫ほか五名が選出され、事務所は高橋武夫方に置かれた。

（注）昭和初期には、各地で無産政党が誕生した。中国無産

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

党は、単一無産党を目標にしていたが、昭和四年九月労働大衆党提唱の無産政党戦線統一協議会に加盟し、佐竹新市は中央執行委員に挙げられ合同準備に努め、昭和五年一〇月全国大衆党広島支部と改称した。ついで、昭和六年七月全国大衆党と労働党との合同により、全国労働大衆党広島支部と改称、更に昭和九年七月社民党との合同で社会大衆党を結成、同党支部となった（広島県警察百年史）下巻、二六〇頁。

2月18日 ○広島における第三回陪審公判（芸日）「中国」昭和四・二・一九（二一）

広島における、昭和四年最初の陪審公判（NM岩吉に係る女髪結殺し被告事件）が、二月一八日広島地方裁判所で開廷された。担当裁判官は、宮脇幸治（裁判長）、河邊義一、本田等、検察官は樫田忠美、弁護人は林飛隆善で審理（公判一日間、判決は二〇日）された。陪審員の答申は、公訴事実の通り殺人で、検察官の求刑懲役一五年に対し、懲役一三年と判決された。

2月25日 ○改正弁護士法案反対全国弁護士大会（新報）「新聞」昭和四・三・五、「公論」第三三卷第三号・四号、昭和四・三（四）

日本弁護士協会主催の改正弁護士法案反対全国弁護

七三三（二一九）

士大会は、二月二五日午後五時より上野精養軒において開かれた。当日は台湾、北海道等の各地方弁護士会代表委員を始め、総出席人員三百余名に達し、非常な盛会であった。広島弁護士会からは、「本日臨時総会にて弁護士法改正調査委員会の成案を支持す、これが変更案を排斥すとの建議を為すことを決議す御尽力を乞ふ」という電報を打電し、香川秀作が広島控訴院管内代表として大会に出席した。

3月7日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和四・四・二)

藤田光政は、三月七日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

(注) 広島地方裁判所所属弁護士藤田光政は、広島弁護士会に入会していなかったため、新弁護士法附則第五項により昭和十一年六月末日限り、弁護士名簿登録(広島地方裁判所)の效力を失ったというが〔官報〕昭和二一・九・七)、藤田光政が弁護士名簿(広島地方裁判所)に登録した記録は見出せない。この藤田光政は、藤田光政(広島弁護士会)に入会していない)を指すと思われる。

3月13日 ○夜間裁判所開廷〔芸日〕昭和四・三・九、「新報」昭和四・三・一五)

呉区裁判所江島齋監督判事は、夜間裁判所を行うべく、就任以来奔走中であつたが、愈々来る三月一三日から実施することになった。これは、同区裁判所管内約三万人が殆ど労働者でこれらの裁判を昼間開廷すると、一日乃至二日余りも休業せねばならず、事件によつては一週間も手間が掛かり、したがって生活上に非常な打撃を蒙るということにあるが、これは、全国最初の試みで、さし当たり民事のみ毎月二回行う。

(注) 呉区裁判所では、四月一〇日午後七時から八時過ぎまで、最初の夜間裁判を開廷した。同夜は、江島判事係で貸金請求事件三件で、区裁第一号法廷で行われ、各判事もこの夜間裁判所に列席した。次回は、一七日の予定である〔芸日〕昭和四・四・一)〜二、「新報」昭和四・四・二五、「新聞」昭和四・四・二八)。

3月15日 ○広島における第四回陪審公判〔芸日〕「中国」昭和四・

三・一六)〜一七、昭和四・四・一九)

広島における、昭和四年第二回の陪審公判(STセツに係る恨みの現住建造物放火被告事件)が、三月一五日広

島地方裁判所で開廷された。担当裁判官は、宮脇幸治（裁判長）、河邊義一、高林茂男、検察官は樫田忠美、弁護人は江藤直作で審理（公判一日間、判決は三月一日）された。陪審員の答申は、非現住建造物放火未遂に「然り」で、検察官の求刑懲役三年に対し、懲役二年と判決された。

4月2日
○広島弁護士会役員改選（「日本弁護士名簿」昭和四年版、「会員名簿」第四号）

昭和四（一九二九）年度広島弁護士会の役員は次の通りである（注、判明した役員のみ記載）。

（会長）小野才次郎、（常議員）米田權之助、土井與一、高橋武夫

4月23日
○広島控訴院管内弁護士大会（「防長新聞」「中国」昭和四・四・二四、「新報」昭和四・五・五、「正義」昭和四年五月号、「公論」第三卷第六号、昭和四・一六）

広島控訴院管内弁護士大会は、四月二三日午後一時から下関商工会議所で開会された。出席者は五四名、来賓として今村広島控訴院長、坂本同院書記長、矢崎山口地方裁判所長、杉本同検事正、その他が列席した。松山、岡山、広島、山口の各弁護士会から提出の議案一九件を可決し、同夜は春帆楼で懇親会を開き、二四日は関門海峡を視察、午後一時下関市長の午餐会に臨

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

み、終わって、長府乃木神社、官撃中社赤間宮参拜、花魁道中を見て、五時解散した。

4月25日
○広島における第五回陪審公判（「芸日」「中国」昭和四・四・二六～二八）

広島における、昭和四年第三回の陪審公判（O.T秀雄に係る手柄の放火被告事件）が、四月二五日広島地方裁判所で開廷された。担当裁判官は、宮脇幸治（裁判長）、河邊義一、高林茂男、検察官は樫田忠美、弁護人は中場彌太郎で審理（公判二日間、判決は四月二七日）された。陪審員の答申は、主問・補問とも「然らず」で、無罪の判決がなされた。

5月6日
○司法官全国弁護士会長会同（「新聞」昭和四・五・一〇、昭和四・五・一三、昭和四・五・一五、「新報」昭和四・五・一五、「正義」昭和四年五月号・六月号、「公論」第三卷第六号、昭和四・一六）

司法省における昭和四年度司法官会議は、五月三日以来司法省内会議室において行われ、第一日は原法相および小川検事総長の訓示があり、引き続き協議会に移り、六日は午前九時より全国弁護士会長を加え合同協議を行ったが、同日は原法相より陪審制度の運用、改正民事訴訟法実施に関する希望意見があった後、改正民事訴訟法実施に際し「準備手続並に口頭弁論に於け

七三五（一三二）

る審理を迅速ならしむる為め裁判所と弁護士との協力
を必要とする点」を主題として協議し、弁護士会長と
の会同は六日終了し、八日全部の会同は無事平穩に開
会した。合同協議会には、広島弁護士会からは小野才
次郎会長が出席した。

5月7日 ○全国弁護士会長招待会(「公論」第三三卷第六号、昭和

四・六)

日本弁護士協会では、司法官全国弁護士会長合同協
議会に出席した各地弁護士会長を、五月七日正午より
日比谷松本楼に招待、午餐会を催したが、定刻となる
と直ちに宴を開き、先ず理事松尾菊太郎が協会を代表
して挨拶をし、次いで長崎弁護士会長佐々野富章が来
賓を代表して謝辞を述べ、宴を終わって記念撮影をし、
盛會裡に散会した。

○全国弁護士会長招待会(「正義」昭和四年六月号)

帝国弁護士会においては、司法官会同に参加のため
上京した、全国弁護士会長の晩餐会を、五月七日午後
五時より第一東京弁護士会館に開催した。各会長を始
め名誉会員その他百数十名の出席者があり、定刻主客
食卓に就き、席上花井卓藏博士は帝国弁護士会を代表
して挨拶を述べ、これに対し会長側を代表して長崎弁
護士会長佐々野富章の謝辞があった。宴酣の頃、各会

長の卓上演説があり、終わって散会した。

5月30日 ○広島弁護士会副会長一名増員(「中国」昭和四・五・三

二)

広島弁護士会では、副会長一名増員の件を、かねて
司法省に申請中のところ、認可されたので、五月三〇
日午後一時から臨時総会を開き、新副会長の選挙を
行った結果、呉市の佐々木英夫が当選した。

6月1日 ○広島市議員選挙(「芸日」「中国」昭和四・六・三)

普通選挙法による初めての市会議員選挙は、六月一
日行われた。広島市では、四四議席中、民政党三〇、
政友会一〇、その他四と、民政党が大勝を博した。弁
護士は西部地区から二名立候補し、井上博(政友会)は
当選したが、福田五郎(政友会)は落選した。

6月3日 ○広島における第六回陪審公判(「芸日」「中国」昭和四・

六・四・六)

広島における、昭和四年第四回の陪審公判(HY金作
に係る強盗傷人被告事件)が、六月三日広島地方裁判所
で開廷された。担当裁判官は、宮脇幸治(裁判長、河
邊義一、高林茂男、検察官は樫田忠美、弁護士は永井
貢で審理(公判二日間、判決は六月五日)された。陪審員
の答申は、公訴事実の通りで、検察官の求刑懲役三年
六月の通り判決された。

6月20日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和四・六・二九

丸下紫朗は、六月二〇日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

7月29日 ○広島における第七回陪審公判〔芸日〕「中国」昭和四・

七・三〇～三二

広島における、昭和四年第五回の陪審公判（MO好一に係る女房斬り殺人未遂被告事件）が、七月二十九日広島地方裁判所で開廷された。担当裁判官は、宮脇幸治（裁判長）、本田等、高林茂男、檢察官は榎田忠美、弁護人は中場彌太郎で審理（公判一日間、判決は七月三〇日）された。陪審員の答申は、公訴事実の通りで、檢察官の求刑懲役四年に対し、懲役三年の判決がなされた。

10月1日 ○司法記念日〔芸日〕昭和四・一〇・二、「雑誌」第七卷第

一一号、昭和四・一一

一〇月一日司法記念日、広島控訴院、広島地方裁判所および同区裁判所においては、午後開廷を廃し、なお当日は刑の言渡をせず、次の行事を行った。午後二時より控訴院会議室において、御真影の奉拝式および昨年一〇月一日司法部に賜った勅語の奉読式を行う。

参列者は、三裁判所および同検事局職員一同および在広弁護士、公証人、執達吏などで、総人員約二百名であった。勅語奉読式終了後、引続き別室において祝意

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

を表すため祝杯を挙げ、今村控訴院長の発声で、天皇陛下の万歳を三唱し、午後三時過ぎ一同散会した。右の外、改正民事訴訟法の趣旨を新聞に掲載し一般に宣傳した。

10月14日 ○弁護士名簿登録換〔官報〕昭和四・一〇・二三

藤原歳美（東京弁護士会）は、一〇月一四日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

（注）藤原歳美（大正二二年二月弁護士試験及第）は、大正

二二年六月一八日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正二二・六・二三。

12月1日 ○横山会発会式〔芸日〕昭和四・一一・四、昭和四・一一・

五

横山会発会式が、一二月一日東城偕楽座で開催された。定刻、すでに千余名の来会者に黄白の祝い餅を配分し、主賓横山金太郎代議士（広島弁護士会弁護士）、横山勝太郎商工事務次官（東京弁護士会弁護士）、元広島弁護士会議員、金太郎の従弟）代理平川通相秘書官の一行を乗せた自動車数台の到着を歓迎して、煙火の打上数発、式場には贈祝の大花輪および立花を飾置され、午後一時主賓を始め多数来賓、横山勝太郎氏母堂かた子刀自

七三七 (一三三)

も陪賓、創立委員等も着席し、本会創立第一人者細川昇三氏は万雷の拍手に迎えられて登壇し、横山両先生的人格闊歴手腕に対し、敬慕馴致すべき郷党の榮譽ある責務である所以を説き、引き続き創立経過の略述、現在会員三千五百名で速からず一万を突破する見込みの旨を報告し、更に座長に保澤俊一氏を推し、同氏の座長により会則の議定および会長に淵上秀一氏を副会長に田川、竹中両氏を選挙し、会長の就任挨拶と役員選定を会長に一任することを以て議事を終わつた。日伝町長、木島、角森、古田の各県会議員の祝辞があり、濱口総裁以下朝野の名士より二十幾通の祝電は、各通拍手の中に披露された。かくて、横山金太郎代議士は、おもむろに登壇、謹厳なる態度口調で謙讓感謝の切なる挨拶、横山政務次官代理平山代議士の丁重な謝辞があり、ここに目出度く発会式の大団円を告げ、細川氏の音頭で万歳を三唱した。午後二時三十分引き続き政談演説会に移り、数名の前弁士と横山代議士の熱弁は、夜に入つても聴衆は惔然として傾聴し、六時二十分閉会、それより別室会場において、二百七十名により両氏の歓迎大宴会を催した。

昭和五(一九三〇)年
2月20日 ○第一七回総選挙〔芸日〕「中国」昭和五・二・二三、「中国」昭和五・二・二四)

二月二〇日、第一七回衆議院議員選挙が行われ、当選者は定数四四六名中、政友会一七四名、民政党二七三名で民政党が圧勝した。広島県(政友会五名、民政党八名)では、第一区(広島市など)では、政友会二名(内一名は、第一東京弁護士会弁護士名川侃也)、民政党二名(内一名は、広島弁護士会弁護士藤田若水は当選、森保祐昌は落選)、第二区(呉市など)では、政友会一名(広島弁護士会弁護士渡邊伍は落選)、民政党三名、第三区(尾道市、福山市など)では、政友二名(内一名は広島弁護士会弁護士米田規矩馬)、民政党三名(内二名は、広島弁護士会弁護士横山金太郎、東京弁護士会弁護士作田高太郎)が当選した。

4月6日
○広島弁護士会役員改選〔芸日〕昭和五・四・八
広島弁護士会では、四月六日午後一時から広島地方裁判所弁護士室で臨時総会を開き、役員選挙の結果は、次の通りである。

(会長) 土井與一、(副会長) 三浦強一、篤晴興、(常議員会議長) 田上諸藏、(常議員) 香川秀作、池田寛作、佐藤五三、小野才次郎、森田恪藏、高橋光次、高木茂、林飛隆善、田中豊、神田静雄、柳田勘四郎、貞廣角治、

4月12日

甲村信一、秦野楠雄

○広島控訴院管内弁護士大会（「因伯時報」昭和五・四・一二～一四・一六、「鳥取新報」昭和五・四・一二～一四、「新報」昭和五・五・五、「新聞」昭和五・五・二〇、「公論」第三四卷第五号、昭和五・五、「正義」昭和五年五月号）

広島控訴院管内弁護士大会は、四月一二日午後三時鳥取市因幡銀行ビル階上大広間において開催された。

出席会員四九名、来賓今村控訴院長以下二〇名。先ず主催地たる鳥取弁護士会長君野順三が議長に推され、各地提出の議案につき討議し、松山弁護士会提出「現行陪審法は我国情に適應せざるものと認む」、広島弁護士会提出「民事訴訟法中準備手続に関する規定は全廢するの要ありと認む」の二議案は議論沸騰したが否決となり、その他大体原案を可決し、五時閉会、今村控訴院長の講話、帝国弁護士会代表新聞弘道弁護士（第一東京弁護士会、元広島弁護士会員）の挨拶があった。大懇親会は、公会堂において午後七時半開会、九時半頃散会。翌一二日は、午前一〇時自動車十数台連ねて、宇倍神社、樗谷神社、大砂丘、荒木又右衛門墓などの名勝を見学し、午後一時伊吹植物園において開催された園遊会に鳥取市長の招待により出席し、因幡名物傘踊りその他の余興があり、各模擬売店は大いに賑わい、

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

4月15日

主客歓を尽くし、二時半頃漸次散会した。
○弁護士名簿登録換（「官報」昭和五・五・六）

下向井貞一（昭和三年一月高等試験司法科合格、東京地方裁判所所屬）は、四月一五日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

5月17日

○広島における第八回陪審裁判（「芸日」「中国」昭和五・五・一七、昭和五・五・二〇）

広島における、昭和五年第一回の陪審裁判（OZミッコに係る殺人未遂被告事件）が、五月一七日広島地方裁判所で開廷された。担当裁判官は、小玉平太郎（裁判長、酒巻良一、高林茂男、檢察官は樫田忠美、弁護人は米田規矩馬で審理（公判一日間、判決は五月二〇日）された。陪審員の答申は、主問の殺人未遂については「然らず」、補問の傷害罪に「然り」であった。檢察官の求刑は懲役二年、判決は懲役一年であった。

5月31日

○広島地方裁判所長更迭（「芸日」「中国」昭和五・六・一、「官報」昭和五・六・二（四））

広島地方裁判所長判事伊藤久次郎は、五月三十一日大審院検事に補任され、裁判所構成法第八〇条ノ二により六月一日停年退職となり、後任に五月三十一日大阪控訴院部長判事前澤幸次郎が、広島地方裁判所長に補された。

七三九 (一三五)

6月6日 ○全国弁護士会長協議会〔新聞〕昭和五・六・一三、「新聞」昭和五・六・一五)

司法官全国弁護士会長合同協議会に列席のため上京中であつた、全国弁護士会長の協議会は、六月六日午後二時より上野精養軒において開催。本年度当番幹事第二東京弁護士会長代理花岡敏夫博士議長となり、司法部に対する希望、司法省諮問事項に対する答申、司法官及弁護士会長協議会に提出すべき事項につき、種々協議後、懇親会を開き花岡第二東京弁護士会長代理の挨拶に次いで、中川大阪弁護士会長の謝辞および岩田第一東京弁護士会長の挨拶などがあり、岩田第一東京弁護士会長の発声で一同乾杯、歓談を尽くして散会した。

6月7日 ○司法官全国弁護士会長会同〔新聞〕昭和五・六・一〇、昭和五・六・一三、「新聞」昭和五・六・一五、「公論」第三四卷第七号、昭和五・七、「正義」昭和五年七月号)

定例司法官会同は、六月六日より一〇日まで、司法省内において開かれ、牧野大審院長以下各裁判所長官および小山検事総長以下各裁判所検事長ならびに検事正列席、第一日(六月六日)は午前九時より渡邊法相の訓示があり、次で小原司法次官の注意事項の演述、長島民事局長および泉二刑事局長の指示があり、少憩後

正午宮中における御陪食を賜り、午後二時協議会を開いた。第二日(六月七日)は、全国司法官と弁護士会代表者との会同があり、渡邊法相の挨拶後、協議会を開き、中心問題は主として民事訴訟法実施後の運用ならびに盗犯防止法運用に関する協議をして、弁護士との協議を終わり、午後五時より帝国ホテルにおける司法大臣の招宴に臨んだ。広島弁護士会からは土井與一會長が出席した。第三日(六月九日)は牧野大審院長の演述および小山検事総長の訓示があり、協議を終わり、午後六時東京会館における法曹会の招宴に臨み、第四日(六月一〇日)は午後協議、午前一一時三〇分総理大臣官邸における濱口首相の午餐会に臨み、同日を以て全く協議を終わり、各々帰任した。

6月8日 ○全国弁護士会長招宴会〔新聞〕昭和五・六・一五、「公論」第三四卷第七号、昭和五・七)

日本弁護士協会の全国弁護士会長招待会は、六月八日正午より九段坂上富士見軒において開催された。まず、同協会理事吉田三市郎が、開会の挨拶と共に改正弁護士法案に対する従来の経過ならびにこれに対する希望を述べ、これに対し名古屋弁護士会会長加賀喜久治が、来賓一同を代表して謝辞を述べ、又改正弁護士法確立の必要なる所以を痛論し、次で塚崎東京弁護士会

長もまた弁護士法の確立殊に三百退治の必要を力説し、最後に平壤弁護士会長呉崇殷は、朝鮮における統治が一部行政部の手により左右されている状態を改善するのに協力せられたいと述べ、それより理事吉川忠志の発声で、来賓一同の健康を祝して乾杯し、散会した。

○全国弁護士会長招待会（正義）昭和五年七月号）

帝国弁護士会において、今次の司法官会同に参加のため上京した全国各地弁護士会長の招待会を六月八日午後五時より第一東京弁護士会館に開催した。各会長を初め原、花井兩名誉会員等多数出席し、席上帝国弁護士会理事天野敬一は主人側を代表して挨拶を述べ、これに対して会長側を代表して名古屋弁護士会長加賀喜久治の謝辞があり、次いで各会長、原、花井兩名誉会員等交々起つて、卓上演説を試み、和氣霽々の裡に散会した。

6月9日

○弁護士名簿登録（官報）昭和五・六・一七、「芸日」昭和五・六・一〇）

野手耐（茨城県、明治三十七年七月東京帝国大学法科大学卒業）および伊藤久次郎（島根県、明治三十三年一月東京代官免許、前広島地方裁判所長）は、六月九日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

7月10日

○広島法曹協議会協定事項（「新報」昭和五・八・一五、「雑誌」第八卷第九号、昭和五・九）

広島控訴院、広島地方裁判所および広島区裁判所ならびに広島地方裁判所々属弁護士より成る広島法曹協議会は、七月一日広島控訴院において開会し、昭和五（一九三〇）年六月司法官弁護士会長合同協議会における諮問事項に対する地方裁判所長の答申に付弁護士会長が同意したものを本会において承認し、改正民事訴訟法実施の実績に徴し、更に裁判所と弁護士と協力が必要とする事項につき協議し、三四項目の協定を結んだ。

9月20日

○外遊中の松井繁太郎弁護士帰朝（「芸日」昭和五・九・二四）

裁判所を始め銀行、会社など実業方面を視察のため外遊中であつた、広陵在野法曹界の権威、広島市下中町弁護士松井繁太郎は、同視察を終え、九月二〇日夜無事帰広した。松井は、まずカナダ、バンクーバーよりバンフ、モントリオールを経て、オタワに出て同地でカナダ総督ウエリントンに会見して、それよりナイヤガラの大瀑布を觀て、大西洋岸に出て、ボストン、紐育（ニューヨーク）、華盛頓（ワシントン）を視察し、市俄古（シカゴ）より太平洋岸に出て、ロスアンゼルス

七四一（二三七）

市に到り、桑港(サンフランシスコ)市を觀て、ピクトリヤに出て、この間二ヶ月余を費やして帰朝したものである。

10月1日 ○パンフレット「和解の勧誘」配布(芸日「中国」昭和五・一〇・一)

司法省では裁判のスピード化を叫んで、相当の成績をあげているが、昨年の不景気に多額の訴訟費用と、少なからざる日時と、それと煩瑣な手続とによる裁判よりも、最も手つ取り早く、そして円満に解決することが出来る、和解の途を選ぶ方が、双方ともに有利であるといつて、本省では極力これを勧誘普及しているが、前澤広島地方裁判所長は、なかんづく熱心な和解勧誘者の一人で、一〇月一日の司法記念日に当たり、左のような「和解の勧誘」というパンフレット一万枚を印刷して県庁、市役所、町村役場を始め会社、銀行、信用組合、弁護士、方面委員、在郷軍人会などに広く配布して、趣旨の徹底に務めることになった。

区裁判所で和解をする途もある、②民事の争を警察に示談を願ふは願でない、区裁判所に和解を願ふが穩当である、③訴訟をする程に和解には金がいらぬ、別に多くの訴訟費用はいらぬのである、④訴訟をする程に和解を願ふは面倒でない、本人か代人が出れば口頭でも願へる、⑤和解を裁判所に願ふには時間がか、らぬ、双方本人が来れば其日にも出来る、⑥和解の手続は誰にも出来ぬことはない、別に法律を知らぬでもないのである、⑦和解を願ふには恐れ憚るには及ばぬ、裁判所は親切に丁寧の取扱をする、⑧裁判を受けるより和解の方が利益が少なくない、双方に永く不満の種を残さなくなる、⑨裁判と裁判所でする和解と結果は違はぬ、和解は判決と同様に執行が出来る、⑩裁判所で下方の示談を和解にしても差支ない、後からよりの戻らぬ利益がある、⑪利益の点は示談公正証書も此和解に及ばぬ、どんな和解でも執行することが出来る、⑫利益ばかりでなく親族間の争は和解をするがよい、骨肉の間に勝負を極めるは後のさはりである。

(注) パンフレット「和解の勧誘」には、新民事訴訟法、民事

訴訟と和解、和解申立、和解申立勧誘などの項目がある。その要約ともいえる、文末の「和解を勧むる公示文」は、次の通りである。①民事の争は必ず訴訟をするに及ばぬ、

○司法記念日祝賀会(「中国」昭和五・一〇・三)

一〇月一日の司法記念日に当たり、広島控訴院では、午後三時から広島地方、区両裁判所および検事局の職員一同ならびに在野法曹団が参集して式をあげ、御真

影奉拜の後、司法部に賜った勅語を今村控訴院長が奉読、終わって午後四時から同所で祝賀会を開いた。来賓として、市内各官公衙および銀行、会社の代表者など多数列席し、午後五時過ぎ盛會裡に散会した。

10月13日

○弁護士名簿登録取消〔官報 昭和五・一〇・二九〕

石藤好輝（大正九年京都帝国大学法学部卒業）は、一〇

月一三日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した。

〔注〕石藤好輝は、大正一一年一〇月一九日広島地方裁判所

検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報 大正一

一・一〇・二六〕。石藤は、昭和五年一〇月一八日、公証

人に任ぜられ、広島地方裁判所所属故公証人保江衷の後

任を命ぜられたが〔官報 昭和五・一〇・二二〕、昭和一

一年三月二五日死亡した〔官報 昭和一一・四・二七〕。

11月10日

○弁護士名簿登録〔官報 昭和五・一一・二六〕

井上三枝雄は、一一月一〇日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

11月30日

○全国弁護士大会〔新報 昭和五・一二・五、新聞 昭和五・一二・八、公論 第三五卷第一号、昭和六・一〕

東京弁護士会および日本弁護士協会主催の下に、一

広島弁護士会沿革誌 (4) 昭和戦前編・上 (増田)

一月三〇日午後二時より上野精養軒において、全国弁護士大会が開催された。在京および全国弁護士約五〇〇名が会集、高島晴雄司会の下に關直彦を座長に推し、東京弁護士会長塚崎直義は開会の挨拶として、「年来我が在野法曹主張の弁護士法改正案は、今回司法省案に於て其の大部分は容れたるの觀がある。併して、其の根本に於て三百取締法を別法として規定せんとし、殊に五年間三百の公認を為すが如き正に時代錯誤の甚しきものである。斯くの如き、根本的に立法の目的を異にしてある法案に対しては、絶対反対の意思を明白にして帝国議會に対しても吾々の主張を貫徹すべく、一路邁進の必要あり、茲に全国弁護士大会を開いた」と述べ、次で弁護士法改正調査委員長吉田三市郎の経過報告があり、次に小野久は東京弁護士会における運動経過を報告し、三森武雄が決議案「司法省弁護士法案ノ一部ヲ分離シテ法律事務取扱ニ関スル法律案ナルモノヲ作り非弁護士ヲ公認スルカ如キ附則ヲ規定シタルハ与論ヲ無視シ弁護士制度ノ根本ヲ紊淆スルモノト認ム」を朗読し、満場一致これを可決した。広島からは藤田若水が出席した。

〔注〕一二月一日朝、各弁護士会代表が、渡邊法相を訪れて

三百代言取締を五ヶ年猶与する点を強硬に反対するなどしたので、小原次官、泉二刑事局長は同日午後会合して意見を交換した結果、法案の閣議上程は無期延期となった。

幸次郎は、同日神戸地方裁判所長へ転任した。
一二月二〇日、大審院判事鈴木秀人が、欠員中であった広島地方裁判所長に補された。

12月8日

○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和五・二二・二二二
佐々木英夫は、一二月八日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した。

1月16日

○弁護士名簿登録〔官報〕昭和六・一・二八
山田示元(明治三年七月東京帝国大学法科大学卒業)は、一月一六日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

(注) 佐々木英夫(明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業、同年一月文官高等試験合格)は、大正四年九月一

1月20日

五日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録し〔官報〕大正四・九・一八、大正八年一月二五日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした

○弁護士名簿登録換〔官報〕昭和六・二・四
山下五六(大阪地方裁判所所屬)は、一月二〇日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

〔官報〕大正八・二・二。佐々木は、昭和五年一月二五日呉市長に就任し、昭和七年二月二日退任した。

(注) 山下五六(昭和四年二月弁護士試験合格)は、昭和五年五月七日大阪地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕昭和五・六・四。

12月9日

○広島地方裁判所長更迭〔芸日〕昭和五・二二・九、「中国」昭和五・二二・一九、「官報」昭和五・二二・一〇、昭和五・二二・二二)

1月22日

一二月九日、神戸地方裁判所長東龜五郎が大審院判事に補せられ、その後任として広島地方裁判所長前澤

●不評な陪審裁判〔芸日〕「中国」昭和六・一・二二)
遅ればせに実施された我国の陪審法は、どんな成績かといへば、それはお話にならぬ程、繁昌しないといふヨリほかはない。同法実施の昭和三年十月一日から

3月13日

○広島における第九回陪審公判〔芸日〕「中国」昭和六・三・一四～一五、昭和六・三・一七

（広島における、昭和六年第一回の陪審公判（N.M.豊三郎に係る殺人被告事件）が、三月一三日広島地方裁判所で開廷された。担当裁判官は、小玉平太郎（裁判長）、數馬伊三郎、高林茂男、檢察官は櫻田忠美、弁護人は森保祐昌、秦良一で審理（公判二日間、判決は三月一六日）された。陪審員の答申は、主問の殺人については「然らず」、補問の傷害致死に「然り」であった。檢察官の求刑は懲役七年、判決は懲役四年であった。

3月15日

○事務停止の庄原区裁判所〔中国〕昭和六・三・一四、〔芸日〕昭和六・三・一五

司法省が発表した全国六二ヶ所の事務停止区裁判所中、広島地方裁判所管内では、庄原区裁判所が事務停止となる。同所には現在、書記、雇、延了各三名、給仕一名、合計一〇名いるが、これらは同案が議会通過と共に本月末日異動を行って、欠員未補充のヶ所に転任させる。なお、登記事務は、依然存置する。

また、広島地方裁判所三次支部は、甲号から丙号支部に格下げとなる。

1月23日

○弁護士名簿登録〔官報〕昭和六・二・四

徳永豊（大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業）は、一月二三日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

（注）徳永豊は、三菱造船本社に入社したが、病氣となり退社し弁護士となり、昭和三〇年五月一日第七代福山市長となった（「日本の歴代市長」第三巻、一二二頁）。

所として創設され、同三年一月区裁判所となり、その後、同三年四月事務停止の止むなきに至り(三次区裁判所が取扱)、同三年六月民事のみの裁判所として復活、翌三四年一月再び停止され、大正二年四月廃止と共に三次区裁判所出張所となり、大正八年に庄原区裁判所となった。

(注2) 日本弁護士協会の呼びかけにより、三月二十六日上野精養軒で、区裁判所事務停止・支部の権限縮小に反対する全国弁護士大会が開かれた(「新聞」昭和六・四・三、「公論」第三五巻第四号、昭和六・四)。しかし、広島弁護士会から、この大会に出席した者はなく、また激励の電報などを出した形跡もない。

(注3) 昭和八年二月二日、事務停止、格下げは元通りに復活した(「新聞」昭和八・一・三〇)。

3月16日 ○吉田弁護士拘引(「芸日」「中国」昭和六・三・一七)
昨年二月の衆議院議員総選挙の際、広島第一区より立候補して中途断念した、弁護士吉田太郎は、その後広島市を引払い愛媛県喜多郡大洲町で弁護士を開業していたが、広島地方裁判所所属弁護士として開業当時、訴訟関係者たる山口県萩町某との間に起こった二千元事件のため、三月一六日午後三時、広島地方裁判所に

連行され、中島代理予審判事の令状により、詐欺罪として同日夕刻広島刑務所に収容された。

(注) 山県郡吉坂村大字今吉田村当時愛媛県喜多郡大洲町弁護士吉田太郎(三七)に係る業務横領、文書偽造行使、詐欺事件は、広島地方裁判所中島予審判事の手で審理中であつたが、五月七日予審終結、有罪と決定、同裁判所の公判に附された(「芸日」「中国」昭和六・五・八)。吉田に対する公判は、七月三日広島地方裁判所で小玉裁判長係り、八木検事立会で開かれ、吉田は公訴事実を認め、懲役一年の求刑があり(「中国」昭和六・七・四)、七月一七日懲役一年、執行猶予二年の判決があつた。

3月27日 ○広島における第一〇回陪審公判(「芸日」昭和六・三・二八)(二九)

広島における、昭和六年第二回の陪審公判(NG長造に係る殺人被告事件)が、三月二七日広島地方裁判所で開廷された。担当裁判官は、小玉平太郎(裁判長)、梅原松次郎、高林茂男、検察官は樫田忠美、弁護士は森保祐昌、水田謙一で審理(公判一日間、判決は三月二八日)された。陪審員の答申は、主問の殺人については「然らず」、補問の傷害致死に「然り」であつた。検察

4月4日

○官の求刑は懲役七年、判決は懲役五年であった。
○広島弁護士会役員改選〔芸日〕昭和六・四・六

広島弁護士会は、四月四日午後二時広島地方裁判所
弁護士控室において定時総会を開き、役員選挙およ
び昭和六年度予算の決議をなした。役員選挙の結果は、
次の通りである。

(会長) 岡田陸藏、(副会長) 柳田勘四郎、秦野楠雄、
(常議員) 富島暢夫、横山金太郎、米田權之助、池田寛
作、野間傳吉、土井與一、加友順平、柳川兵一、田中
康道、秦良一、林美一、田坂戒三、藤原歳美、高橋武
夫、丸下紫朗

4月15日

○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和六・五・一六

横山金太郎は、四月一五日広島地方裁判所検事局に
おいて、弁護士名簿の登録を取消した。

(注) 横山金太郎は、昭和六年四月一五日文部政務次官に任
命された〔芸日〕中国「昭和六・四・一六」。その後、昭
和七年一月二九日東京地方裁判所検事局において、弁護
士名簿に登録し〔官報〕昭和七・二・三三、東京弁護士会
に入会した。

5月6日

○司法官全国弁護士会長会同〔新聞〕昭和六・五・一三、
昭和六・五・一五、「新報」昭和六・五・一五、「公論」第三
五卷第六号、昭和六・六

本年度の司法官会同は、五月六日から九日まで四日
間、司法省において開かれ、第一日は午前九時渡邊司
法大臣より訓示あり、次で小原司法次官の注意事項、
長島民事局長および泉二刑事局長の指示事項の演述が
あり、正午より総理大臣官邸における若槻首相の午餐
会に臨み、午後協議事項に入り、午後五時三〇分より
銀行集会所における法曹会招待宴があり、第二日は全
国弁護士会長を加え、協議事項につき午前午後を通じ
て協議し、午後五時半より工業倶楽部における司法大
臣の饗宴があり、第三日は牧野大審院長、小山検事総
長、林、嘉山両大審院部長の宴述があり、正午宮中
における御陪食に列席し、午後および第四日は引続き協
議事項を附議し、九日終了、夫々帰任の途に就いた。
広島弁護士会からは、岡田陸藏会長が、司法官全国弁
護士会長合同協議会に出席した。

5月8日

○全国弁護士会長招待会〔新聞〕「新報」昭和六・五・一
五、「公論」第三五卷第六号、昭和六・六、「正義」昭和六年六
月号

日本弁護士協会では、司法官全国弁護士会長合同協

議会に出席した全国弁護士会長を、五月八日正午山王下幸楽に招待して、午餐会を開催し、協会を代表して猪股淇清が挨拶を述べ、これに対して、山岡東京弁護士会会長謝辞を述べ、劉文煥(京城、大脇熊雄(松江)、寺尾治郎吉(京都)、岡田陸藏(広島)、綿野玉次(盛岡)、韓根祖(平城)、松山長門(鹿児島))らの有益なる所感演説があり、各自意見の交換をなし午後二時散会した。

帝国弁護士会では、司法官全国弁護士会長合同協議会に出席した全国弁護士会長の労を犒うため、五月八日午後五時より第一東京弁護士会館に招待し晚餐会を開催した。中村理事より開会の挨拶を述べ、来賓を代表して山岡東京弁護士会長の謝辞があり、引続き各地弁護士会代表者所感演説があり、盛会裡に午後八時散会した。

5月12日 ○横山勝太郎死亡(「新報」昭和六・五・一五)

横山金太郎の従弟である衆議院議員横山勝太郎(元広島弁護士会員)は、急性肝臓炎のため、五月一二日死亡した。

(注) 横山勝太郎(明治三三年日本法律学校卒業、昭和三年一月判事検事登用試験及第、同年二月弁護士試験及第)は、昭和三五年二月一日司法官試補(山口地方

裁判所誌)を命ぜられたが(「官報」明治三五・一二・二二)、明治三六年三月六日依願退職して(「官報」明治三六・三・九)、同年四月六日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録し(「官報」明治三六・四・一四)、横山金太郎の事務所である小町三三番邸で執務し、明治三七年一月二七日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録換をした(「官報」明治三七・一二・二九)。

6月5日

○広島控訴院で減棒諾否の評定(「中国」昭和六・六・六、昭和六・六・一三)

今村控訴院長の招集により、管内の鈴木広島、矢崎山口、安藝岡山、篠田鳥取、水野松江、福田松山の六地方裁判所長は、六月五日午前九時から広島控訴院へ参集、楼上学議室で減棒問題に対する協議会を開いた。

その結果、広島控訴院管内の六所長、および控訴院判事は全員一致して、勅令による減棒を承諾する旨の意思表示をしたが、控訴院管内の判事二三四名は、六月一二日までに、一三名は勅令による減棒を承諾するという書面を提出し、一名(来年二月二日定年となる松山地裁西郷区裁判所判事横山市太郎)は減棒不承諾であるが寄附すると申出て、二名は未定である。

(注) 官吏減俸勅令は五月二十七日官報号外をもって公布され
た〔新聞〕昭和六・五・三〇、昭和六・六・三。そこ
で、牧野大審院長は、全国各地の控訴院長を招集し、六
月一日協議の結果、改正俸給令の附則の趣旨が、判事に
ついては、各人の意思を拘束せずといふのであるから、此
上は判事各自の自由意思に任せるのが至当であることに決
定した〔新聞〕昭和六・六・八。

7月16日 ○広島地方裁判所検事正更迭〔中国〕昭和六・七・一六、

「官報」昭和六・七・二〇)

七月一六日広島地方裁判所検事正古森幹枝は、裁判
所構成法第八〇条ノ二により停年退職し、同月一七日
長崎地方裁判所検事正服部正明が広島地方裁判所検事
正に補された。

7月18日 ○広島控訴院管内弁護士大会〔松陽新報〕昭和六・七・

一八〜一九、「大阪朝日島根版」昭和六・七・一八、「新聞」昭
和六・八・一五、「公論」第三五卷第八号、昭和六・九、「正
義」昭和六年九月号)

広島控訴院管内、島根、鳥取、岡山、広島、山口、
愛媛の六弁護士大会を七月一八日午後零時二〇分から
松江市県会議事堂において開会、来賓は今村控訴院長、
水野松江地方裁判所長、國枝検事正、猪股東京弁護士

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

8月3日

○弁護士名簿登録〔芸日〕昭和六・七・一六、「官報」昭和
六・八・二二)

古森幹枝(静岡県、明治三二年七月東京帝国大学法科大
学卒業、前広島地方裁判所検事正)は、八月三日広島地方
裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

8月21日

○弁護士名簿登録〔官報〕昭和六・九・三)

山本將憲(昭和五年一月高等試験司法科合格)は、八
月二一日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿
に登録した。

9月25日

○広島県会議員選挙〔芸日〕「中国」昭和六・九・二七、
二九)

九月二五日執行された広島県会議員選挙は、定員四
五名中、民政党二六名、政友会一七名、中立、社民が

七四九(二四五)

各一名当選した。広島弁護士会員では、広島市選挙区から福田五郎（政友会、広島市選挙区）が立候補して当選した。

2月20日 ○第一八回総選挙（中国）昭和七・二・二二（三三）

10月30日 ○弁護士名簿登録取消（官報）昭和六・一・二六）
吉田太郎は、一〇月三〇日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した。

弁護士会所属は、一月六日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。
二月二〇日、第一八回衆議院議員選挙が行われ、当選者は定数四六六名中、政友会三〇一名、民政党一四六名で政友会が大勝した。広島県（政友会七名、民政党六名）では、第一区（広島市など）では、政友会二名（内一名は、第一東京弁護士会弁護士名川侃市）、民政党二名（内一名は、広島弁護士会弁護士藤田若水、森保祐昌は落選）、第二区（呉市など）では、政友会一名（広島弁護士会弁護士渡邊伍）、民政党三名、第三区（尾道市、福山市など）では、政友三名（内一名は元広島弁護士会弁護士米田規矩馬）、民政党二名（内二名は、元広島弁護士会弁護士横山金太郎、東京弁護士会弁護士作田高太郎）が当選した。

12月24日 ○弁護士名簿登録取消（官報）昭和七・一・一三）

米田規矩馬は、一二月二四日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した。

（注）名川は、六月一日鉄道政務次官となり（芸日）昭和七・六・二二）、藤田は、八月二〇日民政党院内総務（全九名）となった（芸日）昭和七・八・二二）。

（注）米田は、昭和九年一〇月四日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した（官報）昭和九・一・一八）。

昭和七（一九三二）年

1月6日 ○弁護士名簿登録換（官報）昭和七・一・一六）
森山喜六（鳥根県、大正二二年二月弁護士試験合格、東京

3月10日 ○弁護士名簿登録換（官報）昭和七・三・一九）

岡野正武（大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月京都帝国大学法学部卒業、大阪地方裁判所所属）

3月31日

は、三月一日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

○弁護士名簿登録取消〔芸日〕昭和七・三・二二、「官報」昭和七・四・九

加友順平（大正二二年二月弁護士試験及第）は、三月三十一日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を、死亡（三月二日）により取消した。

（注）広島市下中町弁護士加友順平は、予て病氣療養中であったが、薬石効なく三月一日午前一時二〇分自宅で逝去した、享年三八。加友は、大正二二年三月二〇日弁護士名簿に登録し〔官報〕大正二二・三・二七、呉市に開業していたが、昭和五年広島市に事務所を移し、今日に及んだものであるが、苦学力行の士であり、なお春秋に富む同人の計は、各方面から惜しまれている。葬儀は、一二日午後四時向西館で執行の予定である。

4月3日

○広島弁護士会役員改選〔芸日〕「中国」昭和七・四・五

四月三日広島弁護士会は、広島地方裁判所弁護士会で総会を開き、役員選挙を行った。その結果左記の者が当選した。

（会長）高橋光次、（副会長）神田静雄、高橋武夫、

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

4月30日

（常議員）田上諸藏、池田寛作、土井與一、小野才次郎、岡田陸藏、井上博、角倉晋造、貞廣角治、田中豊、甲村信一、永井貢、秦野楠雄、山下五六、石川正義

○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和七・五・一六

谷音助（明治二二年七月岡山代言免許）は、四月三〇日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を、死亡により取消した。

（注）谷音助は、明治二六年五月二〇日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕明治二六・六・九。

5月9日

○広島控訴院長更迭〔芸日〕昭和七・五・六、七、昭和七・五・一一、「中国」昭和七・五・七、「官報」昭和七・五・一一（二二）

広島控訴院長今村恭太郎は、五月九日裁判所構成法第七四条ノ二により停年退職した。後任に、宮城控訴院長田中右橋が、五月一〇日広島控訴院長に補された。

○広島地方裁判所長更迭〔芸日〕「中国」昭和七・五・七〔芸日〕「官報」昭和七・五・一一

広島地方裁判所長鈴木秀人は、五月一〇日神戸地方裁判所長に転補され、後任に、仙台地方裁判所長淺沼

七五一（二四七）

5月13日

彦一郎が、同日広島地方裁判所長に補された。

○刑事補償法に基づく最初の補償〔芸日〕「中国」昭和七・五・二五、「新聞」昭和七・五・一八、昭和八・一一・二三

広島市段原町当時三篠町大藤方折出一正(二三)は、

昭和六年一〇月三日三篠町大藤方に於て水田寅雄と論争の末、鬭争中匕首を以て寅雄の左胸を突刺し、出血により同人を死亡するに至らしめた事件で、昭和七年二月一〇日広島地方裁判所に於て傷害致死罪で懲役三年の判決を受けたので控訴し、同年四月六日広島控訴院に於て、右刃傷行為は「盗犯等の防止及処分に關する法律」第一条第一項に該当する正当防衛であるとして、無罪の判決を受け確定した。弁護士貞廣角治が折出を代理して、「刑事補償法」(昭和七年一月一日施行)に基づいて、未決勾留一八四日について、広島控訴院に補償請求をした結果、五月一三日拘禁一日につき二円の割合で、三六八円の補償金の交付を受けた(補償決定は、昭和七年四月二五日)。この事件が、広島控訴院管内における刑事補償法が適用された最初の事件(全国でも最初の事件)である。

5月18日

○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和七・六・一四

森田卓爾(明治二〇年一月東京代言免許、昭和三年四月一三日死亡)、平本希一郎(明治二二年一月静岡代言免

許)、深谷長之助(和歌山県、明治四二年二月判事検事登用試験及第)は、五月一八日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を、死亡により取消した。

(注一)

代言人平本希一郎は、明治二三年五月静岡から帰郷し〔芸日〕明治二三・一二・二三)、明治二六年五月一日広島地方裁判所において、弁護士名簿に登録した〔官報〕明治二六・六・九)。平本の名が、広島弁護士会員として見えるのは、大正六年八月の「日本弁護士名簿」が最後である。

(注二)

岩国区裁判所兼徳山区裁判所判事深谷長之助は、大正二年三月二八日依願免官した〔官報〕明治四五・五・一一、大正二・二三・二九)。深谷は、大正二年四月一八日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正二・四・二三)。

5月24日

○全国弁護士大会〔新聞〕昭和七・五・三〇、「新報」昭和七・六・五、「公論」第三六卷第六号、昭和七・六、「正義」昭和七年六月号)

司法省では訴訟事件の事務簡捷および訴訟経済を理由として、少額民訴上告禁止と刑事判決理由省略両法案(民訴法、刑訴法改正案)を、この臨時国会に提出する

模様なので、東京弁護士会が中心となり全国弁護士会有志を糾合して、五月二四日午後三時半より上野精養軒において全国弁護士大会を開いて、満場一致で次の決議した。

一、少額事件上告禁止法案は、国民の権利伸張を阻害し、憲法上与へられたる裁判を受ける権利を剥奪するものと認む。
一、刑事判決理由省略法案は、裁判の本質に悖り、国民の信頼を失はしむるものと認む。

(注) 広島弁護士会からは参加者はなかったが、三浦強一が、『法曹公論』の「在野法曹の声」欄に「一 裁判所忌憚主義的立法絶対反対、一 立案官頭脳向上即時断行」という意見を寄せている。(「公論」第三六卷第六号、昭和七・六)。こうして、日本法律協会の両法案に対する反対運動は、成功した(「公論」第三六卷第九号、昭和七・九)。

6月23日
○司法官全国弁護士会会長会同(「新聞」昭和七・六・三〇、昭和七・七・三、昭和七・七・五、昭和七・七・八、「新報」昭和七・七・五、「公論」第三六卷第七号、昭和七・七、「正義」昭和七年九月号)

全国司法官会同は、六月二三日より二七日まで司法省において開催された。二三日は、午前九時小山法相
広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

の訓示があり、次で皆川司法次官の注意、長島民事局長、木村刑事局長の指示があり、正午は宮中において御陪食を仰付けられ、午後二時から司法省において協議会を開き、午後五時三〇分から丸の内東京会館における法曹会の招宴があり、二四日は午前九時和仁大審院長の演述、引続き林検事総長の訓示、島田大審院部長、須賀大審院部長の各演述があり、終わって総理大臣官邸に出向き齋藤首相の訓示あり、同官邸の午餐に列し、午後二時より司法省において協議会を開いた、午後六時からは皆川司法次官が目黒雅叙園において随行員を招き餐応し、二五日には午前九時から司法官全国弁護士会長合同協議会を開き、終わって司法大臣の挨拶があり、引続き協議会を開き、午後五時三〇分から丸の内工業倶楽部において小山法相の饗宴があり、同時に東京会館においては法曹会の随行員に対する招宴があった。二七日は、午前午後共に協議会を開き、会同は終了した。

6月24日
○帝国弁護士会の全国弁護士会会長招待(「新聞」昭和七・七・三、「新報」昭和七・七・五、「公論」第三六卷第七号、昭和七・七、「正義」昭和七年七月号)

帝国弁護士会は、六月二四日正午、第一東京弁護士会館大会議室に折から司法官ならびに全国弁護士会長

協議会に列席のため上京中の会長一同の招待会を催した。同会理事鹽谷恒太郎が開会の挨拶を述べ、次で岡山弁護士会長岡本佐市は来賓一同を代表して謝辞を述べ、同会理事平松市藏は、「先頃の民訴、刑訴改正両法案のごときは裁判の緊縮で、司法機関としての国民の権利擁護の責任を全うすることが出来ぬ」と所感を披露し、続いて長崎弁護士会長陣内惣三郎の挨拶、京城弁護士会長吉武繁の朝鮮司法界のためにも尽くして欲しい旨の希望をのべ、鹽谷の発声で万歳三唱、各自歓談を尽くして散会した。

6月25日

○日本弁護士協会の全国弁護士会長招待会(「公論」第三六卷第七号、昭和七・七、「新報」昭和七・七・五)

日本弁護士協会は、六月二五日正午、司法官ならびに全国弁護士会長協議会に出席のため上京中の全国弁護士会長一同を赤坂山王下幸楽に招待して慰労会を催した。一同撮影後、理事駒澤辰明開会の挨拶をなし、次で各控訴院管内代表者の挨拶に入り、(東京管内)静岡会長鈴木源蔵、(名古屋管内)名古屋会長服部継次、(大阪管内)大阪会長黒木逸作、(広島管内)下関会長長村岡吾一、(長崎管内)長崎会長陣内惣三郎、(宮城管内)青森会長長山壽男、(朝鮮)京城内地弁護士代表吉武繁、同朝鮮人弁護士代表姜世馨の謝辞があり、

7月11日

盛会裡に散会した。
○弁護士名簿登録換(「官報」昭和七・七・二三)
島重太郎(松江地方裁判所所屬)は、七月一日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

7月13日

(注) 島重太郎(鳥根県、大正二二年二月弁護士試験及第)は、昭和五年三月二四日松江地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した(「官報」昭和五・四・八)。

○福山区裁判所全部模様替(「芸日」昭和七・七・一三)
福山区裁判所は白蟻のため悩まされて困っていたが、この度、全部の模様替えを行うことになった。それと同時に、第二公判廷を検事局書記室に、検事局書記室を検事廷に、検事廷を第二公判廷に変更されるので、予て狭隘を感じていた検事局も広くなる。

7月19日

○弁護士名簿登録(「官報」昭和七・八・二九)
白川彪夫(香川県、大正一五年三月京都帝国大学法学部卒業、昭和五年一月高等試験司法科合格)は、七月一日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

9月26日 ○弁護士名簿登録換（「官報」昭和七・一〇・八）

中洲梅治郎（東京地方裁判所所属）は、九月二十六日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録換をした。

10月1日 ●司法記念式日（「芸日」昭和七・一〇・一、「中国」昭和七・一〇・二、「雑誌」第一〇巻第一二号、昭和七・一一）

十月一日は、今上陛下司法部に御行幸あらせられたる記念日に相当するに付、当日午前十一時三十分広島控訴院会議室に於て、広島三裁判所職員及在広弁護士公証人等約二百二十名参列の上、御真影奉拝並司法部に賜りたる勅語の奉読式を挙行し、次で正午より同所に於て、右参列者の他在広官公衛及学校の代表者、退職判検事、貴衆両院議員、金銭債務調停委員候補者其他司法部関係者並民間有力者等八十余名を招待し祝賀会を開く。席上田中控訴院長開会の挨拶を述べ、二宮師団長来賓を代表して祝辞あり、宴酣なる頃南谷検事長の発声にて、天皇陛下万歳を又伊藤広島市長の発声にて我司法部の万歳を各三唱し、盛会裡に午後一時半散会したり。

10月13日 ○弁護士名簿登録（「官報」昭和七・一〇・二四）

鈴木立郎（大正二年三月東京帝国大学法学部卒業）は、一〇月一三日広島地方裁判所検事局において、弁護士

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

名簿に登録した。

10月16日

○広島控訴院管内弁護士大会（「山陽新報」昭和七・一〇・一六）一七、「中国民報」昭和七・一〇・一六、「新聞」昭和七・一〇・二〇、「新報」昭和七・一一・五、「公論」第三六卷第一〇号、昭和七・一一、「正義」昭和七年一月号）昭和七年度広島控訴院管内弁護士大会は、一〇月一

六日岡山市公会堂に集合の後、記念撮影を終わり、午後一時より議事を開催した。午後五時新花月楼において懇親会を開催した。第二日目は、倉敷市の視察をし、市公会堂における同市長の招待宴があつて散会した。東京弁護士会より佐久間千春、河合廉一の二名、第一東京弁護士会より平松市藏、穂山定登の二名が出席した。

11月4日

○弁護士名簿登録換（「官報」昭和七・一一・一九）江藤玄三（明治三八年七月東京帝国大学法科大学卒業、東京弁護士会）は、一二月四日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

12月17日

○弁護士名簿登録取消（「官報」昭和七・一一・二二）秦野健二（明治二五年七月帝国大学法科大学卒業）は、一二月一七日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を、死亡により取消した。

(注) 呉区裁判所判事秦野健二は、大正二年五月一九日広島地方裁判所部長判事に補され、同月二〇日退職を命ぜられた(「官報」大正二・五・二〇〇二二)。そして、秦野は、大正二年六月三日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した(「官報」大正二・六・一四)。秦野の名前が広島弁護士会員として現れるのは、大正九年七月一日現在の「日本弁護士名簿」が最後である。

12月26日 ○渡邊伍呉市長就任(「芸日」昭和七・一二・二七)

弁護士(広島弁護士会) 衆議院議員(政友会) 渡邊伍は、市会において満場一致で推薦され、二月二七日呉市長に就任した。

(注) 渡邊は、任期途中の昭和一〇年五月二二日市長を辞任した。また、渡邊は、昭和一三年三月一八日、呉市会において全会一致で推薦されて呉市第一助役に就任し(「芸日」昭和一三・三・三一)、昭和一五年九月一八日退任した(「呉市政概要」平成二二年度、五九頁〜六〇頁)。

12月28日

●これは憂鬱——民衆化といふ陪審裁判真平(「中国」「芸日」昭和七・一二・二八)

裁判の民衆化として、一時もてはやされた陪審裁判

も、被告人にとってはさほど有利にないといふので、すなはち判決に対しては控訴ができず上告だけで、しかも有罪の判決があった場合は、多額の費用を支払はねばならぬため、各地において評判がわるくなり、それよりも手続の簡単にすむ普通の審理を仰いで、賢明な裁判長の判決を受ける方が有利だといふので、陪審裁判を辞退する被告人が多く、広島地方裁判所でも今年には陪審裁判を希望した被告人が一名もなく、一件の陪審裁判も開かれなかった。すなはち、殺人や放火、強盗、強姦など法定陪審事件として扱はれたものが、本年度五十三件、昨年からの持越し十二件で、合計六十五件もあったが、公判停止一件、被告人が犯行を自白したものの二十六件、辞退したものの三十四件、明年へ持越し四件といふ成績であった。

昭和八(一九三三)年

1月13日 ○弁護士名簿登録取消(「官報」昭和八・一・二八)

渡邊伍は、一月一三日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した。

(注) 渡邊伍(大正五年七月京都帝国大学法科大学卒業)は、大正五年八月二日広島地方裁判所検事局において、弁

護士名簿に登録した〔官報〕大正五・八・二〇。なお、渡邊は、昭和二年四月二〇日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に再登録した〔官報〕昭和一一・五・八。

1月19日 ○庄原区裁判所復活祝賀会〔芸日〕昭和八・一・二二

前内閣当時経費節減の犠牲となり事務停止という悲惨の運命に置かれた庄原区裁判所は、二月一日から復活することに決定し、この程飯島判事着任し、書記の任命を見るに至った。地元庄原町は元より郡下全般に非常な便宜を与えることになったので、地方民は非常に喜び、地元庄原町では大々的に復活祝賀式を挙行することになり、一月一九日町役場で、新田町長以下各関係者が集合し、祝賀式協議会を開いた結果、式は復活開庁日の二月一日午後二時から庄原劇場で挙行、来賓は本県選出貴衆両院議員、郡選出県会議員、広島控訴院長、検事長、広島地方裁判所長、検事正、三次区裁判所監督判事、庄原区裁判所職員、本県警察部長、刑事課長、関係町村長、警察署長、新聞記者その他百余名に及ぶが、地元庄原町民は挙って祝賀会員として参加するものと期待されている。なお、当日は町内大通り軒下に「祝裁判所復活」の丹尺を吊し、各戸国旗

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

を掲揚して、一層景気を添え全町挙げて祝賀気分を張らす計画である。

因みに、当日の式順は左の如く決定した。一 一同起立互礼、二 開会の辞、三 祝賀委員長(新田庄原町長) 式辞、四 来賓及祝賀会員祝辞、五 祝電披露、六 庄原区裁判所判事挨拶、七 閉会の辞。閉会後直ちに祝賀宴会を開き、庄原券の芸妓絵出動舞踊が数番ある予定。

(注) 昭和六年四月一日より事務を停止された区裁判所ならびに格下を行われた地方裁判所支部は、昭和八年二月一日から一斉に元通りに復活された。広島では、広島地方裁判所呉支部、同尾道支部、同三次支部は甲号支部に昇格し、庄原区裁判所が復活した〔新聞〕昭和八・一・三〇。

3月6日 ○弁護士名簿登録換〔官報〕昭和八・三・二四

石堂順助は、三月六日神戸地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

3月10日 ○弁護士名簿登録換〔官報〕昭和八・三・二四

須磨益三(大正一二年二月高等試験司法科合格、東京地方裁判所所屬)は、三月六日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録換した。

七五七 (一五三)

3月22日 ○弁護士名簿登録換(「官報」昭和八・四・一)

實田實男(昭和三年一〇月高等試験司法科合格、東京地方裁判所所屬)は、三月二二日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録換した。

(注) 實田實男は、昭和二年早稲田大学専門部法律科を卒業と同時に予備試験に合格、翌昭和三年一〇月高等文官試験司法、行政兩科に合格し(實田實男「高文に合格するまで」、明治堂書店、昭和四年七月)、昭和四年一月二六日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した(「新聞」昭和四・二・二三)。

3月23日

○広島地方裁判所検事正更迭(「芸日」昭和八・三・二四、昭和八・三・二八、昭和八・四・一〇、「中国」昭和八・三・二四、昭和八・三・二六、昭和八・三・二八、「官報」昭和八・三・三〇、昭和八・四・五、「新聞」昭和八・四・三三)

広島地方裁判所検事正服部正明は、三月二三日心臓麻痺により死亡し、その後任として岡山地方裁判所検事正帆高壽一が、三月二八日広島地方裁判所検事正に補された。

4月4日 ○広島弁護士会役員改選(「中国」昭和八・四・五、「公論」三七卷第五号、昭和八・五)

広島弁護士会定時総会は、四月四日午後一時から広島地方裁判所弁護士室において開催し、役員選挙をした。その結果、会長に土井與一、副会長に田中康道、丸下紫朗の両名が当選、常議員に小野才次郎、高橋光次、高木茂、林飛隆善、福田五郎、柳田勘四郎、秦良一、水田謙一、三浦強一、古森幹枝、秦野楠雄、高橋武夫、下向井貞一、石川正義、常議員会議長に池田寛作が当選した。

○広島区裁判所祇園出張所新庁舎落成式(「芸日」昭和八・四・六)

安佐郡祇園村郷社安神社前に移転新築工事中であった広島区裁判所祇園出張所は、経費九千八百余円を費やして完成したので、四月四日午前一〇時から淺沼広島地方裁判所長、池田同区裁判所監督判事、渡邊、伊勢原、太田各書記、竹内祇園警察署長、地方有志臨席のもとに、新庁舎で盛大な落成式を挙げた。先ず、横原神官諸式を司り、木下村長祝辞、比原助役工事報告、工事関係者へ記念品を贈呈、淺沼地方裁判所長以下來賓祝辞、祝電の披露あり、岸本祇園出張所長答辞を述べ、正午閉式。それより、安神社々務所で祝賀会を催

4月10日

し盛会であった。
○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和八・四・二四）
大西虎造（岡山県、明治二五年一月岡山代官免許）、は、
四月一〇日広島地方裁判所検事局において、死亡により
り弁護士名簿の登録を取消した。

（注）大西虎造は、明治二五年三月尾道の難波泰慈代官人事
務所で開業し〔芸日〕明治一五・三・五、明治二六年五
月一日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登
録した〔官報〕明治二六・六・九。

4月21日

○日本弁護士協会主催全国弁護士会長招待会〔新報〕
昭和八・五・五、「公論」第三七卷第五号、昭和八・五）
日本弁護士協会主催の司法官会同につき参会のため
上京中であつた全国弁護士会長招待午餐会は、四月二
一日午前一一時半より日比谷公園松本楼において開催。
一同記念撮影後開宴、席上山岡萬之助博士の挨拶なら
びに各地弁護士会長の謝辞および所感演説があり、盛
会裡に参会した。広島弁護士は会長土井與一が出席し
た。

4月22日

○司法官全国弁護士会長合同協議会〔新聞〕昭和八・
四・二五、昭和八・五・二五、「新報」昭和八・四・二五、昭
和八・五・五、昭和八年・五・一五、「公論」第三七卷第五号、
昭和八・五、「正義」昭和八年六月号）

全国司法官会同は、四月二二日より二五日まで司法
省において開催されたが、その日程は左記のとおりで
あるが、例年になく共産党削減を力説強調されている。
二〇日は、午前九時から司法省会議室において小山法
相の訓示、和仁大審院長の演述、林検事総長の訓示、
皆川司法次官の注意があり、午後観桜御会、五時三〇
分より工業倶楽部において法曹会主催の随行員招宴が
あつた。二一日は午前九時より午後に亘り協議会、午
後五時三〇分より永楽倶楽部において法曹会主催の招
宴があつた。二二日は午前九時より司法官全国弁護士
会長の合同協議会に次で、小山法相の挨拶があり、終
わつて午後には亘り協議会を開き、五時三〇分より工業
倶楽部において小山法相の饗宴があつた。広島弁護士
は会長土井與一が参加した。二四日は午前九時より徳
永長野地方裁判所検事正および下田関東庁検察官長の
所管事務に関する説話があり、正午宮中に御陪食を仰
付けられ、午後二時より協議会、午後六時より赤坂山
王下名月館において皆川司法次官の随行員に対する饗

応があった。二五日は午前一時三〇分総理大臣官邸において齋藤首相の訓示に次で、午餐の饗応があり、午後二時より司法省会議室で協議会を開いた。

4月23日

○弁護士法改正祝賀会〔新聞〕昭和八・五・三、「新報」昭和八・五・五、「公論」第三七卷第五号、昭和八・五

多年の懸案であった弁護士法改正法律案は、今期第六四議會を通過成立した。日本弁護士協会および東京弁護士会は、この問題のため多年尽瘁した朝野法曹、貴衆兩院等の関係者を招き、併せて両会の弁護士法改正委員会ならびに会員の労をねぎらうため、両会聯合主催の下に、四月二三日正午新装なつた東京弁護士会館において、祝賀の宴を開催した。広島弁護士会長土井與一は、來賓としてこの祝賀会に参加した。

○帝國弁護士会主催全国弁護士会長招待会〔新聞〕昭和八・五・三、「正義」昭和八年五月号

四月二三日午後六時より上野精養軒において、帝國弁護士会の主催で、這般大審院判事より局長に榮軒した大森洪太の祝賀会および司法官会同によつて上京した全国弁護士会長の招待と、併せて同会の第八回通常總會を開催した。先づ、横山鑛太郎立つて開会の辞を述べ、議長に鹽谷恒太郎を推し、高松昇平の事務報告、細川潤一郎の會計報告があつた後、四大決議を満場一

致で決議した。宴に入り、卜部喜太郎より、懇親、祝賀、招待、歓迎の四意を含んで、本会を催した所以を述べ、次いで大森洪太から謝意を述べ、花岡第二東京弁護士会長の弁護士会長を代表する挨拶があり、これより東京、長崎、京城、函館、山口、松江、青森、岐阜、横浜等の各地弁護士会長は、理事の指名でその所感を述べ、午後九時頃散会した。広島弁護士は会長土井與一が出席した。

(注) 第一号決議「近時司法の綱紀漸く弛し、施いて吏風の廢頽に及び、時に不潔不法の行動を取てするものあり、当局は戒愼熟慮、速に之れが禍根の剷絶を期す可し。」の外、第二号決議は、登用すべき司法官試補、弁護士たるべき者の定員を定めること、第三号決議は国体及国本の壞乱に関する犯罪を特別の手續を以て速に事案の完結をなすこと、第四号決議は執行妨害に鋭意相当の処置を講じ速に時弊を一掃すべし、というものであつた。

4月28日

○弁護士名簿登録換〔官報〕昭和八・五・二九

柳川兵一（島根県、明治三九年七月京都帝國大学法科大學卒業）は、四月二八日松江地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

(注) 柳川兵一は、大正一二年七月二六日広島地方裁判所検
事局において、弁護士名簿に登録した(官報)大正一一
八・六。

5月1日 ○改正弁護士法公布(「新聞」昭和八・五・五)

法曹界多年の懸案であった弁護士法改正案および三
百取締法案は、前議会においては会期終了に際して否
決となり、這般の六四議会においても慎重審議を重ね、
貴衆両院協議会を経て漸く通過することを得た。両法
(「弁護士法」昭和八年法律第五三号、「法律事務取扱ノ取締ニ
関スル法律」昭和八年法律第五四号)は、五月一日公布、
昭和一一年四月一日から実施される。

5月8日

○満洲国司法事務視察団来広(「芸日」昭和八・五・九)
満洲国司法部総務司長阿比留乾二、同総務司民事第
一科長龍才、同総務司人事科銚叙役長嘉持満雄一行の
司法事務視察団一行は、五月七日午後三時三二分宮島
駅着下り列車で同駅に下車、直ちに厳島の岩惣旅館に
入り、滴るような紅葉谷の新緑を賞でつ、同夜同旅
館に一泊、八日午前一時同島を出発、広島に向かい、
正午から羽田別荘で在広司法官および弁護士会からな
る歓迎会に臨んだ。阿比留、龍、嘉持の三氏を中心に、
田中広島控訴院長、南谷検事長、淺沼地方裁判所長、

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

6月1日

○弁護士名簿登録換(「官報」昭和八・六・一五)
高辻朋房(昭和三年一〇月弁護士試験合格)は、六月一
日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録
換をした。

(注) 高辻朋房は、昭和九年七月一日・昭和一〇年七月一日
の「日本弁護士名簿」では、広島弁護士会員のま、である。

○広島市会議員選挙(「芸日」「中国」昭和八・六・三)
六月一日市会議員選挙が行われた。広島市では、四
四議席中、民政党二六、政友会一四、その他四と、民
政党が勝利した。弁護士は東部地区から二名立候補、
西部地区からは一名候補し、東部地区からは高橋武夫
(無所属)と福田五郎(政友会)、西部地区からは井上博
(政友会)が当選した。

七六一(二五七)

7月7日 ○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和八・七・二五)

實田實男は、七月七日広島地方裁判所検事局において、死亡(七月四日)により弁護士名簿の登録を取消した。

(注) 広島市国泰寺町弁護士實田實男氏は、去る六月廿日

来関節炎を病み細工町清病院に入院治療中であつたが、清、町井両博士、黒川節司医師の手厚い治療も効なく、四日午後一時心臓内膜炎を併発して死去、享年三十一、氏は広島市仁保町字淵崎出身、苦学力行、文官高等試験行政科、司法科をパスした篤学の士で、法律に関する数種の著書がある〔芸日〕昭和八・七・一五。

7月10日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和八・一〇・三)

吉川三雄司(新潟県、明治四一年一月東京帝国大学法科大学卒業)は、七月一〇日広島地方裁判所において、弁護士名簿に登録した。

7月15日 ○悪徳代書人跋扈〔芸日〕昭和八・七・一五)

陸軍運輸部では宇品港域軍事取締法実施に伴う、各種許可申請の願書調製に無智な漁民等を巧みに利用し法外な料金を徴収し、粗悪な印刷物を売付けたりして、巨利を貪る悪徳代書人が跋扈するので、その取締につ

8月9日

いて考究中のところ、今後は右許可申請書を印刷し無料提供し、または長期許可者の期間更新の際も印刷申請書を交付すること、なつたので、一切手続をなす際は、運輸部へ出頭するか遠方の者は返信用切手を付して申出ることを希望している。

○福山区裁判所が支部に昇格か〔中国〕昭和八・七・一〇、昭和八・七・二〇、昭和八・七・三二、〔芸日〕昭和八・八・一〇)

広島地方裁判所長淺沼判事は、八月九日午前十一時一五分着列車で来福、福山区裁判所の事務を視察し、松の旅館に一泊、一〇日午前八時尾道区裁判所の視察に向かうが、先に中野市長、坂本会頭等が刑務所移転、地方裁判所支部昇格等の運動をしている時なので、市ではその意味があるのではないかと見られている。

8月25日

○広島弁護士会総会〔芸日〕昭和八・八・二七)

広島弁護士会では、八月二日から広島地方裁判所弁護士控室で、例年通り総会を開き、会務上諸般の議事ならびに懇談を交わしたが、就中問題事件の酒巻裁判長と血盟団事件被告井上日召の非公式面談〔芸日〕昭和八・八・二二参照)について、東京方面の弁護士会では痛憤の態度をとっているのに対し、広島弁護士会はいかに処するかの議論もあつたようであるが、結局具

体的事実を確認した訳でもなく、かつ深く探究すべき筋合いでない」と、穏健な態度に決定された模様で、午後四時閉会した。

9月1日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和八・一〇・三三

守山文次郎（昭和七年二月高等試験司法科合格）は、九月一日広島地方裁判所において、弁護士名簿に登録した。

11月11日 ○広島控訴院管内弁護士大会〔芸日〕昭和八・七・一二、

昭和八・一一・一二～一三、「新聞」昭和八・一一・二三、「公論」第三八卷第一号、昭和九・一、「正義」昭和九年一月号、

〔新報〕昭和九・一・一五

広島控訴院管内弁護士大会は、十一月一日正午から広島階行社で開催、来賓田中広島控訴院長、南谷同検事長、淺沼広島地方裁判所長、帆高同検事正、管内六県下会長会員一七〇余名および日本弁護士協合理事徳村謙吉、同加藤悌次、帝国弁護士会理事島田武夫、同穂山定登等出席し、盛会を極めた。広島弁護士会会長土井與一の開会の辞に次ぎ、土井を議長として、各弁護士会提出の協議事項の可否を決し、夜は大華楼において大宴会を開き、第二日の一二日は宮島廻りの後、神社に参拝して散会した。

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

(注) 陪審法関係では、岡山弁護士会提出の「陪審法の一部

改正のこと、(一)裁判所の説示に改良を加え、(二)被告人に再陪審請求の上訴権を与へられたこと」を可決し、松江弁護士会提出の「陪審制度の廃止」を否決した。

11月12日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和九・二・七

永井敬一郎（大正五年二月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第）は、十一月二日広島地方裁判所において、弁護士名簿に登録した。

昭和九（一九三四）年

1月23日 ○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和九・三・九

松元辰之助（明治三六年二月弁護士試験及第）は、一月二三日広島地方裁判所検事局において、死亡により弁護士名簿の登録を取消した。

(注) 松元辰之助は、明治二十七年二月二日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録したが〔官報〕明治二七・一二・二六、明治三一年一月二四日福山区裁判所判事に補任された〔官報〕明治三二・一一・二五。その後、松元は三次区裁判所兼広島地方裁判所三次支部部長判事の時、大正一五年七月二四日広島控訴院判事に

七六三（一九五）

補されて、同月二六日退職を命ぜられ(「官報」大正一五・七・二七、二八)、大正一五年九月六日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した(「官報」大正一五・九・一二)。

議員会議長) 松井繁太郎、(常議員) 米田權之助、佐藤五三、土井與一、井上博、角倉晋造、江藤直作、田中康道、林美一、上田八九三、野田保規、丸下紫明、伊藤久次郎、山下五六、岡野正武

3月5日 ○弁護士名簿登録換(「官報」昭和九・三・一六)

石堂順助(神戸地方裁判所所屬)は、三月五日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

4月16日

○司法官全国弁護士会長合同協議会(「新聞」昭和九・

3月13日 ○広島における第一一回陪審公判(「中国」昭和九・三・一三、「芸日」「中国」昭和九・三・一四、昭和六・三・一七)

広島において最後となった陪審公判(MI雅留に係る放火被告事件)が、三月一二日広島地方裁判所で開廷された。担当裁判官は、福田豊市(裁判長、辻富太郎、近藤莞爾、検察官は和田順之、弁護人は高橋武夫で審理(公判一日間、判決は三月一六日)された。陪審員の答申は、問書の放火について「然り」であった。検察官の求刑は懲役一五年、判決は懲役一二年であった。

4月1日 ○広島弁護士会役員改選(「公論」第三八卷第七号、昭和九・七)

昭和九(一九三四)年度広島弁護士会の役員に、左記の者が選出された。

(会長) 香川秀作、(副会長) 永井貞、秦野楠雄、(常

四・二三、昭和九・四・二五、「新報」昭和九・四・二五、昭和九・一〇・一五、昭和九・一〇・一五、昭和九・一〇・二五、昭和九・一一・一五、「公論」第三八卷第五号、昭和九・五)

司法官会同は、四月一六日より一八日まで三日間左記の日程により、一九日は全国弁護士会長との合同協議会を開き、各提案事項につき協議を遂げ散会した。

一六日(第一日)は、午前九時から司法省会議室において、小山司法大臣訓示、司法次官注意、民事局長指示、刑事局長指示、行刑局長指示、一一時三〇分から総理官邸で総理大臣訓示、大臣招待午餐会、午後二時から司法省会議室において協議会、一七日(第二日)午前九時から司法省会議室において、和仁大審院長演述、検事総長訓示、池田大審院部長演述、泉二大審院部長注意、金山大審院次席検事注意の後、協議会、正午御陪席、午後二時から司法省会議室において協議会、五時三〇分から帝国ホテルにおいて法曹会招宴、一八日(第三日)は午前九時から会議室において講演、深澤朝

鮮高等法院長、古田満洲国司法部総務司長、講演終了後協議会、午後二時から協議会、司法官会同最終日の四月一九日(第四日)は、弁護士会長との合同協議会であった。会議は、九時三〇分より始め、小山法相の挨拶があり、次で水野東京弁護士会長は、前例を破り重要提案につき詳細に説明し(従来は提案の項目のみにつき協議した結果不徹底の嫌いがあった)理由を徹底させ、正午休憩、午後一時再開、審議のうえ決定し、午後三時半終了した。

4月18日

○全国弁護士会提案事項(「新報」昭和九・四・二五、「公論」第三八巻第五号、昭和九・五)

四月一九日司法官全国弁護士会長合同協議会において附議すべき弁護士側提案事項について、一八日午後一時より上野精養軒において全国弁護士会長協議会を開き、当番幹事の東京弁護士会長水野豊が議長となり、各地弁護士会より提出の議案につき討議を経て、取捨選択の結果提出事項を可決し、該案は一九日の司法官全国弁護士会長合同協議会に提議された。同協議会終了後、東京弁護士会の招待による晩餐会があり、各自胸襟を開き歓談し、午後九時散会した。広島からは、香川会長が参加した。

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

4月20日

○全国弁護士会長招待会(「新報」「新聞」昭和九・四・二五、「公論」第三八巻第五号、昭和九・五)

日本弁護士協会は四月二〇日午前一時半より日比谷山水楼に司法官会同参会のため上京中であつた全国弁護士会長を招待し午餐会を催した(ただし、広島弁護士会長香川秀作は出席しなかつた)。

一同記念撮影の後開宴、日本弁護士協合理事徳永寛三が会を代表して歓迎の辞を兼ね、借地借家調停法、小作調停法、商事調停法、金銭債務臨時調停法を廃止し、広く民事訴訟手続法の根本的改正をなす必要があること、および現行司法官弁護士合一試験制度の不合理的にしてその分離の必要である所以をのべ、決議案を提案し、一同拍手喝采したので、同理事角田幸吉は満場異議なく全会一致を以て可決決定の旨を宣言した。次いで、同理事駒澤辰明が日滿法曹協会設立の経過ならびに趣旨を述べて一同の入会協力を希望し、引続き全国弁護士会長の所感演説に移り、最後に一同乾杯の後、午後三時盛會裡に参会した。

○帝国弁護士会の招待会(「新聞」昭和九・四・二五)

四月二〇日午後五時上野精養軒において、帝国弁護士会主催の下に、上京中の全国弁護士会長を招待し、政府提出案の金銭債務臨時調停法および勾留期間の更

七六五(二六一)

新について絶対反対の目的を貫徹するため、その対策について意見の交換を行った。

5月8日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和九・五・二二)

樽谷稔(昭和八年一月高等試験司法科合格)は、五月八日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

5月28日 ○弁護士名簿登録換〔官報〕昭和九・六・四、「新聞」昭和九・六・一〇)

中洲梅治郎は、五月二八日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

6月9日

○広島控訴院管内弁護士大会(「愛媛新報」昭和九・六・五、昭和九・六・一〇、「海南新聞」「伊予新報」「大阪朝日新聞」愛媛版)昭和九・六・九(一〇、「伊予新報」昭和九・九・一、「新聞」昭和九・六・一五、昭和九・七・一〇、「公論」第三八卷第七号、昭和九・七、「正義」昭和九年七月号、「新聞」昭和九・七・五)

昭和九(一九三四)年度広島控訴院管内弁護士大会は、松山市において六月九日、一〇日の両日に亘り開催された。大会は、松山市愛媛県公会堂において九日正午より開かれ、記念撮影の後、午後一時より議事に入る。議案は広島、松江、鳥取、岡山、山口、松山の各弁護士会より提出に係る二十数件に上り、うち金銭債務臨

時調停法に関するものが大半を占めた。

松山弁護士会長檜垣喜太郎が開会の後、一場の挨拶を述べ、次で恒例により主催者の会長檜垣が推されて議長となり、広島弁護士会提出の第一号議案より討議に入る。金銭債務臨時調停法の撤廃を要望した議案であったが、意外にも広島の実質森保両弁護士から、世間の人々から出る様な理由の大反対論が出て討論に花が咲き、結局原案可決となった外、同弁護士会の第三号議案に修正案が出て全議案終了後修正案撤回があり、原案可決となった。松江弁護士会提出第六号議案、松山弁護士会提出第五号議案が否決となり、同会提出第二号議案の撤回に多少ゴタゴタを生じ、復活の緊急動議も物ならず、其他は撤回になったもの外、全部原案可決となった。夜は、道後湯之町公会堂で懇親会が開かれた。

6月22日

森保祐昌(明治四一年二月弁護士試験及第、東京地方裁判所所屬)は、六月二二日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した。

(注) 森保祐昌(旧名、助三郎)は、明治四三年一〇月東京地方裁判所検事局に弁護士登録したま、広島市三川町に法律事務所を開設し、広島市会議員、広島県会議員、衆議院議員を歴任した。

8月10日 ○県会議員補欠選挙〔中国〕昭和九・八・一二

森保祐昌(民政党、広島弁護士会)は、広島市選挙区の県会議員補欠選挙で、政友会候補を圧倒的多数で破り当選した。

9月3日 ○広島控訴院長更迭〔中国〕昭和九・八・二三―二四、昭和九・九・四、「官報」「芸日」昭和九・九・四

広島控訴院長田中右橋は、九月三日大阪控訴院長に補され、後任に札幌控訴院長長島毅が、右同日広島控訴院長に補された。

11月3日 ○全国弁護士会長会議〔新報〕昭和九・一〇・二五、昭和九・一一・一五

東京弁護士会が、東京第一および第二弁護士会賛成の下に主催した、全国弁護士会長会議は、去る三日午後三時東京弁護士会館において開かれ、出席者は、次の二十三名であった。(東京)水野豊、(第二)堀江専一郎、(横浜)藤田尹、(松江)草光義質、(広島)香川秀作、(秋田)鈴木安孝、(宇都宮)和気壽、(安濃津)山田寛、(名古屋)松

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

尾守隆、(松山)檜垣喜太郎、(新潟)松井郡治、(神戸)日笠豊、(千葉)杉山彌太郎、(函館)代表長田滋雄、(青森)梅村大、(浦和)古山貞三、(仙台)岡本共次郎、(岐阜)栗田貞三、(福島)北川次男、(旭川)大塚守穂、(札幌)代理木田茂晴、(甲府)沖田誠、(第二東京弁護士会)は出席の通知ありしも欠席)

座長に水野豊氏を推し議事に入り、先づ総体論として広島、松山、神戸、福島、新潟、旭川等の各会長より、日本弁護士協会と帝国弁護士会の併合若くは共同動作及全国弁護士会联合会組織等に付き要求若くは立案ありて、大体に於て全会一致之を貫徹するの空気濃厚であったが、堀江第一東京弁護士会長のみは趣旨に於て賛成せるを以て決議せず可成申合はせと云ふ事にして一致の行動を執る事に申合を為したき旨述べられ、協議を遂げ午後六時散会した。

12月10日 ○広島弁護士会臨時総会〔中国〕昭和九・一二・一三、「公論」第三九卷第二号、昭和一〇・一二

司法制度改善に関する司法省の諮問に関し、広島弁護士会では、これを調査委員会にかけて審議を続けていたが、一二月一〇日の臨時総会で、答申案ならびに同会独自の案を決定し、一四日本省へ送付することになった。

七六七 (一六三)

(注) 答申案の中で、広島弁護士会は、「第六 陪審法ヲ廢止スヘシ 理由 陪審制度ハ国民ノ要望セサルトコロニシテ且ツ現下ノ民情ニ適合セサルモノトス」と提案している。

昭和一〇(一九三五)年

2月19日 ○横山金太郎広島市長に当選〔芸日〕「中国」昭和一〇・二・二二、「新聞」昭和一〇・二・二五)

広島市会は、市長選挙について一ケ年に亘り紛糾を繰返したが、二月十九日夜一〇時、三回目の市長選挙市会において、政民両派の妥協案成り、民生党代議士弁護士横山金太郎が二八票で当選した。

(注) 横山金太郎は、昭和一〇年二月二日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した〔「官報」昭和一〇・三・五〕。

2月26日

○弁護士名簿登録取消〔「官報」昭和一〇・三・五〕
福田五郎、守山文次郎は、二月二六日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した。

(注) 福田五郎(政友会広島県支部幹事長)は、二月十九日広島市長選挙の際に、政務助役に選出された〔芸日〕「中

国」昭和一〇・二・二二)。

3月11日

弁護士名簿登録換〔「官報」昭和一〇・三・二三〕

波多野勝武(大阪地方裁判所所屬)は、三月一日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

(注) 波多野勝武(岡山県、大正二二年二月弁護士試験及第

は、大正一二年四月二日大阪地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔「官報」大正一二・五・二二〕。

4月2日

○広島弁護士会役員改選〔芸日〕昭和一〇・四・三、「公論」第三九卷第六号、昭和一〇・六)

広島弁護士会総会は、四月二日午後二時から広島地方裁判所弁護士控室で開催され、諸般の報告、協議の後、役員改選の結果、次の通り当籤し、四時半散会した。

(会長) 富島暢夫、(副会長) 土井與一、山下五六、(常議員会議長) 香川秀作、(常議員) 池田寛作、佐藤五三、岡田陸藏、角倉晋造、神田静雄、高橋武夫、永井貢、三浦強一、古森幹枝、山本将憲、鈴木立即、秦野楠雄、下向井貞一、石川正義

4月8日 ○広島控訴院検事長更迭（「中国」昭和一〇・四・五、「官報」昭和一〇・四・一〇）

広島控訴院検事長南谷知悌は、裁判所構成法第八〇条ノ二により四月八日退職し、後任に宮城控訴院検事長豊田多三郎が、右同日広島控訴院検事長に補された。

5月9日 ○弁護士名簿登録換（「官報」昭和一〇・六・一、「新聞」昭和一〇・五・一五）

石井清志（東京刑事地方裁判所所屬、第一東京弁護士会）は、五月九日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

5月13日 ○広島控訴院長更迭（「芸日」中国昭和一〇・五・八、昭和一〇・五・一一、「官報」昭和一〇・五・一四）

広島控訴院長長島毅は、五月一三日司法次官に補任され、その後任に札幌控訴院長霜山精一が、右同日広島控訴院長に補された。

○弁護士名簿登録取消（「官報」昭和一〇・六・一）

山科慎次郎（明治二六年一月東京代言免許）は、五月一三日広島地方裁判所検事局において、死亡（五月五日）により、弁護士名簿の登録を取消した。

（注）山科慎次郎（東京弁護士会）は、大正四年四月二日

広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換を

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

した（「官報」大正四・四・二八）。

5月20日 ○弁護士名簿登録換（「官報」昭和一〇・六・一）

天津彌太郎（明治三〇年一月判事検事登用試験及第、明治三〇年二月弁護士試験及第、宮崎地方裁判所所屬）は、五月二〇日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

5月24日

○司法官全国弁護士会長合同協議会諮問事項（「新報」昭和一〇・五・二五、「公論」第三九卷第六号、昭和一〇・六、「正義」昭和一〇年七月号）

五月二五日開かれる司法官全国弁護士会長合同協議会において、司法省より諮問された事項は「新弁護士法の施行に付予め考慮し置くべき事項如何」の一項のみであるが、これに対して全国弁護士会は一致の答申をなすべく、五月二四日午後三時から日比谷三信ビル東洋軒において、本年度当番幹事である第一東京弁護士会主催で、提出すべき協議および希望事項につき打合せを行い、終わって第一東京弁護士会および帝国弁護士会主催の晩餐会を開き引続き懇談した。

○全国弁護士会長招待会（「新報」昭和一〇・六・五、「正義」昭和一〇年七月号）

帝国弁護士会および第一東京弁護士会共同主催の更

七六九（二六五）

選司法官ならびに全国弁護士会長招待会は、五月二四日午後六時日比谷三信ビル内東洋軒において開催された。先ず、平松第一東京弁護士会長の挨拶があり、これに対して、林大審院長ならびに梅田大阪弁護士会長の謝辞があり、盛会裡に午後八時散会した。

5月25日
○司法官全国弁護士会長合同協議会〔新聞〕昭和一〇・五・二八、昭和一〇・五・三〇、昭和一〇・六・三、「新聞」昭和一〇・六・五、「公論」第三九卷第六号、昭和一〇・六、「正義」昭和一〇年七月号)

本年度全国司法官会同は、五月二二日から二五日までの四日間、司法省で開催された。第四日の二五日午前九時から司法部長官および全国弁護士会長会同があった。先ず小原法相の挨拶があり、本年度幹事である第一東京弁護士会長平松市藏から諮問事項に対する答申および提出協議事項を説明し、午前午後に亘り協議を遂げ、午後六時より東京会館における小原法相の招待会に臨み閉会した。広島からは、富島暢夫会長が出席した。

○全国弁護士会長招待〔「新報」昭和一〇・六・五、「公論」第三九卷第六号、昭和一〇・六〕

日本弁護士協会ならびに日滿法曹協会共同主催の本年度全国司法部長官弁護士会長合同協議会に出席した。

め上京中であつた全国弁護士会長招待会は、五月二五日正午丸の内山水楼において開催された。先ず、秋草日本弁護士協合理事、山岡日滿法曹協会々長歓迎の挨拶をなし、次ぎに富島広島弁護士会長は来賓一同を代表して謝辞を述べた。それより、平松第一東京弁護士会長、岩本第二東京弁護士会長、日下部福岡弁護士会長、大野名古屋弁護士会長、柳大邱弁護士会長、北川福島弁護士会長等の所感演説があつた。かくて、平松第一会長の発声で一同乾杯、終わつて記念撮影をなし散会した。

9月3日
○広島地方裁判所長更迭〔「芸日」昭和一〇・八・三〇、「中国」昭和一〇・八・三〇、昭和一〇・九・四、「官報」昭和一〇・九・五〕

広島地方裁判所長淺沼彦一郎は、九月三日名古屋地方裁判所長に補され、その後任として、右同日水戸地方裁判所長松田孫治郎が、広島地方裁判所長に補された。

9月25日
○弁護士名簿登録〔「官報」昭和一〇・一〇・二八〕

渡邊里樹〔大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業〕は、九月二五日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

○広島県会議員選挙〔「中国」昭和一〇・九・一九〕二、

昭和一〇・九・二七、「芸日」昭和一〇・九・二七（二八）

九月二五日執行された広島県会議員選挙は、定員四五名中、民政党二〇名、政友会一八名、無産系二名、中立その他五名が当選した。広島弁護士会所属弁護士は、広島市選挙区から永井貢（政友会）、福山市選挙区から徳永豊（政友会）、及三郡選挙区から木島次朗（民政党）が立候補して、永井、徳永が当選した。

10月20日

○平野弁護士旧患露見（「芸日」昭和一〇・一〇・二二）二
三、「中国」昭和一〇・一〇・二二、昭和一〇・一〇・二四）

広島地方裁判所検事局では、一〇月二〇日齋藤予審判事の勾引状の執行に基づき、県刑事課佐藤部長等が急遽東上し、業務上横領事件被疑者として東京市世田谷羽根木町弁護士平野春一（三九）を取押えた。身柄は、今二二日午後二時広島駅着列車で、広島検事局へ護送される予定である。被疑内容は、昭和四年三月頃広島市煙福醤油（株）から破産管財人が同社株主寶山善太郎外数名の未払金の払込請求を迫り仮差押えをしたので、当時広島市小町に開業中の平野容疑者に相談を持ち込んだところ、平野は異議申立をすることだ、早速広島供託局へ供託金を収めるようにと甘言を弄して、数千円の供託金を横領して逃走したという。

広島弁護士会沿革誌 (4) 昭和戦前編・上 (増田)

（注）平野は、一〇月二九日起訴、予審請求された（「芸日」

「中国」昭和一〇・一〇・三〇）。平野は、予審終結決定において公判請求され、広島地方裁判所において昭和一一年三月四日懲役二年（未決勾留日数六〇日算入）の判決を受けた。控訴したが、昭和一一年五月二七日広島控訴院の判決は懲役一年六月（未決勾留日数六〇日算入）であった。上告したが、昭和一一年一〇月六日大審院は、上告を棄却した。

11月1日

○広島控訴院管内弁護士大会（「防長新聞」「中国」昭和一〇・一一・二二、「新聞」昭和一〇・一一・二三、昭和一〇・一一・二三、「新報」昭和一〇・一一・二五、「公論」第三九卷第二号、昭和一〇・一二、「正義」昭和一〇年二月号）

広島控訴院管内弁護士大会は、山口弁護士会主催の下に下関市下関商業学校講堂において十一月一日、二日の両日開催された。同日午後一時山口弁護士会長古谷判治の挨拶で大会開催、君が代合唱、座長選挙、過去一年間の会計その他の報告を終わり、次年度の大会開催地を鳥取市に議決し、大会議案の討論に入り、熱心に逐条審議の結果、各地弁護士会提出の議案総計二四中、最後の二四議案のみを留保し、他は全部原案可決を見た。日本弁護士協会より代表者として奥田勝太

七七二（二六七）

郎、出口鹿一、帝国弁護士会より代表者として鶴澤総明博士、福本謙次郎らが出席した。議事終了後記念撮影を行い、午後六時より同市阿弥陀寺町春帆楼の懇親会に臨み初日を終わり、翌二日午前九時同市港町唐戸橋集合、ランチにて下関大漁港の工事を見学、長府町沖満珠、干珠両島を周覧、乃木神社その他を見物し、同市長の午餐会があり散会した。

11月13日

○広島控訴院検事長更迭〔中国〕昭和二〇・一〇・二四、昭和二〇・一一・二八、「芸日」昭和二〇・一〇・三二、昭和二〇・一一・二三、「官報」昭和二〇・一一・二四、昭和二〇・一一・二五)

広島控訴院検事長豊田多三郎は、裁判所構成法第八〇条ノ二により一月一三日退職し、後任に台湾総督府高等法院長竹内佐太郎が、右同日広島控訴院検事長に補任された。

昭和一一(一九三六)年

1月13日 ○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和一一・一・二八)

石川正(山口県、明治一九年二月判事登用試験合格)は、一月一三日広島地方裁判所検事局において、死亡により弁護士名簿の登録を取消した。

〔注〕朝鮮総督府判事石川正は、朝鮮総督府裁判所令第二六条の六により、大正二三年二月三日退職し〔官報〕大正三・二・二五、大正一三・三・一二)、大正一三年三月二四日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一三・四・二)。

2月3日 ○弁護士名簿登録取消〔芸日〕昭和一一・二・二六、「官報」昭和一一・二・一五)

高野一步(明治一五年七月東京代言免許)は、二月三日広島地方裁判所検事局において、死亡(二月三日)により、弁護士名簿の登録を取消した。

〔注〕広島市堀川町弁護士、広島土地株式会社社長高野一步は、予て病氣中のところ、卅一日午後四時卅分逝去、享年七十七。葬儀は、二日午後二時から向西館で執行する。高野は、広島旧藩士、苦学力行して明治十五年代言人(弁護士)試験に合格、帰郷し同年から代言人開業、本年まで約五十余年間の在野法曹生活をつゞけ、全国における斯界の大先輩、広島県会に三回、広島市会に三回当選し、地方政界の為に尽くし、晩年は広島土地会社〔注〕、新天地の開発会社)に努力していた。その死は、非常に惜しまれてゐる。

2月6日

○小原法相来広〔新聞〕昭和一一・二・五、「中国」昭和一一・二・七、八、「芸日」昭和一一・二・八

小原法相は、二月六日夜長崎から来広。鈴木広島県知事、霜山広島控訴院長、竹内同検事長、松田広島地方裁判所長、帆高同検事正以下在広法曹団、各官衛長多数の出迎えを受けた。時の司法大臣が広島に来るのは、第二次大隈内閣時代の大三三（一九一四）年尾崎法相が事務視察に来て以来、二十数年振りである。随行は關秘書課長、窪田秘書官、河邊囑託で、吉川旅館に宿泊、七日午前九時広島刑務所に向かい所内を巡視し、午前一〇時広島控訴院に向かい、会議室において控訴院、地方裁判所、区裁判所の判検事一同の挨拶を受け、約四〇分に亘り司法権の独立と事務刷新について訓示をなし、院内事務を視察、午前一一時地方裁判所に向かい、正午から判検事とともに午餐を共にし、午後一時広島駅へ向かい、在朝在野の法曹界の人々の見送りを受けて帰東した。

2月20日

○第一九回衆議院議員総選挙〔中国〕昭和一一・二・二二、「芸日」昭和一一・二・二三、「新聞」昭和一一・三・五

二月二〇日第一九回衆議院議員総選挙が行われ、広島一区から名川侃一（政友会、第一東京弁護士会）、第三区から作田高太郎（民政党、東京弁護士会）、横山金太郎

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

（民政党、元広島弁護士会）が当選した。

（注一） 第一区から立候補した藤田若水（民政党、広島弁護士会）、高橋武夫（社会大衆党、広島弁護士会）、第二区から立候補した渡邊伍（昭和会、広島弁護士会）、第三区から立候補した米田規矩馬（政友会、第一東京弁護士会）は落選した。

（注二） 作田高太郎は、昭和一年四月一七日弁護士名簿の登録を取消し〔官報〕昭和一一・五・八、昭和二年三月九日弁護士名簿に登録（東京弁護士会）した〔官報〕昭和一一・四・二三。

2月24日

○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和一一・三・三三
平野春一は、二月二四日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した。

3月24日

○弁護士名簿登録換〔官報〕昭和一一・四・二二
森井孫市（東京弁護士会）は、三月二四日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした。

（注） 森井孫市（昭和三年一〇月弁護士試験合格）は、昭和三年一月二四日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕昭和三・一一・八。

七七三（二六九）

3月26日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和一一・四・一〇

中原史郎(大正二二年二月高等試験司法科合格)は、三月二六日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した。

3月31日 ○弁護士名簿登録換〔官報〕昭和一一・四・一〇

江藤玄三(広島地方裁判所所屬)は、三月三一日東京刑事地方裁判所検事局において、稲葉正雄(大正七年一月弁護士試験及第、大阪地方裁判所所屬)、田中英一(大正一一年九月弁護士試験及第、大阪地方裁判所所屬)は、同日広島地方裁判所検事局において、孰れも弁護士名簿の登録換をした。

(注) 田中英一は、大正一一年一〇月二七日大阪地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕昭和一一・一一・一。

4月1日 ●改正弁護士法〔新聞〕昭和一一・四・五

弁護士士の地位向上と婦人に弁護士士の資格を与へることを主眼とした改正弁護士法(昭和八年法律第五十三号)ならびに、いはゆる三百の法律事務取扱を厳禁する法律(同年法律第五十四号)は、三ヶ年の猶予期間を経過して四月一日実施された。

一、弁護士は、従来の訴訟事務の外、一般訴訟事務(法律鑑定、紛争解決等)も執ることが出来る。

二、婦人に対しても、弁護士たり得る資格を付与される。

三、一年半の間試験補として強制修習を命ぜられ、且つ考試を経ることを要す。

四、弁護士会に対する監督権を、従来の検事正より司法大臣に移管する。

五、弁護士は、すべて強制的に弁護士会に入会を命ぜられる。

六、弁護士会は公法人として之を認め、会の秩序信用を害する者に対しては入会拒否権を付与す。

七、弁護士にあらざる所謂三百の法律事務を取扱厳禁し、違反者は一年以下の禁錮又は千円以下の罰金を課せらる。

4月2日 ○広島弁護士会役員改選〔中国〕昭和一一・四・三、「公論」第四〇巻第五号、昭和一一・五、「正義」昭和一一一年六月号)

四月二日、広島弁護士会役員は、次の通り改選された。

(会長) 池田寛作、(副会長) 角倉晋造、秦野楠雄、(常議員会議長) 土井與一、(常議員) 米田權之助、小野才次郎、高橋光次、高木茂、林飛隆善、貞廣角治、水田謙一、三浦強一、中場彌太郎、丸下紫朗、伊藤久次郎、山下五六、森保祐昌

4月11日

○広島控訴院管内弁護士大会（「新聞」昭和一一・四・二五、「公論」第四〇巻第五号、昭和一一・五、「正義」昭和一一・五月号）

広島控訴院管内弁護士大会は、四月一日一日二日両日に亘り、左の日程により鳥取弁護士会主催の下に開催された。第一日正午鳥取市鳥取商工会議所集合、午後零時半鳥取地方裁判所にて記念撮影、午後一時より鳥取商工会議所会議場にて会議、六時公会堂において懇親会。第二日午前中市内案内、正午十六本松清風荘において鳥取市長の招待会、散会。

4月20日

○弁護士名簿登録（「官報」昭和一一・五・八）

渡邊伍（大正五年七月京都帝国大学法科大学卒業）は、四月二〇日弁護士名簿に登録（広島弁護士会）した。

（注）弁護士法第八条に「弁護士名簿は之を司法省に備ふ、同法第九条に「弁護士たらんとする者は其の入会せんとする弁護士会を経由して登録の請求を為すべし」と規定された。

4月29日

○法曹会館広島支部新館落成記念式（「芸日」昭和一一・四・八、昭和一一・四・二七、「新聞」昭和一一・五・二五、昭和一一・五・一八、昭和一一・五・二三、「雑誌」第一四巻第六号、昭和一一・六）

法曹会館広島支部新館落成記念式は、池田大審院長を迎えて、四月二六日午前十一時から同所弓道場で行われた。霜山控訴院長、竹内検事長、帆高検事正、松田裁判所長を始め、法曹関係者等二百余名列席、坂本書記長の開会の辞、霜山院長の式辞、松田所長の工事報告、来賓池田大審院長、石井常務理事、池田広島弁護士会長の祝辞、工事請負者松田義一への感謝状、記念品授与があり、竹内検事長の開宴の挨拶で宴に入り、池田弁護士会長の発声で、法曹会広島支部の万歳を三唱して、祝賀会を終わった。

広島控訴院管内法曹会員の相互連絡親睦を計る目的をもって、昨年一二月工事費約一万円で広島地方裁判所構内に建設中であつた、法曹会館広島支部は、このほど竣工し、四月二六日落成式を挙行することになった。同館は、瀟洒なクリーム色木造二階建て、会議室、撞球場、宿泊所、娯楽室等の洋室、日本間から成り、裏手には矢場の設備もあり、近代建築の粋を凝らしたものである。

6月10日

○全国弁護士会長協議会〔新報〕昭和一一・六・一五
司法官全国弁護士会長合同協議会に出席のため上京中の全国弁護士会長の司法事務協議会は、六月一日上野精養軒において開催、当番幹事第二東京弁護士会長竹内賀久治が議長となり、種々協議の結果、司法省諮問に対する答申ならびに協議事項を決定した。その後、晚餐会に移り、竹内第二東京弁護士会長の挨拶、各地会長の謝辞その他所感希望演説等があり、歓を尽くして散会した。

○全国弁護士会長招待会〔新聞〕昭和一一・六・一三、
「公論」第四〇巻第七号、昭和一一・七、「正義」昭和二年七月号)

司法官会同に出席のため上京中の全国弁護士会長を招待して、第一東京弁護士会、帝国弁護士会は六月一日正午上野常磐華壇において、第二東京弁護士会は同日夜五時より上野精養軒において盛宴を張った。また、六月一二日午後六時より目黒雅叙園において、日本弁護士協会、東京弁護士会主催の招待宴が催された。何れも、人權蹂躪糾弾および調停法廃止等について在野法曹としての運動方法を協議した後、懇親会を催した。

6月11日

○司法部長官弁護士会長合同協議会〔新聞〕昭和一一・六・一三、昭和一一・六・一五、昭和一一・六・一八、「新報」昭和一一・六・一五、「公論」第四〇巻第七号、昭和一一・七、「正義」昭和一一・七月号)

全国司法部長官会同は、一月八日(第一日)午前九時から司法省大会議室で開催、司法省側より林法相、野田、長島両次官、秋月参与官、各局長、裁判所側より池田大審院長、皆川東京控訴院長外各控訴院長、豊水、鬼頭東京民刑所長外各地方裁判所長、検事局側より光行検事総長、金山東京検事長、猪股東京地方検事正外各検事正、植民地側より笠井朝鮮高等法院検事長、齋藤台湾高等法院長、伴野同檢察官長、鹿島関東高等法院長、大審院側より前田、宇野両部長判事、木村大審院検事局次長等百三十余名出席、先ず林法相より訓示あり、引続き長島次官の注意、大森民事、岩村刑事、岩松行刑各局長の指示あり、正午一旦休憩、午後一時半再開、池田大審院長、光行検事総長ならびに前田、宇野大審院両部長の注意、木村大審院検事局次長の注意あつて、協議会に入り、夜は工業倶楽部における法曹会の招宴に列した。九日(第二日)は、午前中協議、正午宮中の御陪食、午後二時半より更に協議会。一日(第三日)は午前中協議会、正午総理大臣官舎におい

て総理の訓示あり午餐会に列し、午後協議会。一一日（第四日）は、午前午後に亘って司法部長官、弁護士会長の合同協議会、夜は東京会館における司法大臣の招宴に列して、会同日程を終わつた。広島弁護士会からは、池田寛作会長が列席した。

6月27日

○広島地方裁判所検事正更迭（「中国」昭和一一・六・二三、昭和一一・六・二七、昭和一一・七・一二、「官報」昭和一一・六・三〇、「芸日」昭和一一・七・一一～一二）

広島地方裁判所検事正帆高壽一は、六月二七日大審院検事に補され、同月二九日退職を命ぜられ、同月二七日長崎地方裁判所検事正藤井健一が、広島地方裁判所検事に補された。

6月29日

○弁護士名簿登録換（「官報」昭和一一・八・六）

石川正義（山口県、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、広島弁護士会）は、六月二九日弁護士名簿の登録換（東京弁護士会）をした。

（注一）尾道区裁判所兼広島地方裁判所尾道支部検事石川正

義は、大正一一・五月一三日退職を命ぜられ（「官報」

大正一一・五・二〇）、大正一一・六月二七日広島地方

裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した（「官報」

大正一一・七・四）。

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

（注二）弁護士法第一〇条に「弁護士弁護士会の所属を変更

せんとするときは新に入会せんとする弁護士会を経由して司法大臣に登録換の請求を為すべし」と規定された。

6月30日

○弁護士名簿登録失効（「官報」昭和一一・九・七）

弁護士法附則第五項により左記広島地方裁判所所属弁護士は、本年六月三〇日限り、弁護士名簿登録の效力を失った。

糸谷庫一、小島孫三郎、早川六郎、馬場博、足達精一郎、藤田幹作（大正五年五月東京帝国大学法科大学卒業、三井康生（昭和二年一月三日登録）、藤田光廣（昭和四年三月七日登録の藤田光政か？）

（注一）弁護士法附則第五項に「本法施行の際現に弁護士会

に加入し居らざる弁護士に付ては本法施行の日より三月内に従前の例によりて弁護士会に加入するに非ざれば其の登録は效力を失ふ」と規定された。

（注二）糸谷庫一（明治三五年一月判事検事登用試験及第、

東京地方裁判所所屬）は、明治三六年二月二六日、

広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録換を

した（「官報」明治三七・一・一一）。糸谷は、明治四〇

年以降の「日本弁護士名簿」には登載されていない。こ

七七七（一七三）

れは、刑事事件で逃走中に明治四〇年五月二十九日欠席有罪判決を受け、会費を払わないため広島弁護士会を退会処分となっているが、弁護士名簿の登録取消には至っていないためである。

(注3) 小島孫三郎(広島県平民、明治二十七年二月弁護士試験及第)は、明治二十六年一月七日岩国区裁判所管内公証人に任用されたが(「官報」明治二六・一一・七)、明治二十八年一月一六日依願免職した(「官報」明治二八・一一・一六)。そして、小島は、明治二十八年二月一日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録したが(「官報」明治二八・二・二〇)、明治三十一年一月二三日三次区裁判所判事に補任された(「官報」明治三一・一〇・二四〜二五)。小島は、大正二年四月二一日高千穂区裁判所判事るとき休職を命ぜられ(「官報」大正二・四・二二)、大正四年六月一九日退職を命ぜられた(「官報」大正四・六・二二)。小島は、大正四年八月二日大津地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録したが(「官報」大正四・八・七)、大正五年一月二日二七日広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録をした(「官報」大正五・一・一二)。小島孫三郎は、大正十三年以降の「日本弁護士名簿」には記載されていない。

(注4) 早川六郎(岡山県、明治三十一年一月判事検事登用試験及第、東京地方裁判所所屬)は、大正五年一月一八日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした(「官報」大正五・一二・二三)。早川の名前は、昭和一〇年七月一日現在の「日本弁護士名簿」に見えるが、その後に広島弁護士会を退会したと思われる。

(注5) 馬場博(新潟県、大正六年三月東京帝国大学法科大学卒業)は、大正二年二月二六日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した(「官報」大正一二・一一・一二)。馬場は、広島弁護士会には入会していない。

(注6) 足達精一郎(愛媛県、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業)は、大正二年二月二六日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した(「官報」大正一二・一一・一二)。足達は、広島弁護士会には入会していない。

9月8日 ○広島市会議員選挙(芸日)昭和一一・九・一〇)

東部三名、西部五名の広島市会議員補欠選挙は、九月八日執行され、弁護士永井貞が西部選挙区から当選した。

9月28日

○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和一一・二〇・一四）
原田一（高知県、明治一七年八月高知代言免許）は、九月二八日弁護士名簿の登録を取消した。

11月1日

○全国弁護士大会〔新聞〕昭和一一・九・一八、昭和一一・九・二三、昭和一一・一〇・二五、昭和一一・一〇・二八、昭和一一・一一・五、「新報」昭和一一・一一・五、昭和一一・一一・一五、「公論」第四〇卷第一二号、昭和一一・一一・二、「正義」昭和一一・二月号）

（注） 広島区裁判所判事原田一は、大正一二年二月二日広島控訴院部長判事に補され〔官報〕大正一二・二・二四）、同月二七日退職を命ぜられた〔官報〕大正一二・三・一）。原田は、大正一二年三月一三日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一二・三・二四）。

新弁護士法実施に伴う東京弁護士会および日本弁護士協会主催の全国弁護士大会は、一月一日開催された。広島弁護士会からは、香川秀作、岡田陸藏、永井貢、三浦強一、池田寛作が出席した。

9月30日

○広島弁護士会設立認可（正義）昭和二年一月号）
弁護士法附則第七項により司法大臣は、広島弁護士会の設立を認可した。

（注一） 大会において議決した事項は、次の通りである。一、

- 一、 司法省告示第七十一号（昭和十一年九月三十日）
- 二、 弁護士会ノ名称 広島弁護士会
- 三、 事務所ノ所在地 広島市三川町一番地
- 三、 設立ノ年月日 昭和十一年九月二十八日

司法官たる資格は、之を十年以上弁護士職に在る者に限る制度を確立すべし。二、司法機関の一大拡充を断行し司法権第一主義を実現すべし。三、産業立法に關して違法又は不当の処分に対する行政又は司法裁判上の権利救済の方法を確立すべし。四、人権蹂躪を根絶する為め左記の各項を実行すべし（十五項あるが省略）。五、現行調停制度は之を全廃すべし。六、民事事件（商事人事共）に關する警察官署の人事相談を全廃し、之に代ふるに裁判所又は弁護士会に於ける司法的社会的施設を以てする新制度を確立すべし。

（注二） 第一東京弁護士会および第二東京弁護士会は、招待

に應じなかつた。理由は、すでに司法省が中心となつて毎年行われている司法官弁護士会長の合同協議会に、全国各地から会長が出席して、在野法曹としての議案を十分相談しているので、今更全国弁護士会を開くことは、屋上屋を架す結果になり必要がないといふ。

餅を拾う幸運に接しようとする市民、十重八重に圍繞し、その数無慮一万人、また祝宴場には呉券の美妓三〇名粉体盛装して酒間を幹旋して、盛観の限りであつた。次いで、区裁判所、市側の首脳部および來賓の長島次官、藤田呉鎮守府長官以下約六〇名は、料亭徳田における第二次宴に向かつた。

11月15日

○呉区裁判所広島地方裁判所呉支部庁舎新築落成

〔芸日〕「中国」昭和一一・一一・一六、「新聞」昭和一一・一一・一〇、昭和一一・一一・二三、「雑誌」第一五卷第二号、昭和一一・一一

呉市二河公園横通称石風呂高台に新築された広島地方裁判所呉支部および区裁判所の落成式は、一月一日新庁舎前広場において、午前一〇時過ぎから挙行された。來賓として、司法大臣代理長島次官、霜山控訴院長、竹内同検事長、松田広島地方裁判所長、藤井同検事正、淺田名古屋地方裁判所長（前広島地方裁判所長）、広島県知事代理胡刑事課長、池田広島弁護士会長、これに海軍側から藤田呉鎮守府司令長官、佐藤參謀長以下幕僚、元呉市長、市内官公衛長その他の官民約二百数十名が参列した。正午閉式、直に地元古川、稻荷町民から寄与した三石の餅播きと祝宴に入った。

（注） 呉区裁判所広島地方裁判所呉支部庁舎は、昨年三月より呉市石風呂山に新築中のところ、九月二四日工事完成し、一〇月二〇日仮庁舎より移転した。新庁舎は木造二階建であり、眺望絶佳、地下室に留置場を設ける等、最新式の様式を具備している〔芸日〕昭和一一・七・三一、昭和一一・九・二五、「新報」昭和一一・一一・一五。

昭和一一（一九三七）年

1月10日

○日本弁護士協会広島支部発会〔芸日〕「中国」昭和一一・一一・一一、「新聞」昭和一一・一一・一八、昭和一一・一一・二三、「新報」昭和一一・一一・二五、「公論」第四一卷第二号、昭和一一・一一

日本弁護士協会では、予ての懸案である協会発展策、支部設置の皮切りとして設けられた広島支部発会式は、一月一〇日午後二時半から袋町山陽記念館において盛

大に開催した。東京弁護士会からは、会長乾政彦、前会長河合藤一、日本弁護士協会からは理事三根谷實藏、長野國助、西田米藏、武田益藏、龜甲源藏、一又安平、金井正夫、栗原宰之助、伊田清、植田八郎等が出席し、來賓として、霜山広島控訴院長、竹内同検事長、松田広島地方裁判所長、同藤井検事正、横山市長ら十数名を迎えて発会を祝した。引続き、六時から大華楼で盛大な祝宴があった。

(注) 広島に日本弁護士協会の支部開設、その準備会が十一月十七日広島にて開かれるため、日弁本部より理事長長野國助氏が昭和十一年一月一六日西下した(「新聞」昭和一一・一一・一八)。

1月16日

○弁護士名簿登録(「官報」昭和二二・二・一六)
香川秀作(明治二六年一〇月判事検事登用試験及第、広島弁護士会)の請求により、一月一六日関東地方法院檢察官長において、弁護士名簿に登録した。

3月8日

○広島控訴院長更迭(「芸日」昭和二二・二・二五、昭和一二・三・二七、「中国」昭和一二・三・五、昭和一二・三・九、「官報」昭和一二・三・九)

広島控訴院長霜山精一は、三月八日大審院部長判事

広島弁護士会沿革誌(4)昭和戦前編・上(増田)

3月27日

に補され、その後任に宮城控訴院長櫻田壽が、右同日広島控訴院長に補された。
○広島弁護士会役員改選(「公論」第四一卷第五号、昭和一二・五、「正義」昭和十二年五月号)

昭和一二(一九三七)年度の広島弁護士会の役員は、次の通りである。

(会長) 佐藤五三、(副会長) 貞廣角治、(常議員會議長) 池田寛作、(常議員) 藤井定市、土井與一、岡田陸藏、角倉晋造、秦野楠雄、柳田勘四郎、甲村信一、秦良一、三浦強一、下向井貞一、古森幹枝、白川彪夫、樽谷稔

4月25日

○日本弁護士協会広島支部総会(「公論」第四一卷第六号、昭和一二・六)

四月二五日午後四時広島市袋町精養軒において、日本弁護士協会広島支部は昭和一二(一九三七)年度定時総会を開会した。支部長に池田寛作、副支部長に角倉晋造を選出した。

4月30日

○第二〇回衆議委員議員総選挙(「中国」昭和一二・四・一九、昭和一二・五・二六、「芸日」昭和一二・四・二四、昭和一二・五・二二)

四月三〇日第二〇回衆議院議員総選挙が行われ、当選者四六六名中、民政党一八〇名、政友会一七四名、

七八一(二七七)

社会大衆党三七名、昭和会一八名、その他であった。広島では、民政党六名、政友会四名、昭和会三名であった。弁護士では広島一区から名川侃一(政友会、第一東京弁護士会)、藤田若水(民政党、広島弁護士会)、第三区から作田高太郎(民政党、東京弁護士会)が当選した。

(注1) 第一区から立候補した、渡邊忠男(東方会、東京弁護士会)、第二区から立候補した米田規矩馬(政友会、第一東京弁護士会)は落選した。

(注2) 藤田若水は、六月二四日司法参与官に任命された。「芸日」昭和二一・六・二五、「中国」昭和二一・六・二五)。

6月1日 ○広島市会議員選挙(「芸日」昭和二一・五・二七、昭和二一・五・三一、昭和二一・六・三一)

広島市会議員選挙は、六月一日行われた。広島市では、四八議席中、民政党三〇、政友会・望月派九(政三・望六、その他五と、民政党が大勝を博した。弁護士は西部地区から森保祐昌(民政党、東部地区から井上博(政友会)、高橋武夫(無所属)が当選した。

(注) 六月一日、広島市会議長に森保祐昌、副議長に井上博が選出された(「芸日」昭和二一・六・一二)。

6月9日 ○司法官全国弁護士会長合同協議会(「新聞」昭和二一・六・二三、昭和二一・六・一五、昭和二一・六・一八、「新報」昭和二一・六・一五、昭和二一・八・一五、「正義」昭和二二年六月号・七月号、「公論」第四一卷第七号、昭和二一・七)

全国司法官会議第一日は、六月九日司法省大会議室に開催、正午近衛首相主催の午餐会に臨み、午後二時より本省において協議会を開き、夜は目黒雅叙園における司法次官の招待会に臨んだ。第二日(一〇日)は午前九時より協議会に入り、正午宮中豊明殿において午餐の陪食を仰せつけられ、午後二時より再び協議会に入った。第三日(一一日)は午前九時司法部長官と弁護士会長の合同協議会として開催、「弁護士試補修習の経験に徴し考慮すべき事項如何」の協議事項につき午後五時半より帝国ホテルにおける司法大臣の招待会に臨んだ。第四日(一二日)は、午前九時協議会に入り午後まで引続いた。

6月10日 ○帝国弁護士会の全国弁護士会長招待会(「正義」昭和二二年七月号)

帝国弁護士会においては、六月一〇日丸之内会館に

において、司法部長官弁護士会会長合同協議会に出席した全国弁護士会会長招待午餐会を開催した。席上高窪理事は、主催者を代表して挨拶をなし、永田名古屋弁護士会会長は、全国弁護士会会長を代表して謝辞を述べ、主客歓談の後、午後一時盛會理に散会し、出席会長は引き続き、東京弁護士会幹事として開催の全国弁護士会打合会場の上野精養軒に向かった。

○東京弁護士会の全国弁護士会会長招待会〔新報〕昭和一二・六・一五、「新聞」昭和一二・六・一八、「公論」第四一卷第七号、昭和一二・七）

六月一日開かれた司法官全国弁護士会会長合同協議会に出席の全国弁護士会会長は、一〇日午後一時から上野精養軒において本年の当番である東京弁護士会司会の下に提案事項について、協議会を開き決定した。次いで、午後五時より同所における東京弁護士会、日本弁護士協会、日滿法曹協会共同主催の招待晚餐会に臨み、八時過ぎ散会した。広島弁護士会からは、会長佐藤五三が出席した。

6月23日

○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和一二・八・一〇）
香川秀作（明治三六年一〇月判事検事登用試験及第）は、六月二三日弁護士名簿の登録を取消した。

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

(注) 香川秀作は、明治三六年二月五日宮崎地方裁判所検事
のとき退職を命ぜられ〔官報〕明治三六・二・二〇、明治
三六年二月二六日広島地方裁判所検事局において、弁護
士名簿に登録した〔官報〕明治三六・三・二三）。

6月24日
○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和一二・八・一〇）
藤田若水は、六月二四日弁護士名簿の登録を取消し
た。

6月26日

○日本弁護士協会広島支部座談会〔公論〕第四一卷第七
号・八号、昭和一二・七、昭和一二・九）
日本弁護士協会広島支部は、六月二六日広島精養軒
において、国民教育の第一線に立つ中堅的教育家と司
法問題座談会を開催した。

(注) 出席者は、以下の通りである。(教育者側) 広島市千田
尋常高等小学校校長迫隆一、同袋町尋常高等小学校長間賀
田琢爾、同本川尋常高等小学校主席川崎政信、広島県師
範学校訓導名柄正之、広島市竹屋尋常高等小学校訓導山
崎萬次郎、同大河尋常高等小学校訓導阿部章、(協会側)
日本弁護士協会広島支部長池田寛作、同副支部長角倉晋
造、同協会員土井與一、同永井貢、同三浦強一

七八三(一七九)

6月30日 ○広島控訴院管内弁護士大会〔新聞〕昭和二二・六・三〇

昭和一二(一九三七)年度広島控訴院管内弁護士大会は、松江弁護士会主催で、来る七月三〇日正午松江市公会堂に於て開催される事になった。午後零時半同公会堂前で記念撮影をし、続いて一時より会議を開き、五時三〇分松崎水亭に集合し、宍道湖の船遊びをしつゝ、懇親会を開催し、翌三一日午前八時松江地方裁判所弁護士室に集合、市内の名所を見物し、午前一〇時松江築港に集合、松江市長主催の海周遊及唄の安来町における招待会があり、散会する予定である。

(注一) しかし、七月七日北京の南方盧溝橋で日本軍と国民党軍が武力衝突し、それが契機となって支那事変(日中戦争)が勃発したので、昭和一二年度広島控訴院管内弁護士大会は延期となった。

(注二) 広島控訴院管内弁護士大会は、延期のみ、となつてゐたが、愈々来る昭和一三年一〇月一五日午後一時から開会すること、なつた由、桐谷松江会長から、東京弁護士会に通告があつた〔新聞〕昭和二三・六・三〇。

8月9日 ○広島弁護士会臨時総会〔中国〕昭和二二・八・一〇

広島弁護士会では、八月九日午前一〇時から広島地方裁判所弁護士控室において緊急臨時総会を開催、佐藤会長はじめ二二名の会員出席し、種々意見交換の結果、北支の野に酷熱炎暑を物ともせず奮闘し、国威宣揚に泥まみれになつて活躍している皇軍将士に満腔の感謝を捧げると共に、今後の武運長久を祈るため北支駐屯軍司令官、第三艦隊司令長官および部隊長あて慰問激励電報を打電すると共に、第一回恤兵金として金五百円を十日広島聯隊区を通じて献金することになつた。

なお、銃後支援の一端として、今後は事変(注、支那事変Ⅱ日中戦争)関係家族で、戸籍上の問題、金銭問題、家庭問題など各種の法律問題に悩む人々に対しては、弁護士会の方で料金を徴収せず出来るだけの手続をなし、事変関係家族をして安心して業務に励むよう努力することに態度を決した〔芸日〕昭和二二・九・二二参照。

(注) 広島弁護士会では、国民精神総動員運動に参加、皇軍出征軍人またはその遺家族中法律問題につき懊悩している人のため奉仕することになり、常議員会を開き次の決議を行った。決議「軍人及其遺族、家族の法律問題にして、

扶助を要するものは、本会の扶助規定に基き奉仕的取扱をなす。毎週月、水、金曜日の午前九時より午後三時迄の間、広島地方裁判所弁護士室に於て受付〔芸日〕昭和一二・九・二九。

10月1日

院検事に補され、その後任に右同日山口地方裁判所検事正石塚撥一が、広島地方裁判所検事正に補された。○遵法週間〔中国〕昭和一二・九・二三、昭和一二・一〇・二、〔公論〕第四一巻第一〇号、昭和一二・一一）

8月21日

○広島控訴院検事長更迭〔官報〕昭和一二・八・二四、〔中国〕昭和一二・九・一一）

広島控訴院検事長竹内佐太郎は、八月二日退職を命ぜられ、その後任に右同日札幌控訴院検事長三橋市太郎が、広島控訴院検事長に補された。

8月31日

○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和一二・九・一五）
橋高邦香は、八月三十一日弁護士名簿の登録を、死亡により取消された。

〔注〕橋高邦香（大正一二年二月弁護士試験及第）は、大正

一五年一月二十六日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一五・二・一五。

9月29日

○広島地方裁判所検事正更迭〔中国〕昭和一二・九・二九、〔官報〕昭和一二・一〇・一、〔芸日〕昭和一二・一〇・一三）

広島地方裁判所検事正藤井建一は、九月二十九日大審

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

会広島支部は広島在朝司法機関と協同して戦勝祈願祭を執行すること、し、一〇月一日の第一日、即ち司法記念日当日、広島諸裁判所、検事局各長官および広島弁護士会長・副会長と共に、池田支部長、角倉副部長外有志支部員は、広島控訴院管内における司法護書拝読式後、厳島神社に参詣し、祈願の式祭に参列し、玉串を捧げて皇軍武運長久祈願の赤誠を捧げ、終わって、社殿廻廊において記念の撮影をなし、宮嶋ホテルにおいて各員一同昼食歓談を共にした。

司法懇談会は、遵法週間第二日の行事として、広島控訴院主催の下に広島精養軒において開催、支部長池田、副支部長角倉が招かれて列席した。この週間では、裁判所側主催で、講演会は市内九ヶ所において、一〇月二、四、五の三日間判検事一人を動員して行われ、裁判所参観は一日に行われたが、雨にも拘わらず、地方裁判所約五百人、控訴院約千人の参観者があり、明治初期の判決書などが観覧に供せられ、法廷の説明などがあつた。

七八五(一八一)

12月24日 ○広島地方裁判所長更迭（芸日）「中国」昭和二・一
二・二三、「官報」昭和二・一二・二九）

広島地方裁判所長松田孫治郎は、二月二十四日名古屋地方裁判所長に補され、その後任として、同月二十七日大臣官房人事課長坂野千里が、広島地方裁判所長判事に補任された。

昭和二三（一九三八）年

1月8日 ○広島控訴院検事長更迭（中国）昭和二三・一・七、昭和二三・一・九、「官報」昭和二三・一・一一、「芸日」昭和二三・一・二三、「公論」第四二卷第二号、昭和二三・一一）

広島控訴院検事長三橋市太郎は、一月八日大審院検事に補され、その後任に右同日横浜地方裁判所検事正神谷敏行が、広島控訴院検事長に補された。

1月9日 ○日本弁護士協会広島支部一周年記念会合（新聞）昭和二三・一・一五、「新報」昭和二三・二・一五、「公論」第四二卷第二号、昭和二三・一一）

日本弁護士協会広島支部は、昭和一二（一九三七）年一月一日設置したが、広島弁護士会員大多數の入会があり、司法制度完全運用の一機関として、その存置発展は識者の大に期待する所となり、本年一月を以て開設満一周年を向え、その開設を記念するため、一月

九日午後三時會員一同市内精養軒に集合し、偶々来広中の本部會員新開弁護士（元広島弁護士会員）も出席し、時局柄質素に執り行ふ趣旨の下に開催、先ず宮城遙拝をなし、記念撮影後、支部長池田弁護士開会を宣し、次の決議をなした。「一、陸海軍に対し感謝の意を表す。二、党支部は現下時局の重大性と司法の情勢に鑑み益々本部との聯繫を緊密にし各員協力一致以て当支部の機能を強化拡充せむことを期す。」

そして、本部発行に係る「法曹公論」編輯援助のため、支部長指名の委員において実行にあたることを申合わせ、會員の所感発表があり、六時過ぎ閉会し、晚餐を共にして散会した。

2月4日 ○弁護士名簿登録換（官報）昭和二三・三・八）

三宅清（第一東京弁護士会）は、二月四日弁護士名簿の登録換（広島弁護士会）をした。

（注）三宅清（昭和八年一月高等試験司法科合格）は、昭和十一年二月三日東京刑事地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した（官報）昭和一一・二・一〇）。

2月7日 ○弁護士名簿登録取消（官報）昭和二三・三・八）

渡邊里樹は、二月七日弁護士名簿の登録を取消した。

(注) 渡邊は、昭和二三年一月八日公証人に任ぜられ、広島地方裁判所所屬及故公証人岡田勇次郎の後任を命ぜられた(「雑誌」第一六卷第三号、昭和二三・三)。

2月28日 ○弁護士名簿登録取消(「官報」昭和二三・三・八)

山田示元は、二月二八日弁護士名簿の登録を、死亡により取消された。

3月26日 ○広島弁護士会役員改選(「新報」昭和二三・四・五、昭和二三・四・一五、「新聞」昭和二三・四・八、「芸日」昭和二三・四・一〇)

三月二六日午後一時、広島弁護士会では、広島地方裁判所弁護士控室において、広島弁護士会定時総会を開催し、昭和二三(一九三八)年度の役員を左記の通り決定した。なお、戦時体制下、殊に国民精神総動員の趣旨に基づき、同会でも適當心分の公共的寄与をなすことになり、在広法曹団の機能利用を必要とされる場合には、弁護士法の趣旨に則り努力することになった。(会長)三浦強一、(副会長)甲村信一、(常議員会議長)佐藤五三、(常議員)池田寛作、高橋光次、土井與一、林飛隆善、神田静雄、貞廣角治、高橋武夫、秦良一、永井貢、山本將憲、鈴木立郎、永井敬一郎、秦野楠雄、高尾英

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

3月28日 ○弁護士名簿登録取消(「官報」昭和二三・四・二二)

渡邊伍は、三月二八日弁護士名簿の登録を取消した。

(注) 渡邊は、昭和一七年七月二四日弁護士名簿に登録(東京弁護士会)した(「官報」昭和一七・八・一一)。

4月9日 ○広島地方裁判所検事正更迭(「芸日」昭和二三・四・九、昭和二三・四・二三、「中国」昭和二三・四・九、「官報」昭和二三・四・二二)

広島地方裁判所検事正石塚撥一は、四月九日東京控訴院検事に補され、その後任に右同日宇都宮地方裁判所検事正安岡静四郎が、広島地方裁判所検事正に補された。

4月28日 ○弁護士名簿登録取消(「官報」昭和二三・五・一六)

波多野勝武は、四月二八日弁護士名簿の登録を、死亡により取消された。

5月2日 ○司法部長官弁護士会長合同協議会(「新報」昭和二三・

五・五、昭和二三・五・一五、「新聞」昭和二三・五・八、昭和二三・五・一〇、昭和二三・五・一三、「正義」昭和二三年五月号、六月号、「公論」第四二卷第六号、昭和二三・六五月号、六月号、同会は、五月二日から開かれ、第一日(二日)は、控訴院長、検事長会同で、先ず鹽野法相か

七八七(二八三)

ら訓示があり、協議事項につき協議を遂げた。第二日(三日)は地方裁判所長、検事正会同に移り、鹽野法相から訓示があり、岩村司法次官の注意、大森民事局長、松坂刑事局長の各指示があった。第三日(四日)は、池田大審院長の演述、泉二検事総長の訓示、その他各所管部長の注意があった。第四日(五日)は正午御陪食があり、第五日(六日)は、全部協議であった。第六日(七日)は午前午後を通じて全国弁護士会長との合同協議があった。

5月6日
○全国弁護士会長午餐会招待(「新聞」昭和二三・五・一三、「新報」昭和二三・五・一五、「公論」第四二巻第六号、昭和二三・一六)

東京弁護士会、日本弁護士協会、日滿法曹協会協同主催の司法長官、全国弁護士会長合同協議会に列席のため上京中の全国弁護士会長招待会は、五月六日午前一時より有楽町山水楼において催された。午餐会は、谷村東京弁護士会長、日本弁護士協合理事三上英雄、日滿法曹協会長山岡萬之助の挨拶があって、これに対し、広島弁護士会長三浦強一が来賓を代表して謝辞を述べ、最後に一同記念撮影をして、午後一時過ぎ散会した。

○全国弁護士会長打合せ(「新聞」昭和二三・五・一三、

「新報」昭和二三・五・一五、「正義」昭和三年六月号)
司法長官、全国弁護士会長合同協議会に列席のため上京中の全国弁護士会長の司法省諮問案に対する答申ならびに協議事項についての打合会は、五月六日午後一時より上野精養軒において開催された。有馬第一東京弁護士会長が議長となり協議に入り、午後六時過ぎ協議を終わった。それより第一東京弁護士会および帝國弁護士会主催の招待宴に移り、有馬第一東京弁護士会長の挨拶、長谷川仙台弁護士会長の代表謝辞などあり、欲談裡に散会した。広島弁護士会からは、三浦強一会長が参加した。

6月16日
○日本弁護士協会広島支部定時総会(「公論」第四二巻第七号、昭和二三・七)

日本弁護士協会広島支部定時総会は、六月一六日午後三時より広島精養軒において支部会員多数参集の下に開かれ、池田支部長議長席に付き、第一号議案「事務及会計報告の件」、第二号議案「昭和十三年度支部綱領(法曹一元制度実施、司法の根本的革新)決議の件」第三号議案「当支部役員改選の件」を附議し、第一、第二号議案満場一致承認決議となった。第三号議案については、銓衡委員により後任役員が定めることになり、左記の通りとなった。(支部長) 土井與一、(副支

部長) 秦良一、(評議員) 松井繁太郎、岡田陸藏、田中康道、柳田勘四郎、藤原歳美、山本將憲、山下五六。そして、池田、角倉前正副議長に対する感謝決議があり、晩餐会に移り、広島市長横山金太郎、広島地方裁判所部長判事原左近、広島弁護士会正副会長いづれも来賓として臨席、新支部長の開宴の挨拶があり、三浦広島弁護士会長の祝賀謝意の挨拶があつて、食卓が開かれ、盛会裡に卓を閉じた。

○商法改正に関する講演会(「公論」第四二巻第七号、昭和二三・七)

六月一六日午後五時より、日本弁護士協会広島支部においては、広島地方裁判所部長判事原田左近を講師として、改正商法に関する講演会を開き、支部会員最多多数出席、一時間半に亘つて明快精到な同判事の講述を聴取し、極めて好結果を収めた。

7月10日
○日本弁護士協会広島支部慰問会(「公論」第四二巻第八号、昭和二三・九)

日本弁護士協会広島支部においては、七月一日日呉市在住弁護士団および広島弁護士会と共同主催の下に、呉海軍病院における傷病勇士慰問会を開き、呉弁護士団代表秦野楠雄、三浦広島広島弁護士会長、甲村副副会長、協会広島支部秦副支部長外主催者側多数出席

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

8月17日
「陸の笑はし隊」数番の余興を展開して五百余名の白衣勇士の頤を解かせ、在野法曹団より皇軍への贈物として近來の好評を博した。秦副支部長は日本弁護士協会を代表して一場の挨拶を述べた。

○弁護士名簿登録取消(「官報」昭和二三・九・九)

石井清志は、八月一七日弁護士名簿の登録を、死亡により取消された。

9月10日
○広島弁護士会臨時総会(「芸日」「中国」昭和二三・九・一一)

広島弁護士会では、九月一三日の司法保護記念日前に、一〇日午後一時から広島地方裁判所弁護士室で臨時総会を開き、明年度広島市に少年審判所を設置するため、施設の提供に関し広島市に要望すべき件を、全会一致可決し、左記の委員を選任して、活動に着手することになった。三浦強一会長、甲村信一副会長、富島暢夫、松井繁太郎、小野才次郎、池田寛作、土井與一、岡田陸藏、井上博、高橋武夫、平田遼一、古森幹枝、吉川三雄司

右について会長は語る。少年法は大正十二年一月一日から施行されたのであるが、広島には少年審判所が設置せられておかないので、少年保護制度の恩沢は広島を中心とする中国筋には及んでおない。これは要保護少年の数からも、広島市の都市格

七八九(一八五)

からも遺憾にたへない。少年問題は、数年後の兵員問題でもあり、銃後人的資源の愛護匡救が実に人的国防問題であることに想到すれば、この非常時局高調時に於いて、施設提供に依る司法協力は又軍都広島の大面目であらねばならぬ。広島市当局、既に着眼せられてゐることはあるが、当会は明年度の実現を期して、再めて三十万市民の奮起に訴へんとするものである。

9月17日 ○弁護士名簿登録換〔官報〕昭和二三・一〇・一〇)

石井金三郎(愛媛県、大正十二年二月弁護士試験及第、東京弁護士会)は、九月一七日弁護士名簿の登録換(広島弁護士会)をした。

10月1日 ○司法記念日式典〔芸日〕昭和二三・一〇・二)

西部防空訓練実施のさなかに「第十回司法記念日」を迎えた広島控訴院では、一日午前十一時半から広島裁判所の全庁員および司法関係者(弁護士、公証人、執達吏、司法書士会長)約二五〇名を招き、同院会議室で盛大なる記念行事を挙げて管内司法官の意気を示した。定刻一同礼服に身を飾り入場し、御真影に対し一同敬礼の後、櫻田院長の勅語奉読、戦役將兵の英霊に一分間黙禱して式を終わり、正午一同退場し、引き続き同院判事室で簡素な祝宴を挙行、神谷検事長の挨拶があつて、三浦弁護士会長が祝辞と謝辞を述べ、

院長の発声で、天皇陛下万歳を三唱して、和氣藹々のうちに、午後一時半散会した。

10月15日 ○広島控訴院管内弁護士大会〔松陽新報〕昭和二三・一〇・一六、「新聞」新報、昭和二三・一〇・二五、「公論」第四二巻第一〇号、昭和二三・一一、「正義」昭和二三年一月号)

昨年支那事変(日中戦争)勃発のため延期となつた、広島控訴院管内弁護士大会は、一〇月一五日、一六日両日に亘り松江市において開催された。大会の日程は、一〇月一五日午後一時松江市公会堂前における記念撮影から始められた。一時半、松江弁護士会副会長難波督の司会の下に大会が開催された。先ず、参会者一同宮城を遙拝し、皇軍將士に武運長久の黙禱を捧げ、松江弁護士会長桐谷圓藏が大会開会の挨拶をなし、前大会の延期理由及現下の非常時局下における在野法曹の覚悟と責務を強調した一場の演説を終わり、議長選挙をなし、桐谷会長が議長に指名された。次いで、皇軍感謝決議ならびに傷病兵慰問決議をなし、愈々本年度大会議題の審議に入った。審議に先立って、岡山、鳥取の両弁護士会提出の出征兵士に関する議事を満場一致を以て可決の上、逐次、広島、岡山、鳥取、山口、松山、松江の各弁護士会の提出議案を慎重審議の結果、

可決または否決した。夜は、六時半より松崎水亭において懇親会が催された。

大会二日目の一六日は、午前八時までに松江大橋に一同参集後、八重垣神社に参詣し、床几山公園、有沢山荘菅田庵（松平不昧公遺愛の茶寮）、小泉八雲旧居を見物し、電車で八雲大社に詣で、大社前の竹野屋で松江市長の招待宴に出席し、今回の日程は全部終了した。

11月9日

○中国司法保護事業聯盟発会式（芸日）昭和二三・八・二四、昭和二三・一一・一一、「中国」昭和二三・一一・三三、昭和二三・一一・九一、「新報」昭和二三・一一・二五

思想犯保護を目的とする昭徳会、少年犯保護を目的とする日本少年保護協会、普通犯保護を目的とする輔成会の三会が組織した、司法保護事業聯盟の広島控訴院管内支部である中国司法保護事業聯盟の発会式は、一月九日午前九時広島市雑魚場町県教育会館において開催された。まず、同聯盟副会長安岡広島地方裁判所検事正の開会の辞があり、皇居遙拝、国歌斉唱、聯盟会長神谷控訴院検事長式辞、司法大臣告辞（藤田若水参与官代読）、聯盟会長挨拶（岡本司法事務官代読）、事業関係物故者慰霊、功労者表彰、吉本正太郎、満田恵順、太田慶道三名、来賓祝辞、内務大臣、厚生大臣、櫻田控訴院長、富田県知事、横山（金太郎）市長、三浦広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

広島弁護士会長、大原県会議長、森保（祐昌）市会議長、森田商工会議所会頭、千葉本願寺派執行長、宮内大臣外十数通の祝電披露あつて閉式。それより、岡本司法事務官の講演があつた。

午後より総会を開き、神谷会長の挨拶、江常常务理事の会務報告があり、議長に神谷会長、副議長に安岡副会長、江藤県聯副会長、櫻井昭徳会中四支部長を推薦、皇軍に対する感謝決議、皇軍武運長久祈願、傷病兵慰問をなした後、日程に入り、司法省諮問事項「司法保護事業の運営上社会一般との連絡を一層緊密円滑ならしむべき具体的方策如何」を上程、岡本事務官の提案理由説明の後、会員の意見発表があり、結局委員附託となる。続いて、協議事項に就いては、一般犯罪、少年犯罪、思想犯とに部会を分かつて審議をなし、第一日を終了。翌一〇日午前九時、国民精神作興詔書奉読式があり、紀年撮影をなし、総会を続開、一時滞りなく会議を終了、会員の経験談があり、一二時散会。なお、次回大会は明年島根県において開催の予定である。

11月13日

○満洲国司法部大臣一行（中国）昭和二三・一一・一五、
「新聞」昭和二三・一一・二〇

一月一三日厳島宮島ホテルに入った満洲国法相張煥相以下木村秘書官山口哈爾濱高等法院次長、長谷川管口地方法院書記官長、錦州地方檢察庁長祁守康等の

一行は、翌一四日広島駅頭に裁判所、弁護士会、県市首脳部の出向かえを受け、広島控訴院広間において櫻田院長、神谷検事長、坂野所長、安岡検事正、江藤刑務所長、弁護士会理事者等司法関係者と歓談を交え、所定の視察を了えて、夜は広島三裁判所、同検事局、広島弁護士会、県市共同主催の晩餐会が羽田別荘において開催された。出席者八五名、櫻田控訴院長の歓迎の言葉、法相張煥相の答辞、横山市長の乾杯の辞があり、神谷検事長の音頭で満洲国の万歳を高唱し、現態勢下日滿法曹の堅い握手の意義深い一夜を過ごした。一行は、翌一五日別府へ向かった。

昭和一四(一九三九)年

1月19日 ○弁護士名簿登録換(「官報」昭和一四・二・一四)

加藤元一郎(神戸弁護士会)は、一月一九日弁護士名簿の登録換(広島弁護士会)をした。

(注) 加藤元一郎(兵庫県、大正一五年一二月弁護士試験合格)は、昭和二年二月一五日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録し(「官報」昭和二・三・八)、昭和三年一月一〇日神戸地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録換をした(「官報」昭和三・一・二二)。

3月24日 ○弁護士名簿登録取消(「官報」昭和一四・四・一四)
天津彌太郎は、三月二四日弁護士名簿の登録を取消した。

4月1日 ○広島弁護士会役員改選(「中国」昭和一四・四・五、「新聞」昭和一四・四・一〇)

昭和一四(一九三九)年度広島弁護士会役員は、次の通りである。

(会長) 高木茂、(副会長) 秦良一、(常議員会議長) 富島暢夫、(常議員) 松井繁太郎、池田寛作、岡田陸藏、角倉晋造、柳田勘二郎、甲村信一、林美一、田坂戒三、平田遼一、藤原歳美、古森幹枝、樽谷稔、丸下紫朗、石堂順助

○日本弁護士協会広島支部通常総会(「公論」第四三卷第五号、昭和一四・五)

四月一日午後四時袋町精養軒において昭和一三(一九三八)年度日本弁護士協会広島支部通常総会を開催、会員諸君多数出席、東方遙拝、皇軍に対する感謝黙禱の後、土井支部長議長の下に、議題を順次議決した。先ず、支部長土井議長席に着き、(一)昭和二三年度会務報告をなし、(二)第二号乃至第四号議案(在野法曹の全国的聯合促進等)を満場一致可決した。

第五号議案(役員改選)は、(支部長) 岡田陸藏、(副支部

4月7日

長）藤原歳美、（評議員）森田恪藏、神田静雄、高橋武夫、水田謙一、森山喜六、白川彪夫、下向井貞一

○広島控訴院管内弁護士会聯合会設立（芸日）「中国」昭和一四・二・二二、昭和一四・三・二九、「中国」昭和一四・四・五、昭和一四・四・八、「正義」昭和一四年三月号・五月号、「新聞」昭和一四・四・一八、「新報」昭和一四・四・二五、「公論」第四三卷第五号、昭和一四・五

昨年五月以来、司法の進歩改善を図り司法報国の至誠を尽くすことを目的とする広島控訴院管内弁護士会聯合会を設立すべく準備を進めていたが、三月二十二日司法大臣の設立認可あり、その規約は四月一日を以て効力を発生した。そこで、四月七日午後五時より饒津公園「大華楼」で第一回理事会を開いた。次いで、広島控訴院長櫻田壽、同検事長神谷敏行、同地方裁判所長坂野千里、同検事正安岡静四郎、同区裁判所監督判事池田秀二臨席の下に第一回通常総会を開き、予算案その他を附議、直に懇親会に移り、同九時盛會裡に散会した。なお、当日決定した聯合会第一回の役員は次の通りである。

△理事長 土井與一（広島）、△常務理事 田中康道（広島）、家本爲一（岡山）△理事 中場彌太郎（広島）、吉賀徳太郎（山口）、中村了詮（山口）、岩本憲二（山口）、林永之（岡山）

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

5月5日

山）、田部茂（岡山）、長砂鹿藏（鳥取）、井田重忠（鳥取）、小山晋（鳥取）、桐谷圓藏（松江）、難波督（松江）、栗山政太（松江）、原田光三郎（松江）、松木清三（松江）、宇和川濱藏（松江）、△代議員 高木茂（広島）、平田遼一（広島）、吉田助（山口）、三原鼎（山口）、軸原憲一（岡山）、豊田秀男（岡山）、中田義正（鳥取）、住田米太郎（鳥取）、大脇熊雄（松江）、草光義質（松江）、佐海直隆（松江）、且野知止（松江）

5月10日

○弁護士名簿登録（官報）昭和一四・六・一二
福田五郎は、五月五日弁護士名簿に登録（広島弁護士会）した。

5月19日

○弁護士名簿登録（官報）昭和一四・六・一二
横山金太郎は、五月一〇日弁護士名簿に登録（広島弁護士会）した。

○全国弁護士会長打合会（新報）昭和一四・五・二五、「新聞」昭和一四・五・二三、昭和一四・五・二八、昭和一四・五・三〇、「正義」昭和一四年六月号）

全国弁護士会長司法部長官合同協議会提出議案ならびに司法省の諮問事項に対する答申決定のため、五月一九日午後二時から上野公園内精養軒において、第二東京弁護士会長小林俊三司会の下に全国弁護士会長打合会を開催、小林が座長となり、全国弁護士会より提出された多数の議案を協議の上取纏め、更に司法省の

七九三（二八九）

諮問案に対しての答申も決定し、次いで、特別協議事項として第二東京弁護士会提案の「全国弁護士会聯合会結成案」を協議の結果、更に進んで弁護士法第五二条による全国在野法曹を一九とする全国弁護士会聯合会を結成することになり、準備に着手することになった。広島からは高木会長が参加した。

なお、この日、全国弁護士会長の一行は、正午、神田明神境内、長生殿における帝国弁護士会主催の招待会に出席した。

5月20日

○司法部長官弁護士会長合同協議会（新聞）昭和一四・五・二〇、昭和一四・五・二三、昭和一四・五・二五、昭和一四・五・二八、昭和一四・五・三〇、「新報」昭和一四・五・二五、「公論」第四三卷第六号、昭和一四・六、「正義」昭和一四年六月号・七月号・九月号

昭和一四（一九三九）年度司法部長官会議は、五月一日より二〇日まで開催された。一日（第一日）は、午前午後とも司法大臣官舎で控訴院長、検事長の協議会があった。一日（第二日）午前九時より、地方裁判所長、検事正まで合同、司法省会議室で、午前司法大臣訓示、午後司法次官注意、民事局長、刑事局長、行刑局長および調査部長の指示があり、正午一同御陪食、午後二時より同会議室で、大審院長演述、検事総長訓

5月30日

○広島控訴院長更迭（中国）昭和一四・五・三二、「芸日」昭和一四・六・一、昭和一四・六・一五、「官報」昭和一四・六・二）

広島控訴院長櫻田壽は、五月三十一日退職を命ぜられ、その後任に宮城控訴院長鈴木秀人が、右同日広島控訴院長に補された。

6月1日

○弁護士名簿登録取消（官報）昭和一四・七・二四）
角倉晋造（明治四三年七月東京帝国大学法科大学卒業）は、六月一日弁護士名簿の登録を、死亡により取消さ

れた。

(注) 角倉晋造は、大正三年三月一〇日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録し〔官報〕大正三・三・一四、大正九年一月二四日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした〔官報〕大正九・一・三〇。

6月21日
○広島地方裁判所長更迭〔中国〕昭和一四・六・二二、昭和一四・七・一一、「芸日」昭和一四・七・一一、「官報」昭和一四・六・二二)

広島地方裁判所長坂野千里は、六月二一日司法省調査部長に任ぜられ、その後任として、同月二四日大阪控訴院部長判事友真碩太郎が、広島地方裁判所長に補された。

7月18日
○弁護士名簿取消〔官報〕昭和一四・八・一一)

香川秀作の請求により、七月一八日関東地方法院檢察官長において、弁護士名簿の登録を取消した。

9月13日
○司法保護記念日〔中国〕昭和一四・九・九、昭和一四・九・一二、昭和一四・九・二四、一五、「芸日」昭和一四・九・一四)

司法保護事業法(九月三日公布、同一四日施行)は、

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

九月一三日司法保護記念日を卜し、愈々実施の運びとなり、こゝに本年度司法保護記念日は、広島控訴院管内では中国司法保護事業聯盟(会長神谷控訴院検事長)、広島県聯合保護会、広島司法保護常務委員会、(会長共に安岡検事正)、昭徳会中四支部(支部長吉岡広島保護観察所長)等広島県下の代表的司法保護団体主催の下に、一三日午前九時から広島文理科大学講堂で盛大な記念式典が挙行された。来賓広島県知事代理井田警察部長、広島市長代理三宅文書課長、広島文理科大学長塚原政次郎、広島憲兵分隊長横田憲三、岩崎広島商工会議所副会頭、高木広島弁護士会会長をはじめ、鈴木控訴院長、神谷検事長、安岡検事正等、官民二百余名出席、午前九時式典開式、一同皇居遙拜、国歌斉唱、黙祷の後、中国司法保護事業聯盟会長控訴院検事長神谷敏行の式辞朗読、続いて広島県聯合保護会長検事正安岡静四郎の挨拶、来賓祝辞があつて、万歳三唱後、式典の幕を閉じた。引続き講演に移り、我国刑事学の大家として知られ、この程大審院から広島控訴院次席検事に転任した正木亮が「刑罰の教育性と経済性」と題して約一時間に亘り、一同に多大の感銘をあたえ、同一時半散会した。

9月25日 ○広島県会議員選挙〔芸日〕「中国」昭和一四・九・一九、昭和一四・九・二七)

九月二五日執行された広島県会議員選挙は、定員四六名中、民政党二六名、政友会九名、政友正統派五名、社会大衆党一名、中立五名が当選した。広島弁護士会所属弁護士は、呉市選挙区から秦野楠雄(民政党)、福山市選挙区から徳永豊(政友会)が立候補し、秦野が当選した。

10月14日

○広島控訴院管内弁護士会聯合会臨時総会及同管内弁護士大会〔合同新聞〕昭和一四・一〇・一五、「新報」昭和一四・一一・五、昭和一四・一二・一五、「新聞」昭和一四・一二・八、「公論」第四三卷第一〇号、昭和一四・一一、「正義」昭和一四年一二月号)

一〇月一四日岡山市県会議事堂において広島控訴院管内弁護士会聯合会臨時総会及同管内弁護士大会が開催された(聯合会は午前二時から、弁護士大会は午後一時から開催)。聯合会理事長土井與一以下管内六弁護士会員一三二名、来賓司法大臣代理調査部長中島弘道以下在朝法曹三〇名、帝国弁護士会代表平松市藏、清水郁日本弁護士協会代表清瀬一郎、河合廉一の外、熊谷岡山県知事、時實岡山市長等、総数一八九名が出席、盛大に挙行、議題一二件を可決、協議事項三件は広島控

10月31日

訴院管内弁護士会聯合会が調査立案にあたること、し、次回開催地を広島と決定し閉会した。なお、同日夕刻大懇親会が、翌一日には後楽園で岡谷岡山市長の招宴会が催された。

○大日本弁護士会聯合会〔新聞〕昭和一四・一〇・二〇、昭和一四・一一・八、「中国」昭和一四・一一・一、「新報」昭和一四・一〇・二五、昭和一四・一一・五、「正義」昭和一四年一二月号)

全国弁護士会を総括した、大日本弁護士会聯合会の創立第一回総会は、一〇月三一日午後五時上野公園精養軒において、全国弁護士会長五十余名参集の下に開催された。これは、将来全国六千余の弁護士の大同団結を目標に、第二東京弁護士会館に仮事務所を設け、十月二八日宮城法相より聯合会結成の認可があり、即日設立されたものである。

まず、設立準備委員を代表して清瀬東京弁護士会長の挨拶に次いで、小林第二東京弁護士会会長を議長に選出し、議事に入った。理事の数、規約については、なお研究を要する点があり、次回まで留保された。午後五時五十分閉会し、東京三弁護士会長の招待会に移り、午後七時半閉会した。広島からは、高木茂会長が出席した。

11月1日 ○裁判所構成法施行五十年記念祝典〔中国〕昭和一四・

一一・二二

広島控訴院、同検事局、広島地方裁判所、同検事局では、この裁判所構成法施行五十年記念日（二月一日）を祝して、天皇陛下が大審院に行幸された時刻の午前一〇時を期して、それ〴〵遙拝式を挙行、国歌斉唱の後、遙に東方を拝し、ついで戦没者ならびに司法職員物故者の冥福を祈って一分間の黙祷を捧げ、控訴院においては正木次席検事、地方裁判所においては藤原次席検事の発声で、聖寿万歳を奉唱し、同一一時閉式した。なお、記念式典は、東京の式典参列のため上京中の四長官の帰広をまつて、七日午前一一から広島控訴院講堂で挙行する予定である。

また、広島弁護士会でも、一日一一時五〇分から広島地方裁判所構内弁護士控室で、裁判所構成法施行五十年記念遙拝式を秦副会長ら会員約四〇名出席して挙行、東方遙拝、黙祷の後、秦副会長の発声で天皇陛下万歳を三唱して閉式、終わって、会員一同広島護国神社に参拝、司法報国を誓った。なお、広島弁護士会では、宮城法相あて祝電を發し、記念日を祝した。

○裁判所構成法施行五十年記念式典〔新聞〕昭和一一・一・三、〔新報〕昭和一一・一・五

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

東京では、一月一日午後二時三〇分より、司法省主催で、日比谷公会堂に於て、裁判所構成法施行五十年記念式典が挙行された。この日の案内状を受けた者約三千名、来賓の主な人は、阿部首相を始め各閣僚、枢密院議長以下各顧問官、枢密院書記官長、各省次官、貴衆両院正副議長、司法省関係各部署長、各省秘書官課長その他で、岡司法秘書課長は開会閉会の挨拶を始め式場一切の進行係に任じた。国歌斉唱、宮城遙拝、戦没者並司法部物故者に対する慰霊黙祷の後、泉二大審院長の式辞朗読があった。次に、裁判所構成法制定功労者及四十年以上司法部勤続者並四十年以上弁護士となり一度以上会長であった者の表彰があった。これより、阿部首相、枢密院議長代理以下の祝辞があり、木村検事総長の発声で天皇陛下万歳を奉唱して閉会した。時に四時。広島からは、高木茂会長が出席した。

(注) 一月一日裁判所構成法施行五〇年を記念して、天皇の大審院を始め七法庁に行幸があり、勅語を賜ったので、司法省では、従来昭和三年に（〇月一日を司法記念日と定めていたのを、一月一日に改めた〔新聞〕昭和一一・一・三）。

勅語

七九七（一九三）

皇祖考立憲ノ鴻謨ニ本ヅキ司法權行使ノ制ヲ定メラレ裁判所構成法ヲ施行セシメタマヒテ茲ニ五十年其ノ成績ノ觀ルベキモノアルハ朕ノ深ク憚ラ所ナリ

惟フニ司法ハ國家ノ安寧ト國民ノ福祉トヲ保持スル所以ニシテ其ノ運用ノ如何ハ実ニ政教ニ影響スル大ナルモノアリ今ヤ國運隆興シ政務更張ノ秋ニ當レリ事ニ司直ニ從フモノ惟レ直私ヲ去リ公ニ奉ジ恪勤奮勵以テ法ノ威信ヲ昂揚セムコトヲ期セヨ

11月7日

○裁判所構成法施行五十年記念式典〔芸日〕「中国」昭和一一・一・八

広島控訴院では、裁判所構成法施行五十年記念式典行事ならびに司法功労者に対する表彰状伝達式を、七日午前一時から同所会議室で在広官民百九十名出席の下に厳肅に執行した。当日の式典次第は、次の通りである。坂本控訴院書記長開会の辞、国歌斉唱、宮城遙拝、戦没者前司法部職員物故者に対する慰霊黙禱、鈴木控訴院長勅語奉誦、神谷検事長式辞朗誦、篠原部隊長、相川広島県知事、中邑市長代理、高木弁護士会長の来賓祝辞、司法功労者横山金太郎、田上諸藏、富高暢夫三名に対し司法大臣の表彰状、ならびに記念品伝達、天皇陛下万歳三唱、正午閉式。その後、一同袋

11月11日

町精養軒において祝賀茶会を開き、座談会に移り、裁判、檢察、窓口事務処理に関する感想、希望、批判を行い、午後一時散会した。

○裁判所構成法施行五十年記念行事〔公論〕第三卷第一号、昭和一一・二、「正義」昭和一四年二月号

広島弁護士会においては、裁判所構成法施行五十年の記念行事として、一月十一日午後二時より小町國泰寺において最近物故した角倉晋造外五一名の物故会員の追悼法要を在広の遺族十余名を招き厳かに執行した。式の次第は、弁護士会長以下全会員出席、着席するや秦副会長の開会の辞の後、導師西澤天海師上殿、高木会長より敬申の辞があつて後、献茶湯の儀があり、次いで西澤天海師外一五名の僧侶の誦する読經の声は香煙ゆらぐ静寂な堂内に亘り、参列の遺族を感泣させた。かくて、高木会長、遺族、会員の順序で焼香して、同三時過ぎ会長の挨拶で法要を終了した。

次に、午後四時より袋町精養軒において広島弁護士会に属すること三〇年以上、その間正義の昂揚に、人權擁護に、将又会務に尽瘁せられ多大の功績があつた会員九名の表彰式を挙行した。同式の次第は、開会の辞、国歌斉唱、宮城遙拝、戦没者慰霊、皇軍将兵に対する感謝黙禱に次いで、高木会長の式辞があり、引続

き会長より被表彰者（横山金太郎、小川浩行、高橋榮之助、

田上諸藏、富島暢夫、松井繁太郎、米田權之助、池田寛作、

佐藤五三、佐藤芳松）に対し、表彰状、記念品を贈呈し、

勤務事務員三名（三谷晴夫、吉森基雄、尾田榮次郎）にも

表彰状、記念品を贈り多年の功勞に酬い、これに対し

て来賓の祝辞、日本弁護士協会および帝国弁護士会、

大日本弁護士会聯合会の祝電があり、被表彰者を代表

して富島弁護士より謝辞があつた後、会長の発声で、

天皇陛下の万歳を三唱して、五時閉式。引き続き祝宴に

移り、和氣藹々の裡に散会した。

12月20日

一、「新聞」昭和一四・一二・二八

広島市長は、一ヶ月採みにもめて欠員であつたが、

一二月二〇日の市会で、藤田若水（元司法参与官、民政

党代議士、弁護士）が当選した。

（注）二月二五日横山金太郎市長の任期満了後、後任広島市

長問題は、市議会の党派抗争が激しく、選出した藤田一

郎には辞退され、川淵治馬高知市長（元広島県知事）にも

拒絶されていた。

昭和一五（一九四〇）年

1月24日

○弁護士名簿登録（「官報」昭和一五・二・一三）

鍵尾豪雄（昭和二年一月高等試験司法科合格）は、

弁護士試験（広島弁護士会修習）を経て、一月二四日弁

護士名簿に登録（広島弁護士会）した。

1月27日

○広島控訴院検事長更迭（「中国」昭和一五・一・二七、昭

和一五・二・一〇、「官報」昭和一五・一・三〇）

広島控訴院検事長神谷敏行は、一月二七日退職を命

2月27日

○弁護士名簿登録取消（「官報」昭和一五・三・一四）

今福新一（明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業）

は、二月二七日弁護士名簿の登録を、死亡により取消

された。

（注）今福新一は、大正五年八月二五日広島地方裁判所検事

局において、弁護士名簿に登録した（「官報」大正五・九・

3月16日

○広島控訴院長更迭（「中国」昭和一五・三・一五、昭和一

五・三・三〇、「官報」昭和一五・三・二〇）

広島控訴院長鈴木秀人は、三月一六日大阪控訴院長

に補され、その後任に大審院判事細野長良が、右同日
広島控訴院長に補された。

3月31日

○広島弁護士会役員改選〔中国〕一五・四・三、「新聞」
昭和一五・四・一五、「新報」昭和一五・四・二五

広島弁護士会は、三月三十一日広島地方裁判所弁護士
室で総会を開き、役員改選を行なった、その結果は次
の通りである。

（会長）井上博、（副会長）林美一、藤原威美、（常議
員会議長）米田權之助、（常議員）富島暢夫、小野才次
郎、高橋光次、土井與一、高木茂、林飛隆善、田中康
道、高橋武夫、秦良一、三浦強一、白川彪夫、三宅清、
下向井貞一、上田八九三

4月13日

○日本弁護士協会広島支部定時総会〔公論〕第四四卷第
六号、昭和一五・六

日本弁護士協会広島支部は、四月二三日午後四時定
時総会を袋町精養軒において開催した。先ず、支部長
岡田陸藏は、過去一ヶ年間の会務の報告をなし、次い
で、次年度の役員選挙を行い、支部長は松井繁太郎、
副支部長は貞廣角治が当選した。松井新支部長就任の
挨拶をなし、前岡田支部長のその他役員諸君任務中の
功勞に対し、感謝の辞を述べ、次で来賓の広島控訴院
検事正木亮を紹介し、正木は、新たに制定された「国

民優生法」について講演をした。閉会の後、懇親会に
移り九時散会した。

なお、新支部長の指名により、次の者が評議員に選定された。
森田恪藏、野間傳吉、田中康道、白川彪夫、丸下紫朗、三宅
清

4月14日

○広島控訴院管内弁護士会聯合会〔新報〕「新聞」昭和
一五・四・二五、「公論」第四四卷第五号、昭和一五・五、「正
義」昭和一五年五月号

広島控訴院管内弁護士会聯合会は、四月一四日広島
市山陽記念館において理事会を開き、理事長に池田寛
作（広島）を推し、常務理事の決定等、新年度の陣容を
整えた上、新施策の決定、処務方針の協議を行い、次
いで第二回通常総会に移り、一 会務会計の報告、二
中国四国弁護士大会決議による依託事項の処理、三
一五年度予算の諸件を議了。本年度は、大日本弁護士
会聯合会の設立を見たので、これに対し重大関心を持
ちつつ、広控ブロックの在野法曹聯合機関として愈々
内容の充実を図り、各会の提携協同の強化に向かって
邁進することを申し合わせ、夜は懇親晚餐会を催した。
新役員は、次の通りである。

（理事長）池田寛作（広島）、（常務理事）三浦強一（広島）、秦
野楠雄（広島）、（理事）藤井啓一（山口）、村岡吾一（山口）、

4月23日

小河虎彦（山口）、柚原憲一（岡山）、坂本方一（岡山）、田部茂（岡山）、桐谷圓藏（松江）、高橋勝三郎（松江）、柳川兵一（松江）、木村秀太郎（松江）、岡田多次郎（松江）、宇和川濱藏（松江）、君野順三（鳥取）、橋谷繁三（鳥取）、原文藏（鳥取）、（代議員）水田謙一（広島）、永井敬一（広島）、古谷判治（山口）、千々松安太郎（山口）、尾谷恭二（岡山）、花房和平太（岡山）、松本清三（松江）、原田光三郎（松江）、和田珍頼（松江）、難波督（松江）、近藏守藏（鳥取）、青戸辰平（鳥取）

和一五・四・二六

○弁護士名簿登録〔官報〕昭和一一・五・一〇、「中国」昭和一一・四・二六
今西貞夫（大阪府、大正八年七月中央大学卒業、大正八年二月弁護士試験及第）は、四月二三日弁護士名簿に登録（広島弁護士会）した。

（注）広島控訴院検事今西貞夫は、昭和一五年四月二日退職を命ぜられた〔官報〕昭和一一・四・五。

4月25日

○帝国弁護士会、第一東京弁護士会連合懇親会〔新報〕昭和一一・五・五、「正義」昭和一五年五月号）

帝国弁護士会、第一東京弁護士会は連合して、四月二五日午後上野精養軒において、表敬式を挙行した第一東京弁護士会先進五会員の祝賀会、司法部高官及全

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

4月26日

国弁護士会長の招待会ならびに一般会員の懇親会を兼ねて開催された。鵜澤博士は主催者として挨拶を述べ、長島大審院部長の謝辞があり、次いで山内確三郎、丸山長渡、松澤九郎先進会員の所感懐古談があり、主客乾杯を交わして、八時半散会した。

○大日本弁護士会聯合会定時総会〔新聞〕昭和一一・五・三、「新報」昭和一一・五・五、「公論」第四四卷第五号、昭和一一・五、「正義」昭和一五年六月号）

四月二六日午前九時、大日本弁護士会聯合会定時総会が、上野公園内精養軒において開催された。猪股東京、山内第一東京、眞野第二東京、坂田大阪の各常務理事弁護士会長初め、全国弁護士会長出席の下に、猪股常務理事開会を宣し、一同、宮城遙拝、英霊黙祷の後、猪股常務理事議長席に着き、司法部答申事項、同提出事項、議案の多数を審議し、和衷協同の精神の下に定刻に議了し、全国弁護士会聯合第一回の定時総会として、一糸乱れざる歩調を示した。広島からは、林美一副会長が出席した。

当日、大日本弁護士会聯合会においては、午後六時より上野精養軒において、司法部、大審院、同検事局首脳部、各控訴院長、同検事長、全国裁判所長、同検事正その他を招待し、懇親会を催し、午後八時散会した。

4月27日 ○司法部長官弁護士会長会同協議会〔新聞〕昭和一五・四・二八、昭和一五・四・三〇、昭和一五・五・三、「新報」昭和一五・五・五、「公論」第四四卷第五号、昭和一五・五、「正義」昭和一五年六月号)

昭和一五(一九四〇)年度における司法部長官弁護士会長会同は、四月二十七日午前九時より法曹会館楼上の大会議室において開催された。木村法相、泉二大審院長、岩村検事総長等列席、法相より一場の挨拶があった後、「一、現下の時局に鑑み訴訟審理の促進を図る為め考慮すべき事項如何」を議題として協議を行った。

(注) 昭和一五年度司法官会同は、四月二二日から司法大臣官舎において、二三日より二七日までの五日間は司法省会議室若しくは法曹会館会議室において開催され、最終の二七日に司法部長官弁護士会長会同協議会があった〔新聞〕昭和一五・四・二八)。

○日本弁護士協会日滿法曹協会招宴〔新報〕昭和一五・五・五、「公論」第四四卷第五号、昭和一五・五) 四月二十七日午前一一時、日本弁護士協会、日滿法曹協会主催の下に司法部長官との会同のため上京中の全国弁護士会長を、日比谷山水楼に招待し、懇親会を開

催した。

5月21日 ○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和一四・六・一二)

伊藤久次郎(広島弁護士会)は、五月二一日弁護士名簿の登録を取消した。

8月2日 ●三宅弁護士応召〔新聞〕昭和一五・八・八)

広島弁護士会三宅清は、今回招集せられ、八月二日元気で入隊した。広島弁護士会では、事務所控室に於て壮行会を催し、この今次事変最初の会員応召の行を壮んにした。

8月22日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和一五・九・一三)

吉田平治郎(明治四〇年一月判事検事登用試験及第)

は、八月二二日弁護士名簿に登録(広島弁護士会)した。

10月1日 ○広島地方裁判所検事正更迭〔中国〕昭和一五・一〇・二、昭和一五・一〇・一六、「官報」昭和一五・一〇・三)

広島地方裁判所検事正安岡静四郎は、一〇月一日大審院検事に補され、同月二日退職を命ぜられ、右同日熊本地方裁判所検事正後藤省三が、広島地方裁判所検事正に補された。

10月15日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和一五・一一・一五)

安岡静四郎(明治三八年七月京都帝国大学法学科大学卒業、前広島地方裁判所検事正)は、一〇月一五日弁護士名簿に登録(広島弁護士会)した。

10月27日

○広島控訴院管内弁護士大会〔新聞〕昭和一五・一一・一五、「新報」昭和一五・一一・二五、「公論」第四卷第一一〇号、昭和一五・一一・二五、「正義」昭和一六年一月号)

広島控訴院管内弁護士大会は、一〇月二七日広島市袋町小学校大講堂において行われた。定刻一時開会、先ず、屋上において国旗掲揚、国歌斉唱、宮城遙拝、黙祷があつて、一同席に着き、本大会の司法新体制即応推進の宣言決議可決し、議事日程を進め、第一号乃至第一六号の議案中第二号議案鳥取弁護士会提案「陪審制度は之を廃止すること」を留保した外、その他の議案は全部可決し、来賓の挨拶があり、午後六時大会を終了した後、袋町精養軒において懇親会に臨み、午後九時大会を閉じた。

11月10日

●紀元二千六百年奉祝全国弁護士大会〔新聞〕昭和一五・一一・一五、「新聞」昭和一五・一一・一五、「公論」第四卷第一一〇号、昭和一五・一一・二五)

紀元二千六百年奉祝全国弁護士大会は、予定の通り準備万端相整ひ十一月十日午後三時上野精養軒で開会の幕は切つて落とされた。来賓として、司法大臣代理三宅司法次官外在朝の司法大官二十余名、拓務大臣代理、松平貴族院議長、行政裁判所長官及部長評定官、東京市長代理等約五十名、満洲国、中華民國、蒙古聯

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

合自治政府等の盟邦各国在野の法曹代表六十一名を迎へ、更に当日の被表彰者として招待した全国弁護士会の長老百八名中二十五名の栄ある列席をも得、全国より集つた在野法曹無慮六百名、総計七百余名の豪勢なる集会となり、さしもの上野精養軒の二階全部取開いて宛てられた会場は、文字通り満場立錫の余地なき迄に押し詰められ、会場の中央に造られた壇上には、来賓朝野の名士約二十名と、左方に大会役員、委員長副委員長並に各部長相並び、中川会場部長司会の下に定刻開会を宣せられた。

先づ、金子副委員長の開会の辞があつて後、一同起立して国歌を斉唱し、続いて宮城遙拝、樞原神宮遙拝、皇軍感謝の黙祷を済ませ、清瀬委員長壇上に進んで恭しく、紀元二千六百年紀元節に賜つた詔書を奉読し、終つて一同着席するや、清瀬委員長再び壇上に現れて、左記の如く(省略)奉祝の辞を述べられた。(注、以下、労者表彰、来賓の祝辞、祝電披露、聖寿万歳三唱、閉会の辞は省略)、奉祝大会は、午後五時終了した。

(注) 大会には広島からは、池田寛作、井上博、秦野楠雄、岡田陸藏、樽谷稔、中場彌太郎、三浦強一、三宅清、島重太郎が出席した。また、功労者として、広島からは、田上

八〇三(二九九)

諸藏、富島暢夫、横山金太郎、高橋榮之助、小川浩行の
五名が表彰された。

11月11日

●大日本弁護士会聯合会臨時總會〔新聞〕昭和一五・一
一・一八、「新報」昭和一五・二一・二五、「正義」昭和一五年
一二月号

大日本弁護士会聯合会理事會は、十一月十一日午後
四時より帝國ホテルに於て、同會臨時總會を開き、右
理事會が予て決議して司法大臣に建議した八項目を議
題として、審議確定する一面、大政翼賛の趣旨徹底の
宣言を以て同會の嚮ふ所を明白にしたる後、大懇親會
を催した。來會者の多数は、本聯合會員（前記載奉祝
大會の国内各地弁護士會長其の他の弁護士を含む東京
地方所屬の有志弁護士）にして、この會員以外の招待
者側は岩村検事總長、三宅次官外中央法衛各長官級多
数の出席者あり、主賓合して約八十名を算するに至つ
た。審議に入るに先立ち、議長猪股聯合會長の司會下
に、宮城、檀原神宮の遙拝、皇軍將士への黙禱、紀元
二千六百年の紀元節に賜りたる詔書奉読が行はれたる
後、第一議案たる左の宣言文案の可否に就て審議し、
満場一致で之を可決した。

宣言

大日本弁護士會聯合會

大日本弁護士會聯合會ハ國憲ヲ重シ司法權ノ獨立ヲ堅持シ以
テ國民ノ權義ヲ保全シ大政翼賛ノ趣旨ニ徹底センコトヲ期ス
次で、第一議案たる左の八項目に就て審議した。

議案

一、司法權ノ獨立ヲ堅持シ行政化セサル様務ムルコト。二、民
刑事訴訟ニ付從來ノ陋習ヲ打破シ大政翼賛ノ趣旨ニ徹底スル
コト。三、汎ク司法制度ノ新体制化ニ関シ官民合同ノ委員會
ヲ設ケ調査研究スルコト。四、各種調停法ヲ廃止シ之ニ代ルヘ
キ適當ナル一般の制度ヲ民事訴訟法中ニ確立スルコト。五、
弁護士ノ地位ハ公的機關タル性質ヲ有スル獨立職業トシ官公
吏化セサルコト。六、弁護士會ノ自治体制ヲ大政翼賛ノ線ニ副
ヒ淳化スルコト。七、弁護士ノ法律奉仕ノ職能ヲ拡充シ之ヲ法
制化スルコト。八、判事、檢事及ヒ弁護士タルヘキ試補ハ之ヲ
司法試補トシテ一様ニ指導修習セシムル制度トシ、以テ三位一
體ノ原則ヲ確立スルコト

右に就き逐条審議の方法を採ることとなり、静岡、旭川、徳
島、福岡、福島等の會長より質問、希望、提言等ありたるも、
結局異議なく原案賛成の声を以て、原案のまゝ、一字の訂正を
見ず可決し、めでたく議事は終了した。閉會後、更に別室に於
て一同記念撮影、少憩の後、懇親會を開く。宴席に於て來賓
側代表として、長島大審院首席部長の挨拶あり、万歳三唱の
後、一同之に和し乾盃の礼を為し、同七時頃散會した。

12月6日 ○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和一六・一・二九

林美一（大正一四年二月高等試験司法科合格）は、二月六日弁護士名簿の登録を、死亡により取消された。

〔注1〕 林美一は、大正一五年九月二八日広島地方裁判所検

事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一五・一〇・七。

〔注2〕 林美一の死亡により、平田遼一が副会長に選任された〔会員名簿〕第四号。

昭和一六（一九四一）年

2月1日 ○広島少年審判所開庁〔新聞〕昭和一六・一・二五

司法省は、戦時下の犯罪防遏と人的資源確保の見地から、少年保護事業の全国的普及を目指して事業の拡張を企図し、広島少年審判所の開庁、既設の東京、大阪両少年審判所内の保護区拡張を、二月一日から実施した。

〔注1〕 広島少年審判所管内保護区は、広島、山口、岡山、

鳥取、島根、愛媛で、広島少年院が新設された。広島少年院の開庁は、関係法案の輻輳のため官制改正が遅延し、二月二〇日となった〔中国〕昭和一六・二・一六、

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

昭和一六・二・二〇。

〔注2〕 少年審判所は、昭和一七年一月一日を以て、全国控訴院管轄下全般に亘り設置され、少年犯の審判を開始する事になった〔新聞〕昭和一六・二・二〇。

3月6日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和一六・四・一二

青山政雄（昭和六年一月高等試験司法科合格）は、三月六日弁護士名簿に登録〔広島弁護士会〕した。

3月10日 ○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和一六・四・一二

田上諸藏（明治二六年二月弁護士試験及第）は、三月一〇日弁護士名簿の登録を死亡により取消された。

〔注〕 田上諸藏（明治三二年七月明治法律学校卒業、明治二

六年二月弁護士試験及第）は、明治二七年二月九日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕明治二七・二・一五。

3月24日 ○弁護士名簿登録換〔官報〕昭和一六・四・一二

米田規矩馬（第一東京弁護士会）は、三月二四日弁護士名簿の登録換（広島弁護士会）をした。

〔注〕 米田は、刑事専門法律事務所を、最初は八丁堀の田坂

八〇五（二〇一）

戒三法律事務所内に開設し、間もなく銀山町に独立移転した(「中国」昭和一六・四・一五、昭和一六・五・一)。

3月31日

○広島弁護士会役員改選(「新報」昭和一六・四・五、「新聞」昭和一六・四・一〇)

昭和一六(一九四二)年度広島弁護士会の役員は、次の通りである。

(会長) 森田恪藏、(副会長) 水田謙一、山本将憲、(常議員) 富島暢夫、松井繁太郎、池田寛作、佐藤五三、野間傳吉、岡田陸藏、井上博、神田静雄、田中康道、田坂戒三、古森幹枝、樽谷稔、森保祐昌、篤晴興、中場彌太郎

4月27日

○広島控訴院管内弁護士会聯合会通常総会(「新報」昭和一六・四・五、昭和一六・五・五、「中国」昭和一六・四・三〇、「新聞」昭和一六・五・二〇、「公論」第四五卷第六号、昭和一六・六、「正義」昭和一六年六月号)

広島控訴院管内弁護士会聯合会通常総会は、四月二七日午後一時から袋町山陽記念館で開会、広島弁護士会代表理事岡田陸藏、柳田勘四郎、樽谷稔、同代議員小野才次郎、田坂戒三、山口弁護士会代表理事原田市之助、岡本勳治、吉賀徳太郎、同代議員古谷判治、千々松秀二、岡山弁護士会代表理事小脇芳一、同代議

5月26日

○司法部長官弁護士会長合同協議会(「新聞」昭和一六・六・一、昭和一六・六・五、昭和一六・六・一〇、「新報」昭和一六・六・五、昭和一六・七・五、「正義」昭和一六年六月号・七月号)

全国司法部長官会同は、五月二六日より三一日まで六日間、司法省大会議室、刑務協会、法曹会館などで開催された。この会同参加者は、柳川法相、三宅次官

報告を為し、昭和十六(一九四二)年度の予算を審議し、(一)広島控訴院管内弁護士大会を本会の一事業と為すことに規約改正の件、(二)本会々報発行の件、(三)大日本弁護士会聯合会、大阪控訴院管内弁護士会聯合会其他地方の各弁護士聯合会と連絡協調強化に関する件、等に関し審議決定をなし、午後五時過散会した。(理事長) 岡田陸藏(広島)、(常務理事) 柳田勘四郎(広島)、宇和川濱藏(松山)、(注、理事および代議員は、省略)。

以下各局長課長、長島大審院長、岩村検事総長、霜山東京控訴院長、松坂検事長以下全国控訴院長、検事長、所長、検事正等である。会同は、左記の日程を以て行われた。二六日(第一日)は、午前九時大臣官舎階上において控訴院長、検事長協議会、午後も午前同様協議会、二七日(第二日)は、刑務協会において午前九時会同員全員は、司法大臣訓示、三宅次官の注意事項、各局長部長の指示等あり、正午は近衛首相官邸において首相の訓示後、午餐会、同三時再び刑務協会において、長島大審院長の演述、岩村検事総長訓示、大審院部長、大審院検事の注意等があり、午後五時法曹会主催の会同員招待会が法曹会館に開催された。二八日(第三日)は午前中協議会、正午は会同員全員に対し宮中において天皇陛下の御陪食を賜った。二九日(第四日)は、各別の協議会を大臣官邸において開かれ、午後も続行した。三〇日(第五日)は、司法部長官全国弁護士会長の合同協議会開催、「弁護士制度改正に付考慮すべき事項」を議題に協議を行った。夜は柳川法相の招待を工業倶楽部に受け、全員出席した。三一日(第六日)は、司法省会議室において各著名士士の講演を聴き会同は終了した。

5月29日

○大日本弁護士会聯合会定時総会、全国弁護士会長打合せ〔新聞〕「新報」昭和一六・六・五

大日本弁護士会聯合会第二回定時総会は、五月二九日午前九時より丸の内中央亭において、全国弁護士会長六九名出席の下に、今年度当番幹事第一東京弁護士会長松本丞治の開会挨拶によつて開会、先ず宮城遙拝、英霊に対し感謝の黙祷を捧げて、議事に移った。かくて、井本常任理事の事務報告、松本常任理事の決算報告があつて後、明年五月に挙行せられる弁護士法制定五〇年記念祝典に関する件を協議して総会を終わった。引続いて午前一〇時より全国弁護士会長打合せを開催、松本常任理事より、司法部長官弁護士会長合同協議会に附議すべき答申ならびに提出事項の整理採択を行うべき旨を述べ、各会の答申案、提出事項中、特に実行を求めべきもの等について協議したが、結局常任幹事四名外九名の小委員会を挙げ、小委員会を開催して審議することに満場一致を以て決し、午前一一時一五分一旦休憩に入り、午後三時半再開、小委員会において決議された議案を満場一致可決して協議を終わった。午後五時より司法部長官を招待して懇親会を開催し、柳川法相以下百四十余名一堂に会し晚餐を共にして歓談、八時半盛況裡に散会した。

5月31日 ○帝国弁護士会主催全国弁護士会会長招待（「新報」昭和

一六・六・五、昭和二六・六・一五、「新聞」昭和二六・六・一〇、「正義」昭和二六年六月号・七月号）

帝国弁護士会では、司法部長官弁護士会会長合同協議会ならびに大日本弁護士会聯合会定時総会に出席のため在京中の全国弁護士会会長を、五月三一日午前十一時半より、日比谷松本楼に招待、午餐会を催し労を犒い懇親するところがあつた。

7月1日 ○司法大臣指定弁護士決定（「新聞」昭和二六・七・二五）

国防保安法並に治安維持法違反事件の弁護は、両法第二九条及弁護士指定規定により司法大臣の指定した弁護士のみが、これをなし得るのであるが、七月一日付で、東京三弁護士会を始め樺太弁護士会に至る内地の各弁護士会員中より六九三名が司法大臣指定弁護士に指定された。広島弁護士会からは、池田寛作、井上博、林飛隆善、秦野楠雄、富島暢夫、土井與一、岡田陸藏、小野才次郎、高橋光次、高木茂、中場彌太郎、柳田勘四郎、佐藤五三、水田謙一、三浦強一、森田恪藏、森保祐昌が指定された。

7月10日 ○弁護士名簿登録換（「官報」昭和二六・八・一五）

田中康道（高根県、大正七年七月東京帝国大学法科大学卒業、広島弁護士会）は、七月一〇日弁護士名簿の登録

換（第一東京弁護士会）をした。

（注）田中豊（大正一五年七月康道と改名、「芸日」大正一

五・二・一七）は、大正八年三月四日東京地方裁判所検

事局において、弁護士名簿に登録し（「官報」大正八・三・八）、大正一三年四月二日広島地方裁判所検事局におい

て、弁護士名簿の登録換をした（「官報」大正一三・五・二）。

7月19日 ○広島控訴院検事長更迭（「官報」昭和二六・七・二一）

広島控訴院検事長中野並助は、七月一九日大審院検

事に補され、その後任に右同日司法省刑事局長秋山要

が広島控訴院検事長に補任された。

7月29日 ○広島控訴院検事長更迭（「中国」昭和二六・七・三〇、

「官報」昭和二六・七・三一）

広島控訴院検事長秋山要は、七月二九日東京控訴院検事長に補され、その後任に右同日大審院検事柴碩文が、広島控訴院検事長に補された。

（注）七月二三日第三次近衛内閣が組織され、七月二五日、

予想外の岩村通世検事総長が法務大臣に任ぜられた。そ

の後任として、東京控訴院検事長松坂廣政が検事総長に補任され、そのため秋山要は広島に赴任することなく東京控訴院検事長に補された（「新聞」昭和一六・八・五）。

8月20日 ○弁護士名簿登録（「官報」昭和一六・九・一二）

長岡彌一（昭和五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和二年二月高等試験司法科合格）は、八月二〇日弁護士名簿に登録（広島弁護士会）した。

（注）東京民事兼刑事東京区裁判所判事長岡彌一は、昭和一六年七月二六日退職を命ぜられた（「官報」昭和一六・七・二九）。

11月2日 ○広島控訴院管内弁護士大会（「新報」昭和一六・一一・

五、「新聞」昭和一六・一一・二〇、「正義」昭和一六年一月月号・一二号、「公論」第四五卷第一号、昭和一六・一二）

広島控訴院管内弁護士大会は、一月二日松山市庁ホールにおいて開催された。主催地松山弁護士会長宇和川濱藏外広島、山口、岡山、鳥取、松江の各会員八二名、広島控訴院長細野長良、同検事長柴碩文、松山地方裁判所長菅波鶴雄外在朝法曹二二名、日本弁護士協会代表猪股洪清、同二神恵、帝国弁護士会代表植松

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

圭太、同江島博、大日本弁護士会聯合会理事森田恪藏、在野法曹等来賓五六名列席、午後一時一同国民儀礼を行った後、開会。宇和川松山弁護士会長議長の下に議事を進行、大会議案を審議可決し、次回開催地を山口に決定、午後五時閉会、それより懇親会を開き、同九時和氣藹々裡に散会した。

昭和一七（一九四二）年

1月7日 ○広島地方裁判所長更迭（「官報」昭和一七・一・八）

広島地方裁判所長友真碩太郎は、一月七日大審院検事に補任されて、同月八日退職を命ぜられ、後任に同月七日司法研究所指導官岩松三郎が、広島地方裁判所長判事に補任された。

3月31日 ○広島弁護士会役員改選（「新報」昭和一七・四・五、「新聞」昭和一七・四・二〇）

昭和一七（一九四二）年度広島弁護士会の役員は、次の通りである。

（会長）柳田勘四郎、（副会長）田坂戒三、白川彪夫、（常議員会議長）高木茂、（常議員）米田權之助、池田寛作、森田恪藏、土井與一、林飛隆善、神田靜雄、秦良一、三浦強一、平田遼一、山本將憲、永井敬一郎、三宅清、山下五六、森井孫市

八〇九（二〇五）

4月27日 ○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和一七・六・一九

江藤直作(明治二八年一月判事検事登用試験及第)は、四月二十七日弁護士名簿の登録を、死亡により取消された。

5月25日

翼賛政治体制協議会(翼協)が、予め候補者を選考・推薦した。

(注) 久留米区裁判所判事江藤直作は、大正一〇年一月十九日大審院判事に補され〔官報〕大正一〇・一・二〇、同

月二〇日退職を命ぜられ〔官報〕大正一〇・一・二二、

大正一〇年二月五日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一〇・二・一五。

4月30日

○第二一回衆議院議員総選挙〔衆議院議員選挙の実蹟〕四三二頁

四月三〇日、第二一回衆議院議員総選挙が行われ、広島において当選した弁護士は、第三区の作田高太郎(翼協推薦、旧民政、第一東京弁護士会)である。第一区から立候補した名川侃市(無所属、旧政友、第一東京弁護士会)、第三区から立候補した米田規矩馬(翼協推薦、旧政友、広島弁護士会)は、各次点で落選した。

(注) 第二一回総選挙は翼賛選挙ともいわれ、太平洋戦争下において軍部の方針を追認する翼賛体制を強化するため、

司法部長官弁護士会長合同協議会〔新報〕昭和一七・五・二五、昭和一七・六・五、「新聞」昭和一七・六・五、「公論」第四六卷第七号、昭和一七・七、「正義」昭和一七年七月号)

全国司法長官会合同は、五月二五日から三〇日まで、司法省大会議室、法曹会館等で六日間に亘り協議事項につき審議が行われた。二五日(第一日)は、本省側岩村法相、大森次官以下各局部課長、裁判所側長島大審院長、松坂検事総長、霜山東京控訴院長以下各院長、秋山東京検事長以下各検事長、佐々木東京民事地方所長、島東京刑事所長以下各地方裁判所長、金澤東京検事正以下各検事正、その他外地司法長官等百四十余名列席、先ず岩村法相の訓示があり、次いで大森次官の注意、各局部長からの指示事項の説明があり、正午宮中豊明殿において天皇陛下に御陪食を仰付けられ、午後協議を続行した。二六日(第二日)は、前日に引続き司法長官の全体会議を、本省会議室で続開、長島大審院長の演述があり、次いで松坂検事総長の訓示、正午東条首相招待の午餐会に臨み、午後は協議事項に付一

般的協議を行った。二七日(第三日)は、各控訴院管内別に裁判所側、検事局側と別れて各別協議を行い、戦時立法の運用、選挙法違反事件の適正敏速処理等を審議した。二八日(第四日)は、法曹会館において、司法部長官弁護士会長合同協議会を開いた。二九日(第五日)は、司法長官一同、本省会議室において奥村情報局長の時局講演を聴き、午後法相官舎で協議会を開いた。三〇日(第六日)は、控訴院長検事長会議を法相官邸で行った。

5月27日

○全国弁護士会長協議会(「新報」昭和一七・六・五、「新聞」昭和一七・六・一〇、「正義」昭和一七年七月号)

大日本弁護士会聯合会主催の全国弁護士会長定時総会は、五月二七日午前九時二〇分上野精養軒において開催された。聯合会当番の仁井田第二東京弁護士会長、奥山、柴田両副会長、松本第一東京弁護士会長、佐藤東京弁護士会長、各控訴院管内弁護士会長等七三名が出席した。総会は、五月二八日の司法部長官弁護士会長合同協議会に提出する協議事項ならびに弁護士法施行五十年記念式挙行に関する式典経費分担の件等を議題とし、奥山議長司会の下に開会し、司法大臣諮問事項に対する答申、提出事項を決議し、正午解散した。

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

5月28日

○日本弁護士協会、東亜法曹協会主催全国弁護士会長招待会(「新聞」昭和一七・六・一〇、「公論」第四六卷第七号、昭和一七・七)

日本弁護士協会、東亜法曹協会は、五月二八日司法部長官弁護士会長合同協議会出席のため上京中の全国弁護士会長を日比谷山水楼に招待し、午餐会を開催した。席上、主催者側を代表して日本弁護士協合理事、東亜法曹協会常務顧問間耕逸が来賓各位の出席に対し謝意を表し、時局下益々法曹の一致協力職域奉公に邁進することを強調し、これに対し、長島大審院長、木村帝国弁護士会理事長、松本大阪弁護士会長、東大名誉教授牧野博士、佐藤東京弁護士会長、松本第一東京弁護士会長は、交々立って謝辞と感想談があり、午後の司法部長官弁護士会長合同協議会の時刻が迫ったので、午後一時半一同記念撮影の後散会した。広島からは、柳田勘四郎会長が出席した。

6月7日

○広島弁護士会創立、弁護士法施行五〇年記念式典(「新報」昭和一七・六・二五、「新聞」昭和一七・六・二五)

広島弁護士会では六月七日、同会創立ならびに弁護士法施行五〇年記念式典を山陽記念館において、細野広島控訴院長始め広島裁判所の判検事および行刑司法保護官その他公証人会、執達吏会各会長ならびに会員

八一(二〇七)

多数出席して、厳肅に行われた。当式典においては、同会は明治二六年開業以来の健在会員小川浩行外二名（高橋榮之助、横山金太郎）に対して感謝決議をなし、五〇年を記念して広島弁護士会から金一封を中国保護聯盟に寄贈した。

10月1日

○地方裁判所支部権限縮少及廃止、区裁判所事務停止〔新聞〕昭和一七・九・二〇、「統司法沿革誌」一七〇頁）

司法官その他司法部職員の南方等への進出およびこれに伴う行政簡素化の方策に極力順応することに務め、全国区裁判所二五八ヶ所中一〇一ヶ所の区裁判所の事務停止、ならびに支部の廃止（四五ヶ所）及権限縮少（二七ヶ所）をなすことにし、一〇月一日より実施した。広島では、三次支部が甲号支部から丙号支部に権限縮少（広島地裁引継）、竹原区裁判所が事務停止（呉区裁代行）、庄原区裁判所が事務停止（三次区裁代行）となった。

11月14日

○広島控訴院管内弁護士大会（〔新聞〕昭和一七・一〇・二五、「新報」昭和一七・一・二五、「正義」昭和一八年一月号、「公論」第四七巻第二号、昭和一八・一二）

広島控訴院管内弁護士大会は、一月一四日午前九時から下関市梅光女学院講堂で開催された。定刻までに参集した会員は、百二、三十名、裁判所側からは、

12月24日

○広島地方裁判所検事正更迭（〔中国〕昭和一七・一二・二五、「官報」昭和一七・一二・二八〜二九）

広島地方裁判所検事正後藤省三は、二月二三日大審院検事に補され、同月二四日退職を命ぜられ、同月二六日福岡地方裁判所検事正岩淵彰郎が、広島地方裁判所検事に補された。

細野控訴院長、柴検事長、渡邊山口地方裁判所長、江橋検事正、竹内下関区監督判事、松野下関区上席検事、その他判検事、書記等多数、また下関市長、同商工会議所副会頭、市会正副議長、新聞記者等参列し、定刻九時、恒例の開会の辞、宮城遙揮、国歌斉唱、詔書奉読、前年度大会決議実行報告等があり、議事に入る。議案二〇余項何れも刻下緊要な項目で、活発な討議が行われ、議事進行中緊急動議として、帝国弁護士会と日本弁護士協会の合同を提案する者があり、討議の後合同実行を決議した。正午、議事終了と共に校庭に出て、記念撮影をし、次いで下関市長招待の心尽くしの折詰弁当で昼食、午後二時より再開、来賓祝辞に移り、細野控訴院長、作間日本弁護士協会代表、村上帝国弁護士会代表の挨拶があった。午後六時からは、山陽ホテルで晩餐会が催された。

昭和一八（一九四三）年

3月27日 ○広島控訴院検事長更迭（官報）昭和一八・三・二九

広島控訴院検事長柴碩文は、三月二七日退職を命ぜられ、その後任に右同日宮城控訴院検事長石塚揆一が、広島控訴院検事長に補された。

3月31日 ○広島弁護士会役員改選（「新報」昭和一八・四・一五、

「会員名簿」第四号）

昭和一八（一九四三）年度広島弁護士会の役員は、次の通りである。

（会長）神田静雄、（副会長）永井敬一郎、樽谷稔、

（常議員会議長）岡田陸藏、（常議員）富島暢夫、米田權之助、佐藤五三、井上博、柳田勘四郎、貞廣角治、水田謙一、三浦強一、上田八九三、藤原歳美、古森幹枝、吉川三雄司、中原史郎、鍵尾豪雄

4月1日 ○陪審法ノ停止ニ関スル法律公布（「新報」昭和一八・

二・五、「続司法沿革誌」一九五頁）

陪審法の施行により一般国民、市町村、裁判所および検事局が帳簿の調製その他煩瑣なことに費やしていた相当の時間、労力および費用を節減し、これを戦争遂行上より一層有効な方面に結集するため、四月一日から大東亜戦争の終了まで、その施行を停止（法律第八号）することになった。

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

5月3日 ○司法部長官弁護士会長合同協議会（「新報」昭和一八・

五・五、昭和一八・五・二五、「新聞」昭和一八・五・一〇、昭和一八・一〇・一五、「雜誌」第二卷第六号、昭和一八・六）

司法長官会同は、五月三日から六日まで、次の日程で開催された。五月三日（第一日）は、午後八時より司法大臣訓示、司法次官注意、大審院長演述、検事総長訓示、正午御陪食、午後協議。五月四日（第二日）午前中、刑事特別法中改正法律説明、総理大臣訓示、午後協議。五月五日（第三日）、司法長官弁護士会長合同協議会において、司法大臣諮問「現下重大時局に於て弁護制度の運用に付特に考慮すべき事項如何」につき協議、午後も続行。五月六日（第四日）、控訴院長検事長協議会、午後も続行。

大日本弁護士会聯合会は、五月四日上野精養軒において総会を開き、司法部長官弁護士会長合同協議会に向けて、答申・議案を決定した。広島からは、会長神田静雄が出席した。

5月5日 ○全国弁護士会長招待午餐会（「正義」昭和一八年六月号）

帝国弁護士会は、五月五日開催の司法部長官弁護士会長会同に参加した全国弁護士会長を招待し、同日正

八二三（二〇九）

午より日比谷松本楼において午餐会を開催した。出席者は、主客併せて百余名で、広島からは神田靜雄会長が出席した。

10月7日 ○弁護士名簿登録換〔官報〕昭和一八・二一・一五

藤田若水(第一東京弁護士会)は、一〇月七日弁護士名簿の登録換(広島弁護士会)をした。

6月12日 ○広島控訴院管内弁護士会聯合会総会〔正義〕昭和一八年七月号、「新報」昭和一八・七・三)

広島控訴院管内弁護士会聯合会は、六月二二日午後

〇弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和一八・二一・一五) 篤晴興(鹿児島県、大正八年七月東京帝国大学法学科大学卒業)は、一〇月七日弁護士名簿の登録を取消した。

三時より同会事務所において通常総会を開催。柳田常務理事議長の下に国民儀礼を行い、次いで役員の改選の件、昭和一七(一九四二)年度会務ならびに会計報告、昭和一八(一九四三)年度予算ならびに本年大会開催の件等を審議したが、役員は互選の結果、理事長は神田靜雄(広島)、常務理事は永井敬一郎、樽谷稔兩名と決定、本年度広島控訴院管内弁護士大会の開催は、時局が今や大東亜戦争の決戦的段階に在るに鑑み、これを延期することに申合わせをして解散した。

7月16日 ○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和一八・八・二六)

鈴木立郎(広島弁護士会)は、七月二六日弁護士名簿の登録を取消した。

9月22日 ○弁護士名簿登録〔官報〕昭和一八・一〇・九)

帆高壽一(明治三五年六月明治法律学校卒業、同年二月月事検事登用試験及第、元広島地方裁判所検事正)は、九月二二日弁護士名簿に登録(広島弁護士会)した。

11月1日 ○日本弁護士協会広島支部総会〔公論〕第四七卷第一号、昭和一八・一二)

日本弁護士協会広島支部は、一一月一日定時総会を開催、役員改選の結果、左記のように決定したので、

(注) 篤晴興は、大正八年八月二日司法官試験を命ぜられたが、大正一〇年一〇月二四日司法官試験を依願免職した〔官報〕大正一〇・二〇・二六)。そして、大正一〇年一月二二日理事試験(陸軍歩兵伍長)を命ぜられ、大正一〇年一月九日第一師団法官部員・理事に補任されたが〔官報〕大正一〇・二二・一〇、大正一〇・二二・一三)、大正一三年四月二三日陸軍法務官を依願免官した〔官報〕大正一三・四・二三)。篤は、大正一三年六月二七日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一三・七・七)。

十一月二五日の定例理事会に付議の上、原案通り可決した。

(退任理事) 神田静雄、樽谷稔、(新任理事) 水田謙一、三宅清

(注) 日本弁護士協会(主体は東京弁護士会、機関紙は「日本弁護士協会録事」、後に改題し「法曹公論」)は、昭和一九年二月一七日大日本弁護士報国会(第一東京弁護士会を除く)の成立により、同年四月二六日解散した(「新報」昭和一八・一一・一八、「公論」第四八巻第二号、昭和一九・二)。大日本弁護士報国会は、昭和二〇年八月一五日の敗戦と共に自然消滅した。

なお、昭和二年六月三〇日、旧日本弁護士協会を復活させるとして、新たに日本弁護士協会が創立されたが、その後、東京弁護士会から退去を迫られ、昭和二九年六月一日使用していた東京弁護士会館の部屋を明渡し、自然消滅していった(「東京弁護士会百年史」三八八頁)。

一方、帝国弁護士会(主体は第一東京弁護士会、機関紙は「正義」)は、そのま、継続され、昭和二年四月二六日全日本弁護士会と改称したが、現行弁護士法の施行により昭和二四年九月一日日本弁護士連合会が創立されたので、同年一月末日を以て解散した(「日本弁護士連

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

合会誌」第二号、一九五〇年二月)。

昭和一九(一九四四)年

2月22日 ○弁護士名簿登録取消(「官報」昭和一九・三・一八)

柳田勘四郎(元大分県、大正一二年二月弁護士試験及第)は、二月二日弁護士名簿の登録を、死亡により取消された。

(注) 上田(改姓、柳田)勘四郎は、大正一二年四月一九日大阪地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録したが(「官報」大正一二・四・二六)、大正一二年七月二日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした(「官報」大正一二・七・二六)。

3月22日 ○広島地方裁判所検事正更迭(「官報」昭和一九・三・二

四)二五、昭和一九・三・二八)

広島地方裁判所検事正岩淵彰郎は、三月二二日大審院検事に補され、翌二三日退職を命ぜられた。その後任として、三月二五日千葉地方裁判所検事正榎田忠実が、広島地方裁判所検事正に補された。

3月25日 ○弁護士名簿登録(「官報」昭和一九・四・二七)

渡邊里樹は、三月二五日弁護士名簿に登録(広島弁

八一五(二二一)

護士会)した。

昭和二〇(一九四五年)

1月6日 ○弁護士名簿登録換(官報)昭和二〇・二・二〇)

(注) 渡邊里樹は、昭和一八年二月二九日広島地方裁判所
所属公証人を、願いにより免ぜられた(官報)昭和一九・
一・六)。

山本將憲(広島弁護士会)は、一月六日弁護士名簿の
登録換(松山弁護士会)をした。

一・六)。

3月31日 ○広島控訴院検事長更迭(官報)昭和二〇・四・二、昭和
二〇・四・五)

3月31日 ○広島弁護士会役員改選(「新報」昭和一九・五・二三、

「広島弁護士会史」六頁、「会員名簿」第四号)

昭和一九(一九四四)年度広島弁護士会の役員は、左
記の通りである。

4月1日 ○広島弁護士会役員改選(「会員名簿」第四号)

昭和二〇(一九四五)年度の広島弁護士会役員は、次
の通りである。

(会長) 水田謙一、(副会長) 平田遼一、中原史郎、

(常議員会議長) 高橋光次、(常議員) 富島暢夫、米田

権之助、池田寛作、井上博、林飛隆善、神田静雄、貞

廣角治、秦良一、藤原歳美、山本將憲、樽谷稔、安岡

静二郎、丸下紫朗、上田八九三

○広島地方裁判所長更迭(官報)昭和一九・四・五)

広島地方裁判所長岩松三郎は、三月三二日大阪地方
裁判所長に補され、その後任として右同日、東京区裁
判所判事吉田肇が、広島地方裁判所長に補された。

4月10日 ○弁護士名簿登録取消(「官報」昭和二〇・五・二二)

望月第三郎(大阪府、大正九年二月判事検事登用試験
及第)は、四月一〇日弁護士名簿の登録を取消した。

望月第三郎(大阪府、大正九年二月判事検事登用試験
及第)は、四月一〇日弁護士名簿の登録を取消した。

○弁護士名簿登録取消(官報)昭和二〇・一・一二)

三宅清(広島弁護士会)は、一二月二〇日弁護士名簿
の登録を取消した。

望月第三郎(大阪府、大正九年二月判事検事登用試験
及第)は、四月一〇日弁護士名簿の登録を取消した。

11月20日

(注) 望月第三郎は、大正一〇年一月二十九日司法官試補を依

願免職し〔官報〕大正一〇・二・二、大正一〇年二月一日東京地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一〇・二・二七。望月は、大正一二年一月二日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録換をした〔官報〕大正一三・一・二二。

6月6日 ○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和二〇・七・二二

吉川三雄司(広島弁護士会)は、六月六日弁護士名簿の登録を取消した。

6月8日 ○弁護士名簿登録取消〔官報〕昭和二〇・七・二二

岡田陸藏(鳥根県、明治三五年一月判事検事登用試験及第)は、六月八日弁護士名簿の登録を死亡により取消された。

(注) 名古屋区裁判所判事岡田陸藏は、大正六年二月一日名古屋地方裁判所部長判事に補され、同月二日退職を命ぜられ〔官報〕大正六・二・三、大正六・二・五、大正六年二月一七日広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕大正六・二・二三。

7月2日

○呉区裁判所庁舎半焼〔中国〕昭和二〇・七・三、〔続司法沿革誌〕三〇九頁、〔呉市史〕第五卷・一二三四頁

七月二日零時頃から二時三〇分の間、B 29爆撃機一五二機が呉市内、広地区に焼夷弾を投下し市街地の大半は焼失した。このとき、呉区裁判所庁舎は半焼したが、記録、帳簿の大部分は焼失を免れ、裁判所、検事局とも残存建物で執務を執った(法廷は竹原区裁判所)。

8月6日

○広島市に原子爆弾投下〔広島弁護士会史〕二二頁、〔続司法沿革誌〕三三四頁、〔広島原爆戦災誌〕第三卷・三一〇頁

八月六日午前八時一五分頃、B 29爆撃機エノラ・ゲイ号が投下した原子爆弾により広島市街地は壊滅した。広島控訴院、同検事局、広島地方裁判所、同検事局庁舎、官舎等も全壊・全焼し、職員多数が死傷した。刑事関係の判決原本などは庄原区裁判所へ、民事関係の記録帳簿類は広島区裁判所祇園出張所などへ、疎開させていたので焼失を免れた。

当時広島市在住の広島弁護士会員約四〇名(広島市内の登録者五三名、一部は疎開)中、原爆により次の二三名が死亡した。

松井繁太郎、富島暢夫、高橋榮之助、小野才次郎、森田恪藏、野間傳吉、土井與一、高木茂、井上博、林

飛隆善、貞廣角治、甲村信一、秦良一、平田遼一、藤原歳美、野手耐、古森幹枝、岡野正武、樽谷稔、森保祐昌、中原史郎、帆高壽一、石井金三郎

(注1) 原爆により死亡した者の中、帆高壽一、高木茂は、昭和二年八月七日死亡により弁護士名簿の登録を取消され(「官報」昭和二一・一〇・七)、その他(石井金三郎は不明)は、昭和二年六月一三日死亡により弁護士名簿の登録を取消された(「官報」昭和二一・八・一二)。

(注2) 横山金太郎は、庄原市敷信地区へ疎開していたが、昭和二〇年九月二五日、原爆で継嗣寧道(耳鼻科医師)故渡邊又三郎弁護士の子の四男で横山金太郎の養子となる)一家四人が死亡したと聞かされたあと、脳溢血で死亡した。享年七七歳(「中国」昭和五四年三月二三日夕刊)。横山金太郎は、昭和二年六月一三日死亡により弁護士名簿の登録を取消された(「官報」昭和二一・八・一二)。

(注3) 原爆による法曹三者の被災状況については、左記の資料がある。

① 広島高等地方検察庁・編纂『原爆の記録』(広島高等地方検察庁・昭和四四年八月八日)

② 広島市役所・編集『広島原爆戦災誌』第三卷(広島市役所・昭和四六年一〇月六日)中の「第二編 各説、第二章・第二節、第一〇項・広島控訴院、第一一項・

広島控訴院検事局、第一二項・広島地方裁判所・広島区裁判所、第一三項・広島地方裁判所検事局及び広島区裁判所検事局」

③ 会史編修委員会・編集『広島弁護士会史』(広島弁護士会・昭和六一年七月一日)中の「序章 戦後の弁護士会、一(三) 原爆投下と広島弁護士会」

④ ひろしま高裁・地裁・広報編輯委員会・編集『ひろしま高裁・地裁広報』被爆五〇周年特別号(広島高等裁判所・広島地方裁判所・平成七年一月一日)中の「資料・文献等紹介」に三二点紹介されている。

⑤ 数野文明「原爆とアーカイブズ」(国文学研究資料館紀要「アーカイブズ研究篇」第1号、二〇〇五年五月、四五頁・四八頁)

8月8日 ○福山区裁判所庁舎全焼(「中国」昭和二〇・八・一〇、

「続司法沿革誌」三三三頁、「福山市史」下・九三七頁)

八月八日午前九時半頃、B 29爆撃機九一機が福山市に焼夷弾攻撃を加え市街地の約八割が焼失した。このとき、福山区裁判所、同検事局庁舎が全焼した。

三 広島弁護士会の活動

1 広島弁護士会の会員と役員

明治二六（一八九三）年五月一日、広島登録代言人中二六名は、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録し、会長に松山廣居、副会長に岡崎仁三郎、安倍萬太郎、安部改造、常議員に土井達太郎、天野確郎、高野一步、香川齋を選出した。そして、同年六月一〇日、司法大臣は広島弁護士会規則を認可して、広島地方裁判所に下付した。こうして、広島弁護士会は成立した。

なお、登録代言人は、弁護士法施行の日から六〇日以内に弁護士名簿に登録すれば、試験を要せず弁護士となることが出来たので、同年六月三〇日までに、更に九名が弁護士名簿に登録し、広島弁護士会員は、三七名となった。この三七名が広島弁護士会の当初の会員である。会員数は、明治三〇（一八九七）年には四六名となったが、大正一〇（一九二一）年四八名と余り増加しなかった。しかし、大正一二（一九二三）年三月から高等試験令による司法科試験が実施され、従来の弁護士試験も継続されたので合格者数が激増し、また関東大震災のために広島に疎開する者もあり、会員数も大正一五（一九二六）年には六五名となり、昭和一一年（八一八）までは会員数の増加は続いた。

その後は、昭和一一（一九三六）年四月一日から施行された新弁護士法により、弁護士になるには、無給で一年半にわたる弁護士

試補（昭和二年一月発足）を経なければならなくなったので、若者が弁護士に参入する障害となり、かつ日中戦争（支那事変、昭和二年七月七日勃発、太平洋戦争の影響もあり、広島弁護士会員数は、減少し七五名前後で頭打ちとなった。

昭和に入ってからからの会員と役員の変動は、次の通りである。

○昭和二（一九二七）年七月一日現在の広島弁護士会会員名簿（六七名）

高野一步、高橋榮之助、田上諸藏、富島暢夫、横山金太郎、香川秀作、松井繁太郎（大阪）、米田權之助、池田寛作、佐藤五三、小野才次郎（岡山）、吉田眞策、河野暁、森田恪藏、野間傳吉（愛媛）、高橋光次（香川）、廣田定之（山口）、麓巖、土井與一、岡田陸藏、島根、井上博、高木茂、角倉晋造、江藤直作、林飛隆善（島根）、福田五郎、原田一（高知）、田中豊（東京、元広島）、神田静雄、柳田勘四郎、柳川兵一（島根）、真廣角治、望月第三郎（大阪）、田中康道（島根）、甲村信一（島根）、吉田太郎、渡邊和四郎（愛媛）、永井貢、秦良一、林美一、水田謙一、三浦強一、平野春一（以上、広島市）、秦野楠雄（呉市）、渡邊伍（呉市）、佐々木英夫（呉市）、加友順平（呉市）、篤晴興（鹿児島、呉市）、丸下紫朗（呉市）、高橋武夫（呉市）、大西虎造（岡山、尾道市）、深谷長之助（和歌山、尾道市）、山科慎次郎（尾道市）、早川六郎（岡山、尾道市）、石川正義（山口、尾道市）、石川正（山口、尾道市）、橋高邦香（尾道市）、高尾英（尾道市）、佐藤芳松（福山市）、藤井定市（福山市）、今福新一（福山市）、河村善吉（福山市）、石藤好輝（福山市）、小川浩行（三次町）、

谷音助(岡山、三次町)、木鳥次朗(三次町)、松元辰之助(三次町)

○昭和一一(一九三〇)年七月一日現在の広島弁護士会員名簿(八一名)

高橋榮之助、田上諸藏、富島暢夫、香川秀作、松井繁太郎(大阪)、米田權之助、池田寛作、佐藤五三、小野才次郎(岡山)、森田恪藏、野間傳吉(愛媛)、高橋光次(香川)、廣田定之(山口)、土井與一、岡田陸藏(鳥根)、井上博、高木茂、角倉晋造、江藤直作、林飛隆善(鳥根)、原田一(高知)、田中豊(東京、元広島)、神田靜雄、柳田勘四郎、貞廣角治、望月第三郎(大阪)、田中康道(鳥根)、甲村信一(鳥根)、高橋武夫、奈良一、永井貢、林美一、水田謙一、三浦強一、田坂戒三、藤田若水(愛媛)、平田達一、野田保規、藤原藏美、伊藤久太郎(鳥根)、野手耐(茨城)、山田示元、古森幹枝(神奈川)、山本將憲(愛媛)、森山喜六(鳥根)、岡野正武(大阪)、白川彪夫(香川)、鈴木立郎、須磨益三、吉川三雄司(新潟)、永井敬一郎、樽谷稔、森保祐昌、石井清志、天津彌太郎、中原史郎(以上、広島市)、秦野楠雄(呉市)、篤晴興(鹿児島、呉市)、丸下紫朗(呉市)、下向井貞一(呉市)、山下五六(呉市)、渡邊里樹(呉市)、渡邊伍(呉市)、石川正義(山口、尾道市)、橋高邦香(尾道市)、高尾英(尾道市)、上田八九三(岡山、尾道市)、中場彌太郎(尾道市)、石堂順助(尾道市)、森井孫市(尾道市)、佐藤芳松(福山市)、藤井定市(福山市)、今福新一(福山市)、河村善吉(福山市)、井上三枝雄(岡山、福山市)、徳永豊(福山市)、波多野勝武(岡山、福山市)、小川浩行(三次町)、木鳥次朗(三次町)、島重太郎(鳥根、三次町)、稲葉正雄(竹

原町)

○昭和一九(一九四四)年四月現在の広島弁護士会員名簿(七五名)

高橋榮之助、富島暢夫、松井繁太郎(大阪)、米田權之助、池田寛作、佐藤五三、小野才次郎(岡山)、森田恪藏、野間傳吉(愛媛)、高橋光次(香川)、廣田定之(山口)、土井與一、岡田陸藏(鳥根)、昭和二〇・六・八死亡により登録取消、井上博、高木茂、林飛隆善(鳥根)、田中豊(東京、元広島)、神田靜雄、望月第三郎(大阪、昭和二〇・四・一〇登録取消)、貞廣角治、甲村信一(鳥根)、高橋武夫、奈良一、水田謙一、三浦強一、田坂戒三、平田達一、野田保規、藤原藏美、野手耐(茨城)、古森幹枝(元愛媛)、山本將憲(愛媛、昭和二〇・一・六松山へ登録換、森山喜六(鳥根)、岡野正武(大阪)、白川彪夫(香川)、須磨益三、吉川三雄司(新潟)、昭和二〇・六・六登録取消)、永井敬一郎、樽谷稔、森保祐昌、中原史郎、三宅清(昭和一九・一一・二〇登録取消)、石井金三郎(愛媛)、横山金太郎、福田五郎、今西貞夫、吉田平次郎、安岡靜四郎(高知、青山政雄、米田規矩馬、長岡彌一、帆高壽一(大分)、藤田若水(愛媛)、(以上、広島市)、秦野楠雄(呉市)、丸下紫朗(呉市)、下向井貞一(呉市)、山下五六(呉市)、鍵尾豪雄(呉市)、渡邊里樹(呉市)、高尾英(尾道市)、上田八九三(岡山、尾道市)、中場彌太郎(尾道市)、石堂順助(尾道市)、森井孫市(尾道市)、佐藤芳松(福山市)、藤井定市(福山市)、河村善吉(福山市)、井上三枝雄(岡山、福山市)、徳永豊(福山市)、加藤元一郎(兵庫、福山市)、小川浩行(三次町)、木鳥次朗(三次町)、島重太郎(鳥根、三次町)、稲葉正雄(竹原町)、田中英一(庄原町)

○年度別広島弁護士会員異動一覧表

	昭和				7月1日	会 員 数	昭和				累 計
	登 録	登 録 換	取 消	登 録 換			登 録	登 録 換	取 消	登 録 換	
11	2	3	4	2	81	33	26	50	8	70	
10	1	3	2	1	80	1		3	1	75	
9	1	2	1		79	1	1	2		75	
8	3	2	3		78		1	2		75	
7	1	6	6		75			1		75	
6	4	1	3		74	2	1	3	1	76	
5	3	1	2		74	4		3		75	
4	2	1			71	2	1	3		74	
3	4		2		67		2	5		74	
2	2		4		67			3		79	
昭和	増 加	増 加	減 少	減 少	7月1日	登 録	登 録 換	取 消	登 録 換	会 員 数	

(注1) 昭和二年から昭和一八年までの会員数は、「日本弁護士名簿」(毎年七月一日現在)、「大日本弁護士名簿」(昭和一七年六月一日、昭和一八年五月一日現在)による。増加・減少は「官報」の弁護士異動に基づく。したがって、昭和一一年四月一日施行の新「弁護士法」以前は、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録しても、広島弁護士会に入会しない者や、広島弁護士会を退会しても弁護士登録を取消さないものがいたので、増加・減少によって、翌年の七月一日現在の会員数と一致しないことがある。

例えば、「谷音助(岡山、三次町)」は、本籍が岡山で、事務所が三次町であることを示す。本籍を示さない者は、広島県が本籍である。
 昭和一九年は、四月一日現在の会員数である(「広島弁護士会史」六頁)。昭和二〇年七月一日の会員数七〇名は、昭和一九年四月一日以降昭和二〇年七月末日までの官報により広島弁護士会員の異動数を数えて算出した。

(注2) 例えば、「谷音助(岡山、三次町)」は、本籍が岡山で、事務所が三次町であることを示す。本籍を示さない者は、広島県が本籍である。

(注3) 昭和一九年は、四月一日現在の会員数である(「広島弁護士会史」六頁)。昭和二〇年七月一日の会員数七〇名は、昭和一九年四月一日以降昭和二〇年七月末日までの官報により広島弁護士会員の異動数を数えて算出した。

(注4) 弁護士法附則第五項により、左記の広島地方裁判所所屬弁護士は、昭和一一年六月三〇日限り、弁護士名簿登録の效力を失った。

糸谷庫一、小島孫三郎、早川六郎(昭和一〇年七月一日現在の「日本弁護士名簿」に見える)、馬場博、足達精一郎、藤田幹作、三井康生(昭和二年一月二三日登録、広島弁護士会に入会せず)、藤田光廣(昭和四年三月七日登録の藤田光政か?)、広島弁護士会に入会せず。

(注5) 永井貢(大正三年六月東京帝国大学法科大学卒業)は、大正一〇年七月一日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録したが(「官報」

大正一〇・七・一九)、大正二三年三月三日弁護士名簿の登録を取消し(「官報」大正一三・四・二五)、大正一五年八月二四日広島弁地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した(「官報」大正一五・九・九)。

永井は、昭和一六年までの「日本弁護士名簿」には登録されているが、昭和一七年以降は登録されていない。しかし、永井は、昭和二一年五月一〇日第二東京弁護士会から広島弁護士会に登録換えている(「官報」昭和二一・六・二六)。永井が広島弁護士会から第二東京弁護士会へ登録換えたことは、官報には見出すことは出来ないが、昭和一六年七月から昭和一七年六月末までの間に、広島弁護士会から第二東京弁護士会に登録換をしていると思われる。

○年度別広島弁護士会役員一覧表

昭和	会長	副会長	(常議員 会議長・常議員)
2	香川秀作	高木茂	(岡田陸蔵、角倉晋造、柳川兵一、篤晴興、佐藤五三、松井繁太郎、米田權之助、土井與一、林飛隆善、野間傳吉、高橋光次、秦野楠雄、加友順平、佐藤芳松、山科愼次郎
3	松井繁太郎	林飛隆善	米田權之助、土井與一、高橋武夫
4	小野才次郎	佐々木英夫	(田上諸藏、香川秀作、池田寛作、佐藤五三、小野才次郎、森田恪藏、高橋光次、高木茂、林飛隆善、田中豊、神田静雄、柳田勤四郎、貞廣角治、甲村信一、秦野楠雄
5	土井與一	三浦強一	篤晴興
6	岡田陸蔵	柳田勤四郎	高島暢夫、横山金太郎、米田權之助、池田寛作、野間傳吉、土井與一、加友順平、柳川兵一、田中康道、秦良一、林美一、田坂戒三、藤原歳美、高橋武夫、丸下紫朗
7	高橋光次	神田静雄	田上諸藏、池田寛作、土井與一、小野才次郎、岡田陸蔵、井上博、角倉晋造、貞廣角治、田中豊、甲村信一、永井貢、秦野楠雄、山下五六、石川正義
8	土井與一	田中康道	(池田寛作)、小野才次郎、高橋光次、高木茂、林飛隆善、福田五郎、柳田勤四郎、秦良一、水田謙一、三浦強一、古森幹枝、秦野楠雄、高橋武夫、下向井貞一、石川正義
9	香川秀作	永井貢	(松井繁太郎、米田權之助、佐藤五三、土井與一、井上博、角倉晋造、江藤直作、田中康道、林美一、上田八九三、野田保規、丸下紫朗、伊藤久次郎、山下五六、岡野正武
		秦野楠雄	

10	富島暢夫	土井與一 山下五六	(香川秀作)、池田寛作、佐藤五三、岡田陸藏、角倉晋造、神田静雄、高橋武夫、永井貢、三浦強一、古森幹枝、山本將憲、鈴木立郎、秦野楠雄、下向井貞一、石川正義
11	池田寛作	角倉晋造 秦野楠雄	(土井與一)、米田權之助、小野才次郎、高橋光次、高木茂、林飛隆善、貞廣角治、水田謙一、三浦強一、中場彌太郎、丸下紫朗、伊藤久次郎、山下五六、森保祐昌
12	佐藤五三	貞廣角治	(池田寛作)、藤井定市、土井與一、岡田陸藏、角倉晋造、秦野楠雄、柳田勘四郎、甲村信一、秦良一、三浦強一、下向井貞一、古森幹枝、白川彪夫、樽谷稔
13	三浦強一	甲村信一	(佐藤五三)、池田寛作、高橋光次、土井與一、林飛隆善、神田静雄、貞廣角治、高橋武夫、秦良一、永井貢、山本將憲、鈴木立郎、永井敬一郎、秦野楠雄、高尾英
14	高木茂	秦良一	(富島暢夫、松井繁太郎、池田寛作、岡田陸藏、角倉晋藏、柳田勘四郎、甲村信一、林美一、田坂戒三、平田遼一、藤原歳美、古森幹枝、樽谷稔、丸下紫朗、石堂順助
15	井上博	林美一 藤原歳美	(米田權之助、富島暢夫、小野才次郎、高橋光次、土井與一、高木茂、林飛隆善、田中康道、高橋武夫、秦良一、三浦強一、白川彪夫、三宅清、下向井貞一、上田八九三
16	森田恪藏	水田謙一 山本將憲	富島暢夫、松井繁太郎、池田寛作、佐藤五三、野間傳吉、岡田陸藏、井上博、神田静雄、田中康道、田坂戒三、古森幹枝、樽谷稔、森保祐昌、篤晴興、中場彌太郎
17	柳田勘四郎	田坂戒三 白川彪夫	(高木茂)、米田權之助、池田寛作、森田恪藏、土井與一、林飛隆善、神田静雄、秦良一、三浦強一、平田遼一、山本將憲、永井敬一郎、三宅清、山下五六、森井孫市
18	神田静雄	永井敬一郎 樽谷稔	(岡田陸藏、富島暢夫、米田權之助、佐藤五三、井上博、柳田勘四郎、貞廣角治、水田謙一、三浦強一、上田八九三、藤原歳美、古森幹枝、吉川三雄司、中原史郎、鍵尾豪雄
19	水田謙一	平田遼一 中原史郎	(高橋光次)、富島暢夫、米田權之助、池田寛作、井上博、林飛隆善、神田静雄、貞廣角治、秦良一、藤原歳美、山本將憲、樽谷稔、安岡静四郎、丸下紫朗、上田八九三
20	林飛隆善	高橋武夫 秦良一	(古森幹枝)、富島暢夫、土井與一、秦野楠雄、神田静雄、水田謙一、高尾英、三浦強一、樽谷稔、今西貞夫

(注1) 副会長の定員は二名(昭和四年以降)、常議員の定員は一五名と思われる。しかし、本一覽表では、「中国」「芸日」「新聞」「新報」「會員名簿」

第四号などにより、判明した者のみを掲載した。

(注2) 昭和四年、司法省が副会長の一名増員を認可したので、同年四月三〇日臨時総会を開き、佐々木英夫を選任した。

(注3) 昭和三年、昭和四年の常議員は不明である。

(注4) 昭和十五年二月、副会長長林美一が死亡したので、後任に平田遼一が副会長に選任された。

2 広島弁護士会の活動

広島弁護士会の活動として資料を収録できたのは、司法部長官
弁護士会長会同、日本弁護士協会在主催する全国弁護士大会およ
び広島控訴院管内弁護士大会への参加、ならびに日本弁護士協会
広島支部（昭和十二年一月設立）、広島控訴院管内弁護士会聯合会
（昭和十四年四月設立）、日本弁護士会聯合会（昭和十四年一〇月設立）
などにおける活動である。その中で、司法部長官弁護士会長会同
への参加、および広島控訴院管内弁護士大会への参加については、

別に項を起こして記録した。

その外、広島弁護士会は、昭和二（一九二七）年度司法部長官
護士会長会同における司法省諮問事項に基づいて、昭和三（一九二
八）年四月広島地方裁判所および同検事局と広島法曹協議会を設
立し、裁判事務の改善進歩を図るために協定を締結し、また昭和
一四（一九三九）年一月の広島弁護士会主催の裁判所構成法施行
五十年記念行事を行った。

収 録 事 項 一 覧 表

昭和	収 録 事 項
2	①日本弁護士協会創立満三十年記念大会（「新報」昭和二・六・一五、「新聞」昭和二・六・一五）
3	②広島法曹協議会協定事項（「新報」昭和三・三・二五、昭和三・四・五）
4	③改正弁護士法案反対全国弁護士大会（「公論」第三三卷第三号・四号、昭和四・三・昭和四・四）
5	④広島法曹協議会協定事項（「新報」昭和五・八・一五、「雑誌」第八卷第九号、昭和五・九）
6	⑤三百取締法案分離反対全国弁護士大会（「公論」第三三卷第一号、昭和六・一）
6	⑥弁護士代議士横山勝太郎逝去（「新報」昭和六・五・二五）
7	⑦全国弁護士大会（「新報」昭和七・六・五）

8	⑧ 弁護士法改正祝賀会（「公論」第三七卷第五号、昭和八・五）
9	⑨ 全国弁護士会長会議（「新報」昭和九・一〇・二五、昭和九・一一・一五）
10	⑩ 司法制度改善案（「中国」昭和九・一二・二三、「公論」第三九卷第二号、昭和一〇・一二）
11	⑪ 司法制度改善に関する全国弁護士会答申（「新報」昭和一〇・一・二五）
12	⑫ 全国弁護士大会（「新聞」昭和一一・一一・一五）
13	⑬ 日本弁護士協会広島支部発会式（「公論」第四一卷第二号、昭和一二・一二）
14	⑭ 日本弁護士協会広島支部総会（「公論」第四一卷第六号、昭和一二・二六）
15	⑮ 日本弁護士協会広島支部開設一周年記念総会々々議（「公論」第四二卷第二号、昭和一三・一二）
16	⑯ 日本弁護士協会広島支部定時総会（「公論」第四二卷第七号、昭和一三・二七）
17	⑰ 広島控訴院管内弁護士会聯合会設立（「正義」昭和一四年三月号・五月号、「公論」第四三卷第五号、昭和一四・一五）
18	⑱ 大日本弁護士会聯合会結成（「新聞」昭和一四・一〇・二〇、昭和一四・一一・八、「新報」昭和一四・一〇・二五、昭和一四・一一・五、「正義」昭和一四年一月号）
19	⑲ 裁判所構成法施行五十年記念広島弁護士会の行事（「公論」第四三卷第一号、昭和一四・一二）
20	⑳ 紀元二千六百年奉祝全国弁護士大会（「公論」第四四卷第一号、昭和一五・一二）

（注） 昭和六年の元広島弁護士会員横山勝太郎の死亡記事は、弁護士会の活動ではないが、特に収録した。

昭和二（一九二七）年

① 日本弁護士協会創立満三十年記念大会（「新報」昭和二・六・一五、
「新聞」昭和二・六・一五）

○ 日本弁護士協会満三十年祝賀（「新報」昭和二・六・一五）
——盛大なる記念大会を開催——

日本弁護士協会は、本年恰も創立満三十年に相当するので、司

広島弁護士会沿革誌 (4) 昭和戦前編・上 (増田)

法官会同並に全国各弁護士会長の会同を機とし、去る六日明治神宮外苑日本青年会館に於て、盛大なる記念大会を開催した。正午より記念講演会を公開したが、一般聴衆約千名に達し、先づ高島晴雄氏の開会の辞があり、猪股淇清氏は「株式会社の整理」と題し学術的に実際の株式会社の時弊を匡救すべき方策を説き、次いで乾政彦氏は「死後の人格」と題し死後の人格に付き所見を披

瀝し、末弘巖太郎氏は「民衆と法律」と題し、夫人にも素人にも会得し易く法の運用の實際的方面を説き、聴衆を魅了し、次に新渡戸稲造氏出演の予定であったが、急病のため中止となり、茲に講演会を閉ぢ、直ちに記念式に移る。来賓として田中首相、原法相、横田大審院長、小山検事総長、窪田行政裁判所長官、森田衆議院議長、濱田、小原両司法次官、黒住参与官、林大審院検事、其他朝野知名の士百数十名列席、作間耕逸氏は日本弁護士協会を代表して開会の辞を述べ、關直彦氏は同会を代表して式辞を述べ、田中首相、原法相次いで左の祝辞を朗読す。

田中首相の祝辞

法律の運用は人事百般の進暢に基礎たり、職に此の事に當る任や固より至大なり、其の邦家進運に寄与する所多きは復た言を待たざる所なり。日本弁護士協会は、此の種職司の一半を負担する會員諸君の夙に組織せらるゝ所、今や創立以來滿三十年の佳辰を迎へらるゝ、其の既往に於ける勞績少からざりしを顧み、其の将来に貢献する所亦必らずや更に至大なるものあるべきを疑はず、翼くば此の記念すべき佳辰を一紀元として、會員諸君の益々其の努力を新にせられ、進んで法律運用の宜しきを制するに愈々資益せられ、邦家人人の慶福を増進するに於て、一段の精采を加へられむことを一言希望する所を伸べ、以て祝辞と爲す。

内閣総理大臣 男爵 田中義一

原司法大臣祝辞

本日日本弁護士協会創立滿三十年記念大会を開催せらるゝに當り、一言祝詞を陳ぶるは不肖の欣幸とする所なり。思ふに明治維新以來百般の文物の振興を見たること、真に宇内の驚異にして、しかも就中裁判制度の確立に至りては、永く之を後昆に伝ふ可く、遠く之を万邦に誇るに足るものとせずんばならず、而して此の裁判制度の確立は、固より朝野法曹の拮据の結果に外ならざるものにして、特に日本弁護士協会に負ふところ甚大なるものあるは、何人も之を疑はざるところなりとす。されば、日本弁護士協会の三十年の歴史は、則ち我裁判制度擁護の沿革にして、実に我司法権尊重の治績に外ならず、本日此の盛典に列し光榮ある過去を顧み、更に望を洋々たる将来に囑す。不肖因らずも之を司直の府に享け、日本弁護士協会の援助を得むとするの情軫た切なるものあり、一言蕪辞を呈して滿腔の祝意を表する所以なり。

司法大臣 原 喜道

次いで横田大審院長、小山検事総長、窪田行政裁判所長官、森田衆議院議長、全国弁護士会長代表木内傳之助氏、帝國弁護士会長堀江專一郎氏等の祝辞朗読又は演説あり、新井洋太郎氏の閉会の辞で記念式を閉ぢ、余興に移り、末廣玉士の浪花節、義士伝南部坂雪の別れ、藤間藤吉の浪枕月浅妻の舞踊、關屋敏子のソプラノ独唱數曲、丸一鏡味小仙一座の曲芸等があつて、宴に移り主客約四百五十名にして、デザートコースに入り、關直彦氏の挨拶に對し、窪田行政裁判所長官の謝辞あり、同氏の發声で日本弁護士

協会及来賓の万歳を三唱し、未曾有の盛會裡十時頃散會した。

○日本弁護士協會創立滿三十年記念大会〔新聞〕昭和二・六・一五
日本弁護士協會創立滿三十年記念大会は、去六日正午より青山なる日本青年會館で盛大に挙行された。当日の重立ちたる来賓は、田中首相、原法相、森田衆議院議長、横田院長、小山総長、窪田行政裁判所長官、大審院各部長並に各検事、司法省兩次官、各局長、東京控訴院長及検事長、東京地方裁判所長及検事正、司法省各課長及秘書官、折からの司法官會同で上京中の全国院長検事長、所長検事正、並に之に参加せる全国各弁護士會長、都下の司法記者等無慮四百名に達した。大会の幕は講演會から開かれ、高島晴雄君の開會の辞がありし後、一般聴衆三千名を前に、劈頭法学博士猪股淇清君の「株式会社の整理に就いて」と題する実益的講演あり、次で法学博士乾政彦君の「死後の人格」と題する、法律から見た死後の人格は、単なる学究としても大なる参考となる論議であった。最後に、学界の新人法学博士末弘巖太郎君の「民衆と法律」と題する講演があつたが、頗る含蓄に富み又新味津々たるものであつた。当日の二大呼物の一なる末弘博士の講演は、大喝采の中に終つたが、他の一なる法学博士農學博士新渡戸稻造君の「國際聯盟に就て」と題する講演が、相憎その前夜から博士は病床に臥したので、之を聞かれなかつたことは、尤も遺憾に感ぜられた。かくて、講演も眞下理事の開會の辞で了り、是より來賓會員一同、正門前に於て記念撮影を為し、本日の記念式場に臨んだ。

広島弁護士會沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

先づ司會者大塚春富君は、理事一同の代表として、理事作間耕逸君から開會の辞を述べしむる旨を告げ、作間君は立つて、大要左の如き意を述べた。

「閣下並に諸君、本会は創立滿三十年を閲し、人生而立の年に達した。当りまへなら一大祝賀をなすべきであります。時あたかも諒闇に際會してゐる為、記念式だけを挙行することとし、聊かの設備を調べて御案内申上げた所、朝野の法費、及び之に御關係の閣下並に諸君が、かく多数御臨席を賜はつたことは、理事一同の尤も光榮とし、尤も欣快とする所であります。本会は明治二十九年呱呱の声を挙げて以来、こゝに三十年、広く帝國の領域に分布する會員は、昨年の十一月調で、実に二千三百五十二名の多数に達し、此中維持員評議員は四百三十三名の多きに及び、本年度の理事の如きは三十名に増加を見るに至りました。創立已來機関雜誌は三百廿九号を重ね、その會員抱擁の大なる、その分布領域の広き、その年所を閲し来る長さから見來つて、恐らくは天下に之が右に出づる會も亦少いであらうと思はれます。

本協會の目的及使命とする所は、司法制度の改善と運用、國民權利の伸張、義務の履行、これらの問題に関する指導援助、内に在りては會員同志の親睦融合に資し來つたのであります。今や國運發達し、司法裁判の制度、その運用する所極めて多大、極めて深刻になりつゝある時に當り、本協會の任務は一層の重きを加へ、目的と使命は愈々重大となつて來たのであります。本協會は在朝

八二七 (二二三)

在野の有力なる法曹並に法曹関係の御諒解御指導を得、協力一致此記念会を一段落として、更に大に発展しなければならぬのであります。」

これより、關直彦君は、記念会委員長として、左の式辞を朗読した。

一、明治二十九年一月頃より、我国法学界の泰斗にして民間に在る十数名の先輩相集り、全国弁護士有志の結合を図り、互ひの親交を厚うし、以て司法制度の發展、法律応用の適正を期するを目的とし、明治二十九年六月二十日築地柳花苑に於て創立会を催ふし、其運動方針を議し、全国各地の有志に檄を飛したるを、我日本弁護士協会創立の始めと致します。

二、当時交通の機関未だ開けず、会員を勧誘し連絡を取るの方面頗る難渋なるものあり、其苦心の慘憺たる、今日より之を觀れば実に想像の及ばざる所でありました。而して、創立者の斯の如き苦心、経営は遂に其効果を奏し、明治三十年二月十五日創立大会を開き、規約を定め幹事五名、編輯主事五名、評議員五十名を選定し、諸般の計画を建て、茲に始めて本協会の組織完成することを得ました。

当時幹事五名、磯部四郎君、鳩山和夫君、菊池武夫君、岡野輝彦君、岸本辰雄君、編輯主事五名、井本常治君、花井卓藏君、原嘉道君、長島鷲太郎君、上原鹿造君であります。

三、明治三十年七月十日、初めて機関雜誌録事第一号を發刊し、

司法制度の利弊並に司法官の能力、品位、意気、技倆等に関する事項を考究することを標榜し、其方針としては「畏怖せず、忌憚せず、冷笑せず、熱罵せず、巧言せず、令色せず、直言直筆、氣饒万丈、筆鋒嚮ふ所天下に敵なけん」録事の抱負斯の如きの勢を以て産れました。

四、此勇猛精進の勢は全国を風靡し、全国弁護士有志中我協会に入会する者、実に五百五十三名に達す。是に於て、明治三十年十一月七日上野精養軒に「臨時大会」を開催し、会則を定め、幹事を七名とし、編輯主事を十名と定めました。

幹事七名は、磯部四郎君、鳩山和夫君、岡野輝彦君、熊野敏三君、菊池武夫君、岸本辰雄君、三好退藏君であります。

今回滿三十年記念会を挙行するの時、我協会の開祖たる以上七名の恩人尽く白玉楼中の人と為り、今日の盛況を見ることを得ざるは、吾々後進の追懐措く能はざる所であります。

五、當時に於ける我国朝野の大勢は、藩閥の流弊尚深く、立法は未だ社会的ならず、司法の趨向、民衆の実状に副はざるものあり。是に於て我協会は、法律制度の改善に努力すると同時に司法当局に交渉し、立法司法の両局面に向て非常の活動を開始し、数々忌憚に触れ当局と衝突したるも、邁進敢為能く其目的の遂行に努め、刑事訴訟法改正の如きは明治三十年十二月の評議員会に於て之を唱道し、陪審法の制定は明治三十三年四月より之を研究し、明治四十年十月一日改正刑法の実施せらるゝや、刑事裁判の

傾向頗る重刑に流るゝの弊あるを慨し、明治四十三年一月特に人權問題特集号を発行し、全国刑事裁判の実例統計を挙げて当局に反省を促がし、其他民刑訴訟法の改正には屢々答申建議を為す等夙に上下の認むる所であります。

特に人權蹂躪の事あるを聞くや、毎々之が調査を精密にし、反省の処分を求め、司法の尊厳を維持せしめたるの功績枚挙に遑あらず。

如上刮目すべき活動と功績とは、恰く朝野の同情を博し、民間法曹の数を増加すると共に、会員益増加し、今や將に二千三百名を越へんとす。又機関雜誌の発行は、本月にて三百二十九号に達し、明治四十四年十二月通常總會に於て会則を改正し、編輯主事を廢し、幹事八名を理事十五名と改め、大正十二年十二月の通常總會に於て理事三十名と改めました。是現行の会則なり、以て我協會の隆盛を卜するに足るであります。

六、我日本弁護士協會は、創立以来既に三十年の星霜を経たり。而して、国運の進展は益法律制度を完備せしめ、又司法裁判の趨向愈よ社会の実状に適合するに至りました。近年我協會の大活動を起すべき大問題の勃発せざるは、国家の爲め慶賀すべき吉象と謂はなければなりません。

七、既往三十年我協會は、全く国内的の団体たりし。然るに、宇内の大勢は蟄居を許さず、大正八年一月比律實に於て在東洋弁護士大会を開催さるゝに當り、我協會より代表者を參列せしめら

れ度旨照会あり、増島、花岡両博士を派遣し、翌九年四月東京に於て日本弁護士協會主催者と為り、在東洋世界各国の弁護士を招集し、國際弁護士協會を創立したり。是全く旧範を超へて、国外的に歩を進めたるものである。將來に於ける我協會の行動は、益結束を鞏固にし、國際的に發展すべき機運に会したるものと謂ふ可し。我協會の地位と責任頗る重大なるを感ずるのであります。我日本弁護士協會は、創立以来茲に三十年正に一時代を画す記念式を挙ぐる、豈故なしとせんやであります。これを以て式辞といたします。

昭和二年六月六日

日本弁護士協會創立三十年記念大会

委員長 關 直彦

(注) 日本弁護士協會創立三十年記念大会の全記録は、『法曹公論』創立滿三十年記念号(第三卷第七号、昭和二・七)に収録されている。

昭和三(一九二八)年

② 広島法曹協議会協定事項(「新報」昭和三・三・二五、昭和三・四・五)

○ 時間不勵行者は懲戒に附す(「新報」昭和三・三・二五)

広島に於ける司法官弁護士協議会は、去る六日控訴院に於て、

今村控訴院長、南谷検事長、伊藤地方裁判所長、阿部検事正、各部長、弁護士等が出席して、第三回の協議会を開いたが、可決事項は何れも四月一日から実施することになった。

今其の主なるものを挙げれば、陪審相当事件は、陪審の予行演習の意味に於て準備手続を勵行すること、し、其の準備手続に於ては総ての証拠を提出し、公判に於ては証拠の申出なきやう務むることになった。

次に、時間勵行のことは、民事事件は、控訴院と地方裁判所の開廷時間が競合する場合は、控訴院を午前とし、地方裁判所を午後とすること、期日の指定は当事者双方協議の上為すこと、指定時間より一時間経過して当事者双方出廷せざるときは休止とし、一方出頭したるときは欠席判決を為すこと、刑事事件に付きては、呼出時間より一時間経過するも弁護士出頭せざるときは強制弁護に非ざるものは開廷すること等を可決して居るが、此の時間勵行の決議に付ては、之を遵守せざるものは懲戒に附するの議も出て居るが、之は未だ可決には至らぬけれども充分其の氣運に向つて居る。又民事事件に付て、故障申立後の新期日は相手方の単独変更を認むることになった。

次に、裁判所側の提案に係るもので、証書を真実に反して争ひたるもの及び顯著なる偽証、証人の不出頭等は告発を勵行すべき旨の議があるが、之は裁判所が勵行することは、何等之を阻止する理由はないが、弁護士側としては直ちに同意し兼て居る。

弁護士側の提案で未決問題は、執達吏の合同役場を分離するの件であるが、之は次回協議会で更に論議される筈である。

尚、目下控訴院で取纏め中の議案は頗る多数であるが、之は来月初旬開かるべき管内所長会議に附議される筈である。その所長会議の際は、各地の弁護士会長をも列席せしむべく協議中であるが、裁判所では弁護士会の旅費自弁等の関係から、或は之を躊躇して居るやうに見受けられるが、左様なことは遠慮は要らぬから、是非弁護士会長の列席を希望して居る次第である。

○広島法曹協議会協定事項(「新報」昭和三・四・五)

本協定事項は、昭和二年七月中、広島控訴院地方裁判所区裁判所判検事及広島地方裁判所所属弁護士ヨリ成ル広島法曹協議会ニ於テ、昭和二年十月及昭和三年三月中ニ協定セルモノナリ。

其協定事項ニ付テハ、曩ニ大正十一年七月中、同様ノ會員ヨリ成ル懇談会ナルモノニ於テ協議シタル協定事項アリシヲ以テ、之ヲ本トシ新ニ提出サレタル問題ト併セ協議ヲ遂ケタリ。前掲懇談会ノ協定事項中ニハ実行不十分ナリシモノ少カラス、就中左記第一乃至第三、第五乃至第十一、第十七、第十八、第廿二、第廿四、第廿五ノ如キハ、充分ノ実行ヲ見ルニ至ラザリシカ、本協定ニ依リ可成之ヲ勵行スルコトニ協定ス。第一乃至第廿七ハ前懇談会ニテ協議ヲ遂ケタルモノヲ新ニ提出ノ問題ト併セ協議シタルモノニシテ、第廿八乃至第卅四ハ新提出ノ問題ニ付、協定シタルモノナリ。

第一 最初ノ開廷時刻ハ執務開始時刻ヨリ一時間内ニ於テ裁判所
之ヲ定メ各自勵行スルコト 大正十一・七、懇、判檢事出題協定(一)
協定 昭和二・十、協、広島地方判事出題
(六)

其勵行ノ為メ左ノ事項ヲ遂行スルコト 昭和三・三、協、
広島控訴院ノ期日指定ハ可成午前二為スコト 判事出題協定

広島地方裁判所広島區裁判所ノ期日指定ハ午前午後二二分シテ
為スコト

午前午後ノ期日指定ハ当事者ノ希望ヲ斟酌シテ之ヲ定ムルコト
期日後一時間ヲ經過シ出頭セサレハ民事ニアリテハ申立ニヨリ
闕席判決ヲ為スコト

同上刑事ニアリテハ強制弁護士訴訟事件ニ非サル限り其儘開廷
スルコト

期日後一時間經過シ当事者出頭セス民事ノ審理事件ナキ時ハ休
止スルコト

控訴院ト地方裁判所又ハ區裁判所ト期日競合スルトキハ地方裁
判所区裁判所ニハ午後二指定ヲ求ムルコト

不得已前項ノ競合アルトキハ弁護士自身電話ニテ申出テ猶与ヲ
求ムルコト

民事ノ故障申立後ノ期日ハ可成単独變更申請ヲ容認スルコト
本項ノ協定事項ハ昭和三年四月一日ヨリ勵行スルコト

第二 訴狀ニハ可成証拠方法ヲ記載シ且書証ニ付テハ其謄本ヲ添
付スルコト 大正十一・七、懇、判檢事出題協定(二)、
昭和二・十、広島地方判事出題協定(一)

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

第三 第一審答弁書ニハ可成抗弁事項ヲ詳記シ且反証ヲ揚ケ書証
ニ付テハ謄本ヲ添付スルコト 大正十一・七、懇、
判檢事出題協定(三)

第四 控訴審ニ於テ新ナル事實ヲ主張シ又ハ証拠ヲ提出セムトス
ルトキハ可成其事実又ハ証拠方法ヲ控訴狀、答弁書其他ノ書面
ニ記載シ書証ニ付テハ其謄本ヲ添付スルコト 同上懇、同上
出題協定(四)

第五 準備書面ハ可成口頭弁論期日前ニ提出シ且相手方ニ之ヲ交
付スルコト 大正十一・七、懇、判檢事出題協定(五)、昭
和二・十、協、広島地方判事出題協定(三)

第六 証拠方法ハ可成取纏メテ同時ニ提出スルコト 懇、判檢事出題
協定(六)

第七 書証ノ申出ヲ為ス時ハ速カニ其謄本ヲ提出シ且相手方ニ之
ヲ交付スルコト 大正十一・七、懇、判檢事出題協定(七)、
昭和二・十、協、広島地方判事出題(三)

第八 証拠調申請書ハ申請当日限り之ヲ提出スルコト又当事者ノ
申請ニ因リ申請趣旨ヲ調査ニ記載シタルトキハ直ニ印紙貼用ノ
コト 同上懇、同上(八)

第九 予メ証拠申出ノ必要アリト認ムルトキハ民事訴訟法第二百
七十七條第一項ニヨリ可成前以テ其申請ヲ為スコト刑事ニ付テ
モ可成公判期日前ニ其請求ヲ為スコト 同上懇、同上(九)、
同上協、同上(一〇)

第十 口頭弁論期日ヲ變更スルモ証人鑑定人出頭シタル場合ニハ
証拠調ハ之ヲ施行スルコト但当事者ヨリ立合ノ申出アリタルト
キハ此限ニアラス 同上懇、同上(一一〇)

第十一 証拠調ノ費用ハ裁判所ノ指定シタル期間内ニ必ス予納ス
ルコト 同上懇、同上(一一一)、
同上協、同上(一一二)

第十二 弁護人選定届ハ受任後速ニ之ヲ提出スルコト 大正十一・七、
出題協定 懇、判 檢事
(一一)

第十三 訴状、控訴状、期日ノ変更又ハ指定申請書、弁護人選定
届書及公判延期願書提出ノ際ハ出頭差支日ヲ申出ツルコト尚弁
護受任ノ事實確定セル場合ハ其届書ノ提出前ト雖モ予メ差支日
ヲ申出ツルコト 大正十一・七、懇、判
檢事出題協定(二三)

第十四 期日変更ノ申請又ハ公判ノ延期願ハ其事由ノ發生後速ニ
之ヲ為スコト 同上懇、同
上(一四)

第十五 合意ニ因ル期日変更、弁論延期又ハ弁論続行期日指定ノ
申立ハ三回以上之ヲ為ササルコト但不得已場合ハ此限ニアラス
同上懇、同
上(一五)

第十六 中断、中止及休止ノ事件訴訟手續ヲ進行シ得ルニ至リタ
ルトキハ速ニ其手續ヲナスコト 同上懇、同
上(一六)

以上ハ大正十一年七月懇談会ニ判檢事ヨリ出題弁護士ニ於テ承諾
シタルモノ及昭和二年十月ノ協議会ニテ広島地方裁判所判事ヨ
リ出題アリタルモノト併セ協議ヲ遂ケ協定シタルモノ

第十七 証拠調ハ当事者ノ希望アル場合可成受訴裁判所ニ於テ施
行スルコト 大正十一・七、懇、弁
護士出題協定(一)

第十八 民事事件ノ証人、鑑定人訊問調書ハ当事者ノ申出アル場
合ハ之ヲ読聞ケルコト 同上懇、
同上(二)

第十九 私訴代理人ハ裁判長ノ許可ヲ得テ公訴記録ヲ閲覽シ得ル
コト 同上懇、
同上(二)

第二十 官選弁護人ニ対スル公判期日ノ通知ト公判期日トノ間ニ
ハ相当ノ期間ヲ存スルコト 同上懇、
同上(四)

第二十一 区裁判所事件ニ付弁護士ヨリ檢事局ニ対シ弁護受任ノ
旨ヲ申出タルトキハ檢事局ハ起訴ノ際之ヲ裁判所ニ伝ヘ裁判所
ハ弁護人選定届提出ノ機会ヲ与フルコト 同上懇、
同上(五)

第二十二 期日ノ変更又ハ指定ノ申請ニ因ル新期日ハ可成速ニ指
定スルコト 同上懇、
同上(六)

第二十三 民事ノ判決言渡ヲ為シタル時ハ主文ノ写ヲ書記課ニ差
出シ置クコト 同上懇、
同上(七)

第二十四条 書類殊ニ判決ノ送達ハ遲滞ナク之ヲ為スコト 同上懇、
同上(八)

第二十五条 書類ノ送達不能ニ帰シタル場合ハ速ニ其旨ヲ当事者
ニ通知スルコト 同上懇、
同上(九)

第二十六条 仮差押、仮処分及執行停止ノ申請ニ付テノ保証金ノ
指定及裁判ハ急速ニ之ヲ為スコト 同上懇、
同上(十)

第二十七条 費用予納ハ日本銀行ノ預金券ニ限ラス現金受入ヲ為
スコト 同上懇、同
上(一一)

以上ハ大正十一年七月懇談会ニ弁護士ヨリ出題判檢事ニ於テ承諾
シタルモノヲ昭和二年十月ノ協議会ニ於テ協議ヲ遂ケ協定シタ
ルモノ

第二十八条 口頭弁論ノ後ニ提出スル答弁書、準備書面、証拠申
立書(殊ニ証人訊問事項)ハ口頭弁論ニ於テ陳述シタル事項ト
相違セサル様ニ記載スルコト 昭和二・十、協、広島
地方判事出題協定(四)

第二十九条 準備書面ハ可成簡明ニ記載スルコト 同上協、

第三十条 期日變更延期続行等ニ要スル印紙ヲ迅速ニ納付スルコト 同上(五)

同上協、

第三十一条 陪審相当事件ヲ撰ヒ毎月一回次ノ如キ準備手續ヲ行

フコト 同上協、同

(イ) 其準備手續ハ部員全部検事弁護士必ス出席シテ之ヲ為ス

コト

(ロ) 準備期日ハ検事弁護士ト協議シテ之ヲ定メ期日ニ充分準備

ヲ遂ケ検事弁護士共全証拠申出ヲ為シ公判ニテ証拠申出ナ

キ様ニ務ムルコト

以上ハ昭和二年十月広島地方裁判所判事提出協定シタルモノ

第三十二条 一掛一判事ニ同一ノ一人ノ裁判所書記ヲ立会ハシム

ルコト

第三十三条 区裁判所受付及執達吏役場受付ノ態度ヲ一層懇切ナ

ラシムルコト

第三十四条 期日ノ呼出ノ遅延セサルコトニ務メ判決送達モ尚ホ

一段遅延ナカラシムルコト

以上昭和三年三月弁護士ヨリ出題協定シタルモノ

昭和四(一九二九)年

③改正弁護士法案反対全国弁護士大会(「公論」第三三卷第三号・四号、昭和四・三・昭和四・四)

○盛況を極めたる全国弁護士大会北は北海道より南は台湾に至る各地弁護士会代表の参加——変更案葬れの決議——(「公論」第三三

卷第三号、昭和四・三)

衆智を無視して、勝手に変更した「三百公認」の司法省議案を葬れの叫びは、全国弁護士会代表参加の下に、春まだ浅き上野の森に挙げられた。見よ、この大会を通して、在野法曹の決心の色を……。 (一記者)

お互の面目の爲めに、これから上野の全国弁護士大会に参りませう——斯うしたポスターが、日本弁護士協会事務所を始め、大審院、東京控訴院、同地方裁判所、同区裁判所の各弁護士控所に張られたのは、大会当日たる二月二十五日の朝まだきである。真にお互の面目の爲めに、変更案(司法省議)四十三条「三百公認」の事項の撤廃に向って邁進しなければならぬのだ。されば、このポスターを見た在野法曹の諸氏は、或者は事件を早く片付け、或者は事件を延期し、或者は復代理を頼んで、会場たる上野へ、上野へ、と急ぐのであった。

此日は、前日來の烈風が、零下三度の冷気を含んで、帝都に砂塵を捲き、今年になってから稀に見るの不穏な日であった。従つて、市の内外には出火頻々と起つて、消防本部では非常警戒をす

るといふ有様、殊に会場の精養軒の玄関前に設けた大会のアーチに巡らした紅白の幔幕は、烈風に飄つてすでに裂けさう。それにもめげず、定刻の三時には、東京近県の弁護士を中心に、別項の如く、北は北海道より南は台湾に至る全国各地弁護士会の代表者が続々と詰めかけ、仙台は六名、岡山は四名と云つた工合に、遠路をもとめせず多数の代表者出席されたのは偉観であつた。

これより先き、別室には日本弁護士協会には委員長關直彦君を始め、小野寺章、作田高太郎の両副委員長、吉田三市郎、高島晴雄、田坂貞雄、上村進の各委員、松尾菊太郎、紅露昭、田代京平、吉村伊勢登、大橋九平治、柳澤淳、石川淺、植月淺雄、伊藤環、牧野充安、松岡松平、齋藤富治、久保田春壽、小林平四郎、渡邊綱雄の各理事集合、大会の対策につき協議するところがあつたが、此間、「憤慨に堪へず司法省議を葬れ」と千葉弁護士団の電報を始め、各地より激励の電報や、書面が續々と到達し、大会に對しいやが上に氣勢を添へた。

全国大会の幕、愈々切て落さる。

斯くて定刻となるや、大会委員高島晴雄君司會者席につきて開會を宣し、協合理事大橋九平治君拍手に迎へられて登壇、一場の開會の挨拶を述べ、終つて議長に關直彦君を推し、議事に入る。

先づ委員吉田三市郎君登壇、日本弁護士協会が運動を開始してよりその実行委員となつて、別記の如き総会の決議を手に、高島晴雄、升田憲元、田坂貞雄君及各理事と、司法省、法制局、議會、

果ては田中首相を始め各國務大臣を歴訪して、変更案四十三條其他の不当を指摘して陳情し、進んで全国大会を開くに至つた経過を詳細に述べるところがあつた。

全国各地より、激励の電報

これに對し、議長は質問なきやを満場に問ひしに、進行係上村進君より日程変更の動議あり、直ちに理事吉村伊勢登君登壇、各地より全国大会並に日本弁護士協会に對する激励の電報を朗読す、その重なるもの左の如し。

○京都弁護士會長川上清、松江弁護士會長佐野正雄、高知弁護士會、福岡弁護士會長、大阪弁護士會長吉崎龜之助、高岡弁護士會、札幌弁護士會、旭川弁護士會、安農津弁護士有志、徳島弁護士會、広島弁護士會(本日臨時總會にて弁護士法改正調査委員会の成案を支持す、これが変更案を排斥す、との建議を為すことを決議す、御尽力を乞ふ)、和歌山弁護士會、高松弁護士會、宮崎弁護士會長江川甚一郎、鹿児島弁護士會、長野弁護士會、高知弁護士會、新潟弁護士會長松井郡治(注、広島の外、電報内容は省略)尚右の他、各地の弁護士會並に弁護士諸君より、激励の電報書面等大会席上に山積したが、これを省略することにした。併し左の書面だけは見逃すことは出来ないので、特に紹介することとする。

○宮城県古川町 弁護士石塚與八郎

一、貴協會の決議に賛成します。

二、変更案第十六條が委員會案第十八條に但書を附加し、弁護士会の許可

を得れば二箇以上の事務所を設置し得べしと為したるは、改正法の目的を減却するものなることを指摘します。

三、改正案第二条の非弁護士とは弁護士出張所の事務員其者です、此等の者は弁護士の看板を借り来りて、全然弁護士の業をやつて居るものです、此他の者の非弁護士業者は殆んどありません。

此出張所事務員たる非弁護士が、こんな古川町の如き狭隘にして事件少なき所に二十余人も横行して居ります。それが為め、我々弁護士は生活上の脅威を受けて居ります。依て今や此地に来りて開業する弁護士なきのみならず、数十年來開業して居つた弁護士○○○○氏の如きは、破産状態の悲惨を呈して居ります。(当地には弁護士は小生と平野氏二人きりですが、出張事務所は二十五あります)

四、当地の出張事務員は、改正案十八条の規程をなごしめざらんとして、出張事務所廃止対期成同盟会と云ふものを組織し、全県下の出張所事務員を糾合し、更に過般東北六県弁護士出張所員大会を岩手県花巻温泉に開催し、其決議を以て貴衆両院政党本部、司法大臣等に運動すべく、二月十七日東京致し、運動中であります。

右の如く、猛運動を為す位ですから、司法省変更案の如く弁護士の許可を得れば出張所を設置し得ること、為さば、彼等は弁護士の多数を運動して、弁護士会の許可決定を為さしむること容易なものです。況んや、仙台弁護士会員六十七名の内二十五人が出張所を設置し居る人々に於ておや。総会に欠席者も多数あるのですから、彼等の運動により設置許可決議を得ること容易です。

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上 (増田)

依て此但書の附加は、本法改正の目的を減却するものです。五、本議案に変更案が提出せられたるときは、委員会に於て改正案の如く改訂して通過せしむるを可と思ひます。

満場一致で決議可決さる

次いで、理事紅露昭君、左の決議を提案、之を朗読せしに、急霰の如き拍手裡に満場異議なく可決確定した。

決議

本会ハ司法省弁護士法改正調査委員会ノ成案ヲ支持ス

右成案ヲ変更シタル司法省々議案ハ社会ノ実情ヲ無視シ与論ヲ

逆行シ弁護士制度ノ根本ヲ破壊スルモノト認ム

仍テ極力省議案ヲ排シ委員会案ノ実現ヲ期ス

昭和四年二月二十五日

全国弁護士大会

実行委員選定

右決議を終るや、直ちに之が実行委員選挙の件を附議し、議長はその選挙方法につき満場に計りしところ、議長一任の動議出で、全会一致これを可決し、議長は後日に至つて左の如き選定をそれと通告した。

実行委員(注) 実行委員に選定された協会員一三七名、各弁護士会

員八六名の所属・氏名省略。広島からは松井繁太郎、香川秀作が指名された。

舌端火を発す、各地方代表の演説

八三五 (三三一)

実行委員選定の件が終るや、柳澤理事指名で各地弁護士会代表並に有志の演説に移り、先づ最初に東京弁護士会の委員長登壇、同君は熱烈なる口調で別項の建議案を朗読して演説に代へ会衆に感動を与へ、次で横浜弁護士会代表渡邊治渾君は、日本弁護士協会が檄を全国に飛ばすや逸早く総会を開いて協会の決議に賛同する事に決し右経過を述べ、仙台の代表者菊池養之助君のあとには、

在野法曹界の長老増島六一郎博士珍らしく演壇に現はれて元氣なところを見せ、長崎の代表則元由庸君、広島控訴院管内代表香川秀作君等交々起つてまた熱弁を揮つたが、香川君は一先づ演説打ちりの動議を出して成立した。此時実行委員の田坂貞雄君は、運動方法として各弁護士会から全国大会の決議に基き建議を司法省に向て提案されたき旨を希望し、こゝに一先づ閉会を告げ食堂を開始さる、時に六時三十分。

晩餐の席上へ持越した演説

何しても四百名に近き人々が食卓を囲んだ事とて、壮観いふ許りが無い。之等の人がヤット席が落ちついてフホークを手にしたと思ふと、司会者たる高島晴雄君は「まだ多数の各地代表の方にテーブルスピーチをお願いしたいと思います。就ては時間を節減する意味で、食事をとりながら拝聴したい」と希望し、引続き柳澤理事は函館代表の落合清一郎君、名古屋代表の横山桂一君、水戸代表の小沼操君、大分代表の加藤虎之丞君、高知代表の大西正草君、岐阜代表の田中草哉君、金沢代表の大槻了君、台湾代表の

柳部荒熊君、前橋代表の松井親民君交々立つて熱弁を揮ひ、此間日本弁護士協会の実行副委員長代議士小野寺章、作田高太郎両君は大会の決議を尊重し、之が実行に馬犬の労を惜しまないことを述べ、新井要太郎君また若々しい声で熱弁を揮ひ、最後に増島博士の発声で、両陛下の方歳、全国弁護士大会の方歳を三唱し、盛會裡に散会したのは九時を過ぎてゐた。

【附記】各地代表者並に有志の演説は一々速記をとつたが、本稿締切まで間に合わぬので、これを四月号に輯録することにした。各位の御諒解を乞ふ。

（注）「法曹公論」第三号第四号（昭和四年四月）には、「全国弁護士代表の獅子吼（各地代表者の獅子吼）」と題して、日本弁護士協理事長久義、東京弁護士会増島六一郎、長崎弁護士会代表則元由庸、広島控訴院管内代表香川秀作、日本弁護士協会田坂貞雄、函館弁護士会代表落合清一郎、名古屋弁護士会代表横山桂一、大分弁護士会代表加藤虎之丞、日本弁護士協会実行副委員長小野寺章、日本弁護士協会実行副委員長作田高太郎、金沢弁護士会代表大槻了、水戸弁護士会代表小沼操、高知弁護士会代表大西正草、岐阜弁護士会代表田中草也、富山弁護士会代表山本三次、台湾弁護士会代表柳部荒熊、岡山弁護士会代表本爲一、前橋弁護士会代表松井親民、東京弁護士

会新井要太郎の演説が輯録されている。

全国弁護士大会出席者

(在京者) (注) 二二八名の氏名省略

(各地代表者) (注) 四四名の所属・氏名省略。広島代表者は香川秀作

(注) 「法曹公論」第三号第三号(昭和四年三月)には、「弁護士法改正に直面して」と題して、日本弁護士協会決議並理由・陳情書・全国弁護士諸君へ檄・東京弁護士会の建議案二項ならびに改正弁護士法案(対照案)全文、ならびに特集「改正弁護士法案に就て」として、増島六一郎「弁護士会を自治体にせよ」、田坂貞雄「非弁護士問題と司法省の態度」、吉田三市郎「弁護士制度破壊せられんとす」、上村進「衆智を守れ」、吉田三市郎「司法大臣の非弁護士禁止意見」が収録されている。

○改正弁護士法案を葬るまで(「公論」第三三卷第四号、昭和四・四)

法曹界の物議を醸した改正弁護士法案は、遂にその姿を第五十六議會に現はすことなく、暗から暗に葬り去られ、凱歌は我が在野法曹の上にあがった。こは全く我が日本弁護士協会の、逸早く該案の内容を知るや、檄を全国に飛ばし、全国六十の弁護士諸君をして奮起せしめた結果であることは論を俟たない。されば、該案を葬るまでの経過の概略につき、報告を兼ねて記述するは、協会として当然の義務ではないかと思ふ。

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

昭和三年の晩秋の事であった。来る可き第五十六議會には、必ず改正弁護士法案が上程されるに相違ないから、之が対策を講じなくてはなるまいといふ議が、理事者の話題に上った。時恰も理事改選となつたので、之等の話題は、事務の引継と同時に、昭和四年度の理事に引継いだのであった。かくして、新理事に依つて幾多の会務の協議は重ねられた後、去る一月二十日日比谷公園松本楼に於ける理事者の新年宴会を兼ねての理事会席上に、初めて改正弁護士法案の対策が正式に持出された、けれども新年宴会の事ではあるし、成丈理屈は抜きにし、具体案は次回に譲つて慎重に協議することに申合せ、単に此日は当局の不都合を鳴らしたゞけに止めた。超えて二月五日の常例理事会へ、弁護士改正法案は曩に成案を得たる弁護士法改正調査委員会案を改悪したりとて、高島晴雄君より弁護士試補修習の点につき、田坂貞雄、吉田三市郎の両君より変更案の第二条並に第四十三条の所謂三百公認の非につき、文書を以て反対意見を提出し、以つて評議員会を開いて対策を講ずる様提案された。依つて、二月八日評議員会を開いた結果、極力反対することに決し、左の如く協議決定し、更に臨時総会を開いて附議することにしたのであった。

イ、全国弁護士会と連絡反対運動を為す事。
ロ、言論文書を以て極力反対する事。
ハ、両院議員を始め関係各方面を歴訪し反対意見を開陳する事。

◇

八三七 (三三三)

かくて、弁護士制度の根本を破壊す可き改正弁護士法案の内容が在京会員にわかると、死力を尽して反対せねばならぬといふ氣勢が日を逐ふて濃厚となつた。二月十二日、いよいよ本協会の臨時総会の日は来た。定刻一時には、近來になき多数の会員出席し、舌端火を吐く反対の氣勢は挙げられ、こゝに満場一致を以て左の如き決議が作成されると同時に、理事を加へて、百余名の反対実行委員を挙げ、一切の反対運動を委ねることとし、東京弁護士会でも、猪股会長が先頭に立ち、協会と相呼応して建議其他の方法を以て反対することに決定したのであつた。

決議

本協会ハ司法省弁護士法改正調査委員会ノ成案ヲ支持ス。司法省議ヲ以テ右成案ニ加ヘタル変更ハ弁護士ノ実情ヲ無視シ与論ニ逆行シ、弁護士制度ノ根本ヲ破壊スルモノト認ム

◇

翌十三日には、実行委員と理事者とが司法省に小原次官を訪ひ、その不当を挙げて当局の意見を聴取し、十四日には実行委員会を開き、委員長に貴族院議員にして本会員たる關直彦君を、副委員長に政友会代議士にして本会員たる小野寺章、民政党代議士にして本会員たる作田高太郎君の両君を推し、外交、文書、庶務、新聞の各係りを置き、之に各実行委員を割当て、更に小委員を左の如く挙げて、運動の進行を敏活ならしむることにした。

△外交 吉田三市郎、高島晴雄、升田憲元、△文書 田坂貞雄、

吉村伊勢登、鈴木喜三郎、△庶務 松尾菊太郎、田代京平、紅露昭、△新聞 上村進、水上孝正、松谷與二郎
右の内外交係りは、主として官庁、貴衆両議員と接渉して初志の貫徹に邁進し、文書は決議陳情書等其他の文書を作成して協会の意志を表示し、庶務は運動に関する一切の事務會計を司り、新聞係りは新聞宣伝に努力するにある。

◇

かくして、諸般の陣容整ふや、先づいの一に改正弁護士法案の委員会案と変更案とを対照せし全文を印刷し、全国六千の弁護士には勿論、貴衆両院議員に之を配布して、案の内容を知悉せしめ、全国弁護士会にその意見を問ふて、与論の喚起に務めたが、全国六十の弁護士会では大阪、京都、神戸、横浜、仙台、松江、高知、福岡、札幌、高岡、安濃津、徳島、広島、和歌山、高松、宮崎、大分、鹿児島、長野、新潟と云つた方面より、本協会の決議に賛成し極力委員会案の支持に努力されき激励の電報を寄越されたので、本協会の理事者は勿論実行委員はより以上の氣勢を得、二月十九日には、關、小野寺両君を東道の主人として吉田、高島、升田、内田、田代、松尾の諸君は下院を訪ねて、廣岡宇一郎、牧野賤男、濱田國松、磯部尚、松田源治、高木益太郎の法曹出身の議員と会見し、翌二十日高島、吉田、升田の諸君は貴族院を訪問關直彦君の紹介にて、田中首相、勝田文相、白川陸相、中橋商相、小川鉄相、前田法制局長官と会見し諒解を求めたが、此時は既に

右法案は司法省の手を離れて法制局に回附し、森山參事官が主査となり審議中なるを以つて、委員は同參事官と度々会見し諒解を求めたことは勿論である。

◇

右法案が既に法制局に回附されてゐる以上、何時議會に上程されるやも計られぬので、此際全国弁護士大会を開き、更に結束を堅くすることに議一決し、同月二十五日上野公園精養軒に於て全国弁護士大会を開催することになった(本紙三月号参照)。然るに、本協會の決議に賛成した全国弁護士会では、突嗟の開会にも拘はらず、岐阜、水戸、千葉、富山、大分、高崎、神戸、甲府、名古屋、函館、浦和、金沢、仙台、長崎、岡山、高知、横浜、広島、福島、前橋、鹿児島、台湾の各方面より多数の代表者を送り、これに在京の弁護士多数参加し、こゝに満場一致を以て左の如き決議を爲した。

決議

本会ハ司法省弁護士法改正調査委員会ノ成案ヲ支持ス。

右成案ヲ變更シタル司法省々議案ハ社会ノ実情ヲ無視シ与論ヲ逆行シ弁護士制度ノ根本ヲ破壊スルモノト認ム。

仍テ極力省議案ヲ排シ委員会案ノ実現ヲ期ス。

昭和四年二月廿五日

全国弁護士大会

実行委員はその翌日、右の決議を関係官庁に齎して全国弁護士

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

会の意嚮を述べ、更に手分けして貴衆両院議員を歴訪し決議の貫徹に邁進し、越えて同二十七日には、法曹出身の貴衆両院議員を招待し諒解を求めた。此日出席されし諸君は、左の如くであった。

松田源治、高木益太郎、平川松太郎、岡本實太郎、關直彦、森田茂、齋藤巖、一松定吉、鬼丸義齋、則元由康、本田恒之、齋藤隆夫、作田高太郎、原夫次郎、磯部尚、野村嘉六、藤井啓一、藤田若水、小野寺章、廣岡宇一郎

◇

右の如く、実行委員会では在ゆる方法と手段とを講じて、初志の貫徹に務めたところ、会期の終了は目前に迫つて来ても、右法案は容易に議會に現はれない。之れは適切り握潰しかなアと聊か安堵の胸を撫下してゐると、こゝに思ひがけなくも、岡本實太郎、田子一民諸君に依て、「……文官高等試験に合格し三年以上高等行政官並に外交官の職にありたるものは弁護士たることを得」と云つた様な法案を実現する爲め、弁護士法第四中改正法律案を上程し、一方には土屋清一郎君等に依つて、破産者と雖も弁護士たるの資格を得せしめるといふ意味で弁護士法第五條第四條を削除することを提案されさうになった。これは要するに、前門の狼を追へば後門の猛虎と云つた形で、或る意味に於ては、三百公認法案よりも由々しき問題である。そこで協會では、直ちに評議員会を招集し審議の結果、別項録事所載の如き決議を爲し、極力反對することに決し、其の成行を監視した。

八三九 (二三五)

果然、弁護士法第四条中改正法律案は、三月十三日の衆議院に上程されたが、これは直ちに委員附託となり、左の委員が挙げられた。

牧野賤男、名川侃市、河上丈太郎、山本唯次、鈴木五六、藤田若水、小久江美代吉、一松定吉、小野寺章

そこで、高島晴雄、松尾菊太郎、鳥越實士、木村峻、加藤勝藏の諸君は、議会上右委員を訪ねて極力反対意見を開陳するところがあつたが、見ん事其效を奏し、遂に一回の委員会も開かれず握潰しになり、破産者の方もまた委員会にも附せられず其儘になつてしまつた。さうして肝心の三百公認案の如きは、その姿に議會に現はさずして、波瀾を生んだ第五十六議會も幕を閉ぢてしまつたので、こゝに本協会の初志を貫徹した次第である。

以上は、単に改正弁護士法案を葬るまでの経過の概略を纏述したに過ぎないが、こゝまで漕ぎつけるまでには、理事者、実行委員の骨折は一朝一夕の事ではなかつたが、一方にはまた全国六千の在野法曹の奮起の賜であることは論を俟たない。こゝに改めて感謝の意を表する次第である。（一記者）

（注）「法曹公論」第三号第四号（昭和四年四月）には、「改正弁護士

法案に対する各地弁護士会の建議書」として、第二東京弁護士会会長花岡敏夫の司法大臣原嘉道に対する建議書（昭和四年三月二日）、横浜弁護士会会長渡部薫の司法大臣原嘉道に対する建言書（昭和四

年三月〇日）、大阪弁護士会々長吉崎龜之助の司法大臣原嘉道に対する建議書（昭和四年三月四日）、名古屋弁護士会会長横山桂一の司法大臣原嘉道に対する建議書（昭和四年二月五日）、盛岡弁護士会会長綿野玉次の日本弁護士協会に対する大会出席の書簡（昭和四年二月二十四日）、金沢弁護士会会長大槻了の司法大臣原嘉道に対する建議書（昭和四年三月十六日）、大津弁護士会会長山本福九の日本弁護士協会あての「弁護士法案」に対する改正案が収録されている。

昭和五（一九三〇）年

④ 広島法曹協議会協定事項（「新報」昭和五・八・一五、「雑誌」第八卷第九号、昭和五・九）

七月十日広島控訴院に於て、同院及広島地方裁判所、広島区裁判所判事、検事並広島地方裁判所所弁護士より成る広島法曹協議会を開会、左の事項に付通協定ありたり。

広島法曹協議会協定事項

● 昭和五年六月司法官弁護士会長合同協議会ニ於ケル諮問事項ニ対スル地方裁判所長ノ答申ニ付弁護士会長カ

（一）内ノ条件ノ下ニ同意シタルモノヲ本会ニ於テ承認
改正民事訴訟法実施ノ実績ニ徴シ更ニ裁判所ト弁護士ト協力ヲ必要トスル事項如何

第一 開廷時間勵行ノコト

第二 答弁書其他ノ準備書面ノ記載ヲ簡明ニシ其ノ提出ヲ遅延セ

サルコト

第三 証人訊問申出書ノ記載ヲ正確ニシ且ツ其ノ提出ヲ怠ラサル

コト、呼出状不送達トナリタルトキハ速ニ新任所ヲ申出ツルコ

ト(送達不能ハ弁護士ニ書面ニテ通ト)

第四 書証ノ謄本又ハ抄本ノ提出ヲ怠ラサルコト

第五 証拠調ノ費用予納ヲ怠ラサルコト

第六 証人ノ出頭率ヲ高ムル様努力スルコト(方法ハ前年協議)

第七 準備手続ニハ可成当事者本人ヲ同行スルコト(通トノ意義ニテ)

第八 区裁判所事件ニ付テモ可成準備手続ノ精神ニ則リ訴訟準備

ヲ十分ニシ審理ノ集中促進ヲ期スルコト

第九 口頭弁論期日ニ当事者双方ノ不出頭ナキ様注意スルコト

(期日変更申請ヲ適当ニ処理)

第十 新法ノ目的ヲ貫徹スル為メ裁判所弁護士共ニ更ニ一層緊張

シテ誠実ニ事務ヲ処理スルコト

●昭和五年六月司法官弁護士会長合同協議会ニ於ケル諮問

事項ニ対スル弁護士会長答申ニ付地方裁判所長カ(一)

内ノ条件ノ下ニ同意シタルモノヲ本会ニ於テ承認

第十一 区裁判所ノ判決ニ付キテモ当事者ヲシテ之ヲ了解セシム

ルニ足ル程度ニ其理由ヲ記載スルコト

第十二 準備手続ニ於ケル受命裁判官ノ選任ニ付テハ一層慎重ニ

セラレタキコト

第十三 民事訴訟法第五百八条第二項附加期間ニ関スル規定ヲ

遠隔ノ地ニ居住スルモノ、為メニ活用スルコト

第十四 期日ノ変更及続行ノ申請ハ機械的ニ之ヲ却下スルコトヲ

避け理由ノ有無ヲ考量シ相当ナルトキハ之ヲ許容スルコト

第十五 当事者ノ一方カ闕席ノ儘結審シタル場合ニ於テ其ノ闕席

シタルコトニ付キ相当ノ理由アルトキハ弁論ノ再開ヲ許ス様取

計ハレタキコト

第十六 供託書還付手続ハ可成之ヲ簡易ニシ全国的ニ一定セラレ

タキコト(全国一定ハ各裁判 其手続ハ管 所ニテハ期シ難シ) 内所長協定

第十七 口頭弁論外ニ於テ採用セラレタル証拠調ニ付キテハ速ニ

之ヲ当事者ニ通知セラレタキコト(其手続ハ管 内所長協定)

第十八 眞実発見ノ為メ必要ナル証拠調其他ノ訴訟行為ハ時期ニ

遅レタルモノトシテ一概ニ之ヲ却下セサルコト(訴訟ヲ遅延セシ 概ニ却 下セス)

第十九 改正民事訴訟法施行ノ結果ニ徴スレハ審理ノ促進ヲ図ル

為メ審理不尽ニ陥ルノ憾アリ適當ナル方法ヲ採ラレタキコト

第二十 地方裁判所ノ民事事件ニ付キ其輕重難易ヲ問ハス總テ準

備手続ヲ行フノ取扱方ヲ改メ各事件毎ニ適當ニ之ヲ処理セラレ

タキコト

第二十一 証拠調ハ当事者ノ希望アル場合ハ可成直接取調ヲ為シ

囑託手続ニヨラサル方針ニ出テラレタキコト

第二十二 他ノ判決カ訴訟ノ勝敗ニ影響ヲ及ホス場合ニ於テハ弁

論延期其他ノ方法ニヨリ適當ニ之ヲ処置セラレタキコト

●前同上司法官弁護士会長合同協議会ニ全国弁護士会長決議ニヨリ提出シタル協議事項ニ対シ(一)内ノ条件ノ下

第二十三 勾留期間ハ可成更新ノ決定ヲ為サルコト

第二十四 予審中ニ於ケル弁護人ノ弁護權ハ之ヲ尊重シ充分活用セシムル様セラレタキコト

第二十五 予審中ノ被告人ニ対スル接見又ハ書類ノ授受ノ禁止ヲ

慎重ニ考慮シ濫用ニ傾カサル様注意セラレタキコト

第二十六 執達吏ノ執務ニ付キ弊害少ナカラサルヲ以テ嚴重ニ監督セラレタキコト

第二十七 準備書面ニハ印紙ヲ貼用セサルコトニ各裁判所ヲ通シテ其取扱ヲ一定セラレタキコト(答弁書ト見ルヘキモノ又ハ)

●広島法曹協議会ニ提出ノ協議事項協定

広島控訴院判事提出

第二十八 従来協定シタル事項中尚実行ノ不十分ナルモノ勵行

(一)控訴状又ハ答弁書ニ於ケル新ナル事実又ハ証拠方法ノ記載

(第一回協
議ノ第四)

(二)準備書面ノ正確簡明(第三回 本協議第
五) 二下同

(三)準備書面ノ期日前提出(第一回 同
第五) 上

(四)期日指定又ハ変更ノ申請ニ差支日ノ記載(第二回
第七)

(五)期日変更ノ申出ヲ遅延セサルコト(第一回ノ第十四
第二回ノ第七)

(六)開廷時間ノ勵行(第一回ノ第一) 本協議第
二十九 新ニ協定ヲ望ム事項(第二回ノ第八) 一ト同一

(一)期日競合ヲ理由トスル期日変更申請ニハ必スシモ其ノ前後ニヨリ許否ヲ決スヘキニ非サルモ他庁ノ期日指定ヲ受ケタル時期ハ可成疎明スルコト

(二)証拠物写ハ必ス原本ニ符合スル様注意セラレタキコト

広島地方裁判所判事提出

第三十 陪審準備期日ニ陪審ニ付スヘカラサル事由生シタルトキハ該期日ハ公判期日トシテ進行スヘキモノナルニ付キ公判期日変更ノ申出ナキ様子メ準備セラレタキコト

第三十一 準備手續ヲ經サル地方民事第一審事件ノ証拠申出緩慢ニ流ルルノ感アリ準備手續ヲ經ル事件ト同様ニ総テノ証拠ヲ一時ニ提出セラレタキコト

第三十二 裁判所ノ準備命令ニ対シテハ必ス遲滞ナク書面ヲ以テ準備セラレタキコト

広島弁護士会出題

第三十三 期日指定ニ付テ差支日希望日ヲ申出テタル場合ハ速クニ指定セラレタキコト

第三十四 判決ノ言渡ハ可成午後一時トシ午後開廷ノ当初ニ於テ之ヲ為サレタキコト

(参考附録)

●広島控訴院管内所長会同協議事項

一 本協議第十六第十七ノ実行方法トシテ管内所長会同ニテ左ノ如ク協議シ之ヲ実行ス

一 証拠申出ヲ採用シ其ノ証拠調ヲ為ス際略式通知ヲ為スコト其方法トシテ葉書大通知文ノ護謄印ヲ複製シ置キ証拠申出人ヨリ切手又ハ葉書ヲ提出セシメ之カ通知ヲ為スコト

一 記録ニ存スル印章又ハ他ノ記録ニ存スル対照印章又ハ印鑑証明アル担保権利者ノ連署シタル担保還付ノ同意及担保取消決定ニ対スル抗告ヲ為ササル旨ノ同意アル同意書ヲ提出アレハ裁判所護謄印ニテ認可及告知ノ部分ヲ備ヘタル印ヲ捺シ判事捺印シ申出人ニ告知シ還付手続ヲ為スコト(通知文護謄印雛形(注、省略))

⑤三百取締法案分離反対全国弁護士大会(「公論」第三五卷第一号、昭和六・一)

意気揚る全国弁護士大会——各地代表多数参加す——

改正弁護士法案の中より三百取締法分離反対の決議

時代に逆行し社会正義を無視した三百公認反対のため全国弁護士大会を開き、遂に司法省議案を葬ったのは、実に昭和四年二月二十五日であった。爾来、我が日本弁護士協会の理事者は、弁護士法改正委員と共に当局と接し、飽まで委員会案の支持に務めたのであった。然るに、今回司法省が発表した該法案を見るに、三百問題は「法律事務取扱に関する法律案」なる名の下に恰も三百を公認するが如き単行法を出して、本案から之を分離したのは、与論を無視し弁護士制度の根本を紊すものとして、我が日本弁護士

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

士協会の理事者は東京弁護士会の該委員と屢々協議の結果、再び全国弁護士大会を開き、当局の反省を促す事に決定し、全国弁護士会に檄を飛ばしたのであった。(一記者)

昭和五年十一月三十日——此日は実に全国六千の弁護士の意気を示す可き大会の日である。ところは木枯寒き上野の森の、前会の大いに縁深き精養軒、開会は午後二時といふに、六十名からなる各大会委員は正午頃から続々と詰めかけ、大会の準備にとりか、り、その万全を期す可く活躍するのであった。斯くて定刻間際となるや、鳥取弁護士会を代表した長砂鹿藏君をいの一、番に、名古屋、函館、静岡、岐阜、新潟、京都、大分、金沢、岡山、大阪、横浜、宇都宮、千葉、浦和等の各地の代表者諸君が馳せ参じ、これに多数の在京会員が参集、大会気分はますます高調する許りである。

「各地より祝電祝辞」

かゝるなかに、各地より激励の電報やら、書面が頻々と舞込み、大会に氣勢を添へるのであった。その二三を紹介すると、……(注、省略)……等であるが、此の他右同様の激励の電報や書面が続々と舞込んで、大会はいよいよ全国的になって来た。当日の司会者たる高島晴雄君は、朝来準備にをさく、怠りなかつたが、定刻二時を過ぎる三十分、「最う初めやう」と、開会の振鈴をふらしめた。会場は精養軒階上の二間ぶつ通しの大広間、壇上には金屏風を巡らし、松の盆栽で風致をそへてゐる、と、万雷の如き拍手に迎へ

八四三(二二九)

られて、司会者高島晴雄君壇上に現はれて、こゝに全国弁護士大会の幕は切つて落された。

「大会の幕は切つて落さる」

大会順序 一、開会宣言 二、議長推薦 三、開会の挨拶 四、経過報告 五、決議案朗読 六、有志演説 七、閉会の辞 八、懇親会

準備委員に依つて既に大会のプログラムは決つた、これが進行係りとしての作間耕逸、新開弘通、間山淺市の諸君が定めぬ席につくと、開会の宣言を為す可く東京弁護士会副会長大塚富春君、拍手裡に壇上に起ち、いとも謹嚴な態度で「……本月二十六日司法省発表によります弁護士改正法案並法律事務取扱に関する法律案に対する態度決定のため全国弁護士大会を開催いたします。どうか本大会の終了になりますまで、お残りの上熱心に強力なる御協議あらんことを切に希望いたします」と述べて降壇、此時司会者高島君満場の賛成を得て、關直彦君を議長に推薦するや同君の簡単な挨拶があつて議長席に着く。斯くて東京弁護士会長長塚崎直義君拍手に迎へられて壇に起て、左の如き意味の挨拶を述べ。

(注) 省略「塚崎直義挨拶」(三百取締に関するものを別法とし、またこれに附則を設けて五年間三百の公認をなすのは、我々が多年主張し

てきた所と根本に於て相違すると、改正弁護士法案および法律事務取扱に関する法律案に反対する理由を述べる)。

右終つて、先きの司法省改正弁護士法委員にして、現東京弁護士会同法改正委員長たる吉田三市郎君登壇左の如き経過報告を為す。

「経過報告」

(注) 省略「経過報告」(弁護士法改正に当たり、「在来司法省が、我々が弁護士に非ざる者に法律事務取扱に関して屢々主張して居るところの意見を入れるのに非常に決つて居つた」ので、改正弁護士法案および法律事務取扱に関する法律案に分離されたと経緯を説明)。

「清瀬君の質問」

この時清瀬一郎君質問ありとて発言を求め許されて左の質問を為す。

(注) 省略「質問」(弁護士法の改正を主張した要点は、法廷に於ける言論の自由、弁護士の秘密維持の義務が骨子であり、三百退治だけが問題ではない。また、弁護士会という自治体になるのに、懲戒権が弁護士会になく、司法大臣が弁護士会を監督するのに検事長が訴追するのは不可であると指摘する)。

右の質問に対し答弁す可く吉田三市郎君登壇

(注) 省略「答弁」(委員会案は清瀬主張のとおりであり、委員会案を支持することは前会の決議通りなので、今後努力すると答える。)

清瀬一郎君、更に「いまの答弁で満足いたしました、進んでこの案に対する態度の御決定があると思ひますが、私は三百退治に限らず、それも大事、賛成であります、三百退治問題の他に弁護士の特権たる秘密維持と、弁護士会の自治源たる懲戒権を弁護士会が獲得するといふ三大原則を合せて御決定あらんことを切に期待し、希望するものであります。」と希望す。此時、作間耕逸君より議事の進行につき発言し「まだ審議する議案並に各地からお見へになりました地方の代表演説が沢山残されて居ります、で会議の進行を滑かにするために、経過報告に対する質疑並に意見の発表は清瀬君のを代表的のものと認められて、甚だ不本意でありますけれども、爾後の発言は之を以て制限せられんことを望みます。」を述べしに満場之に賛成す。

「東京弁護士会の経過報告」

斯くて東京弁護士会副会長小野久君の経過報告の説明に入る。

(注) 省略「経過説明」(時間的経過に従つて、弁護士法改正に関し、司法省との交渉経緯を説明)。

「分離反対の決議」

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

此処に於て常議員議長海老原重君は、前記の祝電祝辞を朗読し終つて、議長は、「それではこれから議案の御決定を願ひたいのであります、便宜上世話人の手許に於て原案を拵へてありますから、それを朗読させまして、これに就いて御意見を拝聴したいと思ひます。」といふや、異議なしとの声起りしを以て、東京弁護士会副会長三森武雄君左の決議案を朗読す。

決議

司法省ガ弁護士法案ノ一部ヲ分離シテ法律事務取扱二関スル法律案ナルモノヲ作り非弁護士ヲ公認スルガ如キ附則ヲ規定シタルハ与論ヲ無視シ弁護士制度ノ根本ヲ紊淆スルモノト認ム

昭和五年十一月三十日

全国弁護士大会

右終つて議長は「只今朗読いたしました決議案に対して、別に御異議はございませんか」と満場に問ふや、異議なしの声起りしを以て「満場一致で可決いたしました」と宣告すれば満場拍手起る。此時作間耕逸君「決議の趣旨を貫徹せしむるため、実行委員を選挙せられんことを望みます、その実行委員の員数並人選についても、総て議長に一任したのであります、但しお差支へない限り洩れなく御出席になりました各地の弁護士会長並に議長御自身を是非加へられんことを希望条件として申し上げます」と実行委員選定の動議を提案したところ満場異議なく可決した。

「法廷侮辱罪の緊急動議」

八四五(二四一)

続いて議長は「長野君から緊急動議が提案されてありますから、之を許可します」との事に長野國助君登壇。

(注) 省略「緊急動議」(司法当局に法廷侮辱罪を制定する動きがあるの
で、法廷に於ける言論の自由から見て反対であると説明)。

法廷侮辱罪制定反対決議案

司法当局が今回制定セムトスル法廷侮辱罪ハ司法官ノ官僚的弊風ヲ助長シ審理ノ徹底ヲ阻害スルモノト認ム法廷ノ秩序ノ維持ハ判事ノ人格ト手腕ニ俟ツベキモノニシテ之ヲ弾圧的方法手段ニ訴フルガ如キハ時代ニ逆行スルノ甚シキモノト認ム
昭和五年十月三十日

全国弁護士大会

右朗読終るや随所に賛成の声が起つたので、議長は「それでは緊急動議は大多数可決といふことにいたします。」と宣し、作間耕逸君より「これが実行委員は前の決議の実行委員に合せて附託せられることを望みます。」との提案ありて可決。此時、議長差支へのため、議長の椅子を東京弁護士会長塚崎直義君に譲り退席、いよく各地代表の演説に入る。いの一に名古屋弁護士会長加賀君登壇。

「各地代表の演説」

○名古屋代表 加賀嘉久治 (注) 省略「演説」(名古屋では、警察処罰令

よつて、非弁護士取締の規則が制定されている。弁護士会、検事局、警察署と相協力して県下の所謂モグリを名簿に登録して取締っている。先月は、名古屋市で十数名のモグリを検挙して予審中である。このように犯罪視しているものを、例え一年でも許容することは何事か。

○函館代表 谷川定次 (注) 省略「演説」(北海道庁令に三百を取締る規則はあるが、検事正からして三百の弊害を知らないので、取締の実行がなされていない。三百は、債権譲渡の形式により千円の手形を三十円、五十円で取つて、若い弁護士を自分の兵隊のように使役し、回収して資産を作っている)。

此時作間耕逸君より「代表御演説の半途で発言することは恐縮であります、司会者側で、折角多数の御会同でありますから、氣勢を挙げる為にも記念の撮影をしたいと思います、然るに写真師と交渉いたしましたところ、皆様御一緒に願うふには、この室内では具合が悪いといふ故に、暫時休憩せられて、撮影後に於て残された代表の演説を謹聴いたしたいと思ふのであります、此動議成立し、夕暗の精養軒の後庭で一同記念撮影を為し再開となる、此時猪股淇清君緊急動議ありとて登壇。

(注) 省略「緊急動議」(選挙運動員は多くは三百なので、弁護士法案のみ通過して、法律事務取扱に関する法律案が審議未了となる虞れがある、全国弁護士大会の決議の趣旨の貫徹を図るため、各地の弁護士会に於て、その地選出の代議士を説得して欲しいと提案)。

決議

全国弁護士大会ハ各地弁護士会ニ於テ其選出ノ各貴衆両院ニ対シ
本会決議ノ趣旨ヲ徹セシメラレンコトヲ望ム

昭和五年十月三十日

全国弁護士大会

この緊急動議は忽ち成立、再び各地代表の演説に移る。

○広島代表 藤田若水

広島の管内を代表して、私がこゝに立つことになつたのであります。御決議になりました問題は、我々同人の間には何等の研究の余地のない問題でありますのみならず、総てが徹底して居る問題であるのに、此処に皆さまで集まつて意見を發表しなければならぬといふことは誠に奇体なことであります。一昨年の冬の議會であつたと心得ますが、弁護士事務所を一つにするといふ論が起つて居りました。議會には問題になつて居らなかつたやうにおもひひますが、其時分本所の方面から盛んに反対の陳情が集まつて来た、それは出張所の事務員がいま事務所を一つにせられてしまふと、私共の生活に困るからさういふ事をせぬやうにしてくれといふ哀訴歎願の陳情書でありました。広島控訴院管内では三百退治といふことをやかましくいひまして、三百から事件を受けますと、懲戒追迫いたしまして、相当厳肅なる取締のやうであります。然るに、出張所の事務員といふのは殆ど三百、私は本所の事情は知りませぬが、誠に驚入つたのであります。先刻函館の谷川氏の御説明によりまして、随分猛烈なやうで、三百成金があるやうであります。只今の猪股氏の緊急動議の理由によりまして、代議士の選

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

挙の運動者は三百であるといふ、私共の当選したのは恰も三百の恩恵によつて出たかの如き口吻の演説があつたのであります。私の方は大体さういふ事なしに清潔にされて居ります。何故に司法省がこんなつまらぬ態度を取るかと申しますと、函館の谷川氏がお話になつたやうに、監督を受けます検事正がその弊害の真相を知らないといふやうな事情が多い。我々同業者の間にも、三百の弊害いふものを徹底諒解して居るけれども、弁護士会は衆議院に議席を持つて居るものや、その他の者で三百といふものが善いやら悪いやら分からぬ。そこで、職業を奪ふ態度を取ることは不可ない、かういふ間違つた論議に出発して、司法省もさう信じて居ると思ふ。然らば、私共はこの問題の徹底を期する態度といふものは、決議だけでは不可ない。相当我々は、院内の連中に向つて理解させるべく努力するのが必要であります。従つて、それ等に向つて十分なる覚悟を以て進まなければ、我々の仲間の協議だけではいかぬと思ひますから、私共は元より諸君の御意見を代表することは、私自身の利益を代表することになりますから、徹底して働くつもりで居ります。

○静岡代表 中西勘三郎(注)省略「演説」(司法省案では附則第一条で但し正常の業務に附随して為す場合はこの限りに在らずとあるが、静岡では、興信所を表看板にして、三百の仕事や盛んにしているので、警察官に取締方を懇願しても、あれは三百的の仕事のみを業務として居るのではないといふ理由で取締はなされてない)。

○岐阜代表 大道寺廣男(注)省略「演説」(今回の法案を見ると、弁護士会の独立自治については、懲戒権が弁護士会の自治に任されていないの

八四七(二四三)

で宜しくない、また言論の自由についてもこの法条から抜けており、このような法案は根本的に反対である。

○新潟代表 渡邊浩(注) 省略「演説」(新潟県令六十一号があるが、三百取締は勵行されていない。表面では興信所、若しくは弁護士出張所というような名前を以てやる人がいるが、取締は困難である。警察の取締、県の取締で、科料くらいでは何等効力はない)。

此時、古川高次君発言を求めて、各地代表の演説の中に三百に關する事項を継述されん事を希望し終つて、議事進行について作間耕逸君は「実行委員の事がありました、その希望条件として、実行委員は出席されたと否とを問はず各地弁護士会長副会長並に貴衆両院にして弁護士たる諸君を全部加へられんことを希望条件として合せて申し上げます。丁度食堂開始の時刻が到来いたしました、折角の代表の御演説は便宜食堂で承る事とし、此席を食堂へうつしたい事を希望いたします。そして、代表の演説が終りましたなれば、随意有志の演説を合せてお聞きを願ひたいと思ひます。この意味に於て再び暫時休憩せられんことを望みます」、依つて塚崎議長は「委員の報告をいたします。關前議長の意を受け議長より実行委員の選定の結果を御報告いたします。」とて、左の如く發表す。

- 一、本日出席したる地方弁護士諸君全部
- 二、全国弁護士会長並に副会長
- 三、全国選出法曹両院議員全部

四、本会準備委員全部

かくて一時休憩し、一同食堂に入り席定まるや、塚崎議長より一応の挨拶あり、再び各地代表の演説に移る。

○京都代表 寺尾次郎(注) 省略「演説」(京都においては、府令により取締まつている。二、三年前にある警察部長が来て、何百人という多数を処罰した。京都では、三百は債権として請求し得ないような債権で、仮差押、仮処分、破産申立による処分をして、良民を苦しめている。また、三百が横領する例で分かつているものが沢山ある)。

○大分代表 河野卓治(注) 省略「演説」(大分では、県令を以て取締りを勵行して来て、今日では殆ど三百は屏息した。司法省案によると、猶予期間中に三百が公認事務所という看板を出すと思う)。

○金沢代表 豊島武夫(注) 省略「演説」

○大阪代表 黒田常助(注) 省略「演説」

○横浜代表 渡邊治渥(注) 省略「演説」(法律新聞には、齋藤常三郎の「弁護士法の改正に就いて」という意見が載っているが、三百賛成のようなことが堂々と書いてある。管内において一部の同業者が三百の走狗となつて社会に害毒を流しているが、弁護士は独立独立歩の高い地位に立ち、職務を遂行すべきである)。

此時、京都代表の寺尾次郎君突然「実行委員全部は明日午前十時弁護士会館に集まつて全部揃つて司法省に突貫したいと思ふのであります。終りに臨みまして、日本弁護士協会、東京弁護士会の万歳を三唱いたしたいと思ひます」と緊急動議を提出し直ちに

成立、同君の発声で「日本弁護士協会、東京弁護士会の万歳三唱」し、今度は塚崎議長が発声で「日本全国各地弁護士会諸君の万歳」を三唱したが、その声は木枯の上野の森をゆるがした。

「本協会代表の挨拶と有志の演説」

最後に、日本弁護士協会代表奥秋高義君は起ち、閉会の辞として左（注、省略）の如く述べられた。

右の如く、大会としてのプログラムは済んだけれども、熱狂した会員は容易に去らない。そこで、塚崎議長気をきかして有志の演説を促し、いの一に指名されたのが上村進君、例の大衆運動の時のやうな高調した口調で得意の熱弁を揮ひ、古川、小池義一、奥田勝太郎、松井久平、馬場翁助、戸田保の諸君当局の不当を叱咤し、而して最初から殆んど沈黙を守つてゐた司会者高島晴雄君は、「司会者として、今日の盛会を衷心より感謝いたします。云々……（注、省略）……」。

右終るや、間山淺一君、「こ、に最後の緊急動議といたしました、本日の全国弁護士大会打切りの動議を提出いたします」と叫ぶや、賛成の声随所に起る。「皆さまは御賛成下さつたものと私は認めまして、最後に全国弁護士大会の万歳を三唱したいと思ひます」とまたもや塚崎東京弁護士会長の音頭で「全国弁護士大会万歳」を三唱し、こ、に意義ある全国弁護士大会の幕は閉ぢたれたのであつた。

各地代表者（注）二二名の氏名省略

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

在京会員（注）一九四名の氏名省略

昭和六（一九三二）年

⑥弁護士代議士横山勝太郎逝去（「新報」昭和六・五・二五）

○横山勝太郎氏逝去

本社取締役たりし前商工政務次官、弁護士代議士横山勝太郎君は、去月（注、五月）十日夜腹部に疼痛を訴へたので、十一日午後四時帝大稻田内科に入院、稻田博士の診察の結果急性肝臓炎と判明、手当を受けたが容態急変し、十二日午後五時十二分遂に逝去享年五十五、枕頭には春恵夫人、早高理科在学中の長男鈔太郎、次男勝也、次女富美子、三女勝子、四女勝枝、三男勝行君等をはじめ、従兄の文部政務次官横山金太郎氏、小泉通相その他民政党関係者が陸統と馳せつけて大混雑を極めた、遺骸は同夜七時病院から芝区神谷町の自宅へ運ばれた、同氏は広島県比婆郡東城町の人、死ぬまで「芝の横山」で通つてゐた程芝のためにつくした、大正六年以来毎回代議士に当選、現文部省政務次官横山金太郎氏はその従兄で兄弟以上に親しく、よく兄弟と間違はれたものである。氏は我が法律新報創立以来、取締役となり今日に至つた。なほ告別式は、十四日午前十時から同十一時まで青山斎場で行はれたが、若槻首相初め朝野の諸名士五千余名に達した。

弔 辞

衆議院議員正五位勳三等横山勝太郎君

八四九（二四五）

卒す君は大正六年を以て初めて衆議院議員に当選し爾來五回に及ぶ此間曩には憲政会幹事長として党務の伸展に功あり立憲民政党成るや議員総会々長に推され又院内総務に挙げらる後商工政務次官に任せられ功績大に頗る君資性剛直事に莅て敢為能く衆望の帰する所となる今や国家多難政界亦多事なり予君の才幹に俟つ所是れ多し偶病を獲溘焉として逝く曷そ痛惜に堪へむ
茲に敬んで弔詞を呈し哀悼の意を表す

昭和六年五月十四日

立憲民政党総裁男爵 若槻禮次郎

吊 辞

衆議院

衆議院は議員正五位勳三等横山勝太郎君の長逝を哀悼し恭く吊辞詞を呈す

昭和六年五月十四日

弔 辞

東京弁護士会は会員弁護士 横山勝太郎君ノ逝去ヲ哀悼シ恭シク弔詞を呈ス

昭和六年五月十四日

東京弁護士会 会長 山岡萬之助

吊 辞

日本弁護士協会々員弁護士正五位勳三等横山勝太郎君は突如病魔に冒され東京帝国大学附属病院に入院療養に専念するところあり

しが天君に齡せず入院幾ばくも経ずして溘焉として逝く享年五十有五噫悲しく哉

君は明治十年十一月広島県比婆郡東城町に生れ少壯にして上京日本大学に学び優秀の成績を以て卒業するや判検事並に弁護士試験に応じ是亦好成绩を以て合格司法官試補として官途に就きしも間もなく野に下りて弁護士となる時に明治三十七年十二月の事なり

爾來二十有五年間一昨年浜口内閣成立して商工政務次官の榮職に挙げらるる迄在野法曹として最も熱心に最も忠実に其職務を遂行するところありしが天性剛直にして正義の觀念に烈々たる君は度々我日本弁護士協合理事として権利の伸張人權の擁護の為に活躍し嘗て我が協会が人權擁護の狼火を挙げ諸々に大演説会を開き当局の反省を促したる時の如きは実に君が急鋒たりしなり先而して大正六年度に於ける衆議院議員総選挙に際し君が存在の地東京府第一区より立候補して其榮冠を贏ち得しより毎回当選し殊に普通選挙第一回の昭和三年度の総選挙の時には最高点を以て当選したるが如き如何に君が衆望の厚かりしかを証するに足る從て君が所属する民政党は君を迎ふるに常に重要な地位を以てせしは公知の事実なり
斯くて浜口首相病を得て辞職するや運命を共にして官途を辞し再び弁護士に登録すると同時に我が日本弁護士協会々員となりたるを以て我が協会は大に君の活躍を期待するところ多大なりしに遂

に其機会を得ずして夭逝されたるは天何んぞ無情なる然れども君が法曹界に將亦政界に遺せし幾多の遺業は君が芳魂と共に炳として永久に赫たる可しされば 畏き辺りにては君が多年の功勞を思召され特旨を以て叙勲の御沙汰ありしは宜なりと言ふ可し安かに冥せよ

茲に謹んで△辞を呈し哀悼の意を表す

昭和六年五月十四日

日本弁護士協會代表 理事 阿保淺太郎

○噫横山勝太郎君（護憲院釈謫居士）

黑澤松次郎

△噫。我が弁護士界の偉材、横山勝太郎君は昭和六年五月十二日、突如として逝いた。君は嗚だに我が弁護士界の偉材たりしのみならず、實に天下の偉材であつた。之れは我が弁護士界並に一般社会の認むるところであつて、今更何等の説明を要しない。而して君は今や国家有用の人材として、天下の重望を負ひ、益々国家社会の爲め、大に貢獻すべき地位に在り、且つ之れに向つて進みつつあつた。然るに何事ぞ、君一朝にして此世を去らんとは、噫、之れ抑も何事ぞ。予は今君の不幸を悲まむよりは、寧ろ国家の不幸を悲まざるを得ざるを遺憾とする。

× ×

△君の人格は一言を以て、之れを評すれば「偉大」の二字、最も能く之れを尽くして居ると思ふ。何となれば君の行動は如何なる日常些末の行動と雖も、其の一挙一動、悉く正義人道に立脚し、

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

其の背後には、常に必ず君の偉大なる人格躍動し、之れに依つて君の理想、君の主義、君の主張が窺はれる、而して君の志趣君の抱負乃至君の出处進退一に正義人道を以て目的とし且つ之れを實行するにありて、滔々たる世間凡庸の徒と、其の行動に於て、雲泥の差異があり、其の行動に至りては到底常人の企及し得ざるところである。

× ×

△人間各自の特徴は「人格の反影」である、予は今、君の逝去に際して、君の人格を追想し、以て君の人格を敬慕することの念を禁じ得ない。而して予の知る範圍に於て、君の特徴を挙げると、予の先づ第一に挙げなければならぬのは、君の「剛直」である。剛直は君の「特徴中の特徴」であつて、之れは殆んど天下に類がないと云つて宜い。

君は正義の觀念強烈であつて「大義名分」を重んじ、苟も之れに違ふものがあれば、毫も之れを仮借せず、常に何物と雖も犠牲にして之れと戦ひ、之れを排撃しなければ止まなかつた。而して君が天下の重望を得て、今日の地位に至つたのも、主として之れに依ると云つて宜い。由是觀之、「君の本領」は全く剛直にあると云ふべきである。

要之、君の志趣とするところ「天下国家」に在り、其の抱負するところ「経国済民」に在りたることは其の日常の行動に見るも極めて明かであると共に其の「偉大なる人格」は世間多く其の比

八五一(二四七)

を見ざるところであると云はねばならぬ。

× ×

△第二の特徴は「天真爛漫」些の飾りなく、些の偽りなきことである。君は如何なる場合に於ても、又如何なることに関しても虚偽とか、誤魔化しとか、権謀術数を弄するとか云ふことはなく、又辺幅を飾り、体裁振るとか云ふことはなかった。何事も亦赤裸々、毫も隠すところなく、飾るところなく、所謂「我が顔面の黒子をも併せ掛け」と云ふのが、君の心情であった。其の光風霽月の如き心情は実に「古英雄の面影」があった。と云はねばならぬ。

× ×

△第三の特徴は同情心に富み、友情に厚かった。君は一面に於て不正不義の行動を蛇蝎視し、之れを排撃するに頗る峻烈を極め、風雲叱咤の勢以て、之れを倒さずんば止まざるの概があり、一度び怒れば電霆の天地を震撼するが如きものがあった。而かも君は他面、内に温情溢れ、同情心に富み、友情に厚く世間稀に見る「熱情の人」であった。

× ×

△最後に君は弁論の雄であった。君の熱弁は火の如く猛烈であり、刃の如く鋭かった。其の議政壇上又は演説会場に於ける論難攻撃の論戦は全く天下独特であることは今更云ふまでもない。又弁護士としての君の地位、声望、功績に至りては早く既に嶄然として

群を抜き今や斯界の一大将星たり。而して君が弁護士として人權の伸張並に擁護に尽し、斯界に貢献せる功績の如何に多大なるかは君の今日弁護士界に於ける地位、声望之れを証し得て余りあり、今茲に贅すべき限りでない。若し夫れ君の政界に於ける地位、功績等に至つては之れが論評、世間自ら其の人あり、予の知るところでない。

× ×

△猩々狸々を知り英雄英雄を知る。猩々にして初めて狸々を知り、英雄にして初めて英雄を知る、予敢て君を知ると云はんや。今、惜むらくは「国家有用の人材」落々たる雄心を抱いて逝く矣。国家の損失之れより大なるはなし。予、唯、追憶の念自ら禁ずる能はず、敢て自己の所信を披瀝せるのみ。君、諡して「護国院積勝道居士」と曰ふ。聊か以て君の人格の偉大なりしことを知るべきである。噫。偉大なる哉、君の人格。惜い哉、君の逝去。

予、君の知遇を受くる至大、而かも何等君に報ずるところなくして、今や君の逝去に逢ふ。慚愧の念に堪へず、唯是千恨万悔、尽くるところを知らぬ。

昭和六年五月十八日、護国院積勝道居士初七日当日記す。

(注1) 黒澤松次郎には、横山勝太郎に対する追憶の辞が、この外に次の二編がある。内容は、「噫横山勝太郎君(護憲院積勝道居士)」と略同じである。①「横山勝太郎君を憶ふ——護国院積勝道居士」

士——」〔公論〕第三五卷第六号、昭和六・六、②「故横山勝太郎君」(石井敬三郎・龜谷正司・黒澤松次郎・佐伯俊二共編『現代弁護士大観』第一卷、丸万商店、一九三二年一月)。後に、『日本法曹界人物事典』第九卷、ゆまに書房・一九九六年一月に収録。

ここに、②の末尾に掲載されている「護国院釈勝道居士」の「碑文」を収録する。

碑文

横山勝太郎氏ハ明治十年十一月十五日広島県比婆郡東城町ニ生ル横山市松氏ノ長男ナリ三十三年日本大学ヲ卒業シ進シテ判検事弁護士試験ニ登第シ直ニ司法官試補トナル翌年官ヲ辞シテ弁護士ノ業ヲ開ク大正三年東京市會議員トナル六年選ハレテ衆議院議員トナリ国政ニ尽瘁シ選ニ当ルコト五回殊ニ心血ヲ普通選挙法ノ実施ニ注キ之カ施行セラルルヤ衆望ノ帰スル所毎ニ最高点ヲ以テ当选ス十二年東京市芝区會議員トナル十五年東京弁護士会長ニ挙ケラル是歲憲政会總裁加藤高明氏ノ下ニ政務調査会長トナリ又幹事長トナル統一テ總裁若槻禮次郎氏ノ下ニ再ヒ幹事長トナリ又総務トナル昭和四年七月組閣ノ大命立憲民政党總裁浜口雄幸氏ノ下ニ降下スルヤ任ニ商工政務次官ニ就キ正五位ニ叙セラレ浜口氏ノ辞任ト共ニ桂冠ス後幾何クモナクシテ病ヲ得昭和六年五月十二日東京帝国大学附属病院医院ニ於テ卒ス享年五十五計一夭聰ニ達シ生前ノ功ニヨリ特ニ勳二等ヲ賜ハル氏資性剛直淳潔古武士ノ風アリ豪邁果斷ニシテ謙讓無私身ヲ持スルヤ敵他ヲ待ツヤ寛而モ非違苟モ之レヲ許サス常ニ孤弱ノ救拯ヲ

広島弁護士会沿革誌 (4) 昭和戦前編・上 (増田)

以テ自任ス恪勤精勵志操堅勁能ク信ヲ他ニ得ルノ厚キ良ニ以テアルナリ亦以テ世人ノ範タルニ足ラン乃チ書シテ後昆ニ伝フ

昭和六年六月二十八日 東京帝国大学教授兼東北帝国大学教授 文学博士 宇井伯壽 謹

(注2)

横山勝太郎は、明治四四年一月二月二年年末年始の東京市電スト事件に際しては、宮島次郎、布施辰治と共に弁護士となった。これが契機となつて、法治俱樂部が結成されて、護憲運動をした。大正七年の米騒動では、布施、横山、宮島らが中心となつて弁護するなどした。そして、この後も、この三名は交流を結んで、大正一〇年一〇月自由法曹団創設に加わる(伊藤孝夫『大正デモクラシー期の法と社会』、京都大学学術出版会、二〇〇〇年二月四三頁〜六三頁参照)。また、横山勝太郎は、従兄横山金太郎と共に大正一一年の第四五議會、第四六議會において、陪審員法委員会委員として陪審法の成立に尽力した(広島における陪審裁判、『修道法学』第二九卷第二号、二〇〇七年二月。三九三頁〜三九四頁参照)。そして、陪審法が施行された昭和三年一月一日に「大日本陪審法協会」が設立された際には、横山は、その会長となり、陪審法の普及にあたった(四宮啓「日本にも陪審制度が存在した」・『陪審手引き』復刻版、現代人文社・一九九九年九月)。

昭和七(一九三二)年

⑦全国弁護士大会(「新報」昭和七・六・五)

反対の氣勢横溢せる全国弁護士大会

少額民訴上告禁止と刑事判決理由省略両法案に対して

司法省では、訴訟事件の事務簡捷及び訴訟経済を理由として、

此臨時議会に民事及び刑事訴訟法の一部改正案を提出するやの噂

あったが、民事訴訟法改正法案は有産者を保護して無産者の権利

擁護に欠くる所あり、刑事訴訟法改正法案は刑事判決の目的即ち

刑事政策に相反する所あり、何れも言語道断の悪法なりとして、

全国各地の弁護士会は猛然蹶起して反対の氣勢を挙げ、司法当局

に陳情したり、議会其他各方面に向つて運動を試みて居つたが、

司法当局は全国に漲る在野法曹の反対を押し切つて同法案を提出せ

んとする模様だったので、茲に東京弁護士会が中心となり、全国

に檄を飛ばして各地弁護士会有志を糾合し、去月廿四日午後三時

半より上野精養軒に於て全国弁護士大会を開いた。

定刻、先づ駒澤辰明氏開会の辞を述べ、委員長關直彦氏議長席

に着き、鍛冶良作氏は同法案反対の運動經過を詳細に報告すると

共に、「斯る未曾有の悪法案に対しては、我々は断乎反対して、之

れが議会通過を阻止し、以て無産者の權益を擁護し、人權の伸張

を期せざるべからず」と結び、

新聞弘道、内田清吉、森武喜諸氏の質問及び激励の辞あり、

久々湊與一郎氏は全国各地弁護士会の法案反対決議及び反対運動

に対する激励の電文を読み上げ、書簡千余通の大意を述べて「要するに、全国各地の弁護士会は一人の異議を唱ふるものなく、何れも両法案に絶対反対を表明し、我々の運動を激励して来たものである」と結び、高島晴雄氏は左の決議案を朗読し、破るるばかりの拍手裡に降壇した。

△決議案

一、少額事件上告禁止法案は國民の權利伸張を阻害し憲法上与へられたる裁判を受くるの權を剝奪するものと認む

二、刑事判決理由省略法案は裁判の本質に悖り國民の信頼を失はしむるものと認む

仍て本大会は右法案の撤廢を期す

理由

一、少額民訴の上告禁止は憲法に保障されたる國民の私權保護の要求權を剝奪するものにして殊に大衆の階級意識を刺激し思想悪化の虞れあり之正に時代逆行の法案たり、若し夫れ名を訴訟經濟に藉るが如きは其の當らざるも甚しきものと云はざるべからず

二、刑事判決に理由を附するは單に被告人に対し犯罪を証明するに止まらず汎く一般國民に対し裁判の適正を保障するものなり、然るに判決に理由を附せずして、如何にして裁判の適正を保障し裁判に対する國民の信頼を繋げ得べきや、又本案は再審の規程を抹殺するの結果を生ずべし

三、当局は裁判事務の激増を以て唯一の理由とすれども、司法裁判は国家休戚の繫る処なれば、其の負担に堪へざるを理由として国民権利保護を阻止すべきに非ず、此の如きは畏くも、聖旨に副はざる法案なるを以て、速かに之が撤廃あらんことを望む
(参照)

民事訴訟法改正案

第三百九十三の二 財産上の請求に関する判決に対しては上告に依りて受くべき利益の価額が三百円に満たざる場合に於ては再審の事由あるに非ざれば上告を為すことを得ず

前項の価額は上告提起の時を標準として之を定む

第一項の価額を算定すること能はざるときは其の価額は三百円以上と看做す

刑事訴訟法改正案

第三百六十一条 前条第一項の場合に於て上訴の申立なきとき又は判決宣告の日より七日内に判決書の謄本の請求なきときは証拠に依り罪と為るべき事実を認めたる理由を省略することを得

(注) 改正前第三百六十一条「区裁判所に在りては上訴の申立なき場合又は判決宣告の日より七日内に判決書の謄本の請求なき場合に於て判決主文並罪と為るべき事実の要旨及適用したる罰条を公判調書に記載せしめ之を以て判決書に代ふことを得」

第四百八十四条に左の但書を加ふ

但し第三百六十一条の規定は此の限りに在らず

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

猪股淇清博士は決議案賛成演説として、「両法案共に洵に明瞭なる悪法案であるから、其理由を詳述する迄もないのであるが、斯る立法例は独逸、奥大利、匈牙利国に有るが、独逸の如きは一九二四年に改正立法で緩和され、奥、匈の如きも戦時緊急立法として其残骸を嘗めて居るに過ぎぬ。然るに、我邦に於て訴訟経済を計らんとして、此等の立法を模倣せんとするが如きは、徒に階級意識の劣鋭化を助長するのみならず、人權擁護上由々敷い事と言はねばならぬ。判事の激務を緩和せんとするならば、宜しく予算を請求して増員すべく、少額民事訴訟に上告を許さずとか、或は刑事々々に理由を省略せんとするが如きは、断じて許すべきことではない。費用なくして増員し得ずといふが如きは、貧困なるが故に義務教育を為すことを得ずといふ理由よりも薄弱である。大蔵省の或友人が、司法省の役人は予算を採るのに馬鹿正直なりと話したことがあるが、全く其通りで、国家の裁判を行ふに必要な予算ならば万難を排して大蔵省に請求すべきである。更に、刑事々々は民事々件よりも判決理由が必要である。賞罰正しからざれば其国乱ると云ふ格言のあるのに、賞罰の理由を宣明せずといふが如きは、賞罰正しからずとの疑念を懐かしむるものである。之を事実に見ても、区裁判所に於て判決理由を簡略にしてから、上訴事件激増したのである。之を觀ても、判決理由の必要なることは判る。斯る悪法案は、断じて反対すべきである。」と結び、作間耕逸氏の動議により、關議長は之を議場に諮りたるに、満

八五五(二五二)

場一致決議に異議なきを述べ、政友会政務調査委員であり、司法部長である神戸の中井一夫氏は、「両法案は時代錯誤であり、認識不足であつて、余りにも時代に逆行して居る、判事が遣り切れねば予算を要求して、遣り切れるやうにすべきで、司法当局の無能、無力も甚だしい。財政上の理由の下に、支部及び区裁判所を廃止したのは昨年であるのに、財政事情の何等変りなき今日、全部復活せんとするに見るも、其無氣力を知る足る。何故昨年其廃止に敢然として反対しなかつたか」とて、司法当局の無能、無力を痛罵し、同法案に対して法曹代議士全部反対なりとて満場を唖らせ、大阪の一松定吉氏は、民政党代議士として、「二法案に対しては絶対反対である。独り政友会のみならず、民政党、無産、中立何れの法曹代議士も全部反対である。二法案は要するに、判事が少し楽になつて神経衰弱にかゝらぬやうにしたいといふに外ならぬ。それでは、何故に予算を要求せずや、司法当局は国民の现实生活を解せざるがために、斯る法案を提出せんとして居るのであらう。自分も在官当時に見た人心の機微と、冠を掛けて野に下つた今日と全く雲泥の相違あるを感じて居る。兎に角、九十名に近い弁護士代議士は全部反対であり、二法案の通過せざるは明らかであるが、猶ほ油断なく各方面に運動するに若かず」と述べ、

作問氏は、現在の実行委員百名を更に増員して二百名と為しては如何と諮り、議長は来会者全部を増員すること、し、実行方法の協議に入り、閉会を宣して一同記念撮影を為し、懇親会となつ

たが、乾政修博士は縷々二法案の不当を述べ、「斯る重大法案に付ては事前弁護士会に諮問すべく、抜き打ち的に提案すべきでないから、今後のことに付ても司法当局に釘を打つて置く必要あり」と説き、

菅原英伍(仙台)、山本福丸(大津)、古本春藏(大分)、竹内喜市郎(浦和)、佐藤信一(宇都宮) 諸氏の絶対反対演説あり、駒澤辰明氏は日本弁護士協合理事として挨拶を述べ、同資格に於て吉村朔郎氏閉廷を宣し、八時散会したが、当日の出席は百数十名、全国より集まつた各地弁護士諸氏は熱誠を面上に漲らして、同法案の絶対反対を叫んで居た。

(注) 少額民訴上告禁止及刑事判決理由省略両法案反対全国弁護士大会の記録は、『法曹公論』全国弁護士大会号(第三六卷第六号、昭和七・二六)に収録されている。

昭和八(一九三三)年

⑧ 弁護士法改正祝賀会(公論)第三七卷第五号、昭和八・一五)

多年の懸案たりし弁護士法改正法律案は、今期第六十四議會を通過成立し、茲に一先づ解決を告げたのである。本協会は、東京弁護士会と諮り、本問題のため多年尽瘁せられた朝野法曹、貴衆両院等の関係者を招き、併せて両会の弁護士法改正委員並会員諸君の労を犒ふ意味も含めて、両会聯合主催の下に四月二十三日

(日曜) 正午新装成れる東京弁護士会館に於て祝賀の宴を開催した。此の日会館正面玄関に掲げられた大国旗は、麗春の薫風に飄へり、会場に当てられた三階大会議室は、万国旗の装ひも美はしく、会場係の苦心の程もうかゞはれた。

両会の理事者を始め祝賀準備委員諸君は、早朝からつめかけ、事務員を指揮して万端の設備は成った。午前十時を過ぎる頃、會員諸君は陸統として到り、前橋弁護士会長芥川辰治郎君を来賓出席の筆頭に、内田佐賀弁護士会長、河野宮崎弁護士会長之に続き、廳て八並司法政務次官、林検事総長、小山司法大臣が殆んど同時に出席せられる。衆議院議員濱田國松、星島二郎両君を最後に、定刻間近には流石の大会場も立錐の余地もない盛況である。斯くて席定まるや、祝賀委員長主任大橋誠一君起つて開会を宣し、同副主任高島晴雄君の紹介に依り、左記次第に従ひ祝賀会は開始された。

祝賀会次第

一、会長挨拶 二、協会代表挨拶 三、来賓祝辞 司法大臣、検事総長、貴族院代表、衆議院代表、全国弁護士会長代表 四、開宴 五、乾杯 六、余興 浪花節(木村重友)、漫劇(天津城逸郎、大道寺春之助)、童謡(若柳吉延連中)

劈頭作間東京弁護士会長壇上に進み、大要左の如き挨拶を為された。

閣下並に諸君、我朝野法曹界を通じ、一大宿題たりし弁護士法

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

改正案も、第六十四議會を通過確定致しまして、過去十年間否寧る十数年間とも称すべき懸案も、茲に一応解決致しました。敢て一応と申します所以は、その内容を検討すれば、未だ平素の理想に遠き点があるのであります。弁護士会の自治制を認められざりし点、又当面の期待に添はざる点もあります。弁護士が実社会に活動し誤りて失敗したるとき、それが破廉恥的にあらず醜悪性なきときと雖も、一度禁錮確定の場合に於ては、その資格を奪はれ生活の途を失ふが如き、その一例であります。但し全体を通じて、現行法と対比致しまするときは、大なる異彩あることは、何人も之を認めざるを得ないのであります。

この意味より致しまして、弁護士制度画期的進歩の一段を踏み出したるものとして、法曹界国家社会のため御同慶の次第であります。従て、先刻申上げましたる不備の点の如きは漸を追ふて修正し、他日に完璧を期することは別とし、此処に各位と共に其成立を祝ひ、改正法の前途を祝福したいと思ひます。司法当局、特に小山閣下に於かせられては、先に委員長として、今司法大臣として終始最高の責任者として之に当られたるものでありまして、閣下の記念的事業と称すべきであります。八並司法次官閣下の御尽力も亦大なるものであります。その他法制局、貴衆兩院の諸公に於かれては、案の起草編成協賛通過のための御努力、全国各地の法曹各位之を代表する会長各位は、側面より絶大なる御声援御助力を為されました。又内輪のことに亘り恐縮であります、立

八五七 (二五三)

法に直接の關係はありませんが、歴代の会長、理事長、殊に乾前会長以下の御努力、並に吉田委員長、高島、吉川、小池各副委員長始め、五十名の理事諸君、その他久しき間委員と共に努力せられました前の新井委員長、遠くは故花井委員長、以上各位の御尽力に対しては、理事者並会員一同、深甚の敬意を捧ぐる次第であります、之に対してはその労を犒ひたいと心得、以上の両趣旨から本日の会を催しましたところ、公私御多端の時に不拘、特に本会のため多数朝野有力者の御光臨を得、また会員諸君の多数来会せられましたは、私共一同の光榮欣快とするところであります。設備万端不行届であります、私共の微衷を御汲み下さいますして、歓をつくして頂きたいのであります。これを以て、東京弁護士会の挨拶と致します。

次で、日本弁護士会協会代表關直彦君は、今回日本弁護士協会並に東京弁護士会聯合の上、本日の会を催しましたところ、御多忙中にも不拘、朝野多数御来会を得ましたことは、誠に光榮とする次第で、厚く御礼申し上げます。

先刻、作間会長から御挨拶のありました通りで、私から蛇足を加へる必要はないのであります。唯一言申し上げますれば、改正法の成立しましたことは、只に法曹同職のみならず、国家社会のため祝福すべきことであります。

先に司法省委員会案がありました、半頃司法省に於てこれを改案し、数年前提出を見んとしたのであります、朝野意見を

異にして今日に至りましたのは、誠に遺憾でありました。慥か田中内閣の頃かと記憶致しますが、朝野法曹協議会の際、私から一言申上げて置きました。即ち、司法省より法律案を提出しました際は、法曹出身の代議士が常に司法省案を支持し其通過に務め、誠に麗はしき歴史を持つて居りましたが、今回發案の弁護士法のみは朝野軒格を生じ、此の儘提案さるゝに於ては、遺憾ながら議會に於て反対の已むなきに至り、従來の麗はしき慣例を破るの虞あることを憂ふるので、何卒熟慮せられたいと申上げました。然るに、今回の提案は吾々の希望の大部分を容れ、茲に成立を見ましたことは、御同慶の次第でありまして、關係諸公の御尽力に対しまして、厚く謝意を表する次第であります。

本法の特色といたしましては、弁護士試補修習と婦人弁護士の認められた点等であります。將來婦人弁護士と肩を比して、執務するに至るものと考へます。これに就きましては、我々の余程の注意を要するものと思ひます。

本日は、御多忙中、斯く多数御來賓の御出席を得ましたことを、重ねて御礼申し上げます。

以上で主催者側の挨拶を終り、來賓の祝辞となり、
小山司法大臣は、

閣下並に諸君、本日日本弁護士協会、東京弁護士会の主催にかゝる、弁護士法改正祝賀会に御招きに預り、各会長諸君、貴衆両院議員の有志多数御列席の会に於きまして、御高話拝聴の機を

お与へ下さいましたことを、光栄として御礼申上ます。弁護士法の成立しましたことは、作間会長、協会代表關先生の御挨拶の如く、誠に目出度いことであります。私は当局者として、この法案の通過致しましたるに就ては、既往を顧みまして、感慨なきを得ないのであります。一言申上げて祝辞と致したいのであります。文化の進むに従ひ、弁護士制度は進歩するのであります。弁護士制度の進歩の程度は、一國文化の發達程度を物語るものであります。代言人、弁護士法制定の頃より今日までを考へまするに、弁護士に対する社会の信頼は、昔日の代言人の比ではないのであります。如斯弁護士の品位地位の向上しましたるは、社会の必要によるはもとよりであります。弁護士先輩並に、現在諸君の努力によるものであると考へるのであります。内容につきましては、旧法に比し、弁護士の職務範囲は法律的に拡張せられ、其地位は法律的に認められたのであります。従つて、その責任も増大したのであります。今後大に御努力を希望する次第であります。先刻、作間会長は御不満あるが如く御述べになりましたが、私も同感であります。将来の改正を希望するのでありますが、之が改正は弁護士会が分裂したる意見でなく、一致団結の意見を必要と認めるのでありますから、其の情勢を作ることにせられたいと思ひます。終りに、弁護士法改正により弁護士の地位は法律的に拡張せられたのであつて、国家の爲め誠に慶賀に堪へぬのであります。これを以つて、お招きに対する挨拶といたします。と結べ

ば、

林検事総長は続いて、

本日御招きを得まして、この上なく光栄に存じます。私もこの改正には、浅からぬ縁故があるのであります。併し、別段吹聴する訳ではありません。この弁護士法の改正問題には、容易ならぬ困難があつたのであります。御不満の点もあるやうであります。私はよくも今日成立したものだ、私の経験から考へるのであります。それは、私が刑事局長の時代で、その当時は陪審法、治安維持法なんかと云ふ、八釜しい法案があつたのであります。一番面倒なのは弁護士法の改正案だったのであります。当時此処に御出席の宮城検事正が非常に骨を折られました。このことは、あまり知られぬ人が多い様ですから、この点は大に吹聴致して置きます。弁護士法案に就てよく調べてみますると、朝野の意見が一致しない、議會でも八釜しく論議される、弁護士側からも猛烈な意見が出る、政府委員も亦頑強に反対するので、何とも方法が就かない。これでは不可ぬ、何とか適当な解決をせねばならぬ、といふことになつたのであります。時の司法大臣岡野敬次郎博士も、是非改正せねばならぬといふので、結局司法省は白紙の態度となり、朝野各方面から委員を挙げまして、委員会を案をたてることに致しました。そして、急いで不可ぬ、何年掛つてもい、から充分練つた上で立案しやう、といふことになつたのであります。そして、今の司法大臣小山閣下が、委員長になられたのであり

ます。これが、大正十二年のことであります。爾来、大臣の代ること十人、年を経ること十ヶ年間、随分永い間調査研究の結果、委員長たりし現大臣の下に成立をみたのであります。

人間は生れるまでに十ヶ月を要する、弁護士法は十ヶ年か、つて生れる、考へれば興味のあるものであります。弁護士法は月満ちて生れ出たる立派な子供でありますから、充分の御注意を以て養育し、弁護士地位発展のため、御努力を希望いたします。と述べられ、

貴族院代表水上長次郎君は、
諸君が改正を熱望せられました、弁護士法案も無事通過しましたことは、誠に御同慶の至りであります。本日私共も御寵招を受けまして、席末を汚すを得まして、永く忘れ得ぬ喜びを以て、感謝の意を表します。

続いて、衆議院代表濱田國松君
衆議院の代表としては、僭越ながら一言申し上げます。弁護士法の成立は、誠に御同慶であります。

案の内容につきましては、朝野多少の相違が御座いましたが、議院に於ける議事経過に就ては、各位の既に御承知のこと、存じますので、差控へることにいたします。内容については、修正したいと思ふ点もあつたのであります。

林検事総長は、完全であると云はれましたが、私は必ずしも然らずと考へます。これが完全を期するがために、議会に於て不成

立となつては不可ないと考へまして、政府案をそのまゝ、鵜呑みにした様な次第であります。随而この運用に關しましては、充分なる御注意を持たなければ、改正案必ずしもよくないと考へられるのであります。我々の職務執行に當りましては、特に在朝法曹に對し充分なる理解を求めたいのであります。

法廷に於て高い場所から見下して居ると、低い席に在る弁護士、その間たま／＼遺憾なる空氣の醸されることもあります。弁護士の職務執行に深き理解なくんば、改正法は出来ても、喜ぶべき空氣は蘊醸されないと考へます。所感の一端を述べて、挨拶いたします。

最後に、花岡第二東京弁護士会長は、全国弁護士会長を代表して、大要左の如き挨拶を為された。

僭越ながら、会長代表として申し上げます。弁護士法の成立しましたことは、誠に喜ばしい次第であります。案の成立に至りましたに就きましては、各關係方面に於て、夫々非常なる御努力を為されたのであります。我々会長としましては、夫々会の決議に或は建議に若しくは司法官弁護士会長協議会等、機会ある毎に相當の努力を払つたのであります。今日漸くその成立をみまして、御同慶に堪へぬ次第であります。然しながら、弁護士会が數個に分裂して居ることに就きましては、早晚適當な時機に於て、一致せしむべきものと考へるのであります。新弁護士法による弁護士会の聯合会を組織する等の場合が有りますならば、これを機会

として一つに合体することに致し度いと考へます。

以上来賓の祝辭を終り、愈々開宴となり、宴半にして乾前東京弁護士会長の発声により、来賓諸氏の健康を祝して乾杯すれば、続いて小山司法大臣の発声にて、日本弁護士協会、東京弁護士会両会員の万歳を唱和してこれに答へられた。

この頃から演壇は、直ちに舞台と化して、余興が始められた。

先づ、第一番は、東都浪界の雄、木村重友の由比民部輔正雪と大阪残党轡式部出会の一席である。会員中浪花節ファンも夥しいこと、て、物凄いばかりの喝采をうける。続いて漫劇「ボクシング」では、満場抱腹する。忽ち舞台の一隅から、なつかしい子守唄にも似たレコードの調べが起るや、可愛らしいオカッパの嬢さん達が、レコードに合しての童謡、余興係某君の好意による、若柳吉延連中の特別出演である。花日和。まりと殿様。御手々の門。ナイトさん。蛇の目傘の数番を鮮やかに舞ひ納めれば、満場始めて吾にかへる。日頃権利義務で忙しい諸君に、無限の潤ひを与へた点、余興係の大成功である。

斯くて、午後三時高島晴雄君、閉会を宣し、茲に滞りなく祝賀会を閉じた。当日出席せられた来賓並に会員諸君は左の通りである。

来賓側 前橋会長長芥川辰次郎、佐賀会長内田清治、宮崎会長河野市次、関東州会長五泉賢三、貴族院議員山岡萬之助、司法政務次官八並武治、検事総長林頼三郎、水戸会長木村市太郎、司法大臣小山松

吉、仙台会長椎名與作、岐阜会長下條勇三郎、司法省秘書課長佐々木良一、第二東京弁護士会長長花岡敏夫、東京検事正宮城長五郎、奈良會長磯田桑三郎、山口会長中村了詮、鳥取会員小山晋、貴族院議員岩田宙造、東京地方裁判所長宇野要三郎、司法次官皆川治廣、秋田会長秋山薫一、帝國弁護士会長長横山鑑太郎、長崎会長本田恒之、新潟会長松井郡治、名古屋會長鬼丸義齋、神戸會長秋田信太郎、大邱會長高橋四郎、和歌山會長赤坂惠龍、青森副會長今泉秀雄、司法參事官岩本武助、樺太會長川守田勤治、衆議院議員宮古啓三郎、衆議院議員水上長次郎、岡山會長有岡幹三郎、千葉會長杉山彌太郎、衆議院議員武富濟、横浜副會長渡邊治渥、広島會長土井與一、衆議院議員濱田國松、長野會長小島相陽、衆議院議員星島二郎、鳥取副會長長數中隆、法律新報社黒澤松次郎、法律新報社石井敬三郎、法律新聞社佐伯復堂

会員側（注、一七三名の氏名省略）

〔注〕「改正弁護士法案に対する各地弁護士会の意見」は、『法曹公論』第三七卷第三号（昭和八年三月）に収録されている。

昭和九（一九三四年）年

⑨全国弁護士会長會議〔「新報」昭和九・一〇・二五、昭和九・一一・一五〕

○全国弁護士会長會議来る十一月三日東京に於て〔「新報」昭和九・一〇・二五〕

毎年司法省において行はるる司法官及弁護士会長会同は、従来全国弁護士会長会議の結果を齎らし、司法制度並裁判事務の改善刷新を図ることを主眼とし、年々幾多の重要な可決事項を見るに拘らず、之が実現を見るもの極めて稀なるは、一面司法当局の怠慢なると同時に弁護士会としても平常之に關する司法当局との交渉連絡を図る機関なく、結局決議の結果を要望したる儘、翌年会長会議まで放任し置くの結果に外ならぬ。又、本年の会長会議に於ても、緊急処理を要する幾多の重要問題あり、且今回司法省より諮問されたる司法制度改善に關する件に付ても、全国弁護士会の意見交換を爲し、之が対策を講ずる必要ありとし、今回東京弁護士会に於ては、第一及第二京弁護士会賛成の下に、来る十一月三日午後一時より東京弁護士会會議室に於て、全国弁護士会より提出せらるべき議案を附議する筈である。

重なる協議事項

一、全国弁護士会長會議を毎年大臣招集時期丈けに止めず、之を継続的のものとなし、司法当局に対し、間断なく其決議の実行を要求する方法を講じては如何。

二、金銭債務臨時調停法の撤廃に付き、全国弁護士会長會議の決議を、一層効果的ならしむる可き方法如何。

三、在野法曹を加へたる改正弁護士法施行準備委員会設置要求の全国弁護士会長會議の決議による答申の実現を、更に司法省

に要求しては如何。

四、司法制度改善に關する司法大臣の諮問に付きては、全国弁護士会は協働して、之が対策を講じては如何。

五、其他各弁護士会に於て、新に協議を必要とせらるる事項。

但、御希望の議案は、可成来る十月三十日迄に東京弁護士会に到着する様、御提出相願度候 以上

○全国弁護士会長會議去る三日東京に於て（「新報」昭和九・一一・一五）

東京弁護士会が、東京第一及第二弁護士会賛成の下に主催した、全国弁護士会長會議は、去る三日午後三時東京弁護士会館に於て開かれ、出席者は

（東京）水野豊、（第一堀江専一郎、（横浜）藤田尹、（松江）草光義賢、（広島）香川秀作、（秋田）鈴木安孝、（宇都宮）和氣壽、（安濃津）山田寛、（名古屋）松尾守隆、（松山）檜垣喜太郎、（新潟）松井郡治、（神戸）日笠豊、（千葉）杉山彌太郎、（函館）代表長田滋雄、（青森）梅村大、（浦和）古山貞三、（仙台）岡本共次郎、（岐阜）栗田貞三、（福島）北川次男、（旭川）大塚守穂、（札幌）代理木田茂晴、（甲府）沖田誠、（第二弁護士会は出席の通知ありしも欠席）

の二十三氏にして、座長に水野豊氏を推し、議事に入り、先づ総体論として広島、松山、神戸、福島、新潟、旭川等の各会長より、日本弁護士協会と帝国弁護士会の併合若くは共同動作及全国弁護士会聯合会組織等に付き要求若くは立案あり、大体に於て全会一

致之を貫徹するの空氣濃厚であつたが、堀江第一東京弁護士会長のみは趣旨に於て賛成せるを以て決議とせず可成申合はせと云ふ事にして、個々の問題に就ては其都度協力して、一致の行動を執る事に申合を為したき旨述べられ、以下左記の通り協議を遂げ、午後六時散会した。

東京弁護士会提出

一、全国弁護士会長会議を毎年司法大臣招集時期丈けに止めず、之れを継続的のものとなし、司法当局に対し間断なく其決議の実行を要求する方法を講じては如何（決議の実行は在京三弁護士会に一任すること。弁護士会聯合会を設立するか、会長会議を継続的のものとするかは、可成其氣運を作る事）

二、金銭債務臨時調停法の撤廢に付き、全国弁護士会長會議の決議を一層効果的ならしむ可き方法如何（東京三弁護士会に於て、適當の方法を考究せられたきことを望む）

三、在野法曹を加へたる改正弁護士法施行準備委員会設置要求の全国弁護士会長の決議による答申の実現を更に司法省に要求しては如何（東京三弁護士会に一任）

四、司法制度改善に関する司法大臣の諮問に付きては、全国弁護士会は協調して、之れが対策を講じては如何（成るべく全国弁護士会歩調を一にすること、之に付ては本月三十日迄に各会の意見の交換を為すこと）

各地弁護士会提出事項

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

(広島弁護士会提出)

一、司法省に於て司法制度改善に関する調査委員会を設置するときは、其委員中に在野法曹殊に各控訴院所在地の弁護士会長を挙ぐることに（異議なく可決、東京弁護士三会より司法省に交渉一任）

二、帝国弁護士会と日本弁護士協会とを合併し、一層強力なる新団体を組織すること（成るべく其氣運を作る事に務むること申合）

三、各控訴院管内に於ける弁護士大会には、必ず司法大臣の臨席を要望すること（異議なし、之が実行方法は東京三弁護士会に一任、司法省に交渉すること）

(宇都宮弁護士会提出)

一、区裁判所に専任判事を置かざる箇所に、速に専任判事を任命すること（可決、同上）

(新潟弁護士会提出)

一、民事訴訟を弁護士訴訟主義に改正せんことを期す（可決）

⑩司法制度改善案（「中国」昭和九・一二・一三、「公論」第三九卷第二号、昭和一〇・一二）

○司法権確保のため検事局を分離

司法制度改善案広島弁護士会から提出（「中国」昭和九・一二・

一三）

司法制度改善に関する司法省の諮問に関し、広島弁護士会では、これを調査委員会にかけて審議をつづけてゐたが、さる（注、一二）月十日の臨時総会で、左記答申案ならびに同会独自の案を決定、十四日日本省へ送付することになった。

甲之部 司法制度改善諮問に対する答申案（注、省略）

乙之部 広島弁護士会提案（注、省略）

（注）司法省にては、去る（注、昭和九年）十月十一日附司法次官の名を以て裁判所、検事局、弁護士会等に対し、司法制度改善の調査会を設くる準備として、左の如き照会を發した（「公論」第三八卷第一〇号、昭和九・一一）。

司法制度改善に関する諸問題竝に其の具体方策提案方の件

現行司法制度ハ時代ノ進運ニ伴ヒ幾多改善ヲ要スルモノアリ本省ニ於テハ新ニ司法制度調査会ヲ設ケ制度改善ニ関スル重要ナル事項ニ付調査審議ヲ請フノ予定ニ有之就テハ予メ各方面ノ意見ヲ徵シ準備致置度別紙司法制度改善ニ関スル諸問題を御参考送付申上候条右諸問題ニ対スル腹藏ナキ御意見ト共ニ其ノ理由由並ニ細目ニ亘ル具体案ヲモ併セテ来ル十二月二十日迄二本省ニ到達スル様御回報相煩度此段及御照会候也

追テ司法制度改善ニ関スル諸問題ハ別紙諸問題（注、省略）ニ限定スル趣旨ニテハ無之其ノ他適當ナル改善方策モ有之候ハ、其ノ理由由並ニ案ヲ具シ御提示相成候様致度為念申添候

○司法制度改善に関する全国弁護士会の意見（其二）（「公論」第三九卷第二号、昭和二〇・一二）

各弁護士会の答申○広島弁護士会

「甲之部 司法制度改善諮問に対する答申案」

第一 区裁判所ヲ第一審トスル民事及刑事ノ事件ノ上告ハ之ヲ控

訴院ノ管轄トスベキカ（否決）

理由 イ、上告ノ控訴院分権主義ハ法律解釈ノ統一ヲ期スルコト能ハサルノミナラス自ラ国民信頼ノ程度ニモ徑庭アルヲ免レズ

ロ、控訴院分権主義ハ必スシモ国費並ニ訴訟当事者ノ経費節約ヲ

效果大ナラサルモノト認ム

第二 民事事件ニ付上訴（控訴、上告）ヲ適當ニ制限スルノ要ナ

キカ若シ其ノ要アルモノトセハ其ノ方法如何（否決）

理由 イ、上訴制限事件ト否トヲ區別スヘキ標準ヲ立ツルコト不可能ナ

リ（事件ノ外形ニヨルルカ如キハ最モ慎マサル可カラズ）

ロ、上訴ノ許否ニ付甲乙ヲ區別スルハ裁判制度ノ根本精神ニ反ス

ルモノトス

第三 民事事件中少額ノ請求ニ付夜間又ハ裁判所外ノ適當ノ場所

ニ於テ裁判ヲ為スノ途ヲ拓クノ要ナキカ（否決）

理由 イ、夜間裁判所トスル標準ヲ訴額其他ノ外形ニ依リテ定メムトス

ルハ不当ニシテ、結局事件ノ大小輕重ノ標準ヲ立テ難シ

ロ、労働者其他民衆ハ必スシモ之ヲ要望セス（其一方ニテモ弁護

士ニ依頼スル場合殊ニ然リ）

ハ、現在社会実状ニ鑑ミ裁判ノ威容ヲ損傷スル虞アリ

第四 輕微ナル刑事事件ニ付夜間裁判ヲ為スノ途ヲ拓クノ要ナキ

カ(否決)

理由 イ、裁判ノ緊張、正確ヲ欠ク虞アリ

ロ、裁判ノ威容ヲ損傷スル虞アリ

ハ、實際上ノ必要ナシ

第五 巡回裁判ノ制度ヲ設クルノ要ナキカ(否決)

理由 イ、第三問ニ対スル理由(ハ) 第四問ニ対スル理由(ロ)

ロ、遠島其他特別ノ地域ハ格別トシ全国的の制度トスルノ事由ニ乏シ

第六 少額ノ民事事件ニ付特殊ノ簡易訴訟手續ニ依ルコトヲ得ル

ノ途ヲ拓クノ要ナキカ(否決)

理由 裁判タル以上異議ノ途ヲ杜塞スヘカラス、從テ現行督促手續以上

ノ簡易ノ手續ヲ制定スルノ要ナシ

第七 民事及刑事ノ訴訟記録ヲ簡便ニスル方法如何(否決)

理由 イ、記録ハ訴訟關係人ノ陳述、立証ヲ明確ナラシメ事案ノ真相ヲ

明ニスルヲ主眼トスヘク、故ラ之ヲ簡便ナラシムヘキモノニアラス

ロ、記録ヲ簡潔ナラシムルトキハ粗慢ナル事実認定ノ弊ヲ生スル

ノ虞アリ

第八 民事判決ヲ為スニ当リ裁判所適當ト認ムルトキハ敗訴ノ被

告ニ対シ期限ノ猶予、分割払其ノ他弁済方法ノ緩和ヲ図ルコト

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

ヲ得ルノ途ヲ拓クノ要ナキカ(緩和ノ点ノミニ対スル不服ノ申

立ハ非訟事件トシ決定ヲ以テ其ノ裁判ヲ為スコト)(否決)

理由 イ、權利ヲ變改シ權利狀態ヲ不安定ナラシムルモノナリ

ロ、債務者ノ責任觀念ヲ薄弱ナラシメ、一般國民思想ヲ悪化ス

ハ、取引上ニ悪影響ヲ及ボス虞アリ

二、緩和の方法ノ如キハ当事者ノ意思ニ任シテ可ナリ

第九 民事訴訟ニ付第二回ノ休止ヲ以テ訴ノ取下手看做スモノトスルノ要ナキカ(否決)

理由 イ、休止ノ制限ハ和解示談等ノ進捗ヲヘサルノミナラス、訴訟ノ

進行ニ関シテハ当事者ノ意思ヲ適當ニ尊重スヘキモノトス

ロ、訴訟事件ノ急速ナル終結ニ偏シ真相ヲ究メサルノ弊ニ陥リ裁

判ニ対スル民衆ノ信頼ヲ失フニ至ル

第十 現在各府県ニ分属スル司法警察官ヲ全国的ニ統一スルノ要

ナキカ其ノ他現行司法警察制度ノ改善ニ付考慮スベキ点如何

(前段ニ付統一ノ要ナシ)

理由 司法警察ト行政警察トヲ分離スルトキハ犯罪檢挙ニ付不便尠カラ

サルモノト認ム

(後段ニ付 改善ニ付テハ司法警察官ノ待遇改善学力識見及人

格ノ養成ニ俟ツノ外ナシ)

第十一 検事局ノ書記及雇ヲシテ司法警察官吏ノ職務ヲ行ハシムルノ制度ヲ一層徹底セシムルノ要ナキカ(特ニ其必要ヲ認メス)

理由 書記、雇ノ現在ノ技能ニ照シ其権限ノ拡大ハ弊害ヲ生スルノ虞アリ

八六五(二六一)

第十二 大審院ニ於ケル事實審理ヲ廢止スルノ要ナキカ（現行制

度ヲ適當トス）

理由 イ、破毀裁判所カ其見地ニ基キテ事實審理ヲ為スヲ適當トス

ロ、經濟上其他諸般ノ關係上特ニ不適當トスル事由ヲ認メス

第十三 予審ノ現狀ニ鑑ミ之ヲ適當ニ改正スルノ要ナキカ若シ其

ノ要アルモノトセバ其ノ方法如何

（一、予審中保釈、責付、予審終結等決定ニ関スル檢事ノ求意

見制度ヲ廢止スルコト）

理由 イ、求意見制度ハ予審々理ヲ遷延セシム

ロ、裁判ノ獨立、威信ヲ保ツ上ニ右制度廢止ヲ必要トス

（二、弁護士ヲシテ証人、鑑定人其他諸般ノ証拠調ニ立会フコト

ヲ得セシムヘキ規定ヲ設クルコト）

理由 予審ノ公正ヲ保チ、予審訊問書實質的証拠力ヲ強化スルノ要ア

リ

第十四 刑事ノ公判手続ニ付裁判長ガ陪席判事ヲシテ被告人ノ訊

問及証拠調ヲ為サシムルコトヲ得ルノ途ヲ拓クベキカ（否決）

理由 イ、合議体ニ於ケル訊問ハ裁判長之ヲ為スヲ適當トス

ロ、現在の訊問方法ニ於テ其弊ヲ認メス、漫ニ手続ノ捷徑ヲ計リ

裁判ノ威信ヲ害スヘカラス

第十五 輕微ナル刑事事件ニ付簡易手続（例ヘバ即決言渡）ノ制

度ヲ設クルノ要ナキカ（必要ナキモノトス）

理由 既ニ略式命令ノ制度アルヲ以テ足り、濫リニ簡易制度ヲ樹ツヘキ

モノニアラス

第十六 違警罪即決例ニ依ル即決処分及略式命令ニ対シテハ正式

裁判ノ申立ヲ許スモ控訴ヲ許サザルモノト為サスノ要ナキカ

（必要ナキモノトス）

理由 イ、控訴不許ハ被告人ノ權利ヲ侵害スルモノニシテ不当ナリ

ロ、上訴不可ノ結果法律解釈ノ統一ヲ期スル能ハサルニ至ル

第十七 地方裁判所ノ刑事事件ニ付聽取書ニ証拠力ヲ認ムルノ要

ナキカ（必要ナキモノトス）

理由 現行制度ノ精神ヲ妥當トスヘク、之ヲ變改スヘキ特殊ノ事由存セ

ス

第十八 地方裁判所以上ノ民事事件ニ付弁護士強制ノ制度ヲ採ル

ノ要ナキカ（必要ナキモノトス）

第十九 民事事件ニ付弁護士ニ対スル報酬ヲ當然訴訟費用中ニ包

含セシムルノ要ナキカ（必要ナキモノトス）

理由 民事訴訟當事者ヲシテ多額ノ費用ヲ負担セシムルハ現在ノ我カ民

情ニ適セサルモノト認ム、從テ二案トモ現行制度ヲ可トス

第二十 刑事弁護ニ付代表弁論ノ制ヲ設ケ又ハ弁護士ノ數ヲ制限

スルノ要ナキカ（必要ナキモノトス）

理由 輒近弁護士ノ弁論ハ重複ヲ避クルニ務メ、代表的弁論ニ向テ漸進

スルノ傾向アリ、特ニ法律制定ノ要ヲ認メス

第二十一 弁護士試補ノ制度ノ運用及其ノ數ノ統制其ノ他弁護士

制度ニ関シ考慮スベキ点如何

(一、) 試補修習ニ関スル費用ハ国費ノ負担トスルコト)

(二、) 修習ハ各控訴院所在地ノ弁護士会ニ於テ担当スルコト、但管内弁護士会ノ共同ニ之ヲ為スコトヲ得)

(三、) 試補指導員ハ担当弁護士会ニ於テ選任スルコト)

(四、) 指導員ハ (一) 弁護士道德ノ涵養 (二) 裁判実務 (三) 一般法律事務トシ其細目ハ担当弁護士会ニ於テ之ヲ定ムルコト)

(五、) 修習ノ方法ハ修養、講習、見学、実務練習等トスルコト)

(六、) 考試ハ弁護士会ニ於テ之ヲ行フモノトスルコト)

(七、) 考試ハ指導科目全部ニ付之ヲ行フコト)

(八、) 弁護士会ハ毎年其ノ試補修習人員ヲ司法大臣ニ申達スルコト)

(九、) 試補ノ採用ハ当該弁護士会ノ銓衡ニ依ルコト)

(十、) 弁護士試補ノ修習並考試ハ人格ヲ第一義トシ學術ヲ第二義トスルコト)

(十一、) 試補ハ担当弁護士会ノ推薦ニ依リ官選弁護訴訟扶助事件其他特殊事件ヲ取扱ヒ得ル途ヲ開クコト)

(十二、) 高等司法科試験ヲ弁護士試験ト検判事試験ニ分離スルコト)

第廿二 未決拘禁制度ニ関シ考慮スベキ点如何 (現在ノ刑務所以外ニ別ニ未決拘禁所ヲ新設シ娛樂其他ノ設備ヲ整ヘ相当自由ヲ

広島弁護士会沿革誌 (4) 昭和戦前編・上 (増田)

与フルノ要アリ)

理由 現在ノ刑務所ニ拘禁スルコトハ設備及法規上ニ於テ未決拘禁ノ目的ニ副ハサル憾アルヲ以テナリ

第廿三 刑務所ノ作業統制ニ関シ考慮スベキ点如何 (行刑ノ目的ヲ達スヘク適當ノ施設及統制ヲ要ス)

第廿四 少年法ノ不定期刑制度ノ運用ニ関シ考慮スベキ点如何 (少年法々条ノ適用ニ付キ不徹底ノ憾アル故同法ヲ活用スルノ要アリト認ム)

第廿五 釈放者保護事業ノ統制及助長ニ関シ考慮スベキ点如何 (司法保護法ヲ至急制定スルノ要アリト認ム)

第廿六 特別任用ノ判事補及検事補ヲ新設スルノ可否 (否決)

理由 イ、本案ノ如キハ裁判官、検察官ノ地位ヲ低下シ、裁判ノ威信ヲ害スルニ至ルノ虞アリ

ロ、裁判所書記ノ優遇方法ハ別途ニ其方策ヲ考究スヘキモノトス

第廿七 裁判所及検事局ノ書記ノ教養訓練ノ為講習制度ヲ設クル要ナキカ (必要アルモノトス)

理由 現在員ノ技能ハ司法諸般ノ事務ニ堪能ナリトスル能ハス、訴訟事務ノ渋滞、訴訟記録不正確等ノ一因モ亦茲ニ存スルモノト認ムルヲ以テ大ニ教養訓練ノ要アリトス

第廿八 正義衡平ノ国家的表徴トシテ莊嚴ナル大審院ヲ建設スルノ要ナキカ (必スシモ其必要ナシトセサルモ、之ト同時ニ全裁判所ノ整備ヲ期シ其威容ヲ高揚スルノ要アリト認ム)

八六七 (二六三)

理由 現在多クノ裁判所ハ其建築粗悪ニシテ他官署ニ比シ著シク威容ヲ欠如セリ、速ニ之ヲ整ヘサル可カラズ

「乙之部 広島弁護士会提案」

第一 裁判所構成法ヲ改正シ検事局ヲ裁判所ヨリ分離スヘシ

理由 司法権ノ公正独立ヲ確保スル為メ検事局分離ノ必要アリト認ム

第二 第一審裁判所ヲ総ヘテ単独判事制度トスヘシ

関連事項

一、地方裁判所及区裁判所區別廃止

二、判事ハ総テ弁護士ヨリ任用スヘシ

理由 イ、第一審裁判所ノ合議体ハ現時ノ状態ニ於テ其ノ実ナク、却テ責任ヲ分割シ且ツ事務ノ進捗ヲ妨クルヲ以テ熟練練達ノ単独判

事ヲシテ其衝ニ当ラシムル方遙ニ其效アルヘク經費亦大ニ節減

セラルヘシ

ロ、現行司法官養成方法ハ単独判事タルニ適切ナラサル憾アル

ヲ以テ老練練達ノ弁護士ヲ拔擢採用スルニ於テハ現在司法官採

用方法ニ優ルコト数等ナリ

第三 執達吏制度ヲ廃シ裁判所ヲシテ総テ強制執行事務ヲ掌理セ

シムヘシ

理由 現行制度ハ諸般ノ弊害發生セルヲ以テ之ヲ裁判所ノ直接事務ニ移

シ公正且ツ迅速ニ執行事務処理ノ途ヲ開クノ必要アリト認ム

第四 商事及金銭債務臨時各調停制度ヲ廃止スヘシ

理由 イ、調停制度ハ国民ノ道義觀念ヲ破壊ス

ロ、金融梗塞ノ結果ヲ生ス

ハ、不誠実ナル債務者ヲシテ悪用セシメ延イテ社会的平和ヲ破ル

ノ虞アリ

第五 司法官定年制ヲ廃止スヘシ

理由 輓近司法官ノ士氣一般ニ萎靡頽廢シ其職ニ堪フルト否トニ拘ハラ

スニ定年ヲ俟チ増加恩給ニ浴セントスルカ如キ傾向アリ

苟モ職ニ司法ニ在ル者ハ其年齢ノ如何ヲ問ハス自ラ其ノ職ニ堪ヘサ

ルコトヲ覺ラハ進ンテ引退スルノ高風ヲ涵養スヘク身体強健識見高

邁ノ偉材ハ飽迄優遇在職セシメテ深測タル士氣ヲ鼓舞シ以テ司法ノ

權威發揚ニ資セサル可ラス是レ精神的司法改善ノ源泉ナルヘシ

若夫レ依然定年法ヲ存置センカ、將來益々司法官ノ意氣ヲ消沈セシ

ムルカ如キ由々數禍根ヲ醸成スルニ至ルヘシ

第六 陪審法ヲ廃止スヘシ

理由 陪審制度ハ国民ノ要望セサルトコロニシテ且ツ現下ノ民情ニ適合

セサルモノトス

昭和一〇（一九三五年）

①司法制度改善に関する全国弁護士会答申（「新報」昭和一〇・一・

二五）

——重要問題はほぼ意見一致——

曩に小原法相より全国に亘り諮問された、司法改善に関する事

項は、客臘未までに大体答申済となつたが、今弁護士会左記四十

会の答申を見るに、左の通りである。

東京、第一東京、第二東京、大阪、京都、神戸、横浜、名古屋、高知、宇都宮、青森、山形、安濃津、宮崎、浦和、金沢、松山、樺太、岐阜、仙台、岡山、新潟、水戸、千葉、広島、佐賀、鳥取、奈良、大分、山口、長野、福島、長崎、大津、前橋、福井、札幌、秋田、松江、徳島

司法制度改善諮問に対する答申

第一 区裁判所ヲ第一審トスル民事及刑事ノ事件ノ上告ハ之ヲ控訴院ノ管轄トスヘキカ

答申 「其要なし」左記五会を除く外全部

「控訴院を可とす」金沢、松山、大津、宇都宮、岡山

第二 民事事件ニ付上訴(控訴、上告)ヲ適當ニ制限スルノ要ナキカ若シ其ノ要アルモノトセハ其ノ方法如何

答申 「制限の要なし」東京其他全部同旨

第三 民事事件中少額ノ請求ニ付夜間又ハ裁判所外ノ適當ノ場所ニ於テ裁判ヲ為スノ途ヲ拓クノ要ナキカ

答申 「裁判所構成法第百三条を活用すべし」第一東京

「夜間裁判所設置は適當なる方法なるときは之を可とす
裁判所外の場所に於ける裁判は不可なり」東京、青森、
金沢、長野、京都同旨

「其の要なし」第二東京其他全部

第四 輕微ナル刑事事件ニ付夜間裁判ヲ為スノ途ヲ拓クノ要ナキ

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

カ

答申 「被告人の希望に限定して其要あり」高知、金沢

「賛成」青森、長野、第二東京

「其の要なし」東京其他全部

第五 巡回裁判ノ制度ヲ設クルノ要ナキカ

答申 「其要あり」長野、前橋

「其の要なし」東京其他全部同旨

第六 少額ノ民事事件ニ付特殊ノ簡易訴訟手續ニ依ルコトヲ得ルノ途ヲ拓クノ要ナキカ

答申 「所謂特殊の簡易訴訟手續の内容如何に依りては其の途を拓くを可とすべし」東京、同旨高知、岐阜、長野、徳島

島

「其の要なし」第一東京其他全部

第七 民事及刑事ノ訴訟記録ヲ簡便ニスル方法如何

答申 「刑事は公判準備の必要に止め民事は更に詳密を要す」

第一東京、松山、仙台、千葉、名古屋、鳥取、札幌

「速記制度を採用すべし」青森、岡山

「洋紙とペンを用品べし」浦和、金沢

「不必要部分省略の要あり」長野、横浜

「現在以上簡便にする余地なし」東京其他全部

第八 民事判決ヲ為スニ当リ裁判所適當ト認ムルトキハ敗訴ノ被告ニ對シ期限ノ猶予、分割払其ノ他弁済方法ノ緩和ヲ図ルコト

八六九(二六五)

トヲ得ルノ途ヲ拓クノ要ナキカ(緩和ノ点ノミニ対スル不服ノ申立ハ非訟事件トシ決定ヲ以テ其ノ裁判ヲ為スコト)

答申 「其の要あり」 大津

「其の要なし」 東京其の他全部

第九 民事訴訟ニ付第二回ノ休止ヲ以テ訴ノ取下ト看做スモノト

スルノ要ナキカ

答申 「其の要なし」 全部

第十 現在各府県ニ分属スル司法警察ヲ全国的ニ統一スルノ要ナ

キカ其ノ他現行司法警察制度ノ改善ニ付考慮スヘキ点如何

答申 「前段統一の要あり後段亦改善の要ありと認む」 東京、第

二東京、高知、青森、山形、安濃津、浦和、金沢、松山、岐阜、仙台、岡山、新潟、神戸、水戸、佐賀、名古屋、鳥取、奈良、大分、山口、長野、福島、長崎、大津、福井、札幌、徳島、京都

「府県に分属統一の必要なし」 第一東京、宮崎、樺太、秋

田、広島

「一定人員を検事局に直属せしむべし」 千葉

「具体的制度を見れば意見を附し難し」 横浜

第十一 検事局ノ書記及雇ヲシテ司法警察官吏ノ職務ヲ行ハシム

ルノ制度ヲ一層徹底セシムルノ要ナキカ

答申 「其の要あり」 青森、金沢、岡山、神戸、水戸、名古屋、

奈良、長野、大津、大阪

「其の要なし」 東京其の他全部

第十二 大審院ニ於ケル事実審理ヲ廃止スルノ要ナキカ

答申 「其の要あり」 東京、第一東京、第二東京、宇都宮、松山、

岡山、新潟、神戸、千葉、名古屋、鳥取、山口、大津、

大阪、福井、札幌、秋田、仙台、京都

「其の要なし」 高知、青森、山形、安濃津、宮崎、浦和、

金沢、樺太、岐阜、水戸、広島、佐賀、奈良、大分、長

野、横浜、福島、長崎、前橋、徳島

第十三 予審ノ現状ニ鑑ミ之ヲ適當ニ改正スルノ要ナキカ若シ其

ノ要アルモノトセハ其ノ方法如何

答申 「予審制度は之れを全廢すべし」 東京、金沢、松山、山口、

福島、大津

「予審を公判下調手続に止め決定に理由を付せず」 第一

東京、千葉、岐阜、宮崎、松江

「弁護権行使の徹底を期す」 仙台、岡山、水戸、長野、京

都、広島

「当事者対立制度を確立すべし」 宇都宮

「予審判事を増員して終結を敏速にすべし」 安濃津、浦和

「其の要なし」 長崎

「改正するの必要あり」 第二東京、高知、青森、山形、樺

太、新潟、神戸、佐賀、名古屋、奈良、大分、横浜、大

阪、前橋、福井、札幌、秋田、徳島

第十四 刑事ノ公判手続ニ付裁判長ガ陪席判事ヲシテ被告人ノ訊

問及証拠調ヲ為サシムルコトヲ得ルノ途ヲ拓クヘキカ

答申 「拓クノ要あり」東京、高知、安濃津、浦和、金沢、松山、

樺太、岐阜、仙台、水戸、奈良、山口、長崎、札幌

「其ノ要なし」第一東京、第二東京、宇都宮、青森、宮崎、

岡山、新潟、神戸、千葉、広島、佐賀、名古屋、鳥取、

大分、長野、横浜、福島、大阪、前橋、福井、秋

田、松江、徳島、京都

第十五 輕微ナル刑事事件ニ付簡易手続(例ヘハ即決言渡)ノ制

度ヲ設クルノ要ナキカ

答申 「其ノ要なし」左記三会を除く外全部

「其ノ要あり」岐阜、奈良、長崎

第十六 違警罪即決例ニ依ル即決処分及略式命令ニ対シテハ正式

裁判ノ申立ヲ許スモ控訴ヲ許ササルモノト為スノ要ナキカ

答申 「其ノ要なし」全部同旨

第十七 地方裁判所ノ刑事事件ニ付聴取書ニ証拠力ヲ認ムルノ要

ナキカ

答申 「其ノ要なし」左記二会を除く外全部

「被告ノ利益ノ為ニのみ認む」宇都宮、青森

第十八 地方裁判所以上ノ民事事件ニ付弁護士強制ノ制度ヲ採ル

ノ要ナキカ

答申 「其ノ要あり」東京、第二東京、宇都宮、青森、山形、宮

広島弁護士会沿革誌

(4)昭和戦前編・上(増田)

崎、浦和、金沢、松山、樺太、岐阜、仙台、岡山、新潟、

水戸、佐賀、名古屋、鳥取、長野、長崎、福井、札幌

「其ノ要なし」第一東京、高知、安濃津、神戸、千葉、広

島、奈良、大分、山口、横浜、福島、大阪、前橋、

秋田、松江、徳島、京都

第十九 民事事件ニ付弁護士ニ対スル報酬ヲ当然訴訟費用中ニ包

含セシムルノ要ナキカ

答申 「現状に於ては其ノ必要なし」東京、第一東京、第二東京、

宇都宮、青森、安濃津、浦和、宮崎、樺太、仙台、神戸、

千葉、広島、佐賀、名古屋、鳥取、奈良、大分、山口、

横浜、福島、長崎、大阪、前橋、福井、秋田、松江、徳

島

「其ノ要あり」高知、山形、金沢、松山、岐阜、新潟、水

戸、長野、大津、札幌、京都

第二十 刑事弁護ニ付代表弁論ノ制ヲ設ケ又ハ弁護人ノ数ヲ制限

スルノ要ナキカ

答申 「其ノ要なし」左記二会を除く外全部同旨

「三人以上の場合其ノ要あり」岐阜

「代表制は不可、数の制限は可」鳥取

第廿一 弁護士試補ノ制度ノ運用及其ノ数ノ統制其ノ他弁護士制

度ニ関シ考慮スヘキ点如何

答申 「諮問末段弁護士制度に関する件は別に本会より答申す

可し前段弁護士試補の制度に関する件に付ては左の如く
答申す」東京

一、弁護士試補の事務修習は各地方裁判所々属弁護士会
(控訴院管内弁護士会共同担当も可)に於て之を担当
し其費用は国庫負担とすること

二、試補採用の人員は各弁護士会之を決定し司法大臣に
通知すること

三、指導課目は(一) 弁護士道德の涵養人格の修養を第
一とし(二) 判例學術の研究(三) 担当弁護士に就き
一般法律事務の修習を為す

四、試補指導員及担当弁護士の選任及試補の考試は弁護
士会之を行ふ

本問は各会共概ね司法官弁護士会長會議に於ける答申通
り

第廿二 未決拘禁制度ニ関シ考慮スヘキ点如何

答申

「一 未決勾留(検事の強制処分及警察の勾留を含む)の
日数は有罪判決の場合総て本刑に通算すること、二 未
決と既決とを全然区別し未決者に対しては刑務所なる名
称を使用せざる場所に勾留すること、三 未決の被勾禁
者は待遇を改善し可及的自由を与ふること」東京、同旨
高知、宇都宮、山形、安濃津、宮崎、金沢、松山、樺太、
岐阜、仙台、新潟、神戸、水戸、広島、名古屋、長野、

横浜、福島、長崎、大阪、前橋、札幌、秋田、徳島、京
都

「勾禁せざるを原則とし勾留の更新を一ヶ月とすること」
第一東京、同旨青森、浦和、仙台、岡山、千葉、佐賀、
鳥取、奈良、山口、長野、大津、福井、松江

第廿三 刑務所ノ作業統制ニ関シ考慮スヘキ点如何

答申

「在監者の将来の生計を主眼とし民業を圧迫せざる程度
に於て其作業を統一し司法省に之が統制機関を設置し註
文の平均配賦は勿論就業者の移動工賃の統一能率の増進
を期すべきなり」東京、同旨第一東京、第二東京、高知、
松山、樺太、岐阜、仙台、神戸、千葉、広島、山口、横
浜、大津、大阪、福井、秋田、松江、徳島、京都、其の
他は意見なし

第廿四 少年法ノ不定期刑制度ノ運用ニ関シ考慮スヘキ点如何

答申

「少年法不定期刑制度に關しては弁護士、判検事、宗教
家、教育家、府市の社会局員等より委員を挙げ充分其者
の素行、性質等を調査し適當なる方法の下に本制度運用
の実を挙げへし」東京、同旨第二東京、大阪、前橋、札
幌、京都、秋田
「少年審判官を採用すへし」第一東京、同旨松山、千葉、
横浜

第廿五 釈放者保護事業ノ統制及助長ニ関シ考慮スヘキ点如何

答申 「釈放者保護の機関として民間に幾多の保護団体あり、

内には相当内容も充実し真面目に之が保護指導に任ずるものありと雖も又一方社会事業に名を藉り政府の助成金と慈善家の喜捨を目的とする団体亦絶無なりと言ふへからず、依て此等機関を統一し司法省の指導の下に釈放者に経済的安定を与ふることを主眼とし指導宜しきを期すへきものとす」東京、同旨第二東京、安濃津、宮崎、浦和、樺太、岐阜、新潟、佐賀、大阪、前橋、福井、札幌、京都

「国家事業とすへし」第一東京、高知、金沢、松山、仙台、千葉、名古屋、鳥取、奈良、大分、山口、秋田、松江、徳島

第廿六 特別任用ノ判事補及検事補ヲ新設スルノ可否

答申 「其の要なし」東京、第一東京、山形、金沢、松山、岐阜、

仙台、新潟、水戸、千葉、徳島、鳥取、奈良、大分、山口、福島、長崎、大津、前橋、福井、札幌、京都、秋田、松江、徳島、広島

「可とす」第二東京、宇都宮、安濃津、宮崎、浦和、樺太、岡山、神戸、佐賀、名古屋、長野、横浜、大阪

第廿七 裁判所及検事局ノ書記ノ教養訓練ノ為講習制度ヲ設ケク

ル要ナキカ

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

答申 「其の要あり」左記六会を除く外全部同旨

「其の要なし」宇都宮、山形、宮崎、松山、岐阜、徳島

第廿八 正義衡平ノ国家的表徴トシテ莊嚴ナル大審院ヲ建設スル

ノ要ナキカ

答申 「其の要あり」東京、第一東京、第二東京、高知、宇都宮、

安濃津、宮崎、浦和、金沢、樺太、仙台、岡山、水戸、千葉、広島、名古屋、鳥取、大分、長野、長崎、大津、前橋、松江、

「其の要なし」青森、山形、松山、岐阜、新潟、神戸、佐賀、奈良、山口、横浜、福島、大阪、福井、札幌、徳島、

京都

諮問以外の希望事項

一、司法省を廃止し其の事務を大審院長及検事総長に分属せしむること(東京)

二、検事局を裁判所より独立分離するの制度を確立すること(東京、第一東京、第二東京、松山、新潟、名古屋、大分、広島)

三、司法官は総て相当弁護士事務に従事し経験ある者より採用する制度に改むること(東京、第一東京、第二東京、宇都宮、青

森、浦和、松山、名古屋、大分、広島)

四、台湾、朝鮮等の殖民地に於ける裁判の統一を期する為め裁判所構成法を同地に施行する様制度の改善を行ふこと(東京)

五、司法裁判所と軍法会議との交渉法を設くること(東京)

- 六、家事審判所を設置すること（東京）
- 七、現行各種調停法を廃止し之に代ふるに民事訴訟法の和解及仲裁手続を改正拡張し事件を処理すること（東京、同旨第一東京、第二東京、浦和、神戸、大分、広島）
- 八、人事相談所に於て為す民事事件（商事、人事共）の調停を絶對に廃止すること（東京）
- 九、民事裁判所に於ける工業所有権に関する事件は特別の部を設けて審理すること猶工業所有権侵害事件捜査に付ても専門の檢察官をして之を取扱はしむること（東京）
- 一〇、区裁判所刑事事件に付ても検事司法警察官の聴取書を以て証拠と為すことを得せしめざること（東京）
- 一一、官選弁護士は必ず弁護士中より選任し相当の弁護料と費用を支給すること（東京、山形）
- 一二、刑法第九十五条第一項を左の通り改むること
裁判、檢察、警察の職務を行ひ又は補助する者其職務を行ふに當り刑事被告人其他の者に対し暴行凌虐欺瞞脅迫其他不当なる行為を為したるときは三年以下の懲役又は禁錮に処す（東京）
- 一三、裁判の威信を發揚し司法権の獨立を徹底せしむる為め大審院長を天皇の直隸とし之をして裁判事務及裁判所の人事を管掌せしむること（第一東京、名古屋）
- 一四、司法大臣は檢察事務に關与せざる制度に改め以て檢察事務の厳正公平を期せしむること（第一東京、名古屋）
- 一五、陪審制度の立法趣旨を徹底せしむる為め陪審に附すべき事件の範圍を拡張し控訴を許し費用を国库の負担とする等陪審法に適當なる改正を加ふること（第一東京）
- 一六、司法権の威信を保持し國民の便益を図る為め適宜地方裁判所及区裁判所を増設すること（第一東京）
- 一七、民事裁判の執行を適正ならしめ裁判の威信を保持する為現行執達吏制度は之を廃止し、國家機關に依り裁判を執行せしむること（第一東京、同旨第二東京、松山、名古屋、広島）
- 一八、司法官の優遇の途を拓くこと（第二東京）
- 一九、弁護士会は五百名を限度とし一会を組織せしむること（第一東京）
- 二〇、特殊の智識を要する事件に付ては専門家をして事件の審理に關与せしむること（宇都宮）
- 二一、判檢事にも講習制度を設くること（同上）
- 二二、民事、刑事の一審を各單獨制とすること（青森、大分、広島）
- 二三、法廷の判檢事席を当事者と同一にすること（青森）
- 二四、弁護士の欠格条項は現行法と同様に修正すること（同上）
- 二五、弁護士には接見禁止を為さざること（同上）
- 二六、被疑者の訊問には必ず調書を作ること訊問は執行時間内に限ること（同上）
- 二七、被疑者の承諾に名を藉る留置は之を許さざること（同上）

- 二八、区裁判所にも弁護士強制主義を採用すること（山形）
- 二九、検事局をして不起訴記録の取寄に应ぜしむること（同上）
- 三〇、弁護士の職務区域を定むること（浦和）
- 三一、弁護士の地位待遇を向上せしむること（同上）
- 三二、陪審制度は撤廃すべし（松山、新潟、神戸、広島）
- 三三、供託局を廃止すべし（神戸）
- 三四、民事準備手続を廃止すべし（同上）
- 三五、司法官の定年制を廃止すべし（広島）
- 三六、人権保護制度を確立すべし（名古屋）
- 三七、司法科試験制度を改正して司法官と弁護士試験を分離すべし（同上）
- 三八、予審制度を改善し人権蹂躪の弊を防止すべし（同上）
- 三九、執行妨害者処罰法を制定すべし（大分）
- 四〇、判事の転勤保障制度を廃止すべし（大阪）
- 四一、民事準備手続実施調査会を設置すべし（同上）
- 四二、各種停法改善調査会を設置すべし（同上）
- 四三、人身保護法を制定すべし（同上）

（注）「司法制度改善に関する全国弁護士会の意見（其一）」（其四）

〔法曹公論〕第三九卷第一号（第四号、昭和二〇・一〜四）に、次の弁護士会の答申が収録されている。（其一）東京、第一東京、第二東京、浦和、水戸、宇都宮、京都、大阪。（其二）奈良、安濃津、岐

広島弁護士会沿革誌（4）昭和戦前編・上（増田）

阜、広島、岡山、長崎。（其三）福岡、大分。（其四）鹿児島、青森、函館、樺太。

昭和一一（一九三六）年

⑫全国弁護士大会（「新聞」昭和一一・一一・五）

盛会を極めた全国弁護士大会

——東京弁護士会及日本弁護士協会の主催下に十一月一日於東京弁護士会館——

昭和十一年十一月一日同二日に跨り、東京弁護士会及日本弁護士協会の主催の下に、檄を全国弁護士会に飛ばし、主催地東京に於て、大規模の全国弁護士会、之と時を同うして日滿法曹協会第三回の総会を行ったが、両日共に小春日和で両会共に参会者頗る多く、真に空前の盛会であった。

十一月一日午後一時より、東京弁護士会及日本弁護士協会の主催で、東京弁護士会館三階楼上に全国弁護士大会が開かれた。同日は、午前十時前より先づ予備会議を開き、議事部長として岡本實太郎氏より予備会議座長を定むる議を出し、満場一致で法博猪股淇清氏を座長に推薦し、猪股座長挨拶の後、直に議案整理に就てはかる所あり、主催者側より提出のものに各地方提出分を合流せしめ、独立の議題とせざること、し、正午閉会。こゝに昼食休憩を為して、記念写真撮影。午後一時より本会議に移ったが、議案の決議に入る前に、中川会場部長の指揮で、君が代奉唱、次で

乾東京弁護士会長の勅語奉読ありたる後、全委員長作間耕逸氏より懇勸莊重且明快に堂々たる開会の挨拶ありし後、議案の討議に就き議長推薦の議を出し、東京弁護士会長法博乾政彦氏を議長に推薦し、其の予備的議長として大阪弁護士会長森下龜太郎氏を推薦し、孰れも満場一致の賛成を得たので、こゝに乾議長入れ替り、各議案に就き一瀉千里の勢を以て決議した。議案は左の如し。

第一、司法官タル資格ハ之ヲ十年以上弁護士ノ職ニ在ル者ニ限ル制度ヲ確立スヘシ(説明者法博乾会長)

第二、司法機關ノ一大拡充ヲ断行シ司法權第一主義ヲ實現スヘシ(説明者吉田三市郎氏)

第三、産業立法ニ関シテ違法又ハ不当ノ処分ニ対スル行政又ハ司法裁判上ノ權利救済ノ方法ヲ確立スヘシ(説明者作間耕逸氏)

第四、人權蹂躪ヲ根絶スル為メ左記ノ各項ヲ実行スヘシ(説明者田坂貞雄氏)

一、裁判所構成法ヲ改メ裁判所ト検事局ヲ分離シ庁舎ヲ分置スルコト

二、捜査ノ非違不当ヲ匡正防止スル為メ適切独立ナル監察機關ヲ設クルコト

三、拷問其ノ他人人權蹂躪事件ニ関シテハ特ニ直接監督者ノ責任ヲ嚴ニシ多年ノ陋習ヲ一掃スルコト

四、行政執行法其他ノ行政処分ニ依リ又ハ刑事訴訟法第二百三条ニ該ラサル場合ニ人身ヲ拘束シテ為シタル捜査行為及之

ニ基ク起訴手續ハ無効トシ且流職罪トシテ違反者ヲ処罰スルコト

五、未決勾留者ノ親族又ハ弁護人ハ何時ニテモ本人ノ健康診斷ヲ請求シ得ル制度ヲ設クルコト

六、勾留ハ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ノ被疑者ニシテ必要已ムヲ得サル場合ニ限り之ヲ為スモノトシ苟モ其ノ必要ナキニ至リタルトキハ直ニ釈放シ其趣旨ヲ徹底セシムルコト

七、勾留処分ハ具体的理由ヲ附シタル決定ヲ以テシ之ニ対シ不服申立ノ方法ヲ認ムルコト

八、未決勾留日数ハ全部本刑ニ通算スルコト

九、不起訴処分アリタルトキハ勾留ニ対シ一般ニ相当額ノ補償ヲ為シ免訴無罪ノ判決アリタルトキハ更ニ名譽回復ノ方法ヲ講スルコト

十、捜査中ハ秘密ヲ嚴守シ被疑者ノ名譽ヲ保護スル為メ特ニ掲載ヲ許可シタル場合ノ外之ヲ發表セサルコト、シ違反者ニ対シ適切有效ナル取締規定ヲ設クルコト(刑事訴訟法第四百四

四条参照)

十一、捜査中ト雖モ弁護人ヲ附シ書類ノ閲覽、証拠提出等被疑者ノ利益保護ノ制度ヲ設ケ起訴後ハ固ヨリ捜査中ト雖モ弁護人トノ接見ヲ禁止セサルコト

十二、捜査官及未決勾留所ハ未決者ヲ常ニ被疑者トシテ取扱ヒ勾留所ノ施設ヲ改善シ必要以外其自由ヲ認メ且社会ヲシテ之

ヲ犯罪人ト同一視セシムル風習ヲ一掃スルコト

十三、捜査官ノ素質ヲ改善シ品位ヲ向上シ能率ヲ發揮セシムル
為メ適當ノ制度ヲ設クルコト

十四、捜査官ノ大増員ヲ為シ人員不足ヨリ生スル現在ノ欠陥ヲ
除去スルコト

十五、違警罪即決例ヲ廢止シ代フルニ簡易裁判ノ制ヲ設ケ勾留
刑ノ執行ハ必ス之ヲ刑務所ニ於テ為スコト

第五、現行調停制度ハ之ヲ全廢スヘシ（説明者法博猪股淇清氏）
第六、民事事件（商事人事共）ニ関スル警察署ノ人事相談ヲ全廢
シ之ニ代フルニ裁判所又ハ弁護士会ニ於ケル司法的社會施設ヲ

以テスル新制度ヲ確立スヘシ（説明者谷村唯一郎氏）

乾議長の挨拶梗概

「在野法曹としては、国家の為に、奮つて司法の革新改善の為に
寄与する所あり、以て非常時難局の打開に、一臂の力を添へねば
ならぬ。廣田内閣重要政綱の一つに、司法の制度の革新を期して
居るが、時恰も在野法曹が、十数年数十年の努力を払つて制定の
運びに至らしめたる、新弁護士法漸く施行せられたるを以て、之
を記念し、之を祝賀する為めに、この好機を逸せず六千五百人を
網羅する全国弁護士大会を開き、重要な司法国策を決議し、以
て与論を喚起し、司法権の田滿なる運用と貢獻を為すことは頗る
必要なりとは、我東京弁護士会の一致する意見であり、又日本弁
護士協会の共鳴する所である。この大会を開くことは、曩に司法

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

官会同の際、各地弁護士会長は既に双手を挙げて賛成した所であ
る。爾來吾人は、この開会に關して大に努力して來たが、帝國弁
護士会及第一、第二の東京弁護士会の賛成を得ざりしことは、洵
に遺憾とする所である。しかしながら、吾人は依然全国弁護士一
致の必要を痛感するもので、この上とも失望せずして努力を続け
たいと思ふ。

以上の次第なるにも拘らず、全国六千五百の同僚が、北は北海
道より西は北海道まで、將た又朝鮮より台湾より、皆千里の道を
遠しとせずして、參集せられたることは、實に感謝の念に堪へざ
る所である。」

かくて、議案の議に入らんとせし際、猪股委員長より、予備会
議の結果を報告し、次で提出の議案を朗読せし後、次回の全国弁
護士大会は関西の中心地たる大阪に於て開催したいとの建議あり、
之に対し大阪弁護士会側より、成るべく之が實現に就き尽力せん
ことを言明したと報告した。于時午後一時四十四分。かくて議事
に入る。

第一議案は、乾会長説明し、大分の安東吉郎氏、静岡の中西惣
三郎氏賛成の意を示し、この間、甲府の林貞夫氏は、残る時間の
不足を慮りて賛成演説権を抛棄し、乾議長は敢えて賛成演説の時
間を制限せざるも、この後二十余名の發言申出ありとて、暗に演
説の簡潔を望み、直に満場一致で可決。

第二議案は、吉田三市郎氏説明、広島池田寛作氏、名古屋の

八七七(二七三)

大喜多寅之助氏、金澤の豊島武夫氏の賛成演説あり、満場一致で可決。

第三議案は、作問委員長説明に入るに先ち、地方より上京せる會員一人の賛成演説者なきを以て、其の趣旨を徹底せしむる爲めに詳細説明したとして、大体左の如き説明があつた。「産業政策の経済統制につれて、その機構の下に成立する法律は、共同の利益の爲に一部の利益を犠牲とするのであるが、其の制度の運用に關し、産業団体の自由に放任し、動もすれば団員又は第三者の当然受くべき正当なる公権私権を無視し、又は過度不公平に制限抑圧するを意とせざるに至る。かくの如きは、まさしく立憲法治の本義にもとり、大切の権利を蹂躪するものである。現行の行政救済制度は、今尚、旧来の行政訴訟又は訴願に附けてある制限と条件を墨守し、最近の産業立法も民事訴権を認めざる傾きにある。従て、違法不当に權益を侵害せられる者を救済する道なく、権力の前に屈し、威圧の下に泣くもの少からざるは、吾人法曹の看過されない所である。之に対して、正当なる権利の回復と其の損害を賠償する方途を講ずるは、吾人法曹の任務である。仍て、こゝに其の方策の一として、或は一般的に訴訟又は訴願の範圍を拡大し、或は民事關係法に、権利回復、損害賠償の訴権を確認し、特に産業統制の下に於ける当該団体の違法不当の措置に対し、被侵害者に与ふるに、司法若くは行政裁判の手續による、權益救済の途を以てするは、刻下の急務であらねばならぬ。」

之に対し、岡本實太郎氏立つて賛成の意を表し、大体左の如く演説した。「産業立法は、国民の財産の利害休戚に繋ること大、各種の行政立法を取扱ふ官憲、公吏の違法は、訴願訴訟は設けても、その内容を見るに、単に訴願のみを許して、行政訴訟を許さず、之を許しても範圍頗る狭し、或は訴願又は訴訟の一しか出来ない。又、異議の手續をせざれば訴訟を許さず、或は異議のみを許し、或は各種組合費用の分担のみに付て之を許す。かくの如く、区々にして適従する所を知らず。異議の採決に期間なければ、調査に名を藉り二年三年と永引く、それでは申立者は疲れて放棄するやうになり、行政訴訟をあきらめる。而して、つまり実行を抑制せらるゝ形となる。それに、組合当事者と官憲と往來實際する關係上、案件も理事者に動され易い弊害もある。是を以て、異議、訴訟、訴願に貫通する法規を設くる必要が起つてくると考へる。宜しく、立法化して遺憾なからしめられたい。」と賛成の意を表し、満場一致で可決。

第四議案は、田坂貞雄氏説明し、本案は十五項目に分れ盛り沢山のもの、内容は可なり具体的のものであり、最も人氣を集め、賛成演説も亦甚だ多数で、私から蛇足を加ふる必要もあるまいが、唯一言とて、明治、大正、昭和の今日まで叫ばれて来た、この問題は意外千万にも最近益々甚しく、怨嗟の声は天下の巷に満つ。これ実に、聖代の汚辱なりと説明し、仙台の伊藤三秋氏、京都の奥谷繁氏、静岡の鈴木信雄氏等何れも大賛成の演説をすると、意

外にも大阪の森下龜太郎氏より、訂正演説と来た。森下氏はいふ。「十五項目中、七、八、九、十の四項目は、検事の捜査発動を鈍くする嫌あり、更に十一の項目、更に十二の項目に就ては、前者は余りに捜査を妨げ、後者に至つては全く社会教育の観がある。学生大会の決議とも事異れば、今少し考查しては如何。但、その他の各項は双手を挙げて賛成する云々。」

その議は留保せよと叫ぶものあり、賛成者なし動議不成立と呼ぶものあり、議場轟然、この時森下氏はこの議場には規定の賛成を要せずと怒号、亦岡本實太郎氏はしばらく議長に一任したしとの動議を提出せしも、其の必要なしとの口々の声に葬られしが、乾議長は採決しますとて、森下氏の説の賛否を問ふや、賛成者なくこれ又原案に可決。

第五議案は、猪股委員長説明、賛成者五名に上ほり、他の議案に比し殆ど二倍の多きに達した。大阪の森下龜太郎氏、神戸の山本登氏、甲府の藤田馨氏、岡山の小山美登四氏、前橋の山田岩次郎氏と続々賛成演説ありしに、一人京都の奥谷繁氏は、調停法のわるいといふのは運用の罪だとの議を出したが、一人も立つて賛成するものなく、そのまゝ、原案可決となる。

この賛成演説中、甲府の藤田氏は、甲府管内の実害なりとて、調停委員顔触れの素質悪劣と調停委員研究会の行為等詳細に亘り攻撃した。

第六議案の議にかゝりし時間には、議場のや、弁舌に厭きたる

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

観ありしを以て、谷村唯一郎氏説明を省略して、時間の関係上書面に譲るが、唯一言したいことありとて、左記の如く述べた。「この問題は、実行あるのみで、敢て法律制度の改正を要せず、司法大臣の意見如何にて、内務大臣に交渉して、決定し得ら、ものなれば、速かに全廃を期せん。而して、其の相談所は改正弁護士法に依り法律扶助の方法にて足れり」云々。

かくて、青森の中西西藏氏、新潟の林徳太郎氏、鹿児島野村不二氏の賛成演説あり。これで、議事は完全に結了した。

この時、司会者より、下関の藤本直次郎氏着京々々不幸遠逝せられたるを以て、議長指名の一人に哀悼の表示を為さしめられたしとの動議を提出し、議長は直に之を嘉納し、作間耕逸氏を指名す。作間委員長は、沈思一番の後、徐ろに立つて、ねんごろに哀悼の意を述べ、議事の幕を閉じた。于時午後四時。

この時、猪股日本弁護士協会委員長の発声で、両陛下の万歳を三唱し、又閉会の辞を述べ閉会した。

これより、ちりぢりに、当日の大懇親会場たる、目黒雅叙園に車を走らせ、少時休憩の後、小唄(喜代三、勝太郎)、舞踊(藤間勸素蛾)、講談(伯龍)等の余興を終り、午後七時から宴席に移り、宴酣にして、東京弁護士会長乾委員長の挨拶及乾盃あり、続いて日本弁護士協理事猪股委員長の開宴挨拶あり、大阪を代表して森下龜太郎氏の挨拶あり。

「折角中央の土地で本会を開催して、弁護士全部を包容する。」

八七九(二七五)

との出来なかつたことは、まことに遺憾である。他の弁護士団体が感情に囚はれての結果か、本会主催者の誠意足らざるの結果か、我大阪弁護士会は、次回の大会を引受くる以上は、誓つて天下の弁護士を網羅する会合たらしむべし、庶幾くは協力ありたし。」との趣旨の意見を開陳し、満場の大拍手を浴びた。

次に、来賓側に於て、林法相より左の如き挨拶があつた。「社会の実状に鑑みたる現内閣は、組閣の当初、国憲国法の尊厳を保持することを声明した。而して、其の保持は、司法のはたらきに依るの外なし。現在の社会は、司法の正しきはたらきに待つもの頗る多し。吾人は、為すべきこと、為すべからざることを取捨し、その為すべきことに対し、献身努力し、使命の達成を期せねばならぬ。その達成の為に、朝野法曹の協力一致こそ、根本の条件であると思ふ。若し朝野法曹に於て、意志の疎隔あらば、各方面に種々の故障起り、到底使命を達成する能はざるやうになるであらう。幸にして、近來朝野の法曹の間は、極めて円満に協力して、司法の向上発展の為に勵進して居ることは、まことに欣快に堪へざる所である。」

次に、挨拶せる裁判所側代表皆川東京控訴院長の要旨は如左。

「現代の諸国で、大小に拘らず、法曹が団体組織を有せざるものなし。其の団体組織中、米国のそれは世界で最大にして、最も力強いものであると思ふ。其組織は全国に亘つて居り、組織員も朝野の法曹を網羅して居る。其運動に就て、一九二四年私が米国視察

せしとき、多大の便を与へし米国の或大学教授は言つた。今日米国の政治を動して居るものは、銀行家の団体と法律家の団体である。現日本に於ては、軍部が国政を動かして居るかどうか、私の知る所に非るも、軍部が政治を動かして居る如く批判するもの尠くない。それと同じやうに、当時の米国に於ては、法曹が政治を動かしてゐるとて、種々の批判を聞いた。私は、之を聞いて大に考へさせられた。軍部が銃後の兵力を念とすることの当然なる如く、法曹が法廷に於て正義を主張し、司法の背後に於ける国家社会の正義につき、考慮と関心を持つことも亦固より当然である。法曹は、法廷に於て個々の事件を取扱ふ以外に、国家社会の一般事項に多大の留意を払はる、ことに、深く敬意を表する。従て、将来この種会合が原動力となりて、我國の進運に寄与する所あることを期待し、深く敬意を表する。」

次に、挨拶せる検事長金山季逸の要旨は如左。「私は、皆さんと立場を異にする関係上、皆さんの決議に直に同意を表する能はざる点もあるが、其の決議を生み出した過程となつてゐる、現時の司法制度に幾多改良を要する欠陥あることに付ては、同感のものである。現代諸種の制度は、到るところ行詰つてゐることは、何人も認むる所、故に庶政改革といふことは、朝野の要望となつてゐる。司法制度に付ても、この点を痛感する。今は古い語となつたが、法律の社会化とか裁判の民衆化とかいふことは、いつも唱へられてゐる。要するに、法律と裁判は、社会の秩序を維持し、

民衆の安寧と幸福を保持せんとし、又保持して居るので、必ず社会生活と一致せねばならぬものであることは論を俟たず。故に、司法部に於ても、これだけは須臾も念頭を離さず、苦心研究を重ねてある所である。私はこの機会に、更に附加したいことは、法曹の民衆化といふことである。換言すれば、民衆は吾人に親みを以て見て居るかどうか、民衆は在朝在野法曹に対しては、いかにも鬨を高く視て居りはせざるか、若し在朝在野の法曹が、今一層社会民衆と親みあるものならば、今日の大会に在りし如き、調停制度とか警察の人事相談とかが、立ちどころに消散するであらう。今日か、る制度の存置する余地のあるのは、吾人自身大に顧る所なければならぬと考へる。私は、一日も早く法曹の民衆化を実現する時代の来らんことを切望する。」

これより、五十嵐宴会部長は、地方会員の中より指名し、五分間演説を乞ふこととし、仙台の渡邊乙郎氏、金澤の豊島武夫氏、名古屋の加賀喜久治氏、松江の渡邊輝彌氏、札幌の村田不二三氏、旭川の杉村芳孝氏、朝鮮の藤田幸一氏、水戸の貝塚徳之助氏、広島の高川秀作氏、鹿児島野村不二氏等、短時間ながら特色を發揮し喝采を博した。特に、松江の渡邊輝彌氏の如き、本年実に八十九歳の高齢で、指名によりて「く」の字の身体を附添に伴はれて、マイクの前に立ち、言はんと欲して言ふ能はざるもの、如く、満堂の視線を一身に集中し、黙々と其の口を開閉し、水を飲み咳一咳すること少時、人生に大切であると感ずるもの、即ち人と人

との交際、国と国との交際、親子兄弟夫婦の交際、皆同じだ、分ったかといったやうな切れくゝのことをいひ、若いものでは人生は分るまい、百歳近くにならぬと分らぬと思ふ、是も分ったか、はい、これで御免を蒙る、と述べて、満場を哄笑させたことなぞは、他では見られぬ情景であつた。散会は、午後九時。

当日の来賓は、林司法大臣以下、在朝法曹、全国の地方弁護士会員、遠くは鹿児島や北海道、乃至朝鮮や関東州より来会、それに偶々来朝せる満洲国朝野法曹等約二百名、在京会員の出席者約四百名、合計六百名に上る大懇親会であつた。尚、地方弁護士会より出席せる氏名は、左の如くである。

全国弁護士大会地方出席者氏名（注、敬称略）

〔東京控訴院管内〕（横浜）吉住英三、高山綱城、稲木延雄、加藤外次、伊藤五郎、（浦和）畑義三、小島周一、關口昌佐、若林祐三郎、山崎弘道、奥田三之助、伊藤晋吉、長島卯十郎、會田惣七、山本角太郎、（千葉）杉山彌太郎、一瀬房之助、三枝重太郎、安東國次、（水戸）貝塚徳之助、宇留野義彦、野口利一、林賢之助、島村次男、關根正、高橋一郎、木村市太郎、橋本正男、伊藤鹿治郎、中島宇吉、長塚忠策、高山和雄、中山好一、鈴木五郎、宮代又治、川村義比古、小松崎廣嗣、淺野昌一郎、（前橋）山田岩次郎、小川彦衛、鈴木幸四郎、中山與三郎、松本一男、吉田禎祐、中曾根貞良、水島治雄、池田光之丞、齋藤秋造、（静岡）中島源吉、菊池邦三、中西惣三郎、松井恭太郎、村松藤吉、鈴木信雄、金子敏男、根上信、（甲府）原團次郎、濱口永雄、林貞夫、原總司、白井徳次、長田育藏、原芝彦六、青柳孝、

皆川健夫、森田愛次郎、藤田馨、(新潟) 松本久壽太郎、松井郡治、長谷川寛、松本弘、瀧澤壽一、今成留助、伊藤龜久二、林金次郎、林德太郎、
 「大阪控訴院管内」(大阪) 森下龜太郎、大月伴、田中昌治、田中依男、板野友造、川崎齋一郎、村野美雄、竹西輝雄、内藤正剛、根矢庄次郎、原田好郎、森田定治郎、一松定吉、掛曾我、小谷勝重、(神戸) 濱野徹太郎、岩佐權二、(京都) 栗田鋤一郎、山内暉雄、奥谷繁、(大津) 下村源五郎、
 「名古屋控訴院管内」(名古屋) 永田安太郎、大喜多寅之助、高田銀一郎、南館文一郎、加賀喜久治、鬼丸義齋、岡本照吉、久田量馬、高井吉兵衛、澤田鯉二郎、近藤亮太、鈴木金一、宮崎巖雄、加藤高允、杉本時三郎、吉田吾市、水越政雄、判治仙吉、(安濃津) 長井源、山田寛、(金澤) 北山八郎、豊島武夫、重山徳好、村澤義二郎、吉井政治、(福井) 辻岡質、(富山) 山本正太郎、山本三次、(岐阜) 下條勇三郎、大道寺慶男、
 「広島控訴院管内」(広島) 香川秀作、岡田陸藏、永井貢、三浦強一、池田寛作、(松江) 渡邊輝彌、草光義實、(山口) 古賀徳太郎、筒井禎一、(岡山) 小山美登四、藤井萬吉、家本爲一、中江一也、花房和平太、
 「長崎控訴院管内」(大分) 安東吉郎、伊東三雄、(熊本) 三淵勝、(鹿児島) 谷山雷、野村不二、伊東宣男、
 「宮城控訴院管内」(仙台) 佐々木幸助、岡本共次郎、宮澤清作、渡邊乙郎、飯塚千尋、菊池養之助、田中徳次郎、成田篤郎、袴田重司、伊藤三秋、篠塚宏、三島保、清野安、福島一郎、西澤寛次郎、椎名興作、佐藤達夫、大久盛、遠藤求、大川修造、庄司作五郎、佐藤軍三郎、逸見惣作、原田吉衛、(山形) 藤田常光、(盛岡) 工藤祐造、佐藤邦雄、平井三郎、石川金次郎、河

野喜藏、菅原勇、(秋田) 高橋唯雄、(青森) 中西西藏、三上直吉、(福島)

北川次男、田村政芳、遠藤一、保田覺治、小島智誓、

「札幌控訴院管内」(札幌) 村下不二三、納谷信造、(函館) 登坂良作、(旭

川) 大塚守穂、杉村芳孝、宮原友吉、竹原五郎三、

「朝鮮」(海州) 藤田幸一、(滿洲) (奉天) 小山令之

全国弁護士大会の役員(注、省略)

尚、翌二日午前九時半より、左記手別によりて各当局者を歴訪、

大会の決議文を手交し、其実現を要望した。

第一、廣田総理大臣、藤沼内閣書記官長、大蔵大臣秘書官

委員長作間耕逸外六委員

第二、林司法大臣

委員長乾政彦外六名

第三、潮内務大臣、石川警視總監

委員長猪股淇清外六委員

(注) 全国弁護士大会については、『法曹公論』全国弁護士大会記念号

(第四〇巻第一一号、昭和一一・一二)がある。なお、帝国弁護士会

は、「時報」全国弁護士大会とは「正義」昭和一一(二月号)に

おいて、日本弁護士協会および東京弁護士会が帝国弁護士会、なら

びに第一東京、第二東京両弁護士会と事前の協議もなく、全国弁護士大会を開催したと非難している。

昭和一二（一九三七）年

⑬日本弁護士協会広島支部発会式（公論）第四一卷第二号、昭和一二（二一）

広島支部発会式の記

広島支部 みうら生

一、教育会館に於ける法律大講演会

広島支部のこと定まると共に日本弁護士協会本部は、支部発会地に於ける対社会的呼び掛けの第一歩として、支部開設地たる広島市に、先づ法律の本質、裁判の使命並に法律家の職責に関する教育者講演大会の開催を發意せられたが、其の時宜に適したる企画は、広島県教育会、広島市教育会、広島弁護士会の共鳴するところとなり、茲に日本弁護士協会、広島弁護士会、広島県教育会及広島市教育会の花々しい聯合主催名義の下に、教育者法律大講演会の計画成り、協会本部は東京弁護士会長乾政彦博士に乞ひ、博士の剴切透徹なる法律講演陣を広島教育者大衆の前に進めることとなつた。蓋し、日本弁護士協会が、広島の地に於て社会的にデビューすることは、之を以て嚆矢とし、広島弁護士会が昭和十一年九月二十八日新立以來是亦対外的活躍の第一歩であつて、在野法曹団側の氣勢も啻ならざるものがあつた。講演会は、支部発会式を翌日に控へて、その前奏曲として、一月九日の土曜日其の名も広島県教育会館に於いて開かれた。來集する者は、広島市教員六百人、之れに広島県師範学校生徒二百人をも加えて、満場文字通り立錫の余地を剩さず、若き女性教育者二百名を点綴したる

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

会場風景は、西日本に教育都市として其名を誦はれる、広島市の面目躍如たるものがあつた。開会劈頭、池田広島弁護士会長は、主催団体を代表して開会の辞を述べ、続いて乾講師登壇、二時間半に亘りて諄々法律の如何なるものなるやを論じ、道德、宗教との關係を解説し、恰も初等教育家の常に渴望して止まざる、法律概念に対する欲求を完全に満腹せしめ、進んで裁判の本質に及び、裁判が正義の発場でありとするは誤りにあらざるも、尚足らざるものなりとし、英国倫敦に於いてミケルマス・タームの初日に行はれる、ウエストミンスター・アベックの祈祷より説き起し、裁判の半面に慈悲仁愛の精神が満されなければ、到底完全なる裁判と為し得ざることは、世界何れの国にも共通の裁判本質なりとのことを立証し、殊に「義則君臣情則父子」の歴代天皇の大御心と「司法権は天皇の名に於いて法律に依り裁判所之を行ふ」との帝国憲法第五十七条の法典を結び、之に依つて之を觀れば、天皇の名に於いて行はる、帝国の裁判は、即ち父に代りて子を裁くもの、秋霜烈日の正義と共に春風慈雨の仁愛が示現せられねばならぬこと、法理の当然なりと論断し、裁判に対して慈悲と仁愛とを欲求する博士の熱意は正に高調に達し、博士の眉宇為に動き、聴衆感激、肅として声を呑んだ。更に進んで、法律家の職責が何を以て正しとし、又如何に重大なるかを説き、博士の持説たる法曹一元論を解明強調して、在野法曹の決意如何、又其結合団体たる弁護士会並に日本弁護士協会が新弁護士法実施をモメントとして、如

八八三(二七九)

何なる職責と機能とを以て立ち上らんとするかを訴へ、在野法曹は今や、不撓、不屈、不休、不退転の歩を進むべき機に在りと、極めて含蓄ある結語を以て講演を閉じられた。次いで、角倉広島弁護士会副会長の閉会の辞があつて、日本弁護士協会及広島弁護士会の新しき試みたる教育者法律大講演会は、目出度終了を告げたのである。

我等は、日本弁護士協会が人的に、物的に、其の犠牲の多大なるを意とせず、果敢断行、司法制度の發達と在野法曹の地位主張の爲めに、真摯なる努力を払はる、現下の態度に対し、深甚の敬意を表するものである。殊に、広島支部の開設を期とし、この機会をすら巧みに捉えて、斯くも見事なる協会講演を広陵教育界に展開せられたる、スマートなる活躍振りを賛仰して止まない。

二、広島支部生る、の盛儀

發会式たる一月十日は、うら、かなる新春松の内に引続いて、青空一碧、広島の天には一抹の雲もなく、中空を浮遊するアドバールの和やかさを配して、美しの春の景色かなとも云ひたいやうな、明朗闊達恰も日本弁護士協会日和である。式場山陽記念館は、四百年の長寿を誇つて、雑間の巷に丁々と樹つ老楠の麓、頼山陽先生時代の時代色、藩邸好みの様式をとり入れたる洋風の近代建築で、其の清雅にして気品高き白亜館は、そゞろ山陽先生の風格を偲ばしめ、思はず襟を正さしむるものがある。朝来正門に立て掛けられたる一番大の掲出版は、墨痕淋漓「日本弁護士協

会広島支部発会式場」の文字鮮かに読まれ、式場に充てられた講堂は、カーテンも正面の壁も、置物小物の細に至るまでグリーンの同彩配合にプロジェクターの頭の良さを見せ、講壇背面には大日章旗が垂れ、正面高き扁額は実に旧広島藩主淺野坤山老公の筆に成るもの、「遺徳照乾坤」の五文字凜として堂を圧してゐる。此の日、講壇は質実と清楚を旨とし、サイドテーブルに据えられたる、広島支部の發展を幾千代かけて寿ぐであらう一もとの老松の鉢植に至る迄、今日の式の渋味と健実さとを物語り顔である。打ち見る式事の用意、設席の整美、苟も一糸を紊さず、会場掛長佐藤五三君（広島）外係員諸君徹宵の苦心配慮、さこそとうなづかれた。一同、先づバルコニーに出て、記念撮影の後、間もなく開会となる。時に二時半、たかひかる新春十日の太陽は燦々として、其の光を緑地のカーテンに降らし、その映光は満堂来会者のおもてを染めて、恰も大オペラ内にあるの思あらしめ、早くも興奮と緊張の増焔へと融け入れた。来賓と来集の在野法曹左の如し。

来賓（略敬称）

広島控訴院長霜山精一、同検事長竹内佐太郎、広島地方裁判所長松田孫治郎、同検事正藤井健一、広島控訴院検事熊谷誠、広島区裁判所監督判事池田取二、広島地方裁判所部長判事福田豊市、広島控訴院部長判事渡邊彦士、広島地方裁判所予審判事塚田孫三郎、同部長判事原田左近、同検事今西貞夫、広島区裁判所検事川原一郎、退職検事南谷知悌、同帆高壽一、広島刑務所長江藤惣六、広島保護観察所長櫻井忠男、広島県知事富田愛次郎、広

島市長横山金太郎、広島市会議長松坂義正、広島市助役福田五郎、同岡太學、広島市教育部長中邑元、広島商工会議所会頭山崎吾一、東京弁護士会長乾政彦、山口弁護士会会長民繁福壽、岡山弁護士会会長岡崎綱五郎、芸備日日新聞社、中国新聞社、大阪朝日新聞社広島支局、大阪毎日新聞社広島支局

日本弁護士協会本部

河合廉一、西田米藏、伊田清、龜甲源藏、武田益藏、長野國助、三根谷實藏、栗原宰之助、一又安平、植田八郎、金井正夫

広島会員

高橋榮之助、田坂戒三、田上諸藏、藤田若水、富島暢夫、平田遼一、松井繁太郎、野田保規、米田權之助、藤原歳美、池田寛作、山田示元、佐藤五三、古森幹枝、小野才次郎、山本將憲、森田恪藏、森山喜六、野間傳吉、白川彪夫、高橋光次、鈴木立郎、土井與一、須磨益三、岡田陸藏、吉川三雄司、井上博、永井敬一郎、高木茂、樽谷稔、角倉晋造、森保祐昌、江藤直作、天津彌太郎、林飛隆善、中原史郎、田中豊、秦野楠雄、神田静雄、篤晴興、柳田勘四郎、丸下紫朗、貞廣角治、下向井貞一、望月第三郎、山下五六、秦良一、田中康道、永井貞、甲村信一、林美一、高橋武夫、水田謙一、木島次朗、三浦強一、田中英一

田坂戒三君（広島）式事進行掛席より、一声高く国歌斉唱と叫ぶや、一同起立「君が代」を合唱、直ちに開会の辞に移る。（以下の演述は主要の筆記にして責任筆者）

開会の辞（広島、岡田陸藏君登壇）

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

日本弁護士協会広島支部成り、これより発会式を挙行致します。閣下、各位には年頭、公私の用務御多端の折柄にも拘はらず、御貴臨を賜はり、我等の光榮之に過ぎず、謹んで深甚の謝意を表する次第であります。抑も、日本弁護士協会は、箇々の弁護士の任意的結合の全国的組織であり、其の本質は司法制度への貢献を目的としたる又兼ねて社交的、學術的の団体であります。弁護士会は、法律の作るどころの法人であり又地域的であるだけに、其の活動も時に或ひは自由闊達なるを得ず、在野法曹の所見を官辺に達せんとし、地方的事情を中央に通ぜんとするとき、隔靴搔痒の憾なきを得ないのであります。日本弁護士協会は、夙にこの事情の下に設立せられ法律制度、司法運用の進歩改善の為に、将亦人權擁護の為に、苦闘努力の一路を辿り来つたのであります。在野法曹の意思を当局に通達し、地方分散の意見なり勢力なりを統合して、一団の力とすべき必要は現下の社会情勢に鑑み、誠に緊要のことに属するので、茲に協会は広島支部の計画を進むることとなり、本日発会式挙行の運びとなりましたる次第で御座います。

茲に、閣下並に各位の御來臨の下に、光榮ある発程を踏み出し、誠心誠意司法の為に努力貢献せんことを期する次第であります。冀くは、閣下各位の御同情と御鞭撻とを賜はらんことを、一言以て開会の辞と致します。

日本弁護士協会理事挨拶（東京、河合廉一君登壇）（注、省略）

河合協会理事、協会の使命と協会の抱負とを述ぶること極めて詳密、急激の如き拍手を浴びて降壇すれば、式進行掛「広島支部規則の議決及役員選挙」と叫ぶ、この時、森保祐昌君（広島）議事進行に関する動議を提出し、議事を宰する為め座長を設くべく、且つ座長は広島支部設立準備委員長池田寛作君（広島）を煩すべきを述べ。満場は拍手して之に賛す。

座長池田寛作君登壇。一場の挨拶を述べたる上座長席に着き、直ちに議事に移り、秦野楠雄君（呉）に囑して支部規則案を朗読せしむ。支部規則（別項報告書の通り）満場異議なく、座長その可決確定を宣し、引続き役員選任を附議すれば、森保祐昌君（広島）役員を選任は煩を避けて簡を用ひ、広島在野法曹の長老富島暢夫君の指名に一任せんことを提案、全員一致之に賛すれば、富島暢夫君莞爾として、其若作りなる体軀を壇に運び、サツサと池田支部長以下の役員（別項報告書の通り）を指名し、其の任を終る。その挙措のあざやかさは、いつも乍ら千軍万馬の名將軍として冴えたる手腕の程を思はしめた。池田準備委員長は、茲に日本弁護士協会広島支部第一代表支部長として、改めて登壇。

支部長挨拶（広島、池田寛作君登壇）

只今はからずも、私が広島支部長の榮任を指名せられました。私の非才固より此の重任に堪えないところで御座いますが、敢えてお請け致します。我が日本弁護士協会は、設立以来四十年、この間、法律の維持発達、人權の伸張擁護の爲めに、不断の努力を

続け来つたのであります。今や、司法部内外諸般の事情は、益々我協会の使命の重大なることを感覺せしむるに至り、協会は其の規則の一部を改めて全国的支部網を張り、大いに其の機能の強化発展を画せんとするに当り、全国に魁として広島支部開設せられ、其の初代表支部長としての不肖其の任に就くに至つたのであります。協会の使命の尊くして重きこと、累ねて贅する迄もなく、従つて支部長の任務の重大なること亦申す迄もないのであります。然し乍ら、既に其職司を汚す以上、粉骨碎身以て責を尽さんことを期する次第であります。不肖の不敏、偏へに閣下並に各位の同情ある御指導と東京本部の懇切なる御鞭撻に俟つの外ないのであります。又支部会員諸君の御協力、御援助に依つて、冀くばこの重責を尽さんことを只管祈念する次第であります。簡單ながら一言の所懐を述べ、就任の御挨拶と致します。

支部長降壇に引続き来賓閣下、各位の祝辞に移る。

広島控訴院長霜山精一閣下祝辞（演述）、広島県知事富田愛次郎閣下祝辞（警察部長代読）、広島市長横山金太郎閣下祝辞（朗読）、東京弁護士会長乾政彦殿祝辞（演述）、岡山弁護士会長岡崎綱五郎殿祝辞、松山弁護士会長西原義任殿祝辞（広島、山本將憲君代読）、広島商工会議所会頭山崎吾一殿祝辞（朗読）、広島弁護士会長代理副会長角倉晋造殿祝辞（朗読）（注、省略）

来賓の祝辞に引続き秦良一君（広島）進み出で、音吐さわやかに林司法大臣其他（左記）の祝電を披露し、満場は拍手を以て之

を受けた。

司法大臣林頼三郎閣下、帝国弁護士会殿、東京弁護士会殿、第一東京弁護士会長平松市藏殿、第二東京弁護士会長長竹内賀久治殿、大阪弁護士会長森下龜太郎殿、名古屋弁護士会殿、横浜弁護士会殿、京城弁護士会殿、秋田弁護士会殿、松江弁護士会殿、青森弁護士会殿、函館弁護士会殿、鳥取弁護士会殿、神戸弁護士会殿、宇都宮弁護士会殿、福井弁護士会殿、仙台弁護士会殿、山口弁護士会会長民繁福壽殿、福岡弁護士会殿、高知弁護士会殿、光州弁護士会殿、岐阜弁護士会殿、鹿児島弁護士会殿、千葉弁護士会殿、水戸弁護士会殿、奈良弁護士会殿、盛岡弁護士会殿、甲府弁護士会殿、大津弁護士会殿、日本弁護士協合理事古川高次殿、弁護士香川秀作殿、

閉会の辞（広島、土井與一君登壇）（注、省略）

閉会の辞終了と共に、霜山広島控訴院長中央に進み、謹んで、天皇陛下万歳を三唱し奉ると告げ、一同起立之に唱和した。これを以て、滞りなく式事を終了し、日本弁護士協会広島支部は、茲に目度度生誕して、社会の空気に触れること、なった。我等の広島支部は、忠誠の志に燃え、不羈剛直、永世末代に其の名を謳はる、頼山陽先生の邱跡に生れたる、素性正しい俊髦であらねばならぬ。

三、発会式当日の大祝宴

支部発会の祝賀の意を含め、併せて本日発会式の来賓一同を請したる大宴会は、発会式終了後、市の東北山紫水明の二葉の里な

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

る「大華楼」に於いて開かれた。楼は流れも悠やかなる太田川に臨み、冬木立の双葉山に対し、四望の景趣は悠に夢の如く淡く、一夕の興を擅にするに好個の宴席、日本弁護士協合理事諸公亦御馴染浅からぬ料亭である。今回の祝宴たる、協会本部の御手厚い出費に力を得て、宴会係長富島暢夫君（広島）外宴会係委員、大車輪の努力空しからず、施設万端誠に能く整ひ、発会式の終了に近く、暮鴉二葉山をわたる頃より、正門に紅白段々の幕を繞らし、会場内には早くも大シャンデリヤ煌々として輝き、数十人の美女待機して、来賓の閣下各位、日本弁護士協合理事各位を、今やおそしと御待ちした。午後六時半、以上各位並に在野法曹合せて無慮百名席定まるや、池田広島支部長は、日本弁護士協会四十年史上草分けの支部長として、栄ある姿を席末に運び、日本弁護士協会及広島支部側を代表して、……（注、省略）……と開会の挨拶を述べ、霜山広島控訴院長は来賓を代表して、慇懃なる一場の謝辞を述べられた。

宴席は、霜山広島控訴院長、乾東京弁護士会長、竹内広島控訴院検事長、広島県知事、松田広島地方裁判所長、横山広島市長を初め在広朝野要路の方々数十名、白薔薇の来賓胸章をつけて、床を中心に左右に居流れ、弁護士席と来賓席との中間に東京より出馬せられたる我等の日本弁護士協合理事河合廉一、栗原宰之助、長野國助、三根谷實藏、一又安平、伊田清、龜甲源藏、武田益藏、西田米藏、植田八郎、金井正夫の諸君が、打揃った黄金色の胸花

八八七 (二八三)

も美しく、河合理事を上座に威容整然として着席せられたる光景は、真にシック其のものであり、空前の偉観であつた。支部の誕生に対する来賓閣下各位の愛護の情と協会及支部諸員の喜悅の情緒は、見る／＼場内に歓談、春の花と咲き乱れしめ、杯盤の献酬春の花の散るにも似つかはしい、絢爛たる場面と化せしめた。君に献ずる盃！ 銘酒加茂鶴は、其の芳醇を天下に誇る本県下の特産、既に遠来の理事諸公御試し済みのことゝて、御過ごしあらむことを、自信を持つて御薦め申上げた次第であり、広島娘についても「表裏両方面より、広島御研究のため悠々／＼御滞在を……」との遊覧ガイドガールの言葉のヒント御気に召したとあつて、これは自発的に御嘉納の様子。かくて杯盤進む頃、日の本の国初めを祝ふ義太夫三番叟は、新春劈頭に於ける日本弁護士協会広島支部の芽出たい事始めの祝賀に因んで、義太夫松井繁太郎君（広島本業弁護士）事松鳳太夫、これに三味線綾三、勝丸、綾住、演者（翁）秀松、（千歳）秀吾、（踊子）秀男、瓢箪、地方、（太鼓）貞香、吉太郎、（小鼓）秀作、おはん、愛之助、（笛）野崎もとの広島本券番一流の名妓を合同して結成せられたる大一座は、富島暢夫君（広島）の手馴れたる東西の口上宜しくあつて、華々しく開幕、「初日は諸願満足円満」と踊子二人、細女の神子の振事面白く踊り抜き、草臥れ倒る、迄舞ひ収むれば、満座の満悦もその高調に達し、万雷の如き拍手鳴りも止まず、中にも万紅叢中緑一点の職場を頑張り能く其任を尽した松鳳太夫、三十年の研精、この度

こそ認めていゝと云ふことになつた。広島の名物幫間千橋、忽如一本のサイダー瓶を携へて其の飄逸なる姿を現はし、「私もホーカーンで、司法官とは仲間内、弁護士様方とは親戚筋です」と、心安く名乗りを上げ、「あなた方につきものはこれです。シト論です」と笑はせる。芸妓の舞踊の濃艶に続いて、秦良一君（広島）何とか肅々といふ山本將憲君（広島）の吟声とのコンビで劍舞一番、元氣一杯にやつて賞賛を博すと、植田八郎君（東京）東京側をしょつて立ち、浪花節、漫才、八木節とア・ラ・カルト風に、五六人分を演じ、大いに色物席の気分を見せる。斯くて、正面設けの舞台は、初めに重々しい緞子幕をあげたきり、所謂のべつ幕無し盛況を呈した。主客渾融興の尽きるを知らなかつたが、斯くては果てぬこと故、凡そ十時を以て祝宴の限界とし、爾後十一日の未明にわたる部分は、こゝにはこれをカットする次第。

四、厳島社殿に額く在野法曹団

行事第三日は、厳島に渡り日本弁護士協会広島支部設立を神明に奉告し、在野法曹団の發達を祈願し、一面には乾東京弁護士会長、日本弁護士協合理事各位の連日の御心労を犒ふ為め一席の昼餐を備へんとて、広島弁護士会主催の下に午前九時二十分といふに、一同市の西端、西広島駅に集合した。桃の春は高須の山、月の夜は井口海岸、桜尾城址に昔を偲ぶ、この郊外電車沿線一帯の風光史蹟を覽に供して、東京の方々の御旅情を慰むべきさすがにと、接待係の手抜かりなき配慮に依り、特別貸切展望電車は、

既に其の優秀車体をホームに構えて、遠来の珍客を待った。此の日は、在野法曹水入らずの一行である。即ち、左の如し。(敬称省略)

(東京弁護士会) 乾政彦博士

(日本弁護士協会) 河合廉一、栗原宰之助、長野國助、三根谷實藏、

一又安平、伊田清、龜甲源藏、武田益藏、植田八郎

(広島在野法曹) 池田寛作、富島暢夫、松井繁太郎、佐藤五三、米田權

之助、土井與一、水田謙一、永井貢、角倉晋造、森田恪藏、岡田陸藏、江

藤直作、野間傳吉、古森幹枝、藤原藏美、甲村信一、樽谷稔、吉田三雄司、

永井敬一郎、秦良一、山本將憲、三浦強一

蔽島の表玄関たる宮嶋駅棧橋を離れたる連絡船が、徐ろに進行を始める。国立公園瀬戸内海の海上風景が、一幅の油絵のやうに展開せられ、波は穏やかに、島は淡く、弥山々嶺の空に幽やかに一鴉の遊ぶを指点する。海上十分にして蔽島の岸壁に着けば、街は初春恵方詣りの客で相当の賑はひである。これには、一団の行進統制を必要とし、樽谷稔君(広島)をリーダーとして、先づ五重塔を訪ひて、豊公の故実を偲び、次に蔽島神社々殿に一同参拝する。西を受けて海に浮かぶ蔽島社殿廻廊の踏板は、冷たいこと鉄の如く、寒風の曝すに任せて、何とはなしに神代の昔も思はれる。予ての手配に依り、祓の神事は、今日の在野法曹団の為に始まった。折りからたう／＼たる太鼓の音と共に清澄なる笙の音聞え、二人の神子はいとも曲雅なる神舞の一差しを舞ひ納め、茲

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

に祓の儀が終ると、乾博士先づ進んで神盞を拝し、東京弁護士会と同会員の為に、続いて河合廉一君(東京)日本弁護士協会と同協会員の為に、最後に池田寛作君(広島)広島弁護士会と同会員の為に、何れも恭しく祈願の赤誠を捧げ奉った。これより、一同大元公園へのコースをとり、千古斧鉞を入れざる老杉鬱蒼たる神域の散歩道を路辺の神鹿に戯れつゝ、恰も正午といふに慰労宴会場たる紅葉谷岩惣本館臨溪閣に入る。

蔽島は安芸の宮島(秋のみやじま)と称せられ、山麓の雑木が紅葉する秋の季節を特に賞美せられ、殊に紅葉谷の風光は秋こそ眼もさめる眺めであるが、此の度は少しく季節をはづした感があつて、誠に遺憾である。しかし、臨溪閣の硝子越し眺める潺々たる溪流は水の清麗珠の如く、冬枯の枝影河底に揺ぎ亦是れ捨て難い風情たるを失はない。ゆるりと席に腰を下して、景趣に親み、先日来の一役の肩荷をおろして、寛いだ今日の遊行気分を左に掲げて置く。(順不同)

(注) 省略、嶺南土井與一、古森幹枝、秦古堂、佐藤皎月、みうら、池田紫岳による漢詩、短歌等

慰労の宴席は、乾博士、河合理事を中心に広闊いっぽいに、賑々しく張られた。そして、一行の席定まるや、池田寛作君(広島)広島弁護士会長の資格を以て、……(注、省略)……と、簡單

八八九(二八五)

な挨拶を述べれば、栗原宰之助君(東京)東京側を代表して、懇篤なる謝辭を述べられた。今日は各位御帰京の列車時刻の關係上、閉會が三時十分といふ時間の限定があつて、お名残惜しいもさることながら、宴會は極めてスピーデイに能率を上げて行く。酒間、敵島名産通信用美術杓子が、東京各位の前に硯と共に配布せられて、家郷知友への旅の便りに備えられ、時にとつての興を資けてゐる一方には、千数百年の昔より伝はるといふ、由緒ある古典的な宮島おどりが敵島選り抜きの紅裾に依つて、しづ／＼と演ぜられ、東京各位の御機嫌をとりむすんだ。続いて、敵島勅題踊田家雪、これはまた新舞踊式の美しくもまたあでやかに展開せられる。土井與一君(広島)を首将とする、広島弁護士会おどりチームの木曾節、東京音頭、鹿兒島小原節等々、永井貢君(広島)三箇國語使ひ分けのあざやかなる演出に一座を湧かせれば、ア・ラ・カルト演芸家植田八郎君(東京)安來節、鯛すくひを出して、断然法曹(放送)協会演芸部長の名声を獲得する。最後に乾博士は、今日の酒筵興極まりなし、去れば予も一席の漫談を試みずんばあるべからず、これは予一生一代の漫談であるとして、三の数字より起し真、行、草に分つて、三つのお話を為された。何しろ浅草あたりものごと事かわり、学者の漫談難解極まりないがクリー、ライスを栗飯に通じる話、これは草の変通自在に擬せられたのであらうか、新婚の夫婦が一家を構えて家見せをする独逸の話、これは行の去りて他にゆくに擬せられたのであらうか、真の一段となつて、博

士の学殖愈々物を言ひ出し、只々博士独特の朗々たる名調子に惚惚たる瞬間、結末がついて了つてゐた。広島在野法曹隨一のシトロニスト佐藤五三君、自ら別の世界ありとし、「雲に臥し、風に吟ずる高士あり」と会場に掲げられた額面を読んで嘯いてゐたもの、物凄い盛會振りに流石に黙して居れず、「臨溪閣諸芸を尽す東西」「あの顔で漫談にアットさす博士」「名譽も素とは溪間の育ちなり」と乗り出すといふ始末であつたが、程なく腕時計は愈々二時五十分を指した。広島名物牡蠣飯の配給が終ると、松井接待掛長より、これを十分間で召し上がつて頂き度いとの指令が出る。次いで、残りの五分間を以て、広島側より東京弁護士会の万歳、日本弁護士協会の万歳を三唱して、衷心両会の多幸多福を祝福すれば、東京側よりは、広島弁護士会並に広島支部の万歳を三唱して之に酬ひられ、茲に東京、広島を結び、延いては在野法曹の全国的結成への道に通ずるであらう、空前の盛觀、広島支部發会の行事は、其の一切の幕を閉じたのである。全員相携へて、帰路塔の岡の高台に立てば、対岸の連山午下りの陽光に映ゆるところ、雪を含んだ白雲頻りに山嶺に乱舞したるものが眺められた。

報告書

日本弁護士協会広島支部設立二閱シ其概要ヲ報告スルコト左ノ如シ

一、昭和十一年十一月月上旬広島在住会員数名上京シタル際東京ニ於テ長野國助君、松尾菊太郎君、奥田勝太郎君、安東正臣君、

ノ各理事及徳本寛三君、作間千春君、谷村唯一君、新開弘道君ノ各会員ト会合シ支部設立ニ関シ懇談ヲ為ス

一、十一月十日広島在住会員第一回準備会ヲ開キ支部設立方針ヲ概定ス

一、十一月十四日広島在住弁護士全員ノ協議会ヲ開キ支部設立ノ議ヲ確定シ其旨直ニ長野理事ニ通知ス

一、十一月十七日長野理事ノ来広ヲ得テ準備会ヲ開キ準備委員ヲ選定シ支部発会式ノ大要ヲ議決ス

一、十一月二十日準備委員会ヲ開キ発会式ニ関スル具体的要項ヲ決定ス

一、十一月廿八日準備委員会ヲ開キ発会式挙行ノ日時ヲ昭和十二年一月十日午後二時ト確定ス

一、十二月十三日会員三浦強一君ハ上京シテ本部トノ間ニ発会式ニ関スル交渉ヲ遂ケ十七日帰広ス

一、十二月十九日準備委員会ヲ開キ広島在住弁護士全員ヲ発会式委員ト為シ該委員ヲ会場係、接待係、宴会係、庶務会計係ニ分別シ其分掌事項ヲ決定ス

一、十二月二十日広島県教育会、広島市教育会トノ間ニ講演会ニ関スル事項ヲ協議決定ス

一、十二月二十三日準備委員、発会式委員トノ聯合協議会ヲ開キ、会場係長佐藤五三君外委員十七名、接待係長松井繁太郎君外委員十四名、宴会係長富島暢夫君外委員二十名、庶務会計係長土

井與一君外委員五名、発会式委員長池田寛作君、同副委員長角倉晋造君ヲ選定ス

一、昭和十二年一月四日発会式委員係長ヲ主トスル協議会ヲ開キ発会式実行順序並ニ講演会ニ関スル事項ヲ決定ス

一、一月九日午後二時広島県教育会館ニテ日本弁護士協会、広島弁護士会、広島県教育会、広島市教育会共同主催ノ講演会ヲ開ク、聴衆堂ニ満チ講師東京弁護士会長乾政彦博士ハ「司法制度と国民教育」ノ題下ニ二時間半ニ亘ル熱弁ヲ振ハレ満堂感激ス

一、一月十日午後二時山陽記念館ニ発会式ヲ挙行ス、式事ノ進行順序左ノ如シ

一、国歌斉唱 一、開会ノ辞 一、本部代表理事河合廉一君挨拶 一、支部規則ノ決議及役員選挙 一、支部長挨拶 一、来賓祝辞 一、祝電披露 一、閉会ノ辞 一、天皇陛下万歳三唱

来賓及本部理事並ニ在野法曹ノ列席者氏名ハ別紙出席者名簿ノ通り

議決シタル支部規則ハ別紙ノ通りニシテ当選シタル支部役員ハ、支部長池田寛作、副支部長角倉晋造、評議員土井與一、評議員高橋武夫、評議員秦良一、評議員永井貞、評議員三浦強一、評議員平田遼一、評議員樽谷稔

ナリ

一、一月十日午後六時饒津公園大華楼ニ於テ祝宴会ヲ開ク来会者ハ別紙記載ノ通り

一、一月十一日午前支部設立ヲ奉告シ併セテ将来ノ加護祈願ノ為東京弁護士会長、本部理事及在広弁護士ハ相携ヘテ巖島神社ニ参拝ス

一、支部設立ニ関スル費用ノ計算ハ別紙計算書ノ通りナリ（略誌上掲載）
右報告候也

昭和十二年一月十八日

日本弁護士協会 池田寛作

日本弁護士協会 御中

日本弁護士協会広島支部規則

第一条 日本弁護士協会ニシテ広島地方裁判所管内ニ在住スル者ヲ以テ広島支部ヲ組織ス、支部ノ事務所ヲ広島市三川町一番地ニ置ク

第二条 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長一名、副支部長一名、評議員七名

支部長ハ支部ヲ代表シ支部事務一切ヲ統理ス、副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長差支ノ場合支部長ヲ代理ス、評議員ハ評議員会ヲ組織シ支部長ノ諮問事項ヲ議決ス、役員ノ任期ハ各一年トス、役員ハ毎年四月総会ニ於テ選挙ス

第三条 支部ノ経費ハ本部ヨリ支出ヲ受ク、支部ノ決算ハ評議員会ノ決議ヲ経テ本部ニ報告ス

第四条 毎年四月ニ支部総会ヲ開ク、支部長必要アリト認メタルトキハ臨時総会ヲ開クコトヲ得（以上）

（注）日本弁護士協会広島支部発会式の始末に關しては、みうら生「贅疣雜記」（公論）第四一卷第二号、昭和二・二、七一頁〜七三頁）がある。

⑭日本弁護士協会広島支部総会（公論）第四一卷第六号、昭和二・

六

広島支部記事

昭和十二年四月廿五日午後四時広島市袋町精養軒に於て本年度定時総会を開会す。出席者左の如し。（敬語省略）

松井繁太郎、佐藤五三、高橋光次、土井與一、岡田陸藏、角倉晋造、貞廣角治、甲村信一、高橋武夫、秦良一、水田謙一、三浦強一、田坂戒三、平田遼一、藤原歳美、古森幹枝、白川彪男、樽谷稔、森保祐昌、柳田勘四郎、永井敬一郎、森山喜六、中原史郎、池田寛作

支部長（注、池田寛作）は、本年一月当支部設立当時の経費關係を詳細に説明したるに、満場一致之を諒承したり。（其内容は本年一月十八日付書面を以て協会本部に報告の通り）

支部長は、岡山県下及広島県下に起りたる警察官の人権蹂躪問題の内容を詳細に説明し、蹂躪被害者の刑事弁護に従事し、若くは相談を受けたる関係弁護士より聴取したる事項を附加説明し、

本問題に付過般開催したる評議員会の経過並に其決議内容を詳説して、意見を問ひたるに、満場一致評議員会の決議を承認したり。支部長は、支部規則第二条末項の規定に依り、支部役員の改選を行ふ旨宣し、選挙の結果左の通り当選したり。

支部長池田寛作、副支部長角倉晋造、評議員土井與一、評議員秦良一、評議員永井貢、評議員三浦強一、評議員高橋武夫、評議員平田遼一、評議員樽谷稔、

昭和二三（一九三八）年

⑮日本弁護士協会広島支部開設一周年記念総会々々議（公論）第四二卷第二号、昭和二三（一）

広島支部設置満一周年を迎えて——記念清談会開催——

皇軍大捷第一春を迎えた新年一月九日は、恰も我が広島支部設置満一周年の記念日に当るので、此の慶祝二重奏の我が広島支部は、本部特派員新開弘道君を迎えて、此の夕、袋町精養軒に扮装と形式を抜きに、実質一本槍の記念清談会を催し、此の佳き日に當って、過ぎし一年を回顧し、更に支部の行くべき方向について確き決意の程を決議し、直ちに清談に移り、極めて意義深き成功を取めた。

来会者氏名左の如し（敬称略） 新開弘道、富島暢夫、松井繁太郎、池田寛作、小野才次郎、森田恪藏、野間傳吉、土井與一、岡田陸藏、井上博、角倉晋造、林飛隆善、神田静雄、柳田勘四郎、田中康道、秦良一、永井貢、

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

三浦強一、平田遼一、古森幹枝、山本将憲、森山喜六、平川彪夫、鈴木立郎、古川三雄司、永井敬一郎、樽谷稔、秦野楠雄、篤晴興

一同整列、皇城遙拝、記念撮影の後

「副支部長角倉晋造君」 之から開会致します。極寒の折柄長時間御待たせ致しました。之から支部長の挨拶があります。

「支部長池田寛作君」 厳寒の砌、各位には多数御来会下さいまして、洵に有難く存じます。之より簡単に御挨拶を申し上げます。戦捷第一年の春を迎へて、茲に日本弁護士協会広島支部開設一周年の記念式を挙行致し、多数会員各位の御来会を得ました事は、深く感謝する所であります。回顧しますれば、昨年一月十日に当支部が開設せられ、其の発会式に際しては、遠く東京の本部より多数の理事各位が懇々御来広に相成りまして大に力を添へられ、当地方の弁護士各位は協会員たる否とを問はず、非常なる熱誠を以て支部開設の事業に絶大の努力と援助を与へられたることは、今尚記憶に新たなる所でありまして、加ふるにその発会式場は一代の偉人頼山陽先生記念の殿堂を以て之に充て、当地方在朝在野有力各位の列席の下に、雄々しき発会の式典を挙行し、時の司法大臣、全国各弁護士会長其の他凡ゆる方面より懇篤なる祝電を寄せて、以って大いに激励鞭撻を賜りました事は、各位御存知の通りであります。殊に発会式前日には、東京弁護士会長乾博士は、懇々来広して司法制度と国民教育と云ふ題下に於て、一大講演を行はれまして、満堂の聴衆に深き感銘を与えられました事は、発

八九三（二八九）

会式の前奏曲と致しまして、大いなる光彩を添へられたものであります。此の支部開設、此の発会式の挙行は、地方法曹界に於ける前代未聞の盛事たると同時に、将来に対し勇ましき進軍ラッパを声高らかに吹き鳴らしたものであります。今にして當時を追懐致すれば、洵に感慨無量なるものがありまして、私は茲に各位と共に真摯敬虔の念を以て、過去の追憶に耽らんことを欲するものであります。その発会式の極めて華かなりしにも似ず、爾後一年間の支部の活躍は何等見るべきものなく、徒らに死屍を泥土に委したる如き形と相成りましたのは、甚だ遺憾の極みでありまして、之れは支部長の職にありたる私に於て全然その責任を負ふべきもので、私不肖の結果に外ならないのであります。文字通支部長の職を汚したのであります。その罪は、当に重大であります。何卒御勘弁下さらん事を、此処に低首叩頭して御願ひ申上げますが、次第であります。我が協会は、過去四十一年の永きに亘り、司法の為に奮闘を続け、国家に貢献したる功績は、洵に偉大なるものがありますことは、茲に贅言を要しないのであります。併しながら、社会情勢の変化と共に、司法制度の改善を要するもの、運用上の実績に尚遺憾とするものが多くありまして、我が協会の努力に俟つ事最も切なる次第であります。殊に、我が帝国と新興満洲国とは、日を追ふて関係密接を加え、支那事変の勃発以来、忠勇なる帝国の陸海軍は大御稜威と挙国一致の後援の下に、着々として戦果を収めつ、ありまして、世界の平和、人類の共存共栄を目的と

する帝国不断の大精神が、実現せらるゝの時期漸く近付きつ、ある事は、洵に有史以来空前の痛快事でありまして、再興すべき支那の治安維持、民権擁護の方面に対しても、満洲国と同様我が帝国の司法精神を發揮して、双互扶掖の必要があると信ぜられまして、前途はいよく、多忙なることを痛感致しますが、此の際特に精神を緊張して、曩に司法部に賜りたる勅語の御趣旨を奉戴致しまして、愈々精勵奮闘して御奉公の誠を致さん事を念願する次第であります。私は過去一年を追懐して、感慨無量であります。此の席を借りまして、私の胸中無量の感を吐露し度いと考へて居たのであります。が大変時間が遅くなりました為、私は凡て之を省略して、只今申上げた事を以て、今日の御挨拶とするのであります。(拍手)

尚、此の際祝電を頂いたのがありますので、その御披露を申し上げて置きたいと思ひます。

「角倉晋造君」祝電を披露致します。日本弁護士協会からであります。「支部創立一周年ヲ迎へ感激更ニ新タナリ茲ニ支部会員各位ノ御協力ニ対シテ深甚ノ謝意ヲ表ス、将来益々結束ヲ固メ一層ノ御発展ヲ祈リ合セテ本日ノ御盛会ヲ祝ス」、もう一通東京弁護士会長からであります。「支部創立滿一周年ヲ祝ス」(拍手)

当支部の大方策決定

「支部長池田寛作君」一寸茲で申し上げますが、「支部の充実発展の方策に関する件」と云ふ漠然とした抽象的な文字を書いて置い

たのでありますが、茲に書いて居ります様な精神を含んだ決議をして頂くことが、最も適切有益であると思つて出したのであります。如何様にして頂いたら宜敷ありませんか。

「三浦強一君」 私は斯う云ふ動議を提出致します。簡単に理由を申し上げますと云ふと、今日皇軍の大勝、皇国の躍進、此の新しい年を迎へまして、此の空前の目出度き今日、恰も日本弁護士協会広島支部の記念日に当りまして、此処に支部会員が極めて大多数集會致しまして、そうして此の目出度き年頭を祝ふと云ふ機会に於きまして、我々日本弁護士協会広島支部の者と致しまして、茲に支部の充実発展の方策に関する決議を致すと云ふ事は、極めて妥当にして時宜を得たものと考へられるのであります。そこで、決議を致します事柄は、要するに支部の発展充実と云ふことになりまして云ふと、その方策は素より一、二にして足らないのであります。色々なる各人の観方もありませうし、考へて居られる事もあると思ひますけれども、今日此處で決議致すと云ふことになりまして云ふと、矢張我々が如何なる態度を以て、如何なる方針を以て、進んで行くかと云ふことに関する大綱々領と云ふ様なことを、決議して置くと云ふことが宜しいのではないかと思ふのであります。その意味に於きまして、今日の非常時局に際し、我々が進むべき態度、今日の司法刷新、司法の向上をなさなければならん状態に鑑みまして、我々が進まなければならぬ態度、それを云ひ現したものを、此處で満場一致で決議するのが宜いのではないかと

いかと思ふのであります。そこで、私は結局斯う云ふ動議を提出したいと思ふのであります。

「当支部ハ現下時局ノ重大性ト司法ノ状勢ニ鑑ミ益々本部トノ連携ヲ緊密ニシ各自協力一致以テ当支部ノ機能ヲ強化拡充セシムトヲ期ス」

「支部長池田寛作君」 只今三浦君から動議が出ましたが、斯う云ふ事を決議したいと云ふ御動議であります。「当支部ハ現下時局ノ重大性ト司法ノ状勢ニ鑑ミ益々本部トノ連携ヲ緊密ニシ各自協力一致以テ当支部ノ機能ヲ強化拡充セシムトヲ期ス」斯う云ふのであります。御異議ありませんか（賛成）「タタ」ト云フモノアリ。（拍手）

それでは、御異議がない様でありますから、満場一致御決議になったものとして、御異議ありませんか（異議ナシ）ト云フモノアリ。それでは、左様に決定致します。（拍手）

尚、此の際斯う云ふ事を思ひ付き得るのであります。御存じの通り、昨年七月以来我が帝国の陸海軍は、支那大陸に於て大活動をして居られまして、その御骨折は並大抵ではないと云ふことは分つて居りますが、之に対して陸海軍の御活動に対して感謝の決議を致すと云ふことも、此の際適当な事ではないかと思はれますので、御諮り致します。如何でありますか（賛成）ト云フモノアリ。（拍手）

それでは、それも御決議になったものと致します。次は、申合

せ事項に移ります。之は「法曹公論」編輯援助に関する件、斯う致して置きましたが、之れは昔から出来て居りまして、諸君の御覽になつて居る通りでありますが、昨年当地に支部が設けられまして以来、一層本部の方でも、支部の援助と云ひますか何んと云ひますか、之を期待して居る様でありまして、成べく多数有益な記事を送つて呉れる様に、と云ふ要求を受けて居るのであります。所が、却々之が巧く運びませんので、どう云ふ方法にして、今後は編輯の援助に関して、実行したら宜しからうかと云ふことを、此の際御相談申上げて見たいと思ふのであります。

「神田靜雄君」 只今の事項につきましては、私は当支部の會員から若干名の委員を設けられまして、その委員に於きまして、適当な方法を考究して、援助致すと云ふ事に致したいと思ひます。その委員の数につきましては、支部長に一任と云ふ事にせられん事を希望致します（賛成）ト云フモノアリ。（拍手）

「支部長池田寛作君」 只今動議を御提出になつたのですが、若干の委員と仰言たのであります。何名か委員数を決めて動議せられた方が宜しのぢやありませんまいか、御相談を申上げます。実は、皆さんに御諮りしなければならんと思ひますが、二、三の方に雑誌の方を手伝つて頂く様に御依頼して居るのですが、若干でなしに何名と切つて頂いた方が宜いのぢやないか、もう一つは委員の任期等も御定め願ひたいと思ひます、そうでないと委員になつた御方も御困りでせうから、もう少し具体的にしてはどうでせうか

……

「神田靜雄君」 只今の数並に任期等は、凡て支部長に一任と云ふ事に御願ひ致します（賛成）ト云フモノアリ。（拍手）

「支部長池田寛作君」 それでは、委員の数任期、凡て御一任でありますか……（異議ナシ）ト云フモノアリ）。

それでは、委員に御成りになつた方は、御迷惑ではありませうけれども、御多忙中氣の毒でありますけれども、御努力して頂く様に、予め御願ひ申上げて置きます。

「角倉晋造君」 支部長の指名を受けられた方は、御辞退なく承けられた重要な機関でありますから……次は、會員の所感の御発表が願ひたいのでありますが、時刻が非常に迫つて居りますので、遅れたのでありますが、凝縮して御意見が承りたいのであります。それを、誰れもの御意見を聞くと云ふことは、時間の上で許しませんので、池田支部長の方から白羽の矢を適當に立つて貰ふと云ふ程度で、御所感を御述べ願つたら如何でありせうか……（賛成）ト云フモノアリ）。

「支部長池田寛作君」 會員各位の所感を述べて頂くと云ふ事は、今日の会合の主旨から出来るだけ御來会の各位一同から御述べ頂く事が、非常に結構と思ひますが、時間が遅くなりましたので、その辺困るのであります……

「貞廣角治君」 会場の混雑を防ぐと云ふ意味から、会長の指名に致したいと思ひます。宜敷御願ひ致します（異議ナシ）ト云フ

モノアリ)。

「支部長池田寛作君」 それでは、指名させて頂く事に致します。甚だ申上兼ねるのですが、只今午後六時一寸前で、發言を制限すると云ふ事は非礼の極であります、成べく簡単に述べて頂くことを、御願ひ申上げまして、只今動議を御出しになりました、貞廣君に先づ御願ひ致します。

(注) 省略、貞廣角治「戦捷と日本弁護士協会の使命」、松井繁太郎「東亜弁護士協会設置論第一声」、岡田陸藏「人權蹂躪と日本弁護士協会の努力」、田中康道「弁護士の教養問題」

「支部長池田寛作君」 彼之時間が長くなりました様であります、尚思ひ切りが出来ませんので、本部特派員の新開弘道君に御願ひ致します。

新開弘道君「本部特派員の挨拶」 図らずも本部を代表することになりまして、茲に出席の光栄を得たのであります。色々と皆さん方の有益なる御高説を拝聴致しまして、私の言はんとする所、思つて居る所は、凡て尽くされたのであります。又決議に於きましても、日本弁護士協会の使命を達せんが為に、有益な決議をして頂きましたことは、洵に感謝に堪へません。而して、更に皇軍に対して感謝の決議をして頂きましたこと、之は本部の方に於きましても、曩に決議をして居ったのでございますが、当支部に於

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

かれましたも、同主旨の決議をして頂いたことは、即ち法曹家が時局に対する認識の表示として、私は最も有益なこと、信ずるのであります、厚く御礼申上げます。又法曹公論に対しまして、編輯援助につきまして、多大の御援助をして頂くと言ふ主旨になりまして、之又厚く御礼申上げます。公論援助の方法と致しましても、どうも原稿が掲載すべき事項が、兎角中央に偏するの傾きがあるのであります。之は本部に於ても、深く遺憾として居る次第でございます。本日当支部の決議を賜りまして、更に地方の有益なる材料及び御高説をどしどし御投稿を賜たることは、公論は更に錦上華を添へることと信じて居ります。私は本部代表と言ふことで、末席否高席を今汚して居るのでありますけれども、私も矢張当地の諸君と共に、当地で御厄介になつて居りまして、田中君が二十数年前此方に御出になつた年に、即ち私も大正七年当地を去りまして、茲に二十年になるのであります。東西に別れましたも、矢張日本弁護士協会の使命否在野法曹の使命と致します問題については、幾分関心を持ちまして、微力ながら務めて来たものであります、色々と申上げたいことも交々胸に起つて参るのでございますけれども、既に先刻申上げました通り、諸君に於て尽くされと居ることありますから、此の辺で打切りたいと思ふのであります。

只最後に一言、皆さんに御参考供し、又御考慮を煩したい事柄と致しましては、所謂人權蹂躪に関する問題の一事であります。

八九七(二九三)

岡田君の申された帝人事件の問題、帝人事件は御承知の如く、全部無罪の判決をされまして、而かも此の判決が従来例の如く、証拠不十分の如き、被告人は罪を犯したのか犯さんのか朦朧の内に許されたのではないのであります。未だ判決の全部は、勿論見ないのでありますけれども、その言渡しの際は、九時間位掛つて裁判長が読んだと云ふのであります。その一節々に寧ろ帝人の被告人は、当然のことを為したのでと云ふ様に、会社の方面に於ても会社に忠実な行為をやつたのであると云ふ風に、多く賞賛の下に無罪を云ひ渡されたのであります。之は、私は司法権の独立尊厳の爲にも、我々は非常なる進歩として解釈して居る次第なんであります。而して、検事が之に対して、控訴権を放棄したと云ふ、司法大臣の処置につきましても、亦私共は深甚の敬意を表した次第であります。之は、当然なことを当然やつただけで、一つも不思議ではないのでありますけれども、兎に角世の中は、当然のことをやつたのを、讃めなければならんと言ふ実状にあることを、深く遺憾とする次第であります。之だけ申し加へまして、私の考へを打ち切りたいと思ひます。(拍手)

土井與一君「広島支部存在の意義」私も何か云はされるのだからと思ひまして、速記があると云ふことでありますから、言葉に間違ひのない様と思ひまして、少しばかり書いて来ましたので、之に基いて申上さして頂きたいと思ひます。茲に戦捷第一の新春を迎へ、皇威八紘に輝き、大和民族の雄飛は世界刮目の標的と

なつて居る時に当りまして、我が日本弁護士協会広島支部創立満一周年を迎へまして、本日会員一堂に会しまして、その祝意を表することを得ましたことは、洵に御同慶へ堪ざる次第であります。回顧すれば、過去一ヶ年の間に於いて、支部長以下会員各位一致団結の下に本会の目的達成の爲努力せられ、爲に多数会員諸氏の加入を得まして、益々隆昌の歩を進めつつあることは、実に欣快に堪へざる次第であります。本協会の目的とする所は、司法事務の改善發達にあることは申すまでもないことでありまして、此目的達成の上に於いて近來緊要なる事項の一つは、實に人権蹂躪の根絶に存することも、亦各位の充分に諒知せられる所でありまして、人権蹂躪の根絶を期します爲には、人権蹂躪の行為を摘發して、之を弾劾すると言ふ必要があることは勿論であります。さうした人権蹂躪の行為となるべきや否やと言ふことは、就ては最大の注意を払ひ、徹底的の調査を必要とすべきは、申すまでもないことであります。即ち、心を平靜にして事の調査を為すべきものであつて、苟しくも輕率妄動の行為があつてはならない。而して、公正の態度を持って、檢察事務の実状に鑑み、充分の理解を以て、調査をしなければならんと思ふのであります。此の方針に基きまして、我が支部も過去一ヶ年間に渡りまして、その職責を全うし來つたことを、喜ぶのであります。本協会は、人権蹂躪の行為の摘發すべきもの、なきことを、喜びとするのであります。之が爲には、檢察当局と融和し、協力するといふことが最も必要

であると、思惟するものであります。本協会は、之に対しては、充分の用意を有するものであります。而して、檢察当局をして、我が支部と融和協力せしめんと欲するなれば、本協会員各自の人格を陶冶し、智識を涵養し、その言ふ所、その行ふ所は、常に社会の師表たるべきことを、心掛けねばならんと思ふ。斯くてこそ、始めて吾人は、司法事務の改善發達を叫び得る資格を有することになると、考へられるのであります。近時斯くの如き時局に際しまして、官民一致上下心を一つにして、司法改善の実を挙げなければならん時に当りまして、偶々我が広島支部創立一周年を迎へまして、茲に自肅の言葉として、以上所感を述べた次第であります。(拍手)

「支部長池田寛作君」 彼是時間が参りましたので、実は皆さんの御意見を洩れなく伺ひたいのであります。此の辺で打切りたいと思ひますが、如何でございませうか(「賛成」ト言フモノアリ)。

それでは、御所感は之で打切る事に致します。尚、此の際、御報告申し上げますが、広島在住の弁護士各位の内、未だ協会に御加入になつて居なかつた御方が、若干ありましたが、最近続々御加入下さいます。年末年頭にかけまして、小野、森田、野間、江藤、田中、野手、山本、吉田、貞廣の諸君、多数の方が続々御入会下さつたことは、非常に心強く感ずる次第であります。皆さんに御報告申し上げます。

「角倉晋造君」 諸君の御高説は、千紫万紅と申しませうか、七花

広島弁護士会沿革誌 (4) 昭和戦前編・上 (増田)

八裂と申しませうか……深く御礼申し上げます。実は、土井君が、此の一周年の此の会合に於きまして、御感想を筆にされて居りますのが、一片の詩になつております。之は、デザートコースの場合に申上げてよいのであります。私は速記に載せて頂きたいので、此の機会に報告致します。

高樓放眼滿春煙 同志團樂開賀筵 一片丹心更加熱 法曹意氣欲衝天 (拍手)

「支部長池田寛作君」 永い時間に亘りまして、熱心に此の会を御進め下さいまして、御決議になりました事項、御洩らしになりました御意見、近來稀に尊重する所のものであります。洵に感激致します。之も一重に皆さんの御熱心の賜と存じまして、今日斯様な大成功を致して、この会を進めました事を、謹しんで御礼申し上げます。之を以て閉会の辞と致します。

かくて、清談刻を過ぎ、次いで、君が代行進曲、愛国行進曲の奏楽裡に食卓が開かれ、デザートコースに於ては、新開弘道、樽谷稔、古森幹枝、三浦強一、篤晴興、秦良一、秦野楠雄、永井貢諸氏のテーブルスピーチがあり、特に在野法曹の合同団結が強調せられた。

⑯日本弁護士協会広島支部定時総会(「公論」第四二巻第七号、昭和一一・七)

広島支部定時総会は、昭和十三年六月十六日午後三時より広島

八九九 (二九五)

精養軒に於て支部會員大多數參集の下に開かれ、池田支部長議長席に着き、

第一号議案 事務及會計報告ノ件

第二号議案 昭和十三年度支部綱領決議ノ件

決議

法曹一元制度ノ実施及司法ノ根本的革新ニ付テハ日本弁護士協會ノ夙ニ唱道スル所ニシテ当支部ハ全幅之ヲ支持シ速ニ其ノ実現ヲ期ス

第三号議案 党支部役員改選ノ件

を附議し、第壹、弍号議案満場一致承認議決となり、第三号議案に付ては池田支部長議長より之の重任説を固辭して動かず、遂に銓衡委員の手に依りて、後任役員を定めることとなり、左の如く新顔触を見るに至つた。

支部長 土井與一君、副支部長 秦良一君、評議員 松井繁太郎君、岡田陸藏君、田中康道君、柳田勘四郎君、藤原歳美君、山本將憲君、山下五六君

土井新支部長以下就任の、池田、角倉前正副支部長退任の各挨拶を述べ、即時議場の引継を了し、新支部長に依つて議事の終了が宣せられんとする時、甲村信一氏つぶさに池田前支部長が当支部設立及発展に尽されたる偉功を回顧し、角倉副支部長補佐の辛勞を讃えて、両君に対する感謝決議を為すべき動議を提案、満場の拍手に依りて即決、支部長は之を永く支部の記録に留むべしと述べ、茲に党支部生みの親であり育ての恩人である池田寛作氏は

角倉普造氏と共に、満場哀惜の裡に一先づ退任し、無冠の一會員として新しき尽力に新出發を期せられること、なつた。

次で、恒例に依り晚餐宴に移つたのであるが、当日は日本弁護士協會の大先輩である広島市長横山金太郎氏、広島地方裁判所部長判事原田左近氏、広島弁護士会正副会長何れも來賓として臨席、土井支部長の開宴の挨拶があり、三浦広島弁護士会長の祝賀謝意の挨拶があつて、和氣溢る、食卓が開かれた。

横山市長起つて、「日本弁護士協會の創立は、明治二十九年であるが、設立当時は司法省に対する拮抗対立の一敵国と見られてゐた。夫れが時代の變遷に順応して、協調となり融和となり、朝野打つて一丸となり、司法改善向上の標的を直指して其の進路をとる傾向となつた。司法省が全国弁護士会長を招請して、民意を聴き民意を採納することとなつたのも、司法界の一進歩であると共に、協会活動の功績の一片鱗と見てよい。帝人事件なるものが起つたが、これも明朗公正なる裁判が下されて、帰着すべきところに帰着し、檢察当局、司法省亦寛量宏懷を示すところがあつた。その基くところは、直接に間接に日本弁護士協會の活動に負ふところ、極めて大なるものありと見てゐる。もとより、時代の力の然らしむるところではあるが、これを方向付ける一つの力がなくてはならぬ。即ち、時の流れとこの力とは、左撈右提して進まねばならぬ。そこに、日本弁護士協會存在の必須性があると思ふ。而かも、広島弁護士会率先して竿頭一步を進め、協会機

能の拡大強化に着眼し、支部を設けられて既に二ヶ年、その卓見に対し心からなる敬意を表せざるを得ない。私も古き日本弁護士協会員たり、又広島弁護士会に席を有したるもの、茲に支部第二回総会の席末を汚すを得て、無上の光栄であり又感慨である。」(責筆者に在り)との感懐を述べられ、

原田部長の卓上謝辞其他会員松井繁太郎、秦良一、池田寛作、秦野楠雄、山本將憲諸氏のテーブルスピーチ等で賑はひ、盛会裡に卓を閉ぢた。

○広島支部主催改正商法に関する講演会

昭和十三年六月十六日五時より広島支部に於いては、広島地方裁判所部長判事原田左近氏を講師として、改正商法に関する講演会を開き、支部会員最大多数出席、一時間半に亘って明快精到なる同判事の講述を聴取し、極めて好結果を取めた。

昭和十四(一九三九)年

⑰広島控訴院管内弁護士会聯合会設立(「正義」昭和十四年三月号・五月号、「公論」第四三卷第五号、昭和十四・五)

○広島控訴院管内弁護士会聯合会設立(「正義」昭和十四年三月号) 広島控訴院管内、中国四国六県下の広島、岡山、山口、松江、鳥取、松山の各弁護士会は、昨年五月以来、新弁護士法による聯合会の設立を企画し、数次次代表者の協議を重ねて成案を得、昨秋松江市に開催せられた弁護士大会に於て、広島弁護士会長より之

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

が報告を行ひ、爾來各弁護士会は認可申請に必要な手続きを急ぎつゝ、ありたる所、愈々各会の書類完備し、去る二月二十日広島三浦、岡山尾谷、山口千々松、松江桐谷、鳥取君野、松山佐海各会長の連名を以て司法大臣に対し認可申請の手續を取つた。

○広島控訴院管内弁護士会聯合会初総会(「正義」昭和十四年五月号)

広島控訴院管内弁護士会聯合会の初総会は、去る四月七日午後三時から広島市二葉の里大華楼に於て開催せられ、管内各弁護士会より多数の役員、会員の参集があり、来賓として櫻田控訴院長、神谷検事長、板野地方裁判所長、安岡検事正、池田監督判事等臨席、先づ各弁護士会より推挙の理事に依り第一回理事会が開かれ、次で初総会を開いて、(一) 予算審議の件、(二) 事業の件、(三) 発会式の件等を協議決定し、終つて大広間に於て全員懇親晚餐会を開卓し、土井理事長の挨拶、櫻田控訴院長の祝辞があり、帝国弁護士会、日本弁護士協会其の他からの祝電披露があつて、盛会裡に終了した。初代役員の様相及規約左の如し。

役員及代議員

△理事長 土井與一(広島)、△常務理事 田中康道(広島)、家本爲一(岡山)、△理事 中場彌太郎(広島)、吉賀徳太郎(山口)、中村了詮(山口)、岩本憲一(山口)、林永之(岡山)、田部茂(岡山)、長砂鹿藏(鳥取)、井田重忠(鳥取)、小山晋(鳥取)、桐谷圓藏(松江)、難波督(松江)、栗山政太(松江)、原田光三郎(松山)、松木清三(松山)、宇和川濱藏(松山)、

九〇一(二九七)

△代議員 高木茂(広島)、平田遼一(広島)、吉田助(山口)、三原鼎(山口)、軸原憲一(岡山)、豊田秀男(岡山)、中田義正(鳥取)、住田米太郎(鳥取)、大脇熊雄(松江)、草光義實(松江)、佐海直隆(松江)、且野知止(松江)

広島控訴院管内弁護士会聯合会規約

第一章 総則

第一条 本会ハ広島控訴院管内弁護士会聯合会ト称シ広島控訴院管内ノ弁護士会ヲ以テ組織ス

第二条 本会ノ事務所ハ広島市三川町一番地広島弁護士会事務所内ニ置ク

第三条 本会ハ加盟弁護士会ノ共同利益ノ為メ左ノ事業ヲ為スヲ目的トス

- 一、弁護士業務ノ改善ニ関スル事項
- 二、弁護士ノ品位保持ニ関スル事項

- 三、弁護士試験ノ実務修習方法ノ調査改善ニ関スル事項
- 四、官庁ニ対スル答申及建議ニ関スル事項

五、加盟弁護士会其ノ他ノ弁護士会及他弁護士会聯合会トノ連絡並ニ統制ニ関スル事項

第四条 年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二章 役員
第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク
理事長 一名

常務理事 二名
理事 十五名

役員ノ任期ハ一年トス但シ補欠員ノ任期ハ前任者ノ任期ニ從フ
第六条 理事長ハ本会ヲ代表シ本会ノ事務ヲ統理ス

第七条 常務理事ハ別ニ定ムル職務ノ外理事長ヲ補佐シ理事長差支又ハ欠ケタル場合代テ其ノ職務ヲ行フ

第八条 常務理事及理事ハ理事会ヲ組織シ別ニ定ムルモノノ外左ノ事項ニ付理事長ノ協議ニ応フ 但シ理事長ニ於テ急迫且ツ必要ト認メタル場合ハ書面ニ依リ各常務理事及各理事ノ意見ヲ徴シ理事会ノ協議ニ代フルコトヲ得

- 一、総会召集ノ遑無ク且ツ臨時急施ヲ要スル事項
- 二、総会ニ於テ理事会ノ諮問ヲ經ヘキモノトシタル事項

- 三、加盟弁護士会ニ新ナル利害ヲ及スベキ事項
- 四、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項

第九条 理事ハ加盟弁護士会ヨリ各三名ヲ推挙ス
理事ニ欠員ヲ生シタルトキハ直チニ補欠推挙ヲ為スモノトス

第十条 理事長及常務理事ハ理事中ヨリ之ヲ互選ス
理事長及常務理事欠ケタルトキハ一ヶ月内ニ互選ヲ為スモノトス

第十一条 特定事項ノ審議、調査、又ハ処理ノ為メ委員其ノ他ノ役員ヲ置クコトヲ得
前項ノ役員ニ関スル事項ハ総会ノ議決ニ依リテ之ヲム

第三章 総会

第十二条 総会ハ理事長之ヲ招集ス

第十三条 通常総会ハ毎年一回適宜ノ時機及場所ニ於テ之ヲ開ク

臨時総会ハ事務所所在地其ノ他適宜ノ場所ニ於テ之ヲ開ク

通常総会ハ三十日以前臨時総会ハ十日以前夫々其ノ招集ヲ各加

盟弁護士会ニ通知ス

第十四条 総会ノ議長ハ理事長之ニ任ス

第十五条 総会ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ事項ヲ議決ス

一、加盟弁護士会ノ権利及義務ニ関スル事項

二、官庁ニ対スル答申及建議ニ関スル事項

三、本規約ノ変更ニ関スル事項

四、前各号ノ外理事長ニ於テ総会ノ議ヲ経ルヲ適當ト認メタル

事項

第十六条 総会ノ議事ハ出席シタル各加盟弁護士会代議員ノ多数

決ニ依リ之ヲ決ス可同数ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依

ル

代議員ハ各加盟弁護士会ヨリ各二名ヲ選出ス

第四章 会計

第十七条 加盟弁護士会ハ金壹円ニ各其ノ会ノ会員ノ数ヲ乗シタ

ル金額ヲ一箇年分ノ会費トシテ毎年度初ニ納入スヘキモノトス

前項ノ会員ノ数ハ本会ノ年度初ニ於ケル各加盟弁護士会ノ会員

数ニ依ル

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

第十八条 本会ノ収入及支出ハ予算ノ定ムルトコロニ依ル

予算及決算ハ通常総会ニ提出シ其ノ議決又ハ承認ヲ経ヘシ

第五章 会則及事業規定

第十九条 本規約ノ変更ハ加盟弁護士会三箇以上ノ同意アルニ非

サレハ發議スル事ヲ得ス 但シ法律ノ規定又ハ官庁ノ命ニ依リ

其ノ変更ヲ必要トスル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第二十条 本会ノ事業ニ関スル細則ハ理事会ニ協議シテ理事長之

ヲ定ム其ノ改廃亦同シ

附則

本規約ハ昭和十四年四月一日ヨリ効力ヲ生スルモノトス

司法大臣ノ認可カ前項ノ期日迄ニ到達セサルトキハ其ノ到達ノ日

ヨリ効力ヲ生スルモノトス

本規約カ効力ヲ生シタルトキハ加盟各弁護士会ノ協議ヲ以テ遲滞

ナク通常総会ヲ開ク

前項ノ総会ニ付テハ第十三条第三項ノ期間ヲ置カサルコトヲ得

設立年度ノ役員ノ任期ハ昭和十五年三月三十一日ヲ以テ滿了ス

○広島控訴院管内弁護士会聯合会(公論)第四三卷第五号、昭和一

四・五)

第一回理事会及第一回通常総会状況

広島控訴院管内弁護士会聯合会は、去月廿二日司法大臣の設立

認可あり、其の規約は四月一日を以て効力を発生した。

依て、四月七日午後五時広島市饒津公園大華楼に於て、先づ第

九〇三(二九九)

一回理事会を開き、理事長に土井與一(広島)、常務理事に田中康道(広島)、家本爲一(岡山)の各氏が当選した。

そして、引続き第一回通常総会を開催、各加盟弁護士会の選出に係る代議員によりて、予算案審議の件、発会式開催の件、事業に関する件の審議に入り、種々意見開陳の結果、総て理事長及理事会に一任すること、なつた。

右終つて直ちに懇親会に移り、土井理事長の挨拶、来賓代表櫻田広島控訴院長の謝辞、日本弁護士協会、帝国弁護士会、東京弁護士会其他の祝電披露等あり、主客五十四名、和氣藹々裡に懇親の実を挙げ九時散会した。聯合会の理事及代議員の氏名左(注、省略)の如し。

⑮大日本弁護士会聯合会結成(「新聞」昭和一四・一〇・二〇、昭和一四・一一・八、「新報」昭和一四・一〇・二五、昭和一四・一一・五、「正義」昭和一四年一月号)

○全国弁護士会の大同団結(「新聞」昭和一四・一〇・二〇)
全国弁護士会では、裁判所構成法施行五十年記念日の十一月一日を前にして、来る十月三十一日上野精養軒で、新弁護士法に則る全国各地の弁護士会の聯合会が開催されること、なつた。右聯合会に付議される大日本弁護士会聯合会規約左の如くである。

大日本弁護士会聯合会規約

第一章 総則

第一条 本会は大日本弁護士会聯合会と称す

第二条 本会は弁護士法に基く弁護士会を以て之を組織す

第三条 本会の事務所を東京市麹町区霞ヶ関一丁目一番地に置く

第四条 本会は司法の改善発達を図るを目的とす

第五条 本会の年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に

終る

第二章 役員

第六条 本会に理事九名を置き四名を常務理事とす

第七条 各弁護士会長は会員たる弁護士会を代表す

朝鮮台湾及び関東州の弁護士会は準会員たることを得

第八条 理事は各控訴院所在地の弁護士会長之に當る

第九条 常務理事は東京弁護士会長、第一東京弁護士会長、第二東京弁護士会長及び大阪弁護士会長之に當る

第十条 理事の権限に属する事項の決定は総て一致の意見に依る

常務理事の権限に属する事項亦前項に同じ

第十一条 常務理事は共同して本会を代表し本会の常務を執行す

常務理事一致の意見に依り常務理事中より本会を代表する者を

定むることを得

第十二条 本会の重要事項は理事会に於て之を決定す

理事会に於て必要と認めるときは総会の議に附することを得

第三章 会議

第十三条 定時総会は毎年一回東京市に於て之を開く

理事会に於て必要と認むるときは臨時總會を開くことを得

第十四条 理事会は常務理事会に於て必要と認むるとき之を開く

第十五条 弁護士会長差支あるときは所属弁護士会員中より之に

代る者一名を定むることを得

第十六条 總會の開催は十五日前之を會員に通知す理事会の開催

亦同じ

第十七条 総会理事會又は常務理事會に於ては書面を以て意見を

述ぶることを得

第十八条 總會及び理事會に於ける議長は其の會に於ける出席理

事一致の意見に依り之を定む但し第十一条第二項に依り代表者

を定めたる場合は其の者之に當る

第十九条 總會の議事は出席者一致の意見に依り之を定む

第二十条 總會又は理事會を東京市以外の地に於て開催したると

きは其地の弁護士會長に於て専ら事務處理の任に當る

第四章 會計

第二十一条 本會の經費は各弁護士會の會費其の他の収入を以て

之を支弁す

第二十二条 各弁護士會の會費左の如し會員三百名以上は一ヶ年

金三百円

二百名以上の會は一ヶ年金貳百円

一百名以上の會は一ヶ年金壹百円

五十名以上の會は一ヶ年金五十拾円

広島弁護士會沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

三十名以上の會は一ヶ年金參拾円

二十名以上の會は一ヶ年金貳拾円

二十名未満の會は一ヶ年金拾円

前項の會員数は毎年四月一日現在に依る

第五章 規約事業規定其他

第二十三条 本會の規約の変更は理事會の議を経るに非ざれば發

案することを得ず

第二十四条 本會は會報を發行す

第二十五条 朝鮮、台湾及び関東州の弁護士會は客員たることを

得

附則

本規約は司法大臣の認可書類到達の日より效力を生ず (丁)

本案は十月二日聯合會設立準備委員會に於て可決し規約として

成立した。

尚ほ福岡弁護士會有志は右規約に反対し左の意見書を發表した。

意見書

我日本全國を統一する權威ある弁護士會聯合會の設立は吾人の多年熱望し來れる所なり、然るに大日本弁護士會聯合會設立準備委員會より去る十月九日附を以て送附せられたる聯合會規約は、來る十一月一日に裁判所構成法施行五十年記念式典を期とし、第一回總會を開催せんが爲めに倉皇として起草したるもの、如く意義不明瞭の条項少なからず、組織機構の根本に付ても尚検討を要

すべき点多々あり、其条章の配列等拙劣を極め全国弁護士会が協力作成したる規約としては、弁護士の立法技術を疑はるゝの虞なしとせず、由来弁護士会は官僚の法規制定に関する独善的態度に對し、常に之を非難排撃し来れるに拘はず、設立準備委員会が起草したる規約案を其儘確定規約として、直に聯合会の規約制定並に設立認可申請に関する委任状の送付を求めたるが如き態度は、

在野法曹として洵に遺憾に堪へず。
設立準備委員会が作成せる規約を観るに、果して統一の機関として、全国弁護士会の総意を示現し熱意ある活動を為すに足る機構なるや疑なきを得ず、此の如き杜撰なる規約に依る偽装的組織は断じて吾人の需むる所にあらず。

吾人は茲に聊か所見を開陳し、以て權威ある聯合会の結成に邁進せんことを期す。

○全国弁護士会聯合会の結成（新報）昭和一四・一〇・二五）

来る十一月一日は、現行裁判所構成法施行五十周年にあたり、司法部三長官主催の下に、盛大厳肅に記念式典が挙行せられ、朝野法曹の勤続者功労者に対する表彰が行はる趣であるが、この期に際し、全国弁護士会聯合会が結成せられ、近くその発会式を挙行せらるるまでに準備の促進したるは、何れも国家の爲め同慶の至りである。

今回の全国弁護士会聯合会は、弁護士法第五十二条に依る司法大臣の監督下に、全国各地弁護士会を単位とする法的団体である

が、従来全国的に要望され与論となつた在野法曹の大同団結は、寧ろ在野法曹個人を単位とする私的団体である。

全国弁護士会単位の法的団体は、法規の限界と、その特定目的の範囲を越ゆることを許されないから、従つて、その行動は自然区画された狭少のものたるを免かれぬ。

それが個人を単位とする私的団体としての大同団結にあつては、今回の弁護士会を単位とする法的団体たる全国弁護士会聯合会同様、司法行政に大に協力出来得ることは勿論であるが、一面在野法曹それ自体に関する問題、たとへば弁護士の地位、職能の自衛上から、又は人權擁護等の問題になると、止むなく司法部と對立所信に邁進する場合ならずで、在野法曹の立場や、その伝統としては、寧ろ自由無碍に活躍の出来る個人単位の全国的大同団結こそ、望ましいことである。

しかし、今回の全国弁護士会聯合会の結成は、従来屢々試みられて成功しなかつた、永い歴史を有し、且つ在野法曹個人を単位とする日本弁護士協会と、同じく帝国弁護士会との合同、若くは緊密なる提携も実現出来得るであらうし、延ひては個人単位の全国的在野法曹の大同団結を促進することは、要するに時機の問題であつて、必然とまで思惟せらるるから、今暫くは、弁護士会を単位とする法的団体の結成を以て満足すべきである。

全国弁護士会聯合会の結成せられたることは、一に在野法曹の地位、職能の確立、品位の向上は固より、全弁護士会の全国的に

統一合同の実現したる今後は一層、司法部の刷新、司法上層部人事の交流、法曹一元論の精神的、人的両面の制度化、新法令の実施運用、国民の遵法精神の普及徹底、来るべき時代に順応する立法行政、殊に従来とかく削減され易い傾向にあつた、司法予算の確保等にも協力出来得べく、司法部として、茲に一大支柱を得たるものにして、吾人は国家の為め慶賀措く能はざる所である。

従来司法部の在野法曹団体との協力協調は、形式的、儀礼的であるといふ非難がある。嘗て社説において論じたことがあるが、かの毎年の恒例として開催さる、司法部長官と全国弁護士会長との会同にしても、遠く樺太、朝鮮、台湾、関東州から、多くの経費と時間を費消して出席する各地弁護士会長と司法部との会同は、僅に半日か一日に過ぎず、しかも司法部諸制度の改革刷新、裁判の促進、裁判所職員の待遇改善等、弁護士会長側より司法部に対する建議は多数に上るが、司法部において、これを採択せられたるものは、寥々暁天の星に類する。この際これらの非難を払拭して、もっと実質的に在野法曹との協力、提携を強固にし、所謂司法精神の作興、高調に躍進されんことを切望して止まぬ次第である。

○大日本弁護士会聯合会第一回総会（「新報」昭和一四・一一・五）

全国弁護士会を総括した、大日本弁護士会聯合会の創立第一回総会は、裁判所構成法施行五十年記念日を前に、三十一日夕五時上野精養軒において全国弁護士会長五十余名参集の下に開催され

た。これは、将来全国六千余の弁護士の大同団結を目標に、第二東京弁護士会館に仮事務所を設け、去る二十八日宮城法相より聯合会結成の認可があり、即日設立されたものである。

まづ、設立準備委員会を代表して清瀬東京弁護士会長の挨拶に次いで、小林第二東京弁護士会会長を議長に推薦、満場一致をもって、之に賛成、斯くして直に準備委員会の議事に入った。

議事

奥田浦和会長、中澤長野会長、谷原徳島会長、吉賀山口会長、大塚旭川会長より、理事の数其他規約改正希望意見あり。

これに対しての設立準備委員より、清瀬（東京）及小林（第二）各会長より説明答弁ありしが、従来の弁護士会長会に於ける全国一致の伝統を重んじて、一事懇談会に移せしが、議事重大にして尚研究を要する点あるに鑑み、この問題は次回まで保留することとなつた。時午後五時五十分、満場拍手の中に閉会し、次で東京三弁護士会長の招待会に移り、先づ主催者側を代表して、山内東京第一弁護士会長は、来賓並に出席者に対して挨拶を述べれば、之に対して司法政務次官森田福市、司法省刑事局長黒川渉の両氏から祝辞あり、午後七時半閉会、盛大を極めた。

大日本弁護士会聯合会総会第一回出席者氏名

（東京）会長清瀬一郎、副会長桑名邦雄、同渡邊好人、同猪股淇清（第一東京）会長山内確三郎、副会長吉岡秀四郎、同石井清、（第二東京）会長小林俊三、幹事緒方茂夫、同加藤晃（横浜）会長室伏敬治、（浦和）会長奥

田三之助、(千葉) 会長田中丑藏、(水戸) 会長市毛哲夫、(宇都宮) 会長石田仁太郎、(前橋) 会長植田卓朗、(静岡) 会長村松甚一郎、(甲府) 会長原團次郎、(長野) 会長中澤鷹根、(新潟) 会長松本弘、(京都) 会長青山暢性、(大阪) 會長木村教誨、(神戸) 會長平野廉太郎、(天津) 會長山本福丸、(和歌山) 會長平島本哲郎、(徳島) 會長谷原公、(高松) 會長代理松本貴一、(名古屋) 會長菅武時、(三重) 會長長井源、(岐阜) 會長平岩忠次郎、(福井) 會長金井博、(金澤) 會長益谷幾藏、(富山) 會長星台三、(広島) 會長高木茂、(山口) 會長吉賀徳太郎、(岡山) 會長家本爲一、(鳥取) 會長長砂鹿藏、(松江) 會長代理桐谷圓藏、(松山) 會長原田光三郎、(長崎) 會長岩松繁篤、(佐賀) 會長香田廣一、(熊本) 會長大淵朴、(宮崎) 會長江川甚一郎、(那覇) 會長富山徳潤、(仙台) 會長椎名與作、(福島) 會長代理柳沼保藏、(盛岡) 河野喜藏、(青森) 川口榮之進、(札幌) 村田不三三、(函館)

高橋泰、(旭川) 大塚守穂

以上の外、福岡、大分、秋田の三弁護士会長は、定刻より遅れて傍聴の意味をもって参会し、奈良、高知、鹿児島、山形、釧路、樺太の各弁護士会長は当夜差支の爲出席を見なかった。

東京三弁護士会長招待会来賓

司法政務次官森田福市、司法参与官眞鍋勝、司法省民事局長板野千里、司法省刑事局長黒川涉、日本弁護士協会代表者高橋義次、帝国弁護士会代表者天野敬一、日滿法曹協会代表者長野國助、法律新聞社岡崎源一、同石井敬生、法律新報社森真一郎外記者一名

尚当夜は、宮城司法大臣、泉二天審院長、木村検事総長、岩村

司法次官、秋山司法省刑罰局長、中島司法省調査部長の諸氏も出席の予定なりし処、翌日の司法記念日の準備等公務の爲やむなく出席を中止された。

○待望の弁護士会の全国的大同団結成る十月三十一日記念式典前夜に(新聞)昭和一四・一一・八)

大正十二年法律第五十一号弁護士法改正を契期として、東京弁護士会を脱会した原嘉道博士以下三百八十四名が同年五月廿日第一東京弁護士会を組織し、続いて第二東京弁護士会が故花園博士等に依り組織され、東京に於て三大弁護士会が鼎立し、事毎に意見の対立を来し、在野法曹に執り不便此上もなく、地方の弁護士大会に於て、常に東京に於ける各弁護士会の合同又は聯合が要望されてゐたが、其の時期至らなかつた。

然し、社会の急激な変化に従ひ、如何なる職業と雖も統制の波には抗し得ざる状態と、今月五月十九日の全国弁護士会長打合せ会の席上、東京三弁護士会の当番会、第二東京弁護士会小林俊三氏等の努力により、全国弁護士会聯合会設置の議が満場一致にて可決され、爾來準備委員の手により着々手続進行中であつたが、十月二十八日司法大臣より認可が下り、十月三十一日東京上野精養軒に於て、遂に待望の大日本弁護士会聯合会発会式が挙行された。

当番幹事として第二東京弁護士会長小林俊三氏開会の挨拶をなし、続いて設立準備委員として清瀬一郎氏の挨拶があり、緒方

第二東京弁護士会幹事の経過報告あり、全会一致を以て小林第二東京弁護士会長を議長となし、之に対し奥田三之助(浦和)、吉賀徳太郎(山口)、中澤鷹根(長野)、谷原公(徳島)の各会長より、会の設立には賛成であるが、規約の点にいさ、か不満ありとの意見の開陳があり、約十分間休憩となり、再開の結果、改正意見は重要であるが、近き将来改正する事とし留保することに決定し、原案通りにて成立し、茲に目出度く大日本弁護士会聯合会は成立した。

終つて宴会を開き、来賓として司法政務次官森田福市、同参事官眞鍋勝、民事局長坂野千里、刑事局長黒川渉、日本弁護士協会の代表高橋義次、帝国弁護士会代表天野敬一、日滿法曹会代表長野國助の諸氏出席し、席上山内第一東京弁護士会長の聯合会成立の祝辞、並に之に伴ふ在野法曹の責任の重大なるを力説し、来賓代表として森田政務次官の挨拶、黒川刑事局長の所感の陳述あり、最後に清瀬東京弁護士会長の発声にて、万歳三唱を唱へ閉会となる。

○大日本弁護士会聯合会設立総会〔正義〕昭和十四年一月号

全国弁護士会聯合会の結成

恰も好し、弁護士法第五十二条に基く全国弁護士会の聯合会が、大日本弁護士会聯合会と銘打つて、愈々結成せらるることとなつた。司法の改善進歩の爲めに大いに慶賀すべきである。

此の聯合会は、新弁護士法に依り新しく認められたる公的団体

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

であつて、帝国弁護士会、日本弁護士協会等、全国の弁護士中の有志を以て組織せらる、私的団体とは、自ら其立場を異にするものではあるが、其目的とする所は同じく司法の改善進歩を図るにあつて、何等其間に背馳するものがあるのではない。寧ろ互ひに相提携し鞭撻して、各々所期の目的を達成することに努力せねばならぬ。特に、此の聯合会の特質は、全国各地の弁護士会を打つて一丸とする所に、一層の強みを有することであつて、之れが活用宜しきを得るならば、将来我国司法の改善進歩の爲めに、大なる貢献を爲し得ることは疑いを容れぬ。延いて弁護士品の品位向上にも資すること大なるものがあらう。

大日本弁護士会聯合会設立総会

去る五月十九日全国弁護士会長打合会に於て、弁護士法第五十二条に依る全国弁護士会聯合会設立の件を議決し、爾来各控訴院所在地の弁護士会長を準備委員に挙げて、其の設立を急ぎつ、ありたる大日本弁護士会聯合会は、去る十月廿八日司法省より其の設立を認可せらるるに至つた。時恰も、同省に於て裁判所構成法施行五十年記念式典を挙げるの議あり、十一月一日には全国弁護士会長も其招待を受け、自然上京すべき機会が得られたので、之を機とし、十月三十一日同聯合会の設立第一次の総会を開催すること、爲り、同日午後五時上野精養軒に於て、全国弁護士会長出席の下に開催せられた。

定刻開会、先づ清瀬東京弁護士会長設立準備委員を代表して開

九〇九 (三〇五)

会の挨拶を為し、議長選挙の結果、満場一致の推挙により本年度当番会たる小林第二東京弁護士会長議長席に就き、緒方第二東京弁護士会幹事より設立経過に関する報告ありたる後、議事に入り、左記大日本弁護士会聯合会規約を満場一致を以て可決し、茲に愈々全国を打つて一丸とする弁護士会聯合会の設立を見るに至つた。

右総会終了後、懇親会を開催し、席上主催者在京三弁護士会を代表して山内第一東京弁護士会長より挨拶あり、次いで、森田司法政務次官、黒川刑事局長等来賓の祝辞あり、清瀬東京弁護士会長発声の下に万歳を三唱し、同八時半盛會裡に閉会せり。

大日本弁護士会聯合会規約及び総会出席者左の如し。(注、省略)

(19)裁判所構成法施行五十年記念広島弁護士会の行事(「公論」第四三巻第一号、昭和一四・一二)

広島弁護士会に於ては、裁判所構成法施行五十年の記念行事として、十一月十一日午後二時より広島市小町国泰寺に於て、最近物故したる角倉晋造外五十一名の物故会員(別記)の追悼法要を、在広の遺族十余名を招き厳かに執行した。式の次第は、弁護士会長以下全会員出席、着座するや、秦副会長の開式の辞の後、導師西澤天海師上殿、高木会長より敬弔の辞ありて後、献茶湯の儀あり、次で西澤天海師外十五名の僧侶の誦する読經の声は香煙ゆら

ぐ静寂なる堂内に亘り、参列の遺族をして感泣せしめたり。かくて、高木会長、遺族、会員の順序にて焼香して、同三時過、会長の挨拶にて法要を終了したり。

次に、午後四時より広島市袋町精養軒に於て、広島弁護士会に属すること三十年以上、其の間正義の昂揚に、人權擁護に、将又会務に尽瘁せられ、多大の功績ありたる会員九名の表彰式を挙行したり。同式の次第は、開会の辞、国歌斉唱、宮城遙拝、戦没者慰霊皇軍将兵に対する感謝黙禱に次で、高木会長の式辞があり、引続き会長より別紙被表彰者の九名に対し夫れ々々、表彰状並に記念品を贈呈し、勤務事務員の三氏(別記)にも表彰状及記念品を贈りて多年の功勞に報ひ、これに対し来賓の祝辞及日本弁護士協会及帝国弁護士会、大日本弁護士会聯合会の祝電あり、被表彰者を代表して富島弁護士より謝辞ありたる後、会長の発声にて天皇陛下の万歳を三唱して閉式、時に五時なりき。

引続き祝宴に移り、横山、富島、三浦、甲村諸氏の有益なるテーブルスピーチありて、和氣諷々の裡に散会したり。

物故会員芳名

難波泰慈、脇本東助、三宅昌興、河端守綱、奥本數奇男、湯川愼三郎、天野鐵輔、三戸有治、上野久之助、堀江三正、宮原毎太郎、永野法城、玉木市兵衛、湊正則、庄野雄次、津田千晴、篠原賢、篠原迪、山中正雄、安部改造、多久間信衛、山原富四郎、岡咲禮太郎、玉木次郎、井上房之助、植田壽作、河野暁、吉田眞策、谷音助、森田卓爾、高田似嶋、平本希一郎、

深谷長之助、加友順平、秦野健二、大西虎造、實田實男、松元辰之助、山科愼次郎、石川正、高野一步、原田一、石井清志、波多野勝武、山田宗元、橘高邦香、角倉晋造、三坂繁人、松山廣唐、渡邊又三郎、香川齋、長屋謙藏

被表彰者氏名(注、敬称省略)

横山金太郎(明治二十六年五月一日入会)、小川浩行(明治二十六年五月一日入会)、高橋榮之助(明治二十六年五月十九日入会)、田上諸藏(明治二十七年二月九日入会)、富島暢夫(明治三十二年九月三十日入会)、松井繁太郎(明治三十六年四月二十八日入会)、米田權之助(明治三十九年八月二十八日入会)、池田寛作(明治三十九年十月二十五日入会)、佐藤五三(明治四十年一月十八日入会)、佐藤芳松(明治四十一年四月十七日入会)

事務員之部(注、敬称省略)

三谷春夫(明治四十二年十月一日勤務)、吉森基雄(大正九年十月八日勤務)、尾田榮次郎(昭和五年七月一日勤務)

昭和一五(一九四〇)年

②〇紀元二千六百年奉祝全国弁護士大会(「公論」第四四卷第二号、昭和一五・一二)

紀元二千六百年奉祝全国弁護士大会は、予定の通り準備万端相整ひ、十一月十日午後三時上野精養軒で開会の幕は切つて落とされた。来賓として、司法大臣代理三宅司法次官外在朝の司法大官二十余名、拓務大臣代理、松平貴族院議長、行政裁判所長官及部

広島弁護士会沿革誌 (4)昭和戦前編・上(増田)

長評定官、東京市長代理等約五十名、満洲国、中華民国、蒙古聯合自治政府等の盟邦各国在野の法曹代表六十一名を迎へ、更に当日の被表彰者として招待した全国弁護士会の長老百八名中二十五名の榮ある列席をも得、全国より集つた在野法曹無慮六百名、総計七百余名の豪勢なる集會となり、さしもの上野精養軒も二階全部を取開いて宛てられた会場は、文字通り万場立錫の余地なき迄に押し詰められ、会場の中央に造られた壇上には、来賓朝野の名士約二十名と、左方に大会役員、委員長副委員長相並に各部長相並び、中川会場部長司会の下に定刻開會を宣せられた。

先づ、金子副委員長の開會の辞があつて後、一同起立して国歌を奉唱し、続いて宮城遙拝、樞原神宮遙拝、皇軍感謝の黙禱を済ませ、清瀬委員長壇上に進んで恭しく、紀元二千六百年紀元節に賜つた詔書(注、「勅語」参照)を奉読し、終つて一同着席するや、清瀬委員長再び壇上に現れて、左記の如く奉祝の辞を述べられた。

(注)「勅語」茲ニ紀元二千六百年ニ膺リ百僚庶庶相會シ之レカ慶祝ノ

典ヲ奉ケ以テ肇國ノ精神ヲ昂揚セントスルハ朕深ク焉レヲ嘉尚ス
今ヤ世局ノ激變ハ実ニ國運隆替ノ由リテ以テ判カルル処ナリ爾臣民
其レ克ク嚮ニ降シタル宣諭ノ趣旨ヲ体シ我カ惟神ノ大道ヲ中外ニ顯
揚シ以テ人類ノ福祉ト万邦ノ協和トニ寄与スルアラントヲ期セヨ

紀元二千六百年奉祝之辭

九一一(三〇七)

本年は畏くも皇祖御即位より、二千六百年に該当します。本日は、天皇陛下御親臨、記念の式典を挙行せられました。思ふに、我輩国の際の民草の数は幾らでありましたらうか、今、之を知る由もありませんが、今日より僅か七十年まえ、明治初年の我人口は三千万と伝へて居ります。それが今日は既に一億を超過しました。今日我国の領土は、八州の外、北海道、台湾、樺太、朝鮮、南洋群島に及び、近年友邦滿洲国は成立し、又支那との間にも、近く、共同防共互助敦睦を原則とする条約が成立せんとして居ります。事は之に止らず、今や、南方諸地方を併せて東亜共栄圏を形成せんとして居ります。本年九月成立の日独伊三国同盟条約は、明文を以てこの大東亜共栄圏を承認致しました。右三国同盟条約は、その前文に於て、大東亜及欧州の地域に於て各々当該民族の共栄圏を認め、新秩序を建設し、此の方法に依り世界の恒久平和を招来せんとするの抱負を宣明して居ります。斯くて二千六百年前、六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ふて宇と為さんとの、聖勅は正に御言葉通り実現せんとして居ります。実に隆なりと申さなければなりません。吾々は生を此の盛世に享けたることを、此上もなく幸福なりと感ずるのであります。

然し乍ら、過般の御勅語にもあります通り、万邦をして各々其の所を得しめ、兆民をして悉くその堵に安んぜしむるといふことは、実に曠古の大業であります。その成就までには、前途猶ほ遼遠なることを覚悟しなければなりません。我々臣民たる者、協心戮力、皇運の扶翼に邁進すべきであります。我国運の斯くまでに隆盛となりし原因如何。興亡常なき世界の歴史の中にありて、独り我国が、万邦無比の国体を保持し、進歩発展を続けて

行く理由は奈辺に在りませうか。今、是を察しますものに、その依て来る所は凡そ三つではありますまいか。その一は申す迄もなく、我皇室の御稜威御仁慈、及恩沢であります。その二は、我臣民の忠君、愛国、武勇、正義の資質であります。而してその三は、我国の外来文化を摂取し、之を同化したる態度であると思ひます。前の二つのことに付ては今、茲に繰返し述べませぬが、最後の我国が外来文化を摂取し、同化したる態度について一言することの御許しを得たいと存じます。

我国は外来文化を遠慮なく摂取しますが、然し、何時でも之を其儘鵜呑みには致して居りませぬ。常に之を日本的に同化し、消化し、日本人の血と為し、肉と為して居るのであります。その例の一つは彼の仏教であります。インドに起つた仏教は、本来は個人的のものであります。個人に安心立命の心的状態を作爲するのに努めたものであります。我が国に渡来してからは「鎮護国家」の教となり、又、「立正安国」を説くを旨としたのであります。即ち国家といふもの、存在と、発展に寄与することを重要任務と致して居ります。外国渡来の文化の第二は儒教であります。儒教の中心を為すものは天命思想であります。天命を受けた者が天下を治めるものであります。如何なる皇室も、天命を失へば天下を治める権利がない。茲に禪讓、放伐の理論が生じました。然し儒教が我が国に渡来してからは、斯の如き理論は是認せられませぬ。忠孝一本の日本儒教が発達し、国本と結び付いたことは諸君御了知の通りであります。

こゝに問題となるは、欧州文化であります。明治以来我国は欧州文化の中、法律学なるものを輸入致して居ります。ヨーロッパに於ける法律学は、

大体対立といふことがその一要素であります。例へば権利に対しては義務が対立し、國權に対しては民権が対立し、政府に対しては議會が対立するといふ仕組であります。三權分立とか、対立牽制とかいふことがヨーロッパの法律文化の根底に横はる一の考へであります。此のヨーロッパ思想も我國に繼承せられて以来、幾多の経験の結果、こゝに日本的に同化せんとする運動が起りました。之が今回の大政翼賛運動であると思ひます。大政翼賛運動自体のことについては今、詳しく述べる場合でありませぬ。唯、次に少しく本会員等の關係を以て居られる裁判制度並に法律のことに付て言及させて頂き度い。

我國の裁判組織も亦、之を創設した当初に於ては、対立思想を以て運用された形跡があります。當時に於ては、法廷は裁判官と、検事と、弁護士との対立の壇場であると考へられた形跡がないでもありません。然し乍ら、今日、更に審に考察してみますれば、被告も、原告も、俱にこれ、陛下の赤子である。判事と、検事と、弁護士は、職域は異に致して居りますけれども、本来は一の目的のためにその仕事を遂行しつゝ、あるものであるとの考へが、近時油然として台頭して居ります。これ即ち日本国民が外来文化を消化し、同化するの一事例であると言はなければなりません。

本来、権利と義務とは対立する性質のものではない。之を日本的に考ふれば、権利の反面が即ち義務であつて、義務を尽すことは、義務者の権利である。義務者が完全に義務を履行することは、その名譽を保持する所以であります。世間では近時、公益を先にし私益を後にするといふ言葉を使つて居りますが、日本的に考ふれば、之はまだ十分ではありません。「公益即私益」、

「私益即公益」の境地に至つて、初めて日本的であるといふことが出来ます。忠は即ち孝、孝は即ち忠であります。

本日会同の者は、法律と學識を以て國に尽しつゝ、あるものであります。或る時は迷へる人民のため親切なる友となり、或る時は法といふ形にて表現せらるゝ、國家意思を民間に伝へる教師となり、又時あつては民間の苦しみを政府に訴ふる代弁者となるのであります。極めて短き見地を以てしまつると、此等の作用は時の為政者には苦痛であり煩はしきことでありませうが、是亦終局は國家のためであります。幸なことに、インドの仏教思想や、支那の儒教が、日本的に同化し、皇道に帰一した如く、今や欧米の權利思想も我國風に同化しつゝ、あることは顯著に、且つ具體的に之を認識することが出来ます。この事は初めに述べました我國力の進展増大と相並んで、國家生長の姿でありまして、誠に目度いことであると言はなければなりません。

茲に聊か我國力の伸張と法律界の現況を併せ觀察して、紀元二千六百年奉祝式日に際し、満腔の祝意を表するの言葉と致し度いと存じます。

それより、賀表奉呈に決議に入る。委員興秋高義恭しく賀表の原案を奉読すれば、万場拍手を以て之に應へ、清瀬委員長原案通り可決せられた旨を宣し、追つて宮中の御都合を伺ひ、私より奉呈することに致しますと結ばれた。

賀表

畏クモ 神武天皇 天神 皇祖國ヲ授ケ給ヒシ神徳ヲ継ギ惟神ノ宝位
ニ光臨座セシヨリ以速于今 二千六百年 伏シテ惟ニ爾ニ萬世不易

靈嗣一系 現津御神

天皇陛下 靈体弥栄 稜威八紘ニ輝キ 皇徳宇内ニ洽シ 今ヤ非常ノ時

局ニ際シ今日ノ佳日ニ遭ヒテ肇国悠久皇謨雄深隆昌ナルヲ念ヒ 感歎

感激歎喜并舞措能ハズ 何ゾ勝ヘンヤ 臣等弁護士 国憲国法ノ擁護

ヲ以テ天職トシ和衷至誠努メテ国体ヲ明徴ニシ宏遠ナル皇圖ヲ翼賛シ

誓ツテ聖恩ノ万ニ一応ヘ奉ランコトヲ期ス 仰ギテ 無窮ノ宝祚ヲ

齎ヒ 謹ミテ 宝寿ノ万歳ヲ祝ギ 誠歎誠喜恭シク寿詞ヲ奉リ畏ミ畏

ミ聞シ食セト曰ス 恐惶恐惶 頓首頓首

昭和十五年十一月十日

紀元二千六百年奉祝全国弁護士大会

代表者 勳三等 臣清瀬一郎

次いで、皇道翼賛の宣誓に移り、委員明禮輝三郎宣誓文を朗読すれば、是亦万場拍手を以て之に応へた。

皇道翼賛ノ辞

伏シテ惟ルニ 遠皇祖宸極ニ照臨シ給ヒテヨリ 実ニ忒千有六百載

八紘為宇ノ宏謨赫奕トシテ四海ニ光被ス 感激何ソ之ニ如カン 今ヤ宇内

ノ形勢愈險艱 国事益多難ニシテ諸政革新ノ非常時ニ際セリ 臣等弁護

士職ヲ司法ノ領域ニ奉スル者 其責務ノ真ニ重且大ナルヲ痛感シテ已マス

則チ茲ニ 千載不磨ノ大典タル帝国憲法ヲ遵守擁護スルト共ニ 之二悖ラ

サル司法新体制ヲ確立シテ 以テ皇道翼賛ノ臣分ヲ全フセシコトヲ 誠恐

誠惶謹ンテ誓フ

右宣誓ス

昭和十五年十一月十日

紀元二千六百年奉祝全国弁護士大会

それより、功勞者表彰に入り、前田委員左記百八名の氏名を呼

上げ、右総代として今村力三郎氏を指名すれば、今村氏壇上に進

む、清瀬委員長表彰の辞を述べ、表彰状を今村氏に手交すれば、

万場拍手を以て之を祝福した。

紀元二千六百年奉 被表彰者 (略敬称)

祝全国弁護士大会 (順不同)

(注) 省略「被表彰者」。広島の被表彰者は、田上諸藏、富島暢夫、横山

金太郎、高橋榮之助、小川浩行。

次で、今村氏は被表彰者総代として、左の通り答辞(注、省略)を述べて、七十歳老齡尚ほ意氣壯な所を見せ、一同万雷の拍手を以て之を悦んだ。

それより來賓の祝辞となり、左の如く内閣総理大臣以下來賓の

祝辞があり、更に祝電披露の後、清瀬委員長長の発声にて聖寿万歳

を三唱し、戸倉副委員長閉会の辞を述べ、目出度此の奉祝大会を

終了した。時に午後五時。

(注) 省略「祝辞」内閣総理大臣侯爵近衛文麿、司法大臣風見章、拓務

大臣秋田清、大審院長泉二新熊、検事総長岩村通世、東京市長大久

保留次郎、駐日滿洲国特命全權大使阮振鐸、中華民國駐東京弁事処

処長孫理甫

奉祝宴

午後六時、一同、精養軒一階大広間に設けられた祝宴場に入る。見渡せば会場正面には大日章旗を張り、煌々たるシャンデリアの下、相会する来賓会員無慮七百余名、未曾有の一大祝宴である。盃を挙げて皇国の隆盛を祈念しつ、デザートコースに入るや、祝宴進行係黒澤子之松君やをら起ち上り、

甚だ僭越ではありますが、一言申し上げます。本日は各位の熱誠なる御賛助に依りまして、前古未曾有とも申すべき大祝典を催ほす事の出来ました事は、主催者側と致しまして、厚く感謝の意を表する次第であります。就きましては、参加者が予定数を突破致しました関係から致しまして、会場狭溢を来しまして万事不行届きの点平に御許しを願ひたいと思ふのであります。

是より、清瀬委員長の開宴の御挨拶が御座います。(拍手)と述べれば、委員長清瀬一郎君起ち、一言開宴の挨拶を申し上げます……(注、省略「清瀬委員長の開宴挨拶」……)。

続いて、大審院上席部長判事長島毅君来賓代表として指名せられて起つ。

(注) 省略「長島毅君来賓代表の挨拶」

以上各挨拶を終り、行政裁判所長官三宅徳業君の発声にて

天皇陛下万歳を奉唱

斯くて予定の順序を終り、静岡弁護士会会長岩田實君外数氏から所感演説等あり、和氣堂に満ちて奉祝の夜は更けて行つた。

紀元二千六百年奉 参会者名簿(略敬称)

祝全国弁護士大会(順不同)

(注、省略)。広島からは、

池田寛作、井上博、秦野楠雄、岡田陸藏、樽谷稔、中場彌太郎、三

浦強一、三宅清、島重太郎が参加した。